

企画総務委員会

令和5年1月26日

1 報告事項

【環境まちづくり部】

- (1) 外濠公園総合グラウンドの利用に伴う規程整備等について 【資料】
- (2) お茶の水橋補修補強工事について 【資料】
- (3) 外濠公園総合グラウンド改修整備工事について 【資料】
- (4) 明大通りⅡ期歩道拡幅工事について 【資料】
- (5) 千代田区災害廃棄物処理計画（案）について 【資料】
- (6) 千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン（素案）について 【資料】
- (7) 千代田区川沿いのまちづくりガイドライン（素案）について 【資料】
- (8) 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討について 【資料】

【政策経営部】

- (1) 副区長の定数について 【資料】
- (2) 千代田区第4次基本構想（素案）等について 【資料】
- (3) 千代田区手数料に関する規定整備について 【資料】
- (4) 千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規定整備について 【資料】
- (5) 下水道局「千代田幹線整備事業」工事用地の貸付期間の更新について 【資料】
- (6) 千代田区人材育成基本方針改定（案）について 【資料】

2 その他

外濠公園総合グラウンドの利用に伴う規程整備等について

1. 規程整備の理由

これまで外濠公園総合グラウンドの利用については、野球を中心としてきたが、改修後はサッカーやフットサル等での利用も可能となる。また、これまで冬季は休場期間としていたが、通年での利用も可能となる。

一方で、施設利用の予約に際しては、年間100件以上の無断キャンセルが発生しており、有効な施設利用ができない等の課題があった。

ついては、この課題を解決するため、無断キャンセル等を防ぐことを目的に、新たに無断キャンセル等に対する利用制限に関して、都市公園条例において整備する必要がある。

2. 内容

(1) 有料施設の使用料の種別の変更	種別を「野球・ソフトボール・サッカー等」と「運動会・陸上競技等」とする。
(2) 有料施設の無断キャンセル等を行った者に対する利用制限の設定	無断キャンセルは1回につき3か月間、利用日4日前以降のキャンセルは1回につき1か月間、それぞれ抽選申込と空き施設予約ができない期間を設定。
(3) 有料施設の利用制限、権利の譲渡禁止等の設定	公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある場合等は、利用制限を可能とする。 使用承認者以外への権利の譲渡や転貸を禁止。

3. 意見公募の概要

(1) 意見募集期間・意見数

令和4年12月5日（月）～12月19日（月） 12件

(2) 意見の概要

①意見者の区分

千代田区在住者（在住・在勤者含む）：8名 新宿区在住者：4名

②賛否等の内訳

- ・賛成（キャンセル規定に前向き）の意見：7件
- ・直前までキャンセル認める提案意見：2件
- ・その他の意見：3件

③主な意見（抜粋）

- ・無断キャンセルは悪質なので2倍～3倍の料金いただく。
- ・直前キャンセルも厳しいペナルティを課すべきだと思う。
- ・無駄キャンセル、直前キャンセルにペナルティをつけることにより効率的に利用されることを希望する。
- ・他区や都の施設と同様のペナルティの仕組みを採用頂きたい。
- ・賛成、当日のみならず前日、前々日のキャンセルも制限すべき。
- ・グラウンドはみんなで公平に使えるもので、予約だけして使わないのはとんでもないことで、区にしっかり対策をしてほしい。

- ・無断キャンセル防止策として、利用料の事前入金もありだと思ふ。
- ・直前キャンセルできるのがこれまでのメリット、直前キャンセルを当日 1～2時間までにしてはどうか。

4. 施行予定の期日

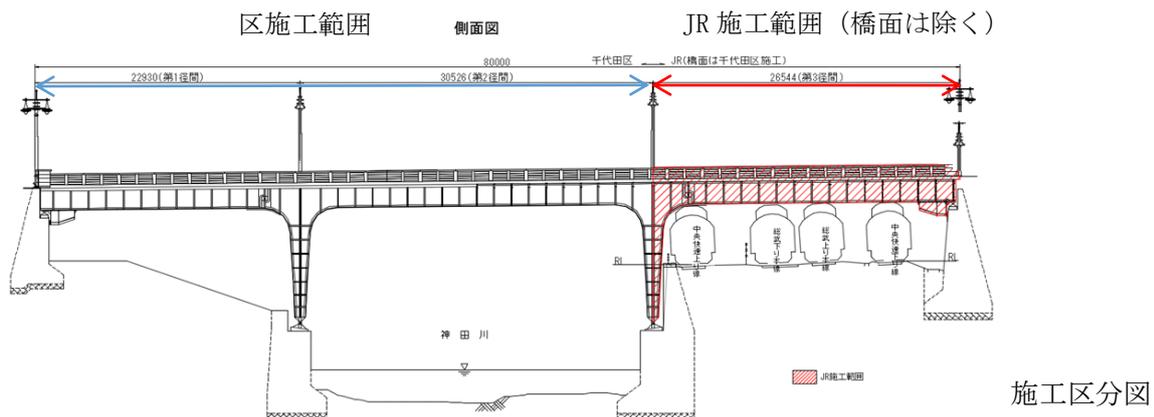
- (1) 有料施設の使用料の種別の変更 : 令和5年4月1日
- (2) 利用制限等の設定 : 令和5年7月1日

お茶の水橋補修補強工事について

1 工事概要

本工事は、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、経年劣化に対する補修や補強部材の設置による耐荷化・耐震性の向上を図ることで、災害時の避難や物資輸送路の確保を図るとともに、歩道拡幅・バリアフリー化等を行うものである。

- ・ 契約番号：第 000000690 号
- ・ 工事場所：千代田区神田駿河台二丁目 1 番地先～文京区湯島一丁目 5 番地先
- ・ 工期：平成 29 年 12 月 12 日～令和 7 年 3 月 31 日
- ・ 請負業者：鉄建・スバル興業建設共同企業体
- ・ 契約金額：3,083,154,500 円
変更金額：3,113,063,500 円
増加金額：+29,909,000 円 (+0.97%増)



2 変更の概要

(1) 変更内容

インフレスライドの請求に対する増額 29,909,000 円

(概要) 今般、急騰する労務価格への対応として、請負業者よりインフレスライドの請求があったため、残工事に関する労務単価について、申請年度の単価を適用することとし、契約金額を増額する。

【インフレスライド適用日】令和4年8月1日から

(2) 変更根拠

工事約款第 24 条第 6 項に基づいて変更するものである。

外濠公園総合グラウンド改修整備工事について

1 工事概要

本工事は、外濠公園総合グラウンドの人工芝化ならびに照明灯のLED化を主体とする改修整備工事を行うものである。

契約番号：第000000555号
 工事場所：千代田区五番町（外濠公園総合グラウンド）
 工期：令和4年7月19日～令和5年3月31日
 請負業者：スポーツ・MCCスポーツ建設共同企業体
 契約金額：429,385,000円
 変更金額：449,671,200円
 増加金額：20,286,200円

2 変更の概要

既設グラウンドの芝生の撤去を行ったところ想定以上に根が深く生育しており、発生材の処分量が大幅に増となった。また、撤去によりグラウンドの高さが変わり、取付部の高さ調整がより広い範囲で行う必要が生じた。合わせて、既設構造物の撤去時に想定以上の劣化や、現場打ちにより設置されていたため取り壊しが必要なものが確認されたため、劣化防止の追加や工法の変更が必要となった。その他、工事契約後に各スポーツ協会より、グラウンド設備等への追加要望があったため、契約変更により対応する。

【変更項目】（直接工事費）

A 芝生の根張りによる鋤取り量の増 ・芝生鋤取り深さ増、土舗装部分の芝鋤取り増	<u>4,700,000円</u>
B グラウンド周辺取付部の高さ調整範囲拡大による増 ・正面入り口部、裏側搬入路、ストック場等	<u>1,400,000円</u>
C 現場状況により施工方法を変更したことによる増 ・現場打ち横断側溝撤去、基礎コン打設等	<u>3,200,000円</u>
D グラウンドの利便性・安全性向上のため増 ・横断側溝蓋の滑り止め塗装、観客席劣化防止追加	<u>4,000,000円</u>
E 照明固定用金具の再利用による減 ・照明塔上部固定金具の製作→再塗装	<u>▲1,500,000円</u>
F 各協会からの追加要望による増 ・ゲートボールコートのポイント追加、ソフトボールベースのポイント追加等	<u>600,000円</u>
	<u>計 12,400,000円</u>

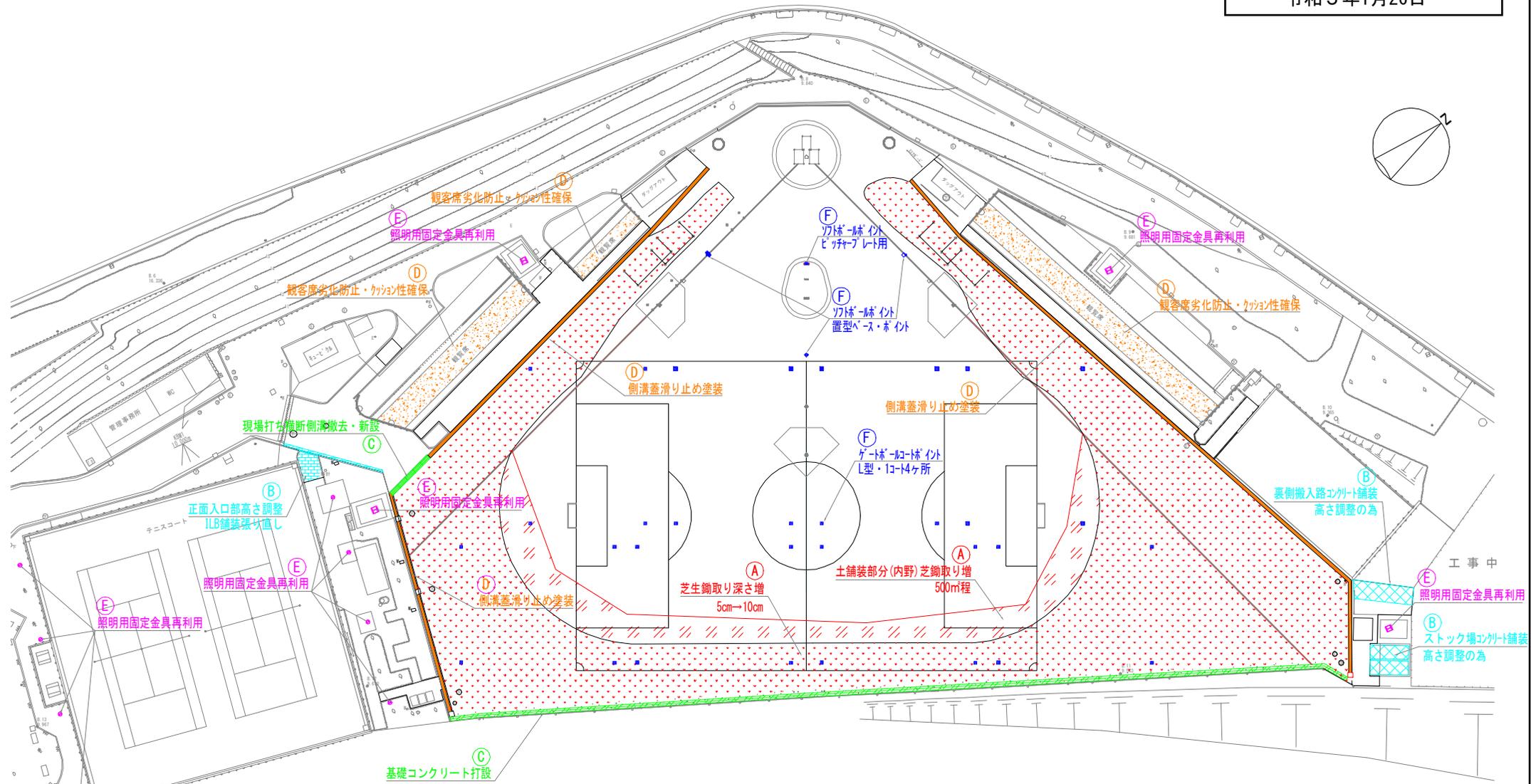
【変更額】

12,400,000円 × 1.63%^(※) = 20,286,200円（税込）（約4.7%）

※諸経費率（共通仮設費、工事管理費、一般管理費等）

3 変更根拠

「工事請負契約における変更ガイドライン」に基づいて変更するものであり、下記の項目に該当している。
 工事契約約款第17条第1項第5号 設計図書で明示されていない施工条件について、予測することができない特別な状態が生じた場合



変更項目

記号	項目名	概算金額	備考
(A)	芝生の根張りによる鉤取り量の増	4,700,000 円	
(B)	グラウンド周辺取り付け部の高さ調整範囲拡大による増	1,400,000 円	
(C)	現場状況により施工方法を変更したことによる増	3,200,000 円	
(D)	グラウンドの利便性・安全性向上のための増	4,000,000 円	
(E)	照明固定金具の再利用による減	▲1,500,000 円	
(F)	各協会からの追加要望による増	600,000 円	

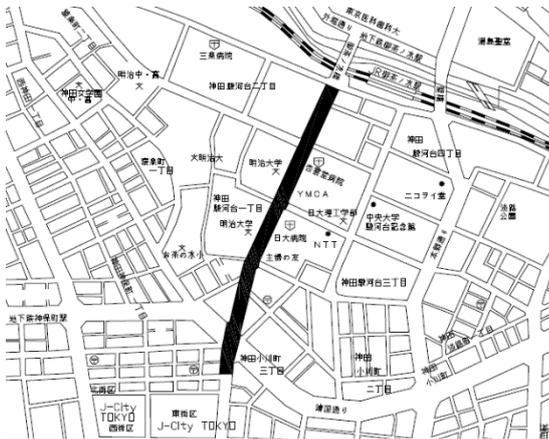
明大通りⅡ期歩道拡幅工事について

1 工事概要

本工事は、誰もが安全かつ快適に移動することができるよう、歩道を拡幅し、セミフラット方式による段差解消等のバリアフリー化と併せて、保水性カラー舗装化及び遮熱性舗装化並びにLED照明灯への転換等の環境に配慮した道路整備を行うものである。

- ・契約番号：第000000758号
- ・工事場所：千代田区神田神保町一丁目41番地先～神田駿河台二丁目1番地先
- ・工期：令和3年12月10日～令和5年5月31日
- ・請負業者：大林道路株式会社
- ・契約金額：339,900,000円
- ・変更金額：341,532,400円
- ・増加金額：+1,632,400円（+0.4%増）

案内図



2 変更の概要

(1) 変更内容

街路灯の基礎形状変更による増額 1,632,400円

(概要) 街路灯の建柱のため、現地を掘削したところ、当初想定にない地下埋設物（水道管や東京電力配電管等）が発生した。よって街路灯の基礎形状を変更したため、契約金額の増額変更を行う。

【変更金額】326,480円/基 × 5基 = 1,632,400円

・車道照明基礎規格（3基）

【設計】 500mm×500mm×2,100mm

【変更後】700mm×1,600mm×940mm（2基）、700mm×700mm×1,390mm（1基）

・歩道照明基礎規格（2基）

【設計】 500mm×500mm×1,200mm

【変更後】600mm×700mm×950mm（1基）、600mm×600mm×1000mm（1基）

(2) 変更根拠

「工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づいて変更するものであり、下記の項目に該当している。

工事約款 17 条第 1 項第 5 号 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合

千代田区災害廃棄物処理計画(案)【概要版】

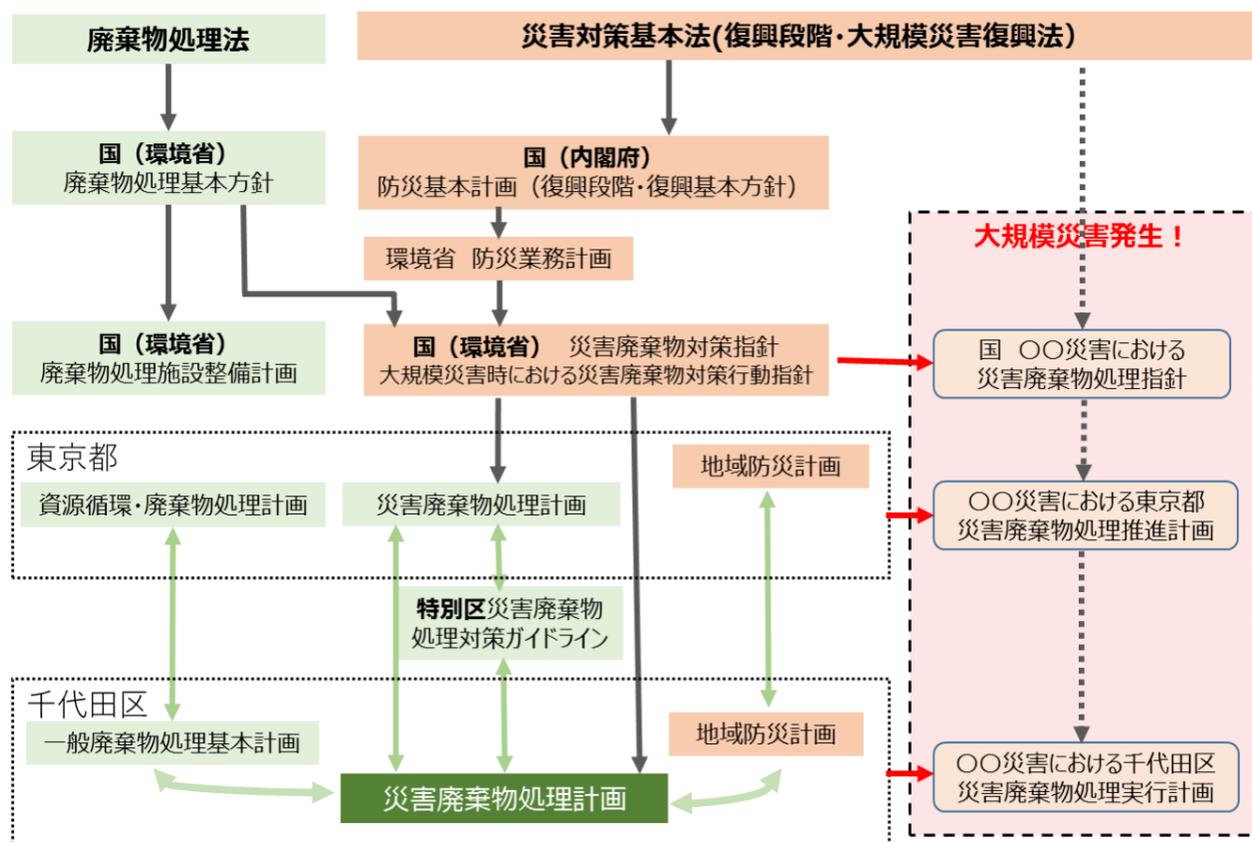
環境まちづくり部資料 5-1
令和5年1月26日

1 総則

1) 計画の背景・目的 (1.1~1.2)

- 東日本大震災等、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が発生し被害も甚大化。災害廃棄物が大量に発生。
- 国は国民の生命・財産を守るため、「災害廃棄物対策指針」により、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速に処理する対策についての基本的事項を示し、東京都も「東京都災害廃棄物処理計画」を策定。
- 特別区と東京二十三区清掃一部事務組合は「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を作成し、特別区における災害廃棄物・し尿の円滑な処理のための対策を示した。
- 本区も、地域特性を踏まえ、災害時における相互支援体制や組織・配備体制など、災害廃棄物処理に関する基本的事項を定め、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的に、「千代田区災害廃棄物処理計画」を策定する。
- 関連計画や関係法令との整合性を図るとともに、「千代田区地域防災計画」を補完

2) 計画の位置づけ (1.3)



3) 対象とする災害 (1.5.1)

千代田区地域防災計画に示された地震災害及び風水害被害を想定災害とする。

【対象とする災害及び発生する災害廃棄物】

対象とする災害	地震	風水害、その他の自然災害
発生する災害廃棄物の例	損壊建物の解体がれき 被災家屋からの片付けごみ 仮設トイレからのし尿	損壊建物の解体がれき 被災家屋からの片付けごみ 仮設トイレからのし尿 土砂、降灰、土砂混じりがれき

【対象とする地震災害と想定被害 (出典・平成24年4月東京都防災会議資料、現行の区地域防災計画に基づく)】

想定地震		名称：東京湾北部地震(冬・夕方) 規模：M7.3 最大震度：7
想定被害	人的被害	死者：273人、負傷者：10,364人 滞留者：1,080,758人、帰宅困難者：501,355人 避難者：11,076人
	建物被害	全壊棟数：835棟、半壊棟数：1,775棟 焼失棟数：2棟

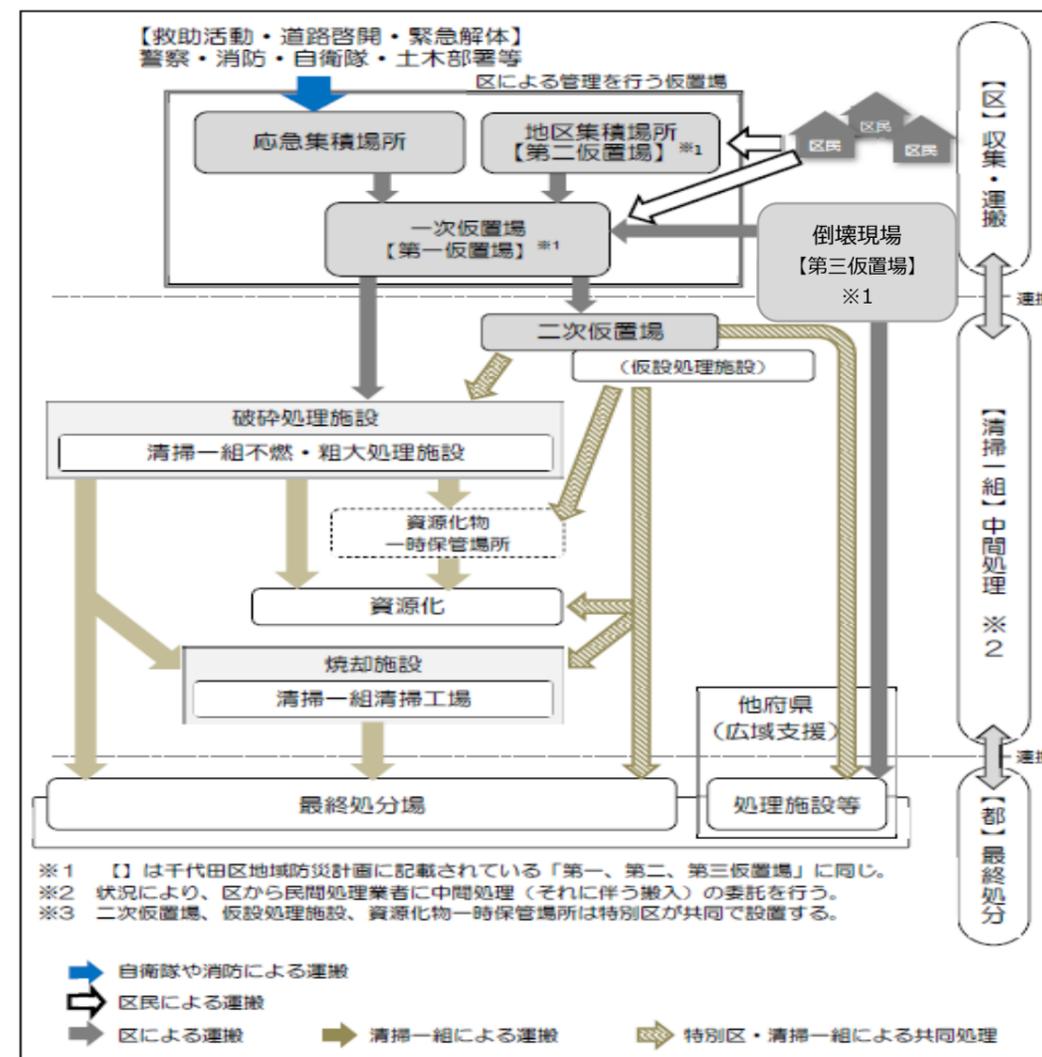
4) 対象とする廃棄物 (1.5.2)

- 対象とする廃棄物は地震等の災害によって発生する①災害がれき②被災者や避難者の生活等に伴い発生するごみ③仮設トイレのし尿とする。

区分	品目の例
災害がれき(解体がれき、片付けごみ)	木くず、コンクリートがら、金属くず、ほか
被災者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ
し尿	仮設トイレからの汲み取りし尿

5) 災害廃棄物の処理の流れ (1.6)

(1) 災害がれき処理の流れ



(2) 避難所ごみ、生活ごみの流れ

- 区民等の協力を得て分別を行い、腐敗性が高いものを優先的に収集する。原則として通常のごみ集積所を利用し、収集して中間処理施設に搬入

(3) し尿処理の流れ

- 下水機能の有効活用をはかることを原則とする。仮設トイレや災害用トイレを併用した場合、協定先の民間事業者等の協力により収集し下水道局の水再生センターに搬入

(4) 災害がれきの分別、減量化、再資源化の流れ

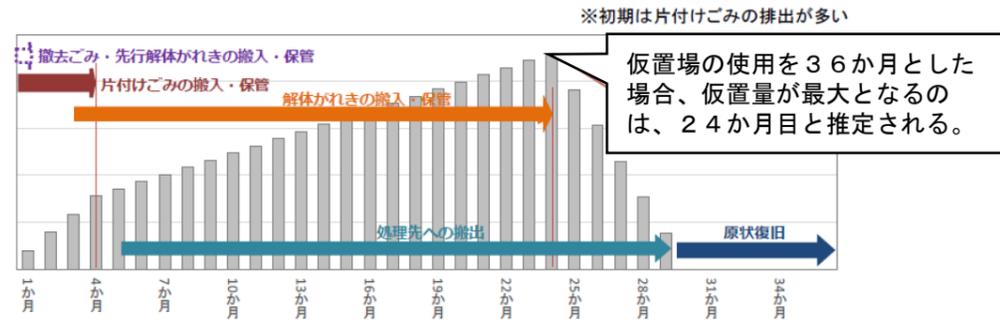
- 災害がれきの分別・再資源化は処理期間の短縮、最終処分量の削減等非常に重要であり、災害時においても徹底を図る

6) 災害がれき発生量 (1.7.1)

- 平成 24 年 4 月 18 日東京都防災会議被害想定報告書における「首都直下地震等による東京の被害想定（東京湾北部地震）」の千代田区の被害棟数から算出した災害がれきの発生量は、最大約 60 万 t（コンクリートがら 49 万 t、木くず等 11 万 t）に上ると推計。
- これは、千代田区における年間ごみ量（令和 3 年度実績、59,703t）の約 10 年分に相当。

7) 仮置場の必要面積 (1.7.2)

- 特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインに基づき、災害がれきを全量・一時的に仮置きした場合の仮置場必要面積は約 17 万 8 千㎡と推計。
災害がれきの仮置場での保管量推移は、以下の図のとおり。



2 災害廃棄物処理に係る基本的事項

1) 主体ごとの役割 (2.1.1~2.1.7)

基本的に災害廃棄物は発生した自治体内で処理することが原則である。災害の規模などにより特別区や東京都などとの連携は随時検討する。

主体	主な役割
千代田区	災害廃棄物の収集・運搬、一次仮置場の設置と管理
特別区	二次仮置場・仮設処理施設等の共同設置と管理
東京二十三区清掃一部事務組合	可燃・不燃・粗大ごみの中間処理、くみ取りし尿・浄化槽汚泥の処理
東京二十三区清掃協議会	廃棄物収集車両の各区への配車調整
東京都	被害状況等を踏まえた技術的支援や各種調整
事業者	災害廃棄物の適正処理
区民	排出段階での分別の徹底

2) 千代田区災害対策組織体制 (2.2.1)

発災後は、地域防災計画または事業継続計画に基づき、災害対策本部をはじめとした実施体制を構築する。
災害廃棄物の処理は、千代田区災害対策本部内の清掃班及び環境班で対応する。

3 災害廃棄物対策

1) 基本方針 (3.1)

- ① 計画的かつ迅速な処理……計画的かつ迅速な災害廃棄物処理を進め、適宜計画の見直しも行う。
- ② 資源循環及び環境に配慮した処理……分別による資源の循環利用や最終処分量の削減に努める。
- ③ 安全対策の徹底……区民や従事する作業員、ボランティア等の安全対策を徹底する。
- ④ 経済性に配慮した処理……処理方法や処理先の検討にあたっては、費用の効率的な低減を図る。
- ⑤ 区民や事業者への分かりやすい指導……排出・分別方法を分かりやすく広報し、ごみ出しルールを指導する。
- ⑥ 関係機関との緊密な連携……特別区や清掃一組、東京都、民間事業者などとの緊密な連携を図る。
- ⑦ 災害対応力向上のための人材育成……災害廃棄物処理には専門的な知見が必要となることから、人材育成を図る。

2) 処理の流れ (3.2)

災害廃棄物の処理完了までに要する期間は可能な限り短縮を目指す。なお被害が甚大であること等により長期の処理が見込まれる場合においても、広域処理・民間活用等を検討することにより発災後 3 年以内の処理を目途に行うものとする。

対応項目	主体	初期期 (発災～3日程度)	応急対応前期 (～3週間程度)	応急対応後期 (～3か月程度)	復旧・復興期 (～3年程度)
廃棄物部局の体制整備	区	■			
状況把握	収集運搬体制の被災状況確認	■			
	廃棄物処理施設の利用状況確認	■			
	被災状況の把握	■			
災害廃棄物	応急集積所の設置	■	■		
	地区集積所運用の決定、状況把握	■	■		
	一次仮置場の確保、開設	■	■		
	一次仮置場の運営管理	■	■	■	
	二次仮置場・処理施設への搬出、処理			■	■
	家屋解体(公費解体)	■		■	■
仮置場の閉鎖・原状復旧	■				■
処理計画	災害廃棄物発生量の推計	■	■	■	■
	処理フローの検討(協議・調整)	■	■	■	■
	災害廃棄物処理実行計画の作成	■	■	■	■
仮生活 ごみ イミ レ	生活ごみ、避難所ごみの収集、処理	■	■	■	■
	仮設トイレの設置、し尿の処理	■	■	■	■
	平時の処理体制への移行	■	■	■	■

3) 仮置場等 (3.5)

(1) 仮置場の種類と特徴

- 救助活動、道路啓かいなど災害発生初期段階の活動において支障となる廃棄物（災害がれき）のほか、被災建物や廃棄物を速やかに解体・撤去・処理・処分を行うために、災害廃棄物の仮置場を速やかに設置する
- 仮置場の種類と機能等は以下のとおり（特別区災害廃棄物ガイドラインを参考に作成）

種類	設置主体	設置期間	機能
地区集積所	区	初期期～応急対応期 (発災～3か月程度)	区立公園等を利用し、区民が自ら廃棄物を持ち込む場所として設置
応急集積場所	区	初期期～応急対応期 (発災～3か月程度)	緊急道路障害物除去により集めたがれきを、処理体制が整うまで仮置するために設置
一次仮置場	区	応急対応期～復興期 (発災後～2年程度)	地区集積所、応急集積場所から廃棄物を搬入し、選別後に第二仮置場や他の処理場に運搬するまで仮置場として設置
二次仮置場	特別区	一次仮置場設置後～ 復興期 (発災後～3年程度)	各区より持ち込まれる廃棄物を、大型機械等により選別し、他の処理場に運搬するまで仮置場として設置

(2) 仮置場候補地

- 災害発生後に速やかに仮置場設置が行えるよう、平常時から活用可能な場所や利用可能性の調査協議を行い総合的に判断
- 候補地選定は、区有地、国、都等の公園等を基本に行うが、災害の規模により、必要面積の確保が困難な場合等には、やむを得ず民有地を借地することがある。

(3) その他

- ① 生活ごみ・避難所ごみの処理
平時と変わらず、収集・運搬については特別区の相互援助体制を整備、処理について清掃一組と連携
- ② 帰宅困難者対策
本区の地域特性から多数の帰宅困難者（約 50 万人）が想定される。滞留者についても約 108 万人が想定される事業系のごみとしての処理を基本とする。災害発生後に公園等へ投棄されたごみも考慮した収集・運搬体制を検討

千代田区災害廃棄物処理計画 (案)

令和5年〇月

千 代 田 区

目次

第1編 総則	1
1.1 計画の背景	1
1.2 計画の目的	1
1.3 計画の位置付け	1
1.4 本区の特性	3
1.5 計画の対象	4
1.6 災害廃棄物の処理の流れ	9
1.7 災害がれき発生量	16
第2編 災害廃棄物処理に係る基本的事項	23
2.1 災害廃棄物処理の実施主体	23
2.2 組織体制の構築	24
2.3 協力・支援体制	28
2.4 情報収集・住民広報	31
2.5 処理計画の見直し	34
2.6 職員訓練等	34
2.7 国庫補助金の申請	34
第3編 災害廃棄物処理対策	35
3.1 基本方針	35
3.2 処理の流れ	36
3.3 災害廃棄物処理実行計画	37
3.4 災害廃棄物処理対策	38
3.5 仮置場等	46
3.6 生活ごみ・避難所ごみの処理	52
3.7 災害用トイレ及びし尿処理対策	53
3.8 帰宅困難者対策	55
3.9 外国人対策	55
3.10 倒壊建物等の解体・撤去	56
3.11 環境モニタリング	58
3.12 貴重品・思い出の品	59
3.13 国庫補助金の申請	60

第1編 総則

1.1 計画の背景

我が国では、平成23年の東日本大震災以降、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が発生しており、被害も甚大化している。災害が発生すると、電気・ガス等のライフラインや交通障害等のあるなか、通常のごみと性状の異なる災害廃棄物が短時間に大量に発生する。

国では、東日本大震災以降の様々な知見を踏まえ、「災害廃棄物対策指針」（以下、「環境省対策指針」とする。（平成30年3月改定））により、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速に処理するための対策についての基本的事項を示している。

東京都においても、「東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月）」により、都内の災害廃棄物の処理に関する必要な考え方や処理方法等を示しているほか、特別区と東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（平成27年3月特別区清掃主管部長会）」（以下「ガイドライン」という。）を作成し、特別区における災害廃棄物・し尿の円滑な処理のための対策を示している。

また、本区は皇居や霞が関、永田町、大手町といった政治・経済の中心機能を有するとともに、昼間を中心に多くの人口流入があるという特性があることから、これらの特性を踏まえた災害時の応急対応全般を検討する必要がある。

1.2 計画の目的

本区は、これらの背景を踏まえ、災害時における相互支援体制や組織・配備体制など、本区の災害廃棄物処理に関する基本的事項を定め、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することにより、区内の環境衛生を確保し、区の早期の復旧・復興に資することを目的として、「千代田区災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとする。

なお、本計画は、関連計画や関係法令との整合を図るとともに、「千代田区地域防災計画（令和4年修正。以下「地域防災計画」という。）」を補完するものとする。

1.3 計画の位置付け

本計画の位置付けを、図1.1に示す。

本計画は、環境省対策指針や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき、東京都災害廃棄物処理計画及び千代田区地域防災計画との整合性を図りながら、区内の災害廃棄物の処理に関する事項を補足する計画として位置付けて策定するものである。

さらに災害発生時には、地域防災計画に基づき、被害状況等の情報収集を行ったうえで、本計画に基づき災害廃棄物の発生量や、処理期間等の推計及び具体的な処理体制について検討を行い、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

なお、本計画は、これらの関連計画や被害想定の見直し、被災事例に伴う課題などを踏まえて随時改定を行う。

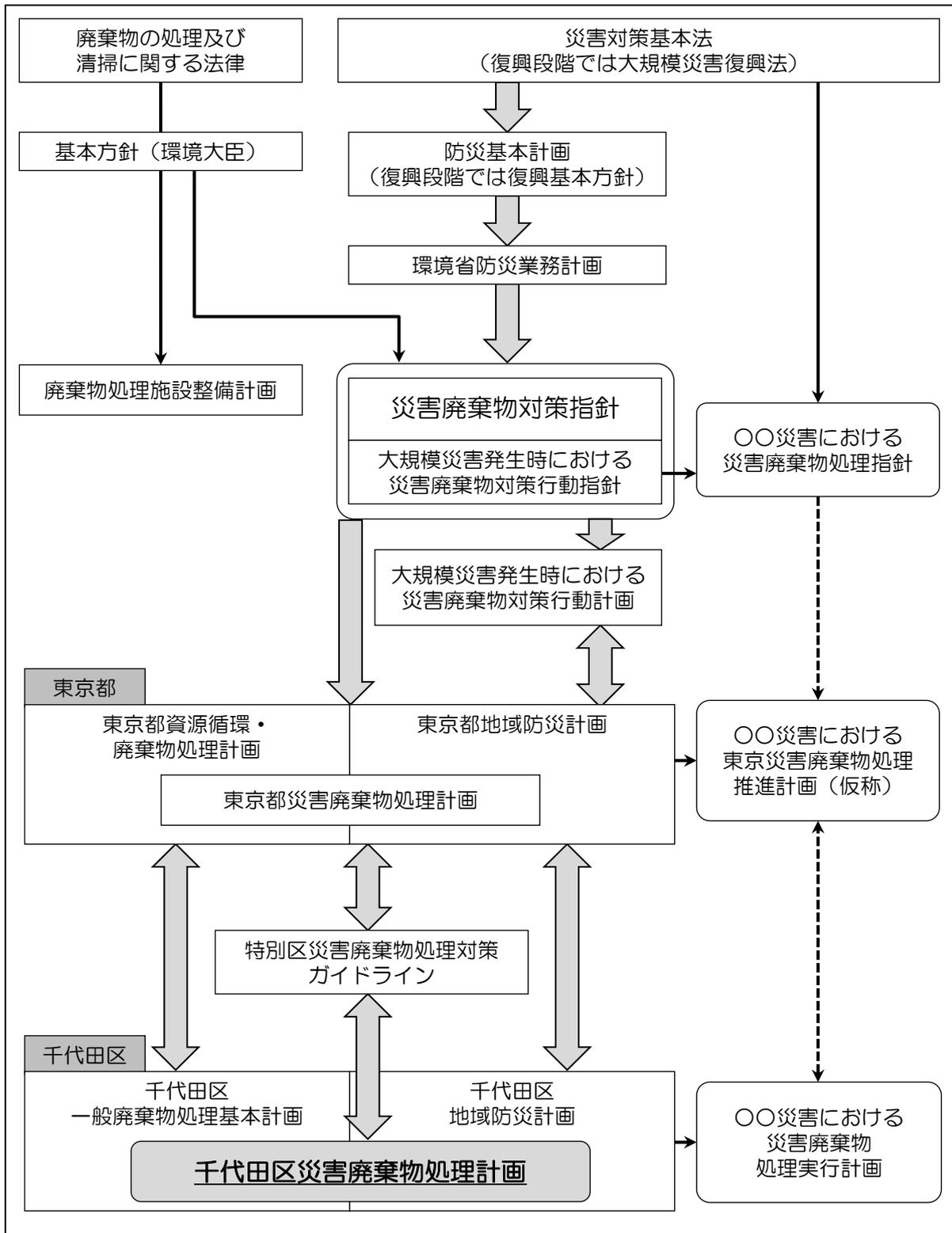


図 1.1 計画の位置付け

1.4 本区の特性

本区は、東京都の東部に位置し、東は中央区、台東区、西は新宿区、南は港区、北は文京区に接している。

地形は、山の手台地と神田川に沿った低地とに大別される。区内の河川は、神田川と日本橋川があり、神田川は、井の頭池を水源として、杉並、中野、新宿、文京各区を経て飯田橋からお茶の水、秋葉原を経て隅田川に注いでいる。また、日本橋川は、小石川橋の下流で神田川から分派し、大手町、日本橋を経て隅田川に注いでいる。

区の中央部に皇居を有し、南部の永田町、霞が関地域は国会議事堂をはじめとする政治、経済の中心を占め、東部は東京駅を中心に日本の産業の中核機能をもつ丸の内、大手町地区のビル街である。このため、他の居住地域から通勤・通学のため本区内に流入する昼間人口が特別区のなかでも突出して多い。

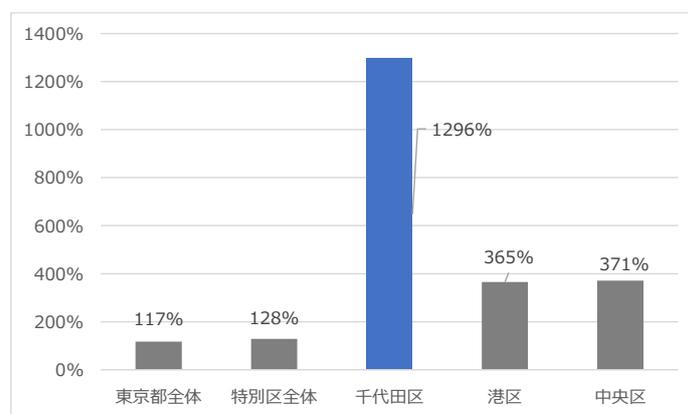


図 1.2 本区及び都内自治体の昼夜間人口比率 (2020 年度予測値より)

表 1.1 本区及び都内自治体の昼夜間人口比率、昼間人口などの数値

	昼夜間人口比率 (%)	2020 年度 昼間人口予測 (人)	2020 年度 常住人口予測 (人)
東京都全体	116.9%	16,443,005	14,060,363
特別区全体	128.2%	12,501,467	9,747,907
千代田区	1,295.7%	875,878	67,601
港区	365.2%	973,607	266,588
中央区	370.8%	638,409	172,183
【参考】千代田区住民基本台帳情報 (令和 2 年 10 月 1 日) 現在		人口	67,042 人
		世帯数	37,770 世帯

出典：東京都昼間人口の予測 (令和 2 年 3 月、東京都) など

1.5 計画の対象

1.5.1 対象とする災害及び被害想定

(1) 対象とする災害

本計画で想定する災害は、地域防災計画で示された地震災害及び風水害被害とし、被害想定については、想定し得る最大規模のものを採用し対応を検討することで、それより小さな被害においても対応可能な内容とする。

対象とする災害及び発生する災害廃棄物は表 1.2 のとおりである。

表 1.2 対象とする災害及び発生する災害廃棄物

対象とする災害	想定される被害	発生する災害廃棄物の例
地震	地震の揺れによる建物の倒壊	損壊建物の解体がれき 被災家屋からの片付けごみ 仮設トイレからのし尿
風水害、 その他の自然災害	大雨、集中豪雨などによる洪水 や浸水、火山の噴火、竜巻・突 風による被害	損壊建物の解体がれき 被災家屋からの片付けごみ 仮設トイレからのし尿 土砂、降灰 土砂混じりがれき（土砂や流木と解 体がれき、生活ごみ等の混合物）

(2) 地震災害

地震災害の被害規模は、千代田区地域防災計画（令和4年修正）における被害規模と整合を図り、東京都「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24（2012）年4月、東京都防災会議）」で被害が最も大きく見込まれている東京湾北部地震（マグニチュード（以下「M」と表記）7.3）の想定を前提とする（表 1.3 参照）。

表 1.3 想定地震による区の被害想定概要

想定地震		名称：東京湾北部地震（冬の夕方18時 8m/秒） 規模：M7.3、最大震度：7
想定被害	人的被害	死者：273人、負傷者：10,364人 滞留者：1,080,758人、帰宅困難者：501,355人 避難人口：11,076人、避難生活者数：7,200人
	建物被害	全壊棟数：835棟 半壊棟数：1,775棟 焼失棟数：2棟 合計：2,612棟
	ライフライン被害	上水道施設（断水率）：52.0% 下水道施設（被害率）：28.8%

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日、東京都防災会議）

表 1.4 東京湾北部地震（M7.3）の千代田区の被害

想定項目		千代田区			
条件	規模	東京湾北部地震 M7.3			
	時期及び時刻	冬の朝 5 時	冬の昼 12 時	冬の夕 18 時	
	風速	8m/秒			
	最大震度	震度 6 強			
人的被害	死者	33 人	336 人	273 人	
	原因別	建物被害等	33 人	333 人	271 人
		地震火災	0 人	1 人	1 人
		急傾斜・落下物・ブロック塀	0 人	1 人	1 人
	負傷者	916 人	12,858 人	10,364 人	
	(うち重症者)	(127 人)	(1,679 人)	(1,355 人)	
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	905 人	12,822 人	10,333 人
		地震火災	1 人	24 人	20 人
急傾斜・落下物・ブロック塀		11 人	13 人	12 人	
屋内収容物の移動・転倒 (参考値)	41 人	657 人	525 人		
物的被害	建物被害 (全壊)	835 棟	835 棟	835 棟	
	建物被害 (半壊)	1,775 棟	1,775 棟	1,775 棟	
	焼失棟数 ^{※1}	1 棟	2 棟	2 棟	
	ライフライン	電力施設(停電率)	31.5%	31.5%	31.5%
		通信施設(不通率)	1.2%	1.2%	1.3%
		ガス施設(支障率)	83.1~100%		
上水道施設(断水率)		52.0%			
下水道施設(被害率)	28.8%				
その他	帰宅困難者の発生	—	501,355 人	501,355 人	
	避難者の発生(ピーク時)	11,072 人	11,076 人	11,076 人	
	避難生活者数	7,197 人	7,199 人	7,200 人	
	エレベータ閉じ込め台数	645 台	645 台	645 台	
	災害時要援護者死者数	13 人	7 人	7 人	
	自力脱出困難者	324 人	4,417 人	3,563 人	
	震災廃棄物	60 万 t	60 万 t	60 万 t	

出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成 24 年 4 月 18 日、東京都防災会議）

※1 焼失棟数には、倒壊建物も含む。

※2 端数処理の関係で合計は合わないことがある。

～地震被害想定の特徴と概要～

本計画は、東京都災害廃棄物処理計画及び特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインで被害想定としている、「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月、東京都防災会議）を用いた地震被害想定の中からも、本区の地域防災計画でも採用し、本区の被害が最大と見込まれる「東京湾北部地震（マグニチュード7.3）」の被害想定より災害廃棄物発生量を推計した。

本被害想定は、2011（平成23）年に発生した東日本大震災による被害の状況（地震による倒壊や火災の発生など）から客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即した被害想定へと全面的に見直しされたものである。

○ 東日本大震災を踏まえ、現行の被害想定を見直し

- 客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即した被害想定へと全面的に見直し（地震モデル、火災の想定手法の改良）

再検証	【首都直下地震】	東京湾北部地震 (M7.3)	多摩直下地震 (M7.3)	首都直下地震防災・減災特別プロジェクトの研究成果を反映し、最新のモデルで検証
追加	【相模湾地震】	元禄型関東地震 (M8.2)		大規模相模湾型地震の検証
追加	【活断層で発生する地震】	立川断層帯地震 (M7.4)		地下の浅い部分で発生する地震の検証
- フィリピン海プレート上面の深度が従来の想定より浅いという最新の知見を反映 → 震源が浅くなるため、従来の想定より震度が大きくなる
- 津波による被害想定を考慮 → 過去の記録等で、釧路に最も大きな津波をもたらしたとされる元禄関東地震（1703年）をモデルとして検証

○ 想定結果の特徴

- 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に

震度6強以上の範囲は、東京湾北部地震	区部の約7割
多摩直下地震	多摩の約4割
- 東京湾沿岸部の津波高は、満潮時で最大T.P.2.61m（品川区 ※地盤沈下を含む。（T.P.＝東京湾平均海面））

同川敷等で一部浸水のおそれがあるが、死者などの大きな被害は生じない

- 東京湾北部地震の死者が最大で約9,700人

区部本遊住宅密集地域で、建物倒壊や焼失などによる大きな被害

○ 被害の概要（冬の夕方18時・風速8m/秒）

	【首都直下地震】		【相模湾地震】		【活断層で発生する地震】	
	東京湾北部地震 (M7.3)	多摩直下地震 (M7.3)	元禄型関東地震 (M8.2)	立川断層帯地震 (M7.4)		
人的被害	死者	約9,700人	約4,700人	約5,900人	約2,800人	
	倒れ	約5,800人	約3,400人	約3,500人	約1,500人	
	大怪	約4,100人	約1,300人	約2,400人	約1,100人	
	負傷者	約147,600人	約101,100人	約108,300人	約31,700人	
	（うち重傷者）	（約21,900人）	（約10,800人）	（約12,900人）	（約4,700人）	
	負傷者	約129,900人	約96,500人	約98,500人	約27,800人	
物的被害	大怪	約17,700人	約4,600人	約9,800人	約3,900人	
	建物被害	約304,300棟	約139,500棟	約184,600棟	約85,700棟	
	倒れ	約116,200棟	約75,700棟	約76,500棟	約35,400棟	
	大怪	約188,100棟	約63,800棟	約108,100棟	約50,300棟	
避難者の発生（1人1日換算）	約339万人	約276万人	約320万人	約101万人		
総被害総数	約517万人					

出典：首都直下地震等による東京の被害想定・概要版（平成24年4月、東京都防災会議）

(3) 風水害、その他の自然災害

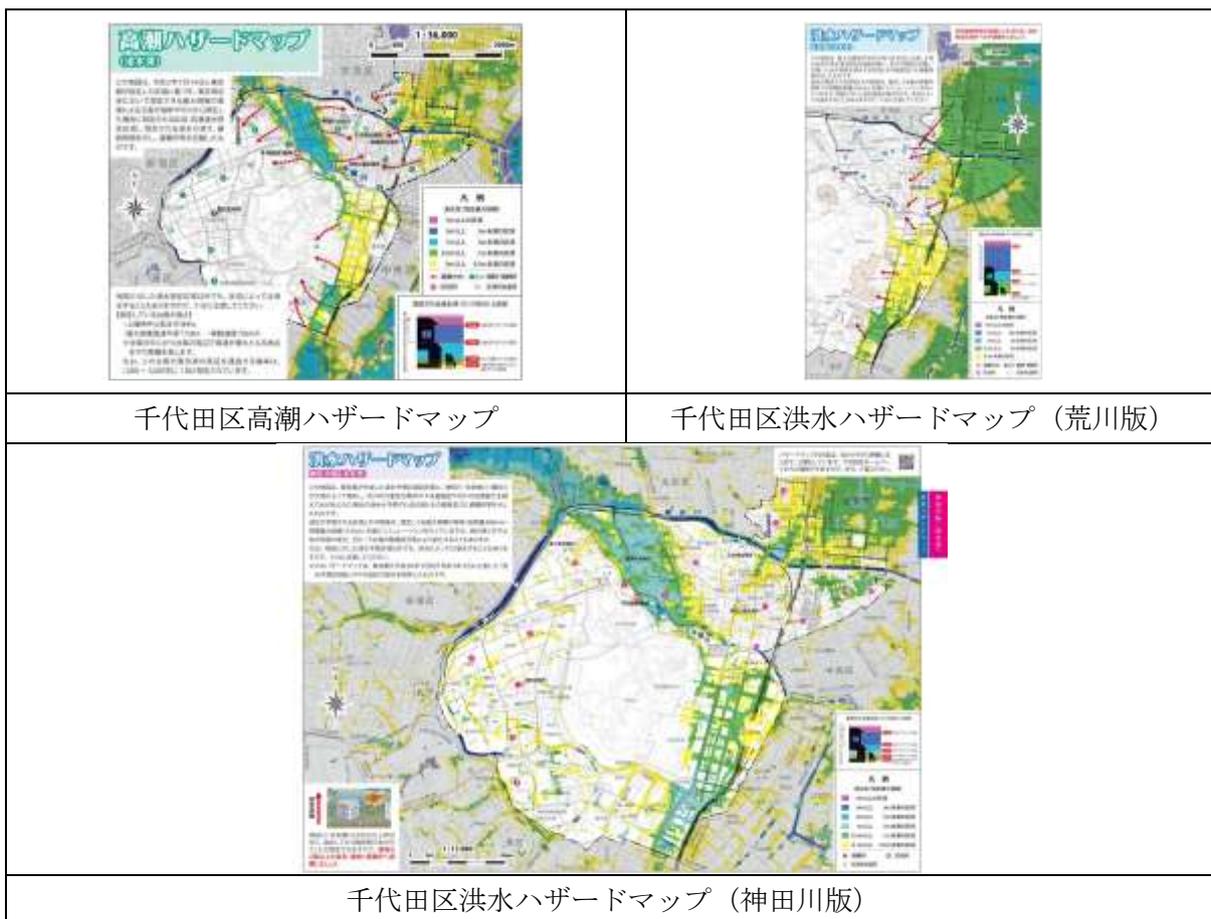
区では、都市化の進行にともない、建物や道路舗装などの浸透能力の低い施設の拡大により、流域の保水及び遊水機能の低下で、台風や集中豪雨等による雨水が下水道施設に集中し、下水道施設の処理能力を超え道路冠水やビル等の地下室への流入などの都市型水害が発生することがある。このような都市型水害にも対応できるよう、区内の主要河川である神田川・日本橋川・隅田川の増水について、「千代田区洪水ハザードマップ（神田川版）」を作成するほか、荒川の堤防が複数決壊した場合を想定した「千代田区洪水ハザードマップ（荒川版）」を作成している。

いずれの浸水被害も一部区域に限られ建物の倒壊はほとんど無いものと想定される。このことより、風水害による被害棟数及び災害廃棄物発生量は、地震災害による被害想定を上回ることはなく、地震災害を想定した対応で補完できるものと考えられる。

～外水氾濫と内水氾濫～

外水氾濫：川の水が堤防から溢れる、あるいはそれによって川の堤防が破堤した場合等に起こる洪水のことをいう。外水氾濫の場合には、大量の高速氾濫流が一気に市街地に流入し短時間で住宅等の浸水被害が起こるため、人的な被害が起きる場合が多い。

内水氾濫：市街地に降った雨が雨水処理能力を超える、あるいは河川の水位が上昇することで排水できないことにより水が溢れることで発生する洪水のことをいう。内水氾濫では、マンホールからの雨水逆流などの現象が見られる。



出典：千代田区地域防災計画・資料編（令和4年）

図 1.3 区の洪水・高潮ハザードマップ

1.5.2 対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、地震等の災害によって発生する①災害がれき、②被災者や避難者の生活等に伴い発生する生活ごみ、③仮設トイレのし尿とし、これらをまとめて「災害廃棄物」という。対象とする災害廃棄物の種類と品目の例を表 1.5 に示す。

表 1.5 対象とする災害廃棄物の種類

区分	種類	品目の例
災害がれき (解体がれき、片付けごみ)	木くず	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
	可燃性混合物 *	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃性混合物 *	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在した廃棄物
	コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
	金属くず *	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片、スチール製の家具
	腐敗性廃棄物 *	畳や被災冷凍冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等
	廃棄物混じり土砂 *	河川の氾濫や土砂崩れにより発生する土砂、石、汚泥や、細かな廃棄物が混在した堆積土砂等
	廃家電製品 *	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの
	処理困難物	有害物質を含む廃棄物 *
感染性廃棄物		医療機関等からの使用済み注射針、使い捨て注射器、その他感染症対策により使用済みとなったマスク・手袋等
その他の適正処理が困難な廃棄物 *		消火器、ガスボンベ、スプレー缶、灯油、ガソリン、エンジンオイル、有機溶媒（シンナー等）、石膏ボード、スプリング入りマットレス 等
被災者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	主に被災した家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
し尿	し尿	仮設トイレからの汲み取りし尿

* 片付けごみとして、発災直後に多く排出されることの多い廃棄物

1.5.3 対象とする組織

本計画の対象とする組織は、廃棄物処理事業を所掌する環境まちづくり部千代田清掃事務所ほか区の関連部署とする。

また、一部は、平時より廃棄物の中間処理を行う清掃一組及び東京都下水道局（中部下水道事務所）と連携した対応も含むものとする。

1.6 災害廃棄物の処理の流れ

1.6.1 災害がれきの処理の流れ

災害がれきの処理の流れを図 1.4 に示す。処理の基本的な方針は下記のとおりである。

- ✓ 災害がれきの処理は、可能な限り特別区内で処理することを原則とし、区単独で対応せず、特別区一体で対応する。
- ✓ 発災直後は、救援活動を円滑に行うため実施する道路等障害物除去作業及び倒壊建物の解体により生じたがれきは応急集積場所で保管し、一次仮置場に搬出する。
- ✓ 被災した家庭から排出される家財などの片付けごみは、本区では車を保有していない家庭が多いことから、町会等と連携し、地区集積所に一時的に集積する。地区集積所から一次仮置場への運搬は区で実施する。
- ✓ 地区集積所及び一次仮置場では、木くず、コンクリートがら、金属くず等の品目別に分類し保管する。

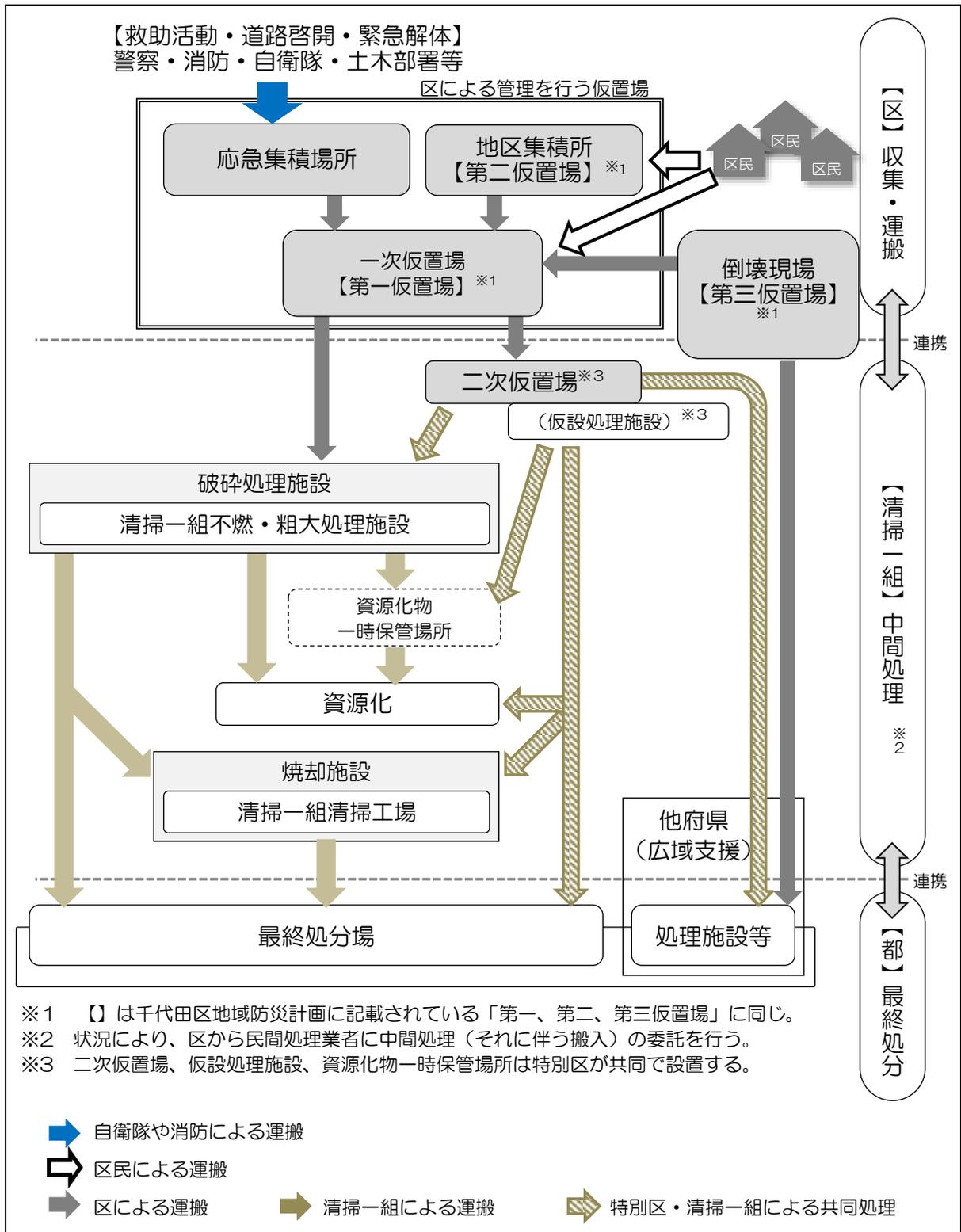


図 1.4 災害がれきの処理の流れ

1.6.2 避難所ごみ、生活ごみの処理の流れ

避難所ごみ及び生活ごみの処理の流れを、図 1.5 に示す。

区は、災害により排出される避難所ごみ・生活ごみについて、区民等の協力を得て分別を行い、また、腐敗性が高いものを優先的に収集する。被災した区民の排出するごみは、地区集積所（公有地等の収集可能な場所に設けられた場所）に排出するよう指導する。また、避難所ごみ・生活ごみの収集運搬について、応援自治体等の人員並びに機材などを活用し、可能な限り速やかに清掃一組のごみ処理施設にて処理を行う。

清掃一組のごみ処理施設への短期大量投入が困難である場合には、公有地等を中継所として活用する。

また、必要に応じて都へ調整・支援を要請するなどごみ処理体制の構築を推進する。

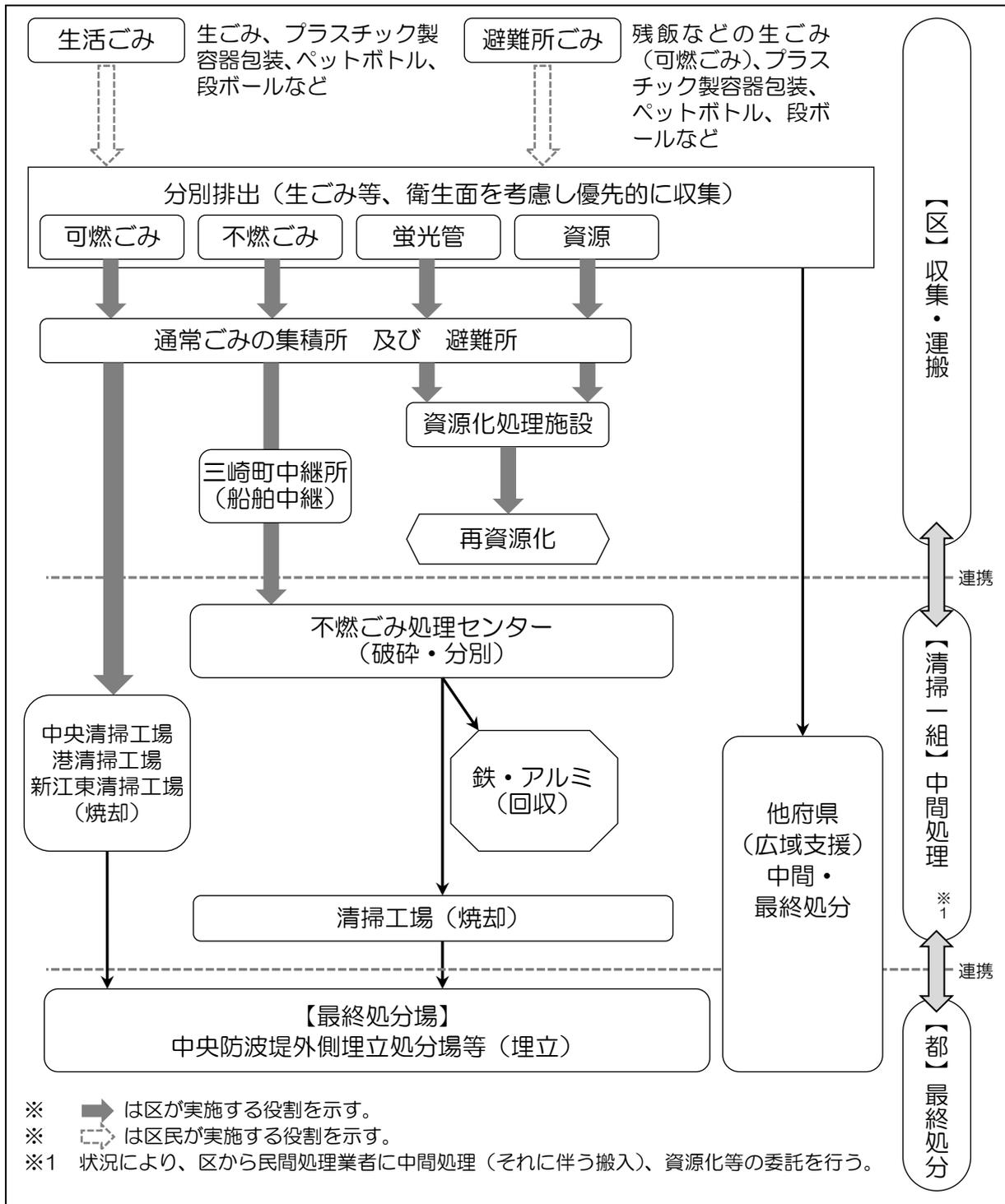


図 1.5 生活ごみ・避難所ごみの流れ

1.6.3 し尿処理の流れ

避難所や仮設トイレから発生したし尿の処理は、区、清掃一組の協働で実施する。

し尿処理は、下水道機能の有効活用を図ることを基本とし、防災用水を活用しながら可能な限り既存の水洗トイレや下水道直結によるマンホールトイレを利用する。

発災直後など下水道の機能に支障がある場合においては仮設トイレや災害用トイレ（携帯トイレ）等を併用する。この場合の貯留したし尿については、区が協定締結先の民間事業者等の協力により収集し、都下水道局と連携し、水再生センター等への搬入体制を整備する。

表 1.6 し尿処理に関する都と区の役割分担

応援要請	区（清掃事務所）は、し尿発生量を予測し、他自治体等に対して応援を要請し、収集体制の整備を行う。
情報連絡	区（清掃事務所）は、搬入先等について都下水道局と調整し、搬入できる下水道施設（水再生センター及び管路）を定める。
し尿の収集運搬	区（清掃事務所）は、日々、し尿の収集作業計画を策定し、し尿収集（応援自治体を含む）を行い、下水道施設（水再生センター及び管路）に運搬する。
し尿の処理	都下水道局は、し尿収集作業計画に基づき搬入されたし尿を受け入れ、処理を行う。

出典：千代田区地域防災計画（p.2-121）

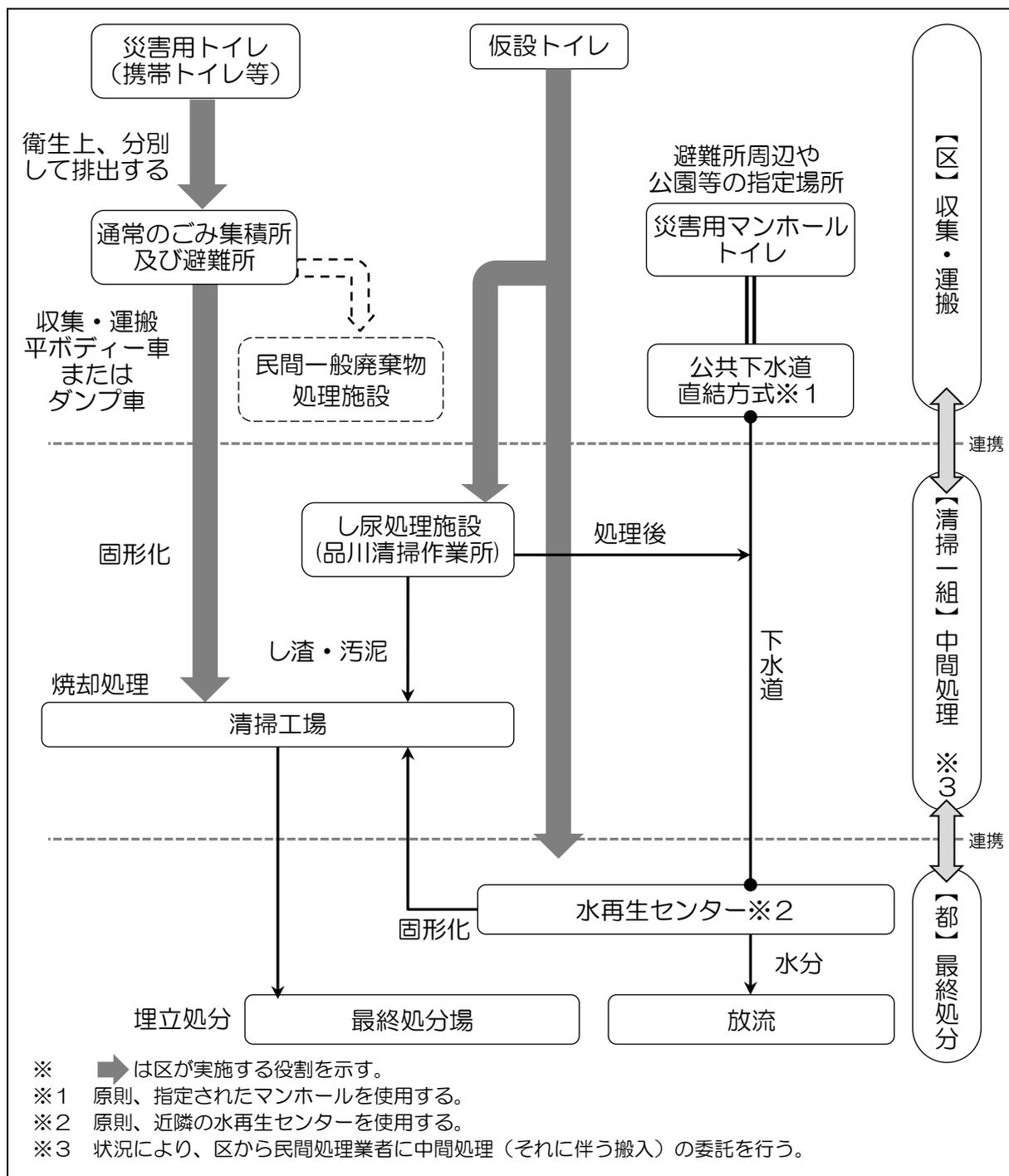


図 1.6 し尿処理の流れ

1.6.4 災害がれきの分別、減量化、再資源化の流れ

災害がれきの標準的な処理フローを、図 1.7 に示す。災害がれきの分別は非常に重要であり、分別の徹底は、処理期間の短縮や最終処分量の削減、処理費用の削減につながるようになる。そのため、処理にあたっては、被災建築物の分別解体や一次仮置場における選別、二次仮置場における中間処理を徹底し、災害時においても可能な限り再資源化を徹底するとともに、埋立処分量を低減する。

被災した家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）や廃自動車については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底する。危険物及び有害物については、遺漏等で災害廃棄物に混入すると処理に支障をきたすこととなるため、種類ごとに注意して適正に保管・管理し、早期に確実な処理を行う。また、腐敗性廃棄物（冷蔵庫内の生鮮品、布団類、畳類等）は優先して処理を行う。なお、被災建築物から思い出の品や貴重品等が排出された場合は、他の災害がれきと混在しないよう注意して取り扱う。

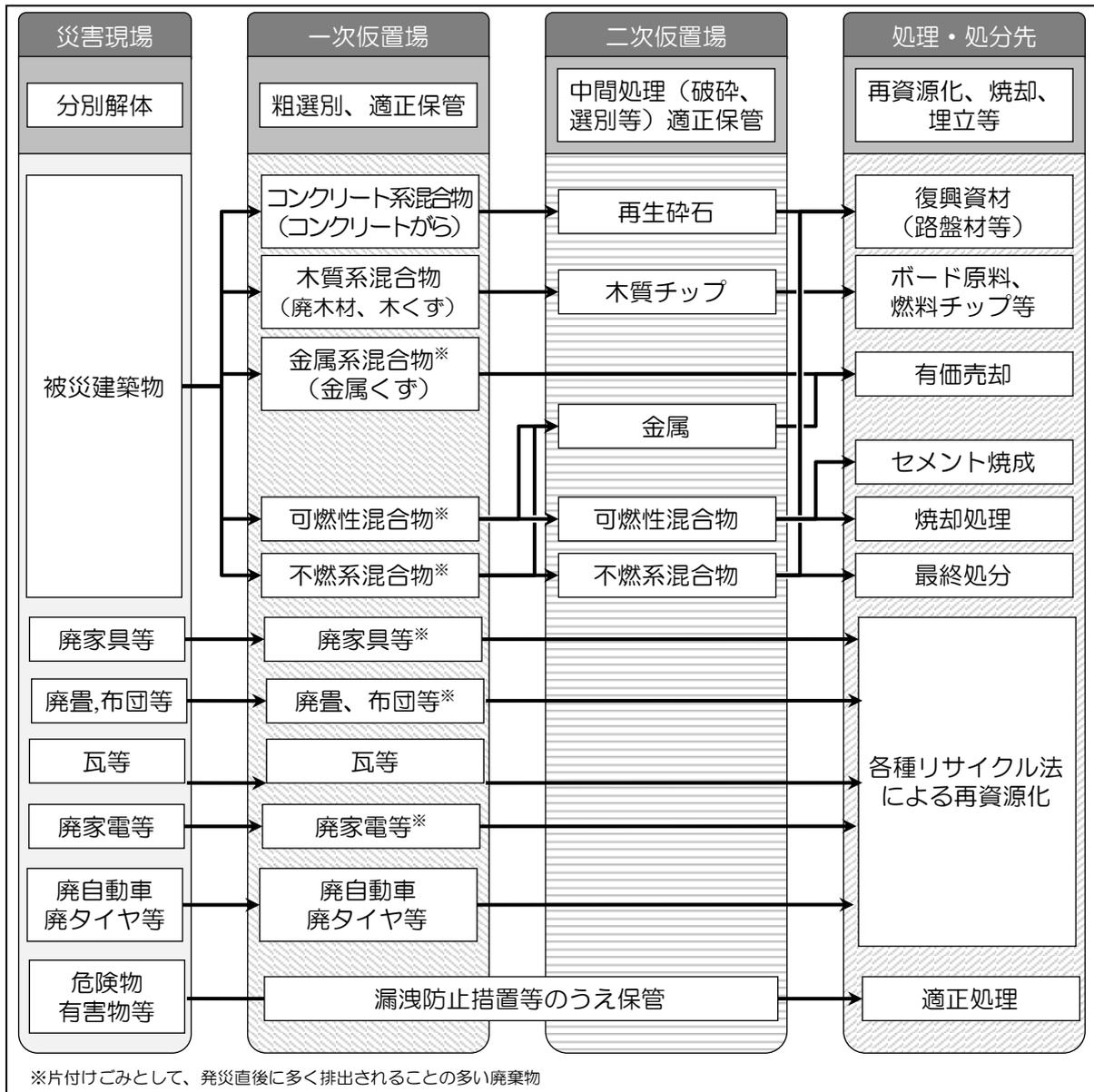


図 1.7 災害がれきの標準的な処理フロー

1.7 災害がれき発生量

1.7.1 災害がれき発生量

千代田区の被害棟数から算出した災害がれき発生量は表 1.7 に示すとおりである。

地震災害で最大規模の被害が発生した場合の災害がれき発生量は、区全体で約 60 万 t となり、千代田区における年間ごみ量（令和 3 年度実績、59,703t）の約 10 年分に相当する。

表 1.7 地震による建物被害とがれき発生量

建物被害		がれき発生量	
全壊	835 棟 (木造：465 棟) (非木造：370 棟)	内訳	
		コンクリートがら	490,099 t
焼失	2 棟	木くず	12,914 t
		金属くず	39,017 t
半壊	1,775 棟 (木造：758 棟) (非木造：1,017 棟)	その他可燃	6,822 t
		その他不燃	48,466 t
合計	2,612 棟	合計	597,318 t

推計 方法	がれき発生量 (t)					
	=1 棟あたり発生量 (木造) × (木造全壊棟数+木造半壊棟数/2) × 木造種類組成					
	+1 棟あたり発生量 (非木造) × (非木造全壊棟数+非木造半壊棟数/2) × 非木造種類組成					
	+1 棟あたり発生量 (焼失) × 焼失棟数 × 焼失種類組成					
	【1 棟あたりのがれき発生量】単位 t/棟					
			廃棄物量			
	木造		59.1			
	非木造		623.1			
	焼失		22.7			
	【1 棟あたりのがれき種類組成】単位：%					
		コンクリートがら	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃
木造		47.5	20.4	1.4	3.8	26.9
非木造		※ 85.2	0.5	7.0	0.9	6.4
焼失		※ 58.8	5.1	1.7	1.0	33.4
※組成合計が 100%となるよう原典数値より調整している						

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン

～発災初期の片付けごみと仮置場について～

災害が収まった直後の初動期から応急対応後期（数日～3 か月）は、各家庭から布団や家具などの「片付けごみ」が多量に排出される。環境省対策指針によれば、片付けごみの発生原単位は、下記のように示されており、特に水害の場合に排出原単位が大きくなるため、区民が利用しやすい仮置場を早急に確保することが重要となる。

片付けごみの発生原単位	被災世帯（津波以外）：0.5 t /世帯、 床上浸水：4.6 t /世帯、床下浸水：0.62 t /世帯
-------------	---

出典：「災害廃棄物対策指針・技術資料」（環境省）

しかしながら、災害発生直後の初動期においては被害棟数などの被害情報が正確に入手できないことが想定されるため、大まかな災害情報から片付けごみの発生量及び仮置場必要面積を概算する必要がある。

水害では浸水区域図または浸水した区域名に基づき浸水世帯数を概算し、これに原単位を乗じて推計することが想定される。初動期は、床上浸水・床下浸水の程度が判別できないことも想定されることから、原単位は安全側（多くなるよう）に床上浸水のもの（約 5t/世帯）を用いることが想定される。

被害情報が明らかになるに従い、原単位や仮置場の搬入出情報（搬入済量・見込量、搬出済量・見込量）から、仮置場必要面積を随時見直す必要がある。

片付けごみの推計式 【初動期（発災直後～3日程度）】	災害廃棄物発生量（初動期） = 被災世帯数（推計）× 原単位 (浸水被害 5t、地震等それ以外は 0.5 t /世帯)
片付けごみの推計式 【応急対応期（4日～3か月程度）】	災害廃棄物発生量（応急対応期） = 仮置場への搬入済量 ^{※1} + 処理施設での処理済量 ^{※2} + 今後の片付けごみの排出見込量 ^{※3} ※1 仮置場への搬入済量：計量による実績値、現地計測・現地記録による計算値 ※2 処理施設での処理済量：計量による実績値 ※3 今後の片付けごみの排出見込量 = これから片付けごみの排出を想定する世帯数 × 原単位（浸水被害 5t、地震等それ以外は 0.5 t /世帯）

出典：「災害廃棄物対策指針・技術資料」（環境省）を参考に作成

※時期は、災害の大きさにも左右されるため、目安とする。

※原単位は、現場の排出状況から見直すことが望ましい。

1.7.2 仮置場の必要面積

(1) 仮置場の必要面積

災害がれきを仮置場に全量、一時的に置いた場合の必要面積の推計結果を表 1.8 に示す。作業スペースは、がれき置き場と同じ面積が必要になると仮定して算出した。

表 1.8 仮置場の必要面積

(単位：m²)

がれき置き場面積 小計	88,889
コンクリートがら	66,230
木くず	4,696
金属くず	6,906
その他（可燃）	1,364
その他（不燃）	9,693
作業スペース面積	88,889
合計	177,778

仮置場必要面積	仮置場必要面積 = がれき置き場 + 作業スペース
---------	---------------------------

がれき単位 容積重量	コンクリートがら：1.48 t/m ³ 、木くず：0.55 t/m ³ 、 金属くず：1.13 t/m ³ 、その他（可燃）：1t/m ³ 、その他（不燃）：1t/m ³
---------------	---

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン

推計方法	仮置場必要面積 (m ²) = がれき発生量 (t) ÷ がれき単位容積重量 (t/m ³) ÷ 積み上げ高さ (5m)
------	---

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン

(2) 発災後における仮置場必要面積の推移

(1)で示した仮置場の必要面積は、災害がれきが一度に発生し、全てを仮置場に集めた場合の必要面積となる。しかしながら、実際は、発災直後は道路啓かいに伴う撤去ごみや各家庭からの片付けごみが多く排出され、その後は家屋解体に伴う廃材が解体作業に伴い多量に排出されるなど、時間の経過とともに量・種類ともに大きく変動する。また、家屋解体による解体がれきは、平時の解体工事に準じ、解体現場で適切に分別され廃棄物処理業者に直接持ち込まれることも多い。

よって、発災時は、上記の点を踏まえながら、災害がれきの仮置場への搬出入の状況を踏まえて、必要面積を検討することにより、必要面積を最小源に抑えることができる。

処理期間を3年間（36か月）とし、搬入出スケジュールを表1.9のとおり想定した場合の災害がれきの仮置場必要面積の推計結果を図1.8に示す。仮置場必要面積の最大は24か月目の約46,000m²であり、(1)でもとめた必要面積の4分の1程度となる（環境省提供計算ツールを使用）。

表 1.9 仮置場の搬入出スケジュールの条件設定

搬入スケジュール	発災直後から片付けごみの排出が開始され、4か月後で終了 発災5か月目から本格的に建物撤去（必要に応じて解体）を開始 発災から24か月で建物撤去（必要に応じて解体）を概ね終了
搬出スケジュール	処理目標は3年 処理先へ搬出できるものは発災直後からでも順次、処理先へ搬出 発災から30か月後に仮置場からの搬出を終了 残り6か月で仮置場の原状復旧

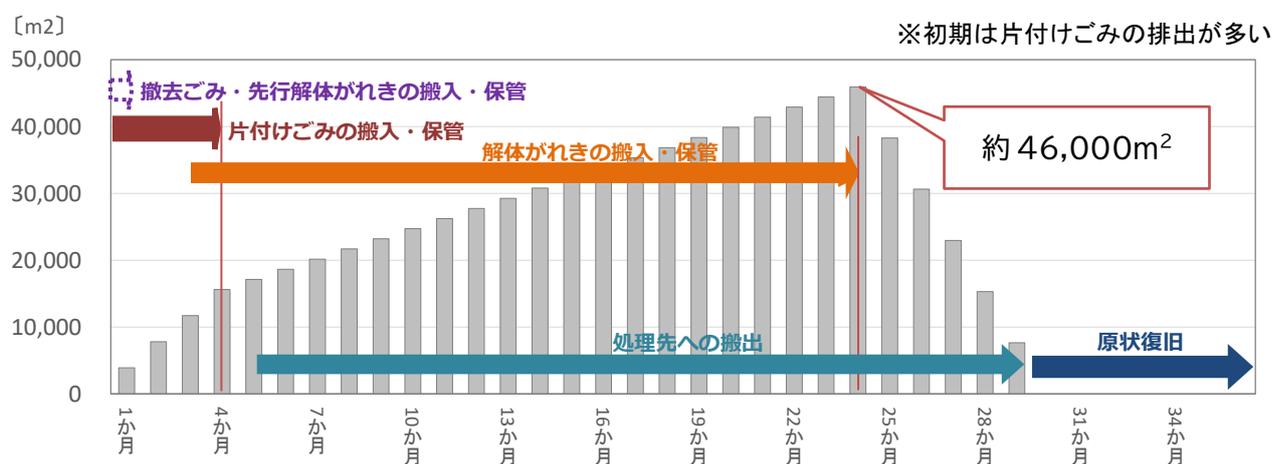


図 1.8 仮置場必要面積の推移

1.7.3 避難所ごみ及び生活ごみ発生量

(1) 避難所ごみ

「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、千代田区では避難人口が 11,076 人、避難生活者数が 7,200 人と推計されている。避難所ごみ発生量は避難生活者数を用いて推計し、1 日あたり 3 トン発生する（表 1.10）。

表 1.10 避難者数及び避難所ごみ等発生量

避難生活者数（人）	避難所ごみの発生量（kg）
7,200	2,866

※避難人口、避難生活者数のうち避難生活者数を用いて推計

推計方法	<p>ごみ発生量（日量）＝人口（人）×発生原単位（g／人・日）</p> <p>発生原単位＝通常時における 1 人 1 日あたりごみ量+23g／人・日</p>
------	--

※発生原単位は、通常時における 1 人 1 日あたりごみ量に東日本大震災前後における岩手県・宮城県内の被災市町村におけるごみ量増加実績分（平均 23 g／人・日の増加）を加算して推計（特別区災害廃棄物処理多作ガイドラインより）

出典（1 人 1 日あたりごみ発生量：375g）：第 4 次千代田区一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年度実績）

(2) 生活ごみ

被災した区民の排出する生活ごみは、燃やすごみを中心とした通常の可燃ごみは震災後もほぼ同じ排出量であるが、ほかに片付けごみである家具等の粗大ごみや陶器・ガラス金属ごみ等の不燃系ごみが一時的に増加することが多い。また、電気やガスなどのライフラインに支障が生じた場合は、容器包装廃棄物や衛生用品が増加しやすい点に留意する必要がある。

1.7.4 し尿発生量

し尿発生量は、1人1日平均排出量1.7Lとして推計し、避難者によるし尿発生量は38.7kL/日（表1.11参照）となる。

表 1.11 避難者によるし尿発生量

項目	単位	数量
避難生活者数	(人)	7,200
上水道支障者数（断水による仮設トイレ必要人数）	(人)	15,559
トイレ必要人数（避難生活者数と上水道支障者数の合計）	(人)	22,759
し尿収集必要量	(L/日)	38,690

※避難生活者数、上水道支障率：首都直下地震等による東京の被害想定（東京都）より（上水道施設支障率（断水率）：52.0%）

※1人1日平均排出 災害廃棄物対策指針 技術資料（環境省）

※水洗化人口、総人口、汲取人口、下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口：令和2年度環境省一般廃棄物処理実態調査（環境省、令和2年度）

※特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインをもとに推計

千代田区は昼間人口が夜間人口と比較して多く帰宅困難者が多く発生することが想定されるため、帰宅困難者から発生するし尿収集必要量を推計した。し尿収集必要量の推計方法を以下に示す。

【前提条件】

- ・断水により水洗トイレが使用できなくなった区民、避難者数は考慮しない。

し尿収集必要量
= 帰宅困難者数 × 1人1日平均排出量

帰宅困難者数 = 501,355人（千代田区地域防災計画）
1人1日平均排出量 = 1.7L/人・日

必要となるし尿収集量は、852.3kL/日となる見込みである。これは避難者と上水道支障者から発生するし尿収集必要量のおよそ22倍に相当する。

なお東京都帰宅困難者対策ハンドブックによると、大規模災害発生後、最長3日間（72時間）程度は、行政の活動は救助・救命を優先せざるを得ないため帰宅困難者の対応が困難になることや、帰宅困難者が二次災害に巻き込まれることを防止するためなどの理由により、最長3日間（72時間）は安全な場所に留まることとされている。

表 1.12 帰宅困難者によるし尿発生量

項目	単位	数量
帰宅困難者数（=仮設トイレ必要人数）	(人)	501,355
し尿収集必要量	(L/日)	852,304

千代田区地域防災計画（令和4年修正）では「避難所・市街地等に設置する仮設トイレは汲取式とせず、下水道等に放流することができるもの」とする旨が記載されており、災害時に仮設トイレ設置可能な人孔位置が定められている。

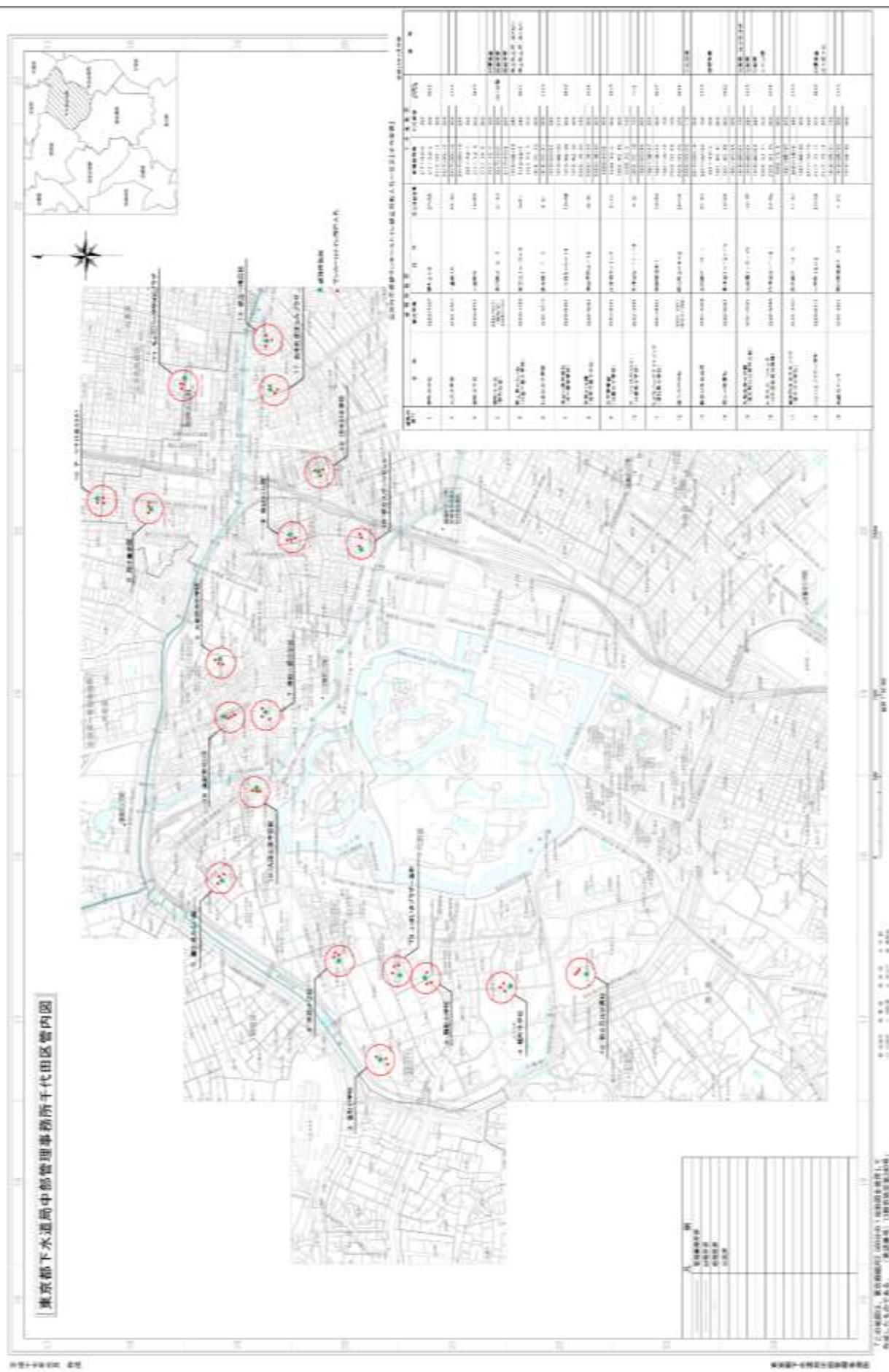


図 1.9 災害時に仮設トイレ設置可能な人孔位置図（令和3年1月1日現在）

第2編 災害廃棄物処理に係る基本的事項

2.1 災害廃棄物処理の実施主体

2.1.1 本区の役割

本区は、自区内で発生した災害廃棄物について、収集・運搬を実施し、一次仮置場を設置・運営する。また、特別区、清掃一組と共同して、二次仮置場を設置・運営する。

なお、中間処理については、清掃一組が管理する中間処理施設や民間の処理施設を活用するなどして、特別区で連携し処理を行うものとする。

また、特別区で共同処理しきれない場合は、都を通じて、他府県等での広域処理を実施する。なお、最終処分については、特別区及び都と連携して実施するものとする。

2.1.2 特別区の役割

特別区は、各区内で発生した災害廃棄物について、特別区間で連携して収集・運搬を行うとともに、二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所等を清掃一組と共同で設置し、処理を行う。

2.1.3 東京二十三区清掃一部事務組合（清掃一組）の役割

清掃一組は、各区内で発生した災害廃棄物のうち、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理等の中間処理を行う。また、くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理（一定の処理をし、希釈して下水道に投入等）を行う。

また二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所等を特別区と共同で設置し、処理を行う。

2.1.4 東京二十三区清掃協議会の役割

東京二十三区清掃協議会（以下「清掃協議会」という。）は、特別区及び清掃一組の事務のうち、廃棄物の収集・運搬に係る請負契約の締結に関する事務について、連絡調整、管理、執行を行う。

2.1.5 東京都の役割

都は、処理の主体となる本区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて本区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」第252号の14の規定に基づく事務委託を受けて、本区に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

2.1.6 事業者の役割

事業者は、廃棄物の排出者として、被災した事業所から排出される廃棄物の処理について、分別や再生利用、再資源化を行うなど、災害廃棄物の適正処理に努める。特に有害物質を使用・保管する事業者は自らその安全性の確保に努めるとともに、本区や消防の指導等に従って、周辺住民に危害が及ばないよう万全の体制を構築する。

また、廃棄物処理に関する業許可を有する事業者は、本区及び特別区が実施する災害廃棄物処理に対して積極的に協力するなど、役割を果たすように努める。

2.1.7 区民の役割

被災地域の区民は、町会などによる地域の相互協力体制のもと、近隣の高齢者や障害者等の要援護者に対して、十分に配慮しながら、廃棄物の排出者として早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の適正な処理のために排出段階での分別を徹底するなど、区民としての役割を果たすように努める。

また、分別の徹底など本区が行う災害廃棄物処理事業に協力する。

(千代田区地域防災計画)	
帰宅困難者	：千代田区災害対策基本条例においては、昼間区民その他区内に滞在する者並びに災害時に通行途上で区内に留まることとなった者及び区内に避難してきた者で、災害による交通機関の途絶のため容易に帰宅することができないものをいう。
昼間区民	：区民以外の者であって、恒常的に区内で活動するものをいう。
事業者	：区内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

2.2 組織体制の構築

2.2.1 千代田区災害対策組織体制

発災後は、地域防災計画または事業継続計画に基づき、災害対策本部をはじめとした実施体制を構築する。災害廃棄物の処理は、千代田区災害対策本部内の清掃班及び環境班で対応する。

路上障害物などの道路啓開ごみや、先行解体によるがれきについては、環境班が応急土木班と連携した対応を行う。地区集積所からのごみの運搬は清掃班が行う。

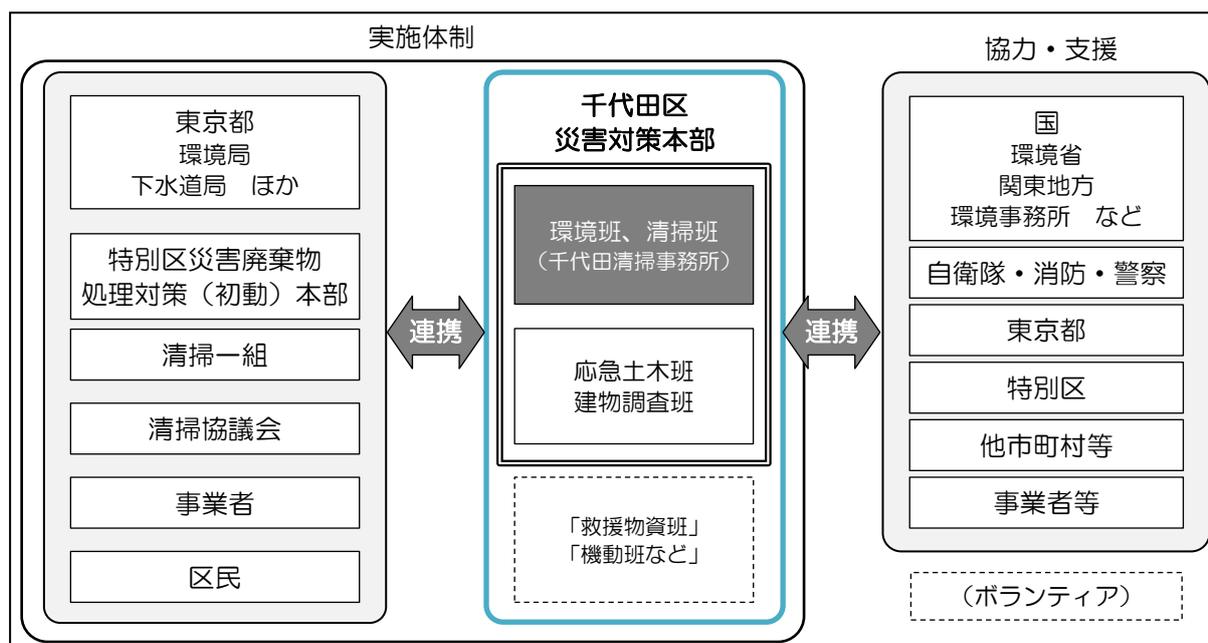


図 2.1 災害対策本部組織体制図

表 2.1 災害廃棄物処理担当の役割及び担当部署

災害対策本部の担当班 初動（発災～72時間）	担当部署 72時間以降	業務の内容
環境班	環境まちづくり部 千代田清掃事務所	① 震災がれき処理の総括 ② 震災がれき処理計画の策定 ③ 都・他市町村との連絡調整 ④ 震災がれき処理の広報広聴 ⑤ 震災がれきの収集運搬 ⑥ 震災がれきの再利用及び最終処分
	環境まちづくり部 道路公園課	① 一次仮置場の設置及び運営管理
清掃班	環境まちづくり部 千代田清掃事務所	①生活ごみ、避難所ごみ等の処理の総括 ②生活ごみ、避難所ごみ等の処理計画の策定 ③都・他市町村との連絡調整 ④生活ごみ、避難所ごみ等の処理の広報広聴 ⑤生活ごみ、避難所ごみ等の収集運搬 ⑥生活ごみ、避難所ごみ等の再利用及び最終処分
応急土木班	環境まちづくり部 道路公園課	① 緊急道路障害物除去 ・撤去、運搬 ・がれき搬入の指導、監督 ② 人命救助活動において発生する震災がれきの処理
建物調査班	環境まちづくり部 建築指導課	① 被害状況把握・がれき発生量調査 ② 倒壊建物解体・撤去がれきの処理 ・申請受付、審査確認 ・解体、運搬業者委託 ・一次仮置場搬入券の発行 ・がれき搬入の指導、監督 ・解体設計、工事監理 ③ 有害物質の対策

千代田区震災がれき処理マニュアル（平成30年12月）より一部引用

2.2.2 千代田区の廃棄物関連施設

本区に関連する廃棄物処理施設は表 2.2 のとおり、本区としては千代田清掃事務所及び三崎町中継所を有している。その他の焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設は清掃一組の、最終処分場は東京都がそれぞれ所管する施設であり連携した対応を行う。

本区清掃事務所の所有機材は表 2.3 のとおりである。

表 2.2 本区の廃棄物関連施設一覧

種類	施設名 (所有者)	所在地	能力	
事務所、 車庫、 中継所等	千代田清掃事務所 (千代田区)	千代田区外神田 1丁目1番6号	事務所	—
	飯田橋車庫 (千代田区)	千代田区飯田橋 3丁目13番2号	車庫	—
	三崎町中継所 (船舶による中継) (千代田区)	千代田区神田三崎町 3丁目9番3号	中継 能力	200t/日
焼却施設	中央清掃工場 (清掃一組)	中央区晴海5丁目2 番1号	焼却 能力	600t/日 (300t×2基)
	港清掃工場 (清掃一組)	港区港南5丁目7番 1号	焼却 能力	900t/日 (300t×3基)
	新江東清掃工場 (清掃一組)	江東区夢の島3丁目 1番1号	焼却 能力	1,800t/日 (600t×3基)
粗大・不 燃ごみ処 理施設	中防不燃ごみ処理センター (清掃一組)	江東区海の森2丁目 4番79号	処理 能力	48t/h×2基
	粗大ごみ破碎処理施設 (清掃一組)	江東区海の森2丁目 4番79号	処理 能力	32.1t/h×2基
最終処分 場	中央防波堤外側埋立処分場 (東京都環境局)	江東区青海3丁目地 先	埋立 面積	約199ha
	新海面処分場 (東京都環境局)	江東区青海3丁目地 先	埋立 面積	約319ha (A~Gブロック)

表 2.3 本区の所有機材一覧

部署名	職員数 (名)	機材
千代田清掃事務所	所長 1 係長 3 事務 9 技能長 9 収集業務 51 担当技能長 3 再任用職員 (短期) 1	(区保有台数 18 台) 小型プレス車 5 台 軽小型作業車 7 台
飯田橋車庫	所長 1 運転 6 再任用職員 (短期) 1	軽小型ダンプ車 3 台 ライトバン等 3 台
三崎町中継所	0 (業務委託)	雇い上げによる船舶中継 (1隻あたり基準積載量 18 トン)
計	85	

千代田区地域防災計画 (震災対策編) p.2-118

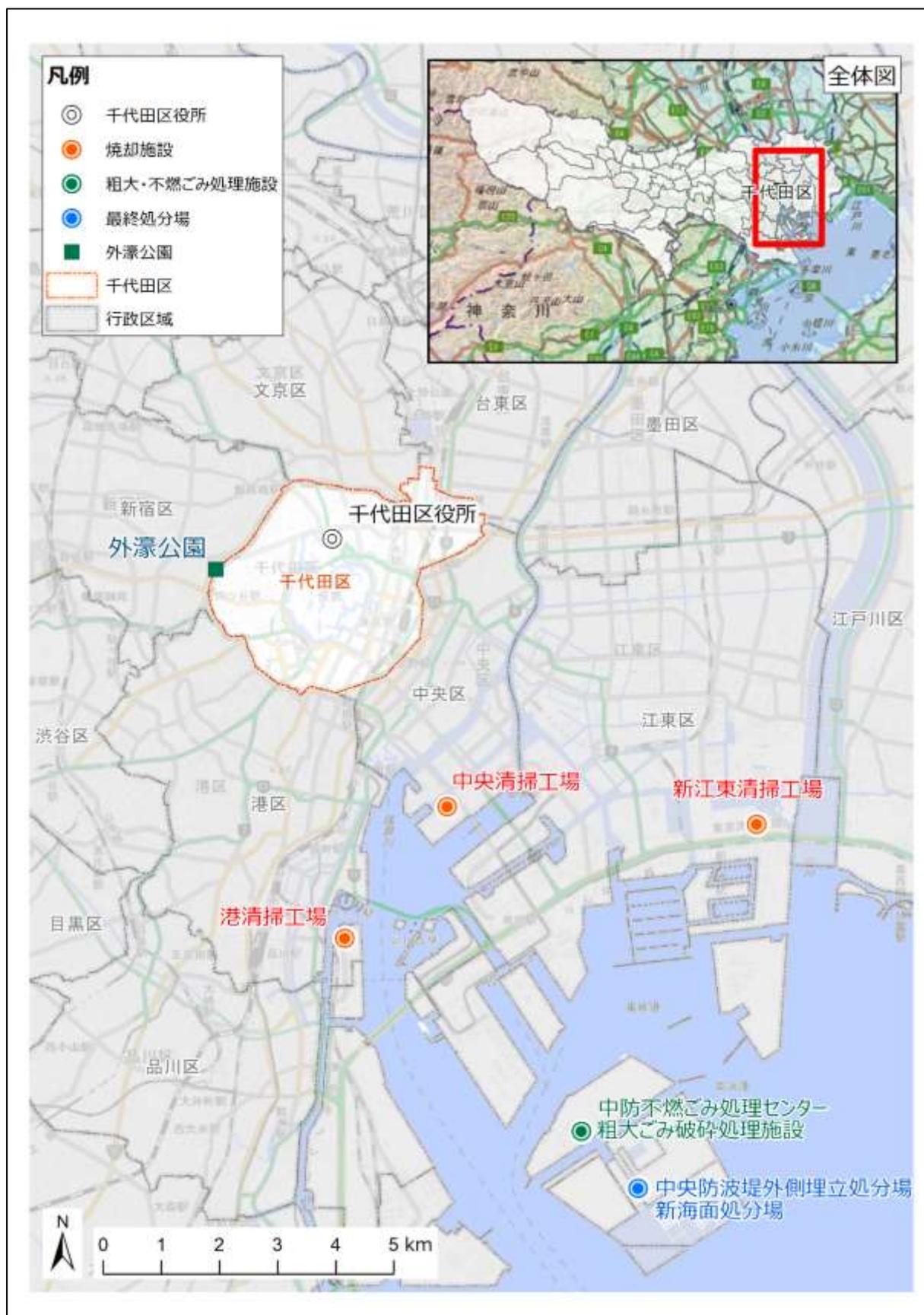


図 2.2 廃棄物関連施設の位置

2.3 協力・支援体制

2.3.1 自衛隊・警察・消防

区は災害発生時、特に初動期においては、迅速な人命救助のために自衛隊・警察・消防（以下「自衛隊等」という。）の活動に配慮し、相互に連携しながら、道路上の災害がれきの撤去や倒壊家屋の解体撤去等を迅速に行う。

また、自衛隊等との連携・連絡調整にあたっては、情報の一元化の観点から、災害対策本部を通じ、又は災害対策本部と調整のうえ行う。

2.3.2 国

都を通じて環境省関東地方環境事務所に D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）の要請を行い、災害廃棄物の処理体制の構築、生活ごみや片付けごみ等の排出・分別方法の周知、仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する専門的な技術支援や協力を得ることで、災害廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に行う。

2.3.3 東京都

被災状況や災害廃棄物の処理状況等について報告するとともに、収集・運搬、中間処理について指導・助言などを受ける。最終処分については、実態に応じた災害廃棄物の最終処分受け入れ場所の確保について、都へ委託するなどの協力を求める。

また、都を通じ他府県への広域支援の要請を行い、災害廃棄物処理に関する協力を求める。さらに、本区が都に対して地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託を要請した場合は、都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

2.3.4 特別区

災害廃棄物処理全般において、特別区の相互協力体制のもと共同処理を実施する。特に中間処理及び最終処分については、特別区の共同処理を基本とする。

し尿処理における収集・運搬については、近隣区と連携した体制の構築を図る。また、収集車両の確保など、災害廃棄物処理関係団体からの支援については、清掃協議会を通じた協定により協力・支援を受ける。

2.3.5 他市町村等

本区では、他市町村等との間に災害時の相互支援協定を締結しており、受援・応援の両面を想定した協力体制を構築している。本区に被害が発生した場合には、被害状況に応じて、協定に基づき他市町村等に支援を要請する。主な支援協定は表2.4のとおりであり、随時見直しを行うものとする。

2.3.6 民間事業者等

災害廃棄物は平常時に区で処理する一般廃棄物とは量、性状が異なるものを含むことから、廃棄物処理事業者団体（一般廃棄物及び産業廃棄物）、建設事業者団体、解体事業者団体、リサイ

クル事業者団体、輸送事業者団体など、災害廃棄物処理に関わる民間事業者等との協力関係の構築を図る。主な支援協定は、表 2.5 のとおりであり、随時見直しを行うものとする。

表 2.4 自治体間の協定

協定名	協定締結団体	主な協定内容
九都県市災害時相互応援に関する協定	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市	<ul style="list-style-type: none"> ・物資等の提供並びに人員の派遣 ・ごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん ・避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開 等
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	特別区	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する事項 ・被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する事項 ・ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項 等
東京都及び区市町村相互間における災害時等の協力	東京都 都内 23 特別区 都内 26 市 都内 13 町村	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援 ・居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん ・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
震災等大規模災害時における相互応援に関する協定	群馬県吾妻郡嬭恋村 秋田県南秋田郡五城目町	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救出、施設の応急復旧に必要な資機材の提供 ・応急対策等に必要な職員の派遣 等
相互発展に向けた連携協定	福井県 岩手県大槌町 静岡県西伊豆町 新潟県糸魚川市 岐阜県高山市	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救出、施設の応急復旧に必要な資機材の提供 ・応急対策等に必要な職員の派遣 等
大規模地震災害時又は警戒宣言時の施設利用に関する協定	環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者支援場所の設置（皇居前広場、北の丸公園） ・帰宅困難者の支援（食料配布、救護）

表 2.5 関連団体等の協定

	協定名	自治体側 締結者	関連団体等締結者	協定内容
仮設 トイレ	災害時におけるトイレパックの提供協力に関する協定	千代田区	株式会社総合サービス	災害時のトイレパックの提供
	災害対策用マンホールトイレ提供に係る協定書	千代田区	野村不動産株式会社都市開発事業本部	災害時のマンホールトイレの提供
輸送・ 燃料	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定	千代田区	一般社団法人東京都トラック協会千代田支部	物資輸送、車両手配
	災害時の輸送車両及び給電車両の提供に関する協定書	千代田区	トヨタモビリティサービス株式会社	車両手配、給電
	災害時における石油類の優先供給に関する協定	千代田区	東京都石油商業組合・東京都石油業協同組合 千代田支部	災害時の石油類の提供
	災害等の燃料の優先供給に関する協定書	千代田区	東京都燃料商業組合（神田支部・麴町支部）	災害時の燃料類の提供
	災害時におけるプロパンガスの優先供給に関する協定	千代田区	東京都燃料商業組合 一般社団法人東京都 LP ガス協会中央支部千代田地区	災害時のプロパンガスの提供
土木・ 資材	災害時における道路応急対策業務に関する協定	千代田区	千代田土木防災協会（旧千代田クラブ） （区内建設関連業者団体）	災害時の土木復旧の協力
	災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定書	千代田区	千代田区造園建設業防災協力会	災害時の道路障害物除去の協力
	災害時における車両等障害物除去応急業務についての協定書	千代田区	一般社団法人東京都自動車整備振興会中央支部	災害時の土木復旧の協力
	災害時における応急対策活動等に関する協定	千代田区	公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部千代田地域会	公費解体、応急危険度判定への協力
その他	大規模災害時における協力体制に関する基本協定	千代田区	明治大学、専修大学 法政大学、上智大学 日本大学 ほか	・避難施設の提供 ・備蓄物資の提供 等
特別区 共同で 締結	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	特別区	一般社団法人 東京環境保全協会	し尿の収集及び運搬
			東京廃棄物事業協同組合	
	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	特別区 清掃一組	株式会社 京葉興業	し尿の受入れ並びに処理及び処分
			株式会社 太陽油化	
災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	特別区	東京廃棄物事業協同組合	災害廃棄物の収集及び運搬	
		一般社団法人 東京環境保全協会		
災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	特別区 清掃一組	一般社団法人 東京都中小建設業協会	災害廃棄物撤去、収集及び運搬、処理及び処分、二次仮置場の造成及び監理	
		一般社団法人 東京都産業資源循環協会		

2.4 情報収集・住民広報

2.4.1 情報収集及び連絡体制

被害状況をはじめとする災害廃棄物処理に係る情報は、災害対策本部から収集し、各班内において情報共有するとともに、関係機関等に発信する。また、時間の経過とともに被災・被害状況が明らかになるため、定期的に新しい情報を収集するとともに、時系列で整理する。

表 2.6 関係機関との連絡体制

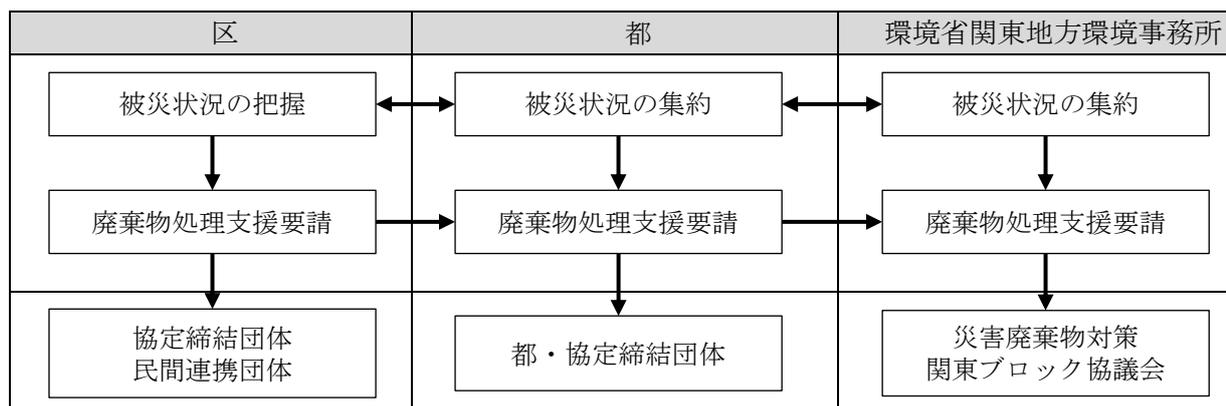


表 2.7 災害対策本部から収集する被害情報の内容

区分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> 各避難所の避難者数 各避難所の仮設トイレ数 	<ul style="list-style-type: none"> トイレ不足数把握 生活ごみ、し尿の発生量の把握
建物の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 建物の全壊及び半壊棟数 建物の焼失棟数 	<ul style="list-style-type: none"> 要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道の被害及び復旧状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害状況 断水（水道被害）の状況と復旧の見通し 下水処理施設の被災状況 	<ul style="list-style-type: none"> し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握
道路・橋梁の被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況と開通見通し 	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬体制への影響把握 仮置場候補地及び周辺道路状況の把握

表 2.8 廃棄物担当部署内で収集する情報の内容

区分	情報収集項目	目的
処理施設等の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設の被災状況と復旧の見通し 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理可能量の把握 仮設トイレから発生するし尿の処理可能量の把握
収集運搬能力の把握	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬委託業者、車両・機材の被災状況 道路の開通状況 ごみステーションの被災状況 民間の処理施設の被災状況 	<ul style="list-style-type: none"> 生活ごみの収集運搬能力、収集運搬ルート把握 仮設トイレから発生するし尿の収集運搬能力の把握
仮置場候補地の状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場候補地の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場の確保 運搬ルート把握

2.4.2 住民広報

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、災害廃棄物の排出方法等についての区民の理解が重要であることから、ごみの排出ルール（分別方法、便乗ごみの排出禁止等）、仮置場の運営方針等の情報について、平時からホームページや啓発資料で周知すると共に発災後は速やかに発信する。

災害発生後の周知・広報手段としては、本区の公式ホームページ・SNS（ソーシャルネットワークサービス）のほか、被害状況に応じて、避難所掲示板、報道発表、防災行政無線、町会・自治会や避難所等での説明会など、あらゆる手段・媒体を活用し、災害発生後の時期区分に応じて適切な情報を発信する。

表 2.9 平時の災害廃棄物処理に備える広報内容

項目	内容
災害廃棄物の収集方法	・戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物の排出方法等
仮置場	・仮置場候補地
禁止事項	・不適正排出・処分（不法投棄、野焼き、未分別排出、便乗排出、許可等不明な業者への依頼）の禁止

表 2.10 災害廃棄物処理に必要となる広報内容

項目	内容
災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の倒壊及び焼失状況 ・災害廃棄物の推計発生量及び要処理量 ・災害廃棄物処理実施計画（災害廃棄物の収集運搬方等含む） ・解体撤去申請の方法 ・解体作業の進捗状況 ・仮置場の配置・開設準備状況、処理・処分の進捗状況
生活ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理計画（生活ごみ、避難所ごみの分別方法等を含む） ・ごみ収集運搬・処理の進捗状況 ・ごみ処理施設の復旧計画・復旧
事業系ごみ処理	・事業系ごみの処理計画（収集方法等含む）
し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理計画 ・し尿収集運搬・処理の進捗状況 ・し尿処理施設の復旧計画・復旧

表 2.11 広報手段と特徴

分類	特徴・留意点	主な広報手段
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の発信がしやすい ・屋外スピーカの音声のみのため確実な伝達は困難 	・防災行政無線
紙媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住民へ確実に伝達が可能 ・箇所が多い場合は労力を要する（他部署と連携が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙 ・避難所等への掲示 ・新聞
Web (ホームページ、SNS)	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数へ一度に早期に伝達が可能 ・情報の発信・更新がしやすい ・拡散が早く、誤った情報が広がる場合がある ・電源が確保できない、またはWeb回線が繋がっていない場合は伝達できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心メール、ホームページ、ライン、ツイッター、フェイスブック
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数へ比較的早期に伝達が可能 ・情報の更新はしにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ ・ラジオ

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

年 月 日

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場での分別について

台風・豪雨により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

受入対象とする廃棄物

■仮置場で受け入れるごみ

家庭で災害により発生した以下のごみ

- ① 可燃物（プラスチック・衣類など）
- ② ガラス・陶磁器くず ③ 瓦
- ④ 金属くず ⑤ 畳 ⑥ 木くず
- ⑦ 粗大ごみ（家具類・布団類など）
- ⑧ 家電類（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）
- ⑨ 石膏ボード・スレート板

受入禁止物の明記

【持込できないごみ】

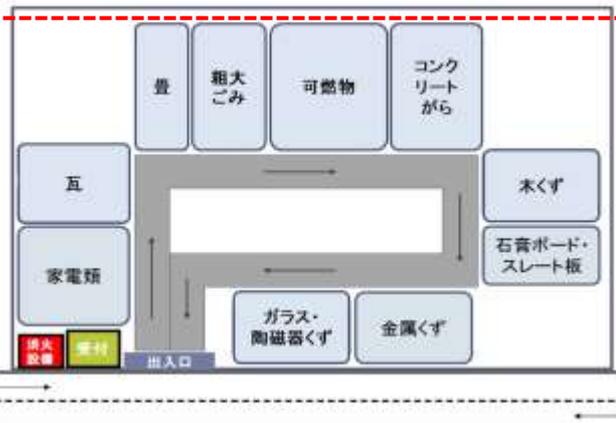
- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 事業所から出たごみ
- 産業廃棄物

注意事項の明記

注意事項

- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 透明・半透明な袋に入れてください。指定の袋でなくてもかまいません。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）を持ち込む場合は、しっかりと分別し、受付の係員にお伝えください。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場で、誘導員にしたがって 決められた場所においてください



開設場所、受入時間の明記

場所：○○○○○○○○

開設期間：○月○日まで

開設時間：9:00 ~ 16:00

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○○-○○○○）へ相談してください。

【問合先】千代田清掃事務所 電話○○-○○○○

図 2.3 仮置場の開設を周知する広報の例

2.5 処理計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、国が定める法令や指針、都の関連計画、本区の関連計画等の見直しに伴い、本計画の見直しを行う。

また、訓練や演習の実施により課題等が発見された場合についても、必要に応じて本計画の見直しを行う。

2.6 職員訓練等

2.6.1 内部研修

平常時から職員に対して災害廃棄物処理についての研修を実施し、災害発生時に災害廃棄物処理業務に携わることができる職員を育成する。

2.6.2 図上訓練等

災害発生時の災害廃棄物処理に関する図上訓練を実施するほか、関係機関との情報連携訓練を定期的実施する。図上訓練は、環境省や都、近隣自治体職員等との連携についても検討する。

2.7 国庫補助金の申請

2.7.1 国庫補助金の申請

災害廃棄物の処理には多大の経費が必要となるため、国庫補助金の最大限の活用が図れるよう、申請に関する条件を平時より確認しておく。

なお、国庫補助金の交付は申請、交付決定後に交付となるため、発災後すぐの利用はできないことを十分把握のうえ、資金管理を行うこととする。

第3編 災害廃棄物処理対策

3.1 基本方針

本区の災害廃棄物処理にあたっては、国及び都の基本的な方針等をもとに、地域防災計画で掲げる「みんなで助け合う減災のまち千代田」のスローガンのもと、地域防災計画に定める内容と整合を図りながら以下の7つの基本方針に基づき対応するものとする。

みんなで助け合う減災のまち千代田

1. 計画的かつ迅速な処理

区民の生活環境衛生の確保及び街の復旧・復興のため、既存の処理体制を活用するとともに、民間事業者や周辺自治体との協力も視野に入れ、計画的かつ迅速な災害廃棄物処理を進める。

また、発災後の速やかな対応が行えるよう、処理体制や仮置場の確保等、時間の経過とともに変わる可能性のある内容を中心に、適宜計画の見直しを行う。

2. 資源循環及び環境に配慮した処理

処理にあたっては、分別による資源の循環利用や最終処分量の削減に努めるとともに、粉じんの飛散や有害物質の漏洩を防止するなど環境保全にも十分配慮する。

3. 安全対策の徹底

災害廃棄物の取扱いや仮置場の管理運営にあたっては、区民や従事する作業員、ボランティア等の支援者の安全対策を徹底する。

4. 経済性に配慮した処理

処理方法や処理先の検討にあたっては、費用の効率的な低減を図るとともに、地域の事業者の活用により地域経済の復興へ寄与するものとする。

5. 区民や事業者への分かりやすい指導

区民や事業者へ被災に伴う災害廃棄物だけでなく、通常のごみやし尿等の排出・分別方法を分かりやすく広報し、混乱を防止するとともに、分別の徹底や指定場所以外への排出・集積禁止など、ごみ出しルールを指導する。

6. 関係機関との緊密な連携

特別区・清掃一組・清掃協議会・都・民間事業者と緊密な連携を図りながら一連の応急対応を行う。また、対応能力が不足する場合には、関係機関内で情報を共有しながら、国・他市町村等との協力・支援を受けて対応する。

7. 災害対応力向上のための人材育成

災害廃棄物処理には専門的な知見が必要となることから、対応経験者などの活用を図るとともに、国・都主催の研修会への参加や訓練、災害支援への参画により、廃棄物関連部署の人材育成を図る。

3.2 処理の流れ

発災から復旧・復興に至るまでに必要な災害廃棄物対応の流れを表 3.1 に示す。

災害廃棄物の処理完了までに要する期間は可能な限り短縮を目指すものとし、発生状況を踏まえ設定する。なお、被害が甚大であること等により長期の処理が見込まれる場合においても、広域処理・民間活用等を検討することにより発災後3年以内の処理を目途に行うものとする。

表 3.1 災害廃棄物処理事業ロードマップ

対応項目	主体	初動期 (発災～3日程度)	応急対応前期 (～3週間程度)	応急対応後期 (～3か月程度)	復旧・復興期 (～3年程度)	
廃棄物部局の体制整備	区	■				
状況把握	収集運搬体制の被災状況確認	■				
	廃棄物処理施設の状況確認	■				
	被災状況の把握	■				
災害廃棄物	応急集積所の設置	■	■			
	地区集積所運用の決定、状況把握	■	■			
	一次仮置場の確保、開設	■	■	■		
	一次仮置場の運営管理	区		■	■	
		区		■	■	
	二次仮置場・処理施設への搬出、処理	共同処理			■	■
	家屋解体(公費解体)	区		■	■	
仮置場の閉鎖・原状復旧	区				■ 一次仮置場 二次仮置場	
処理計画	災害廃棄物発生量の推計	■	■	■	■	
	処理フローの検討(協議・調整)	■	■	■	■	
	災害廃棄物処理実行計画の作成	■	■	■	■	
仮生活施設 トイレ・	生活ごみ、避難所ごみの収集、処理	■	■	■	■	
	仮設トイレの設置、し尿の処理	■	■	■	■	
	平時の処理体制への移行	■	■	■	■	
国庫補助金対応	災害発生の報告	■				
	災害報告書の作成	■		■		
	災害査定を受検	■			■	
	補助金交付申請	■			■	

3.3 災害廃棄物処理実行計画

災害発生後、本計画に基づき、実際の被災状況や災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量、処理方針等を整理した災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定する。なお、実行計画は災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、適宜見直しを行うものとする。実行計画の構成案を表 3.2 に示す。

表 3.2 実行計画の項目例

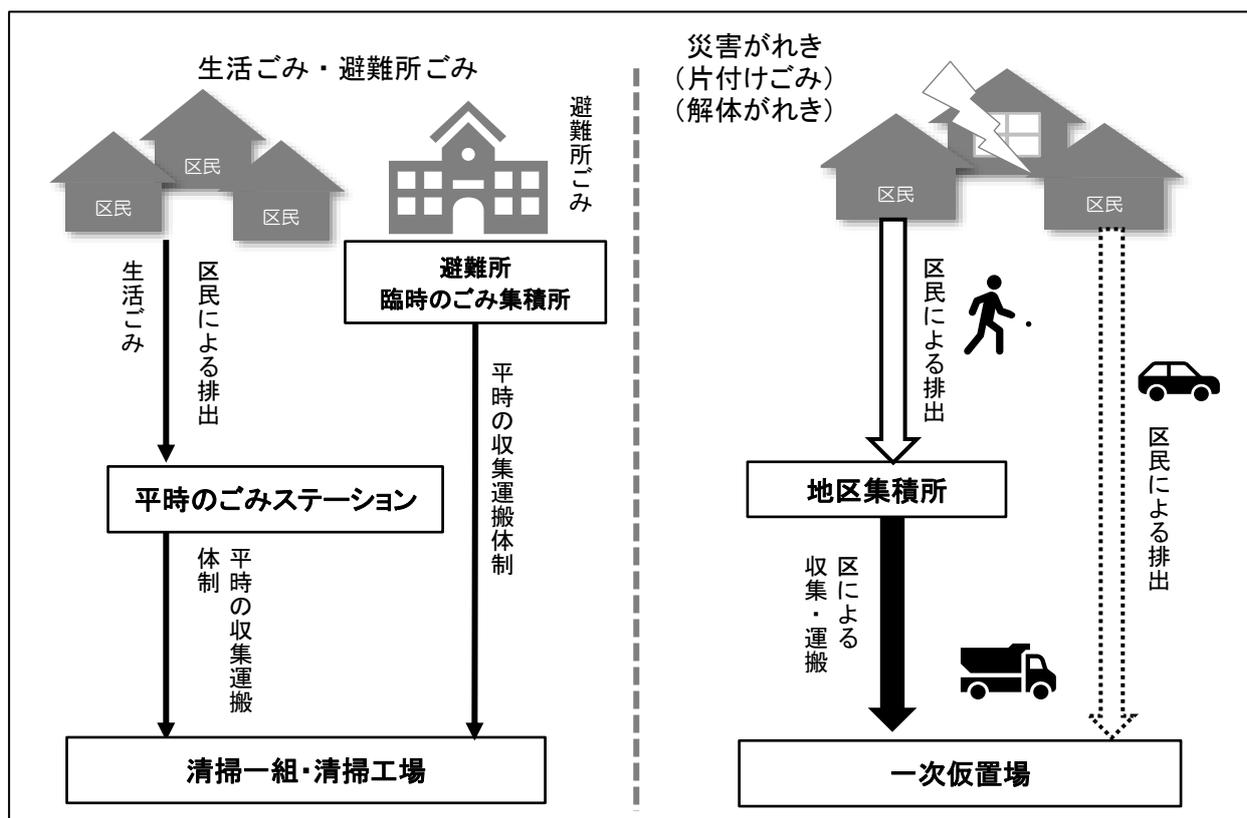
1 実行計画の基本的考え方
基本方針 実行計画の特徴
2 被災状況と災害廃棄物の発生量及び性状
被災状況 発生量の推計 災害廃棄物の性状
3 災害廃棄物処理の概要
災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方 区の処理・処分能力 処理スケジュール 処理フロー
4 処理方法の具体的な内容
仮置場 収集運搬計画 解体・撤去 処理・処分
5 安全対策及び不測の事態への対応計画
安全・作業環境管理 リスク管理 健康被害を防止するための作業環境管理 周辺環境対策 適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法 貴重品、遺品、思い出の品等の管理方法 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の保管管理方法
6 管理計画
災害廃棄物処理量の管理 情報の公開 都、他自治体等関係機関との情報共有 処理完了の確認（跡地返還要領）

3.4 災害廃棄物処理対策

3.4.1 災害廃棄物の収集・運搬

災害廃棄物等の収集運搬は、避難所ごみを含む生活ごみと、被災した区民が家屋等から搬出する災害がれき（片付けごみ）、解体がれきを分けて検討する。

- ✓ 避難所ごみを含む生活ごみについては、避難所の開設（または閉鎖）情報を把握しつつ、収集運搬委託事業者と連絡を密にし、可能な限り平時の収集運搬体制を基本としながらステーション回収と並行して収集運搬を行う。
 - ➡全棟避難地域はステーション回収も不要な可能性もあるため災害対策本部から情報を収集する。
- ✓ 片付けごみの地区集積所への搬入は区民自ら行うものとし、地区集積所から一次仮置場への運搬は区で実施する。地区集積所の状況を町会などから情報を収集し、可能な限り早期に一次仮置場へ運搬する。
 - ➡道路状況や分別排出状況が悪い場合もあるため、できる限り状況を把握のうえ運搬車両や作業要員の適正確保に努める。
- ✓ 解体がれきの搬入は、道路啓開作業^{*1}及び解体工事作業の実施者（委託業者含む）と連携して対応する。
 - ➡片付けごみは、廃棄物の種類や性状が異なるため、一次仮置場を別に確保することも検討する。



※避難所ごみは、臨時で避難所に開設したごみ集積所に排出する

図 3.1 仮置場までの収集運搬の流れ

¹ 緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

収集運搬ルートを図 3.2 に示す。緊急輸送道路をはじめとした道路啓開情報をもとに、関係機関及び所管部署と協議のうえ、決定する。



図 3.2 緊急輸送道路と廃棄物関連施設の位置

3.4.2 災害がれきの処理

災害がれきの処理フローを図 3.3 に、災害廃棄物発生量推計結果をもとに作成した処理フローを図 3.4 に示す。

災害がれきの処理は、可能な限り特別区内で処理することを原則とするが、速やかながれき処理を進めるため、都とも連携し広域処理を念頭においた処理を基本とする。災害がれきの処理は本区単独で対応せず、特別区内から発生する災害がれきとして、特別区一体で対応することとする。また、広域処理を行う場合には、受入先自治体との調整などの広域処理に関する事務処理を地方自治法に基づき東京都に事務委託して行う。

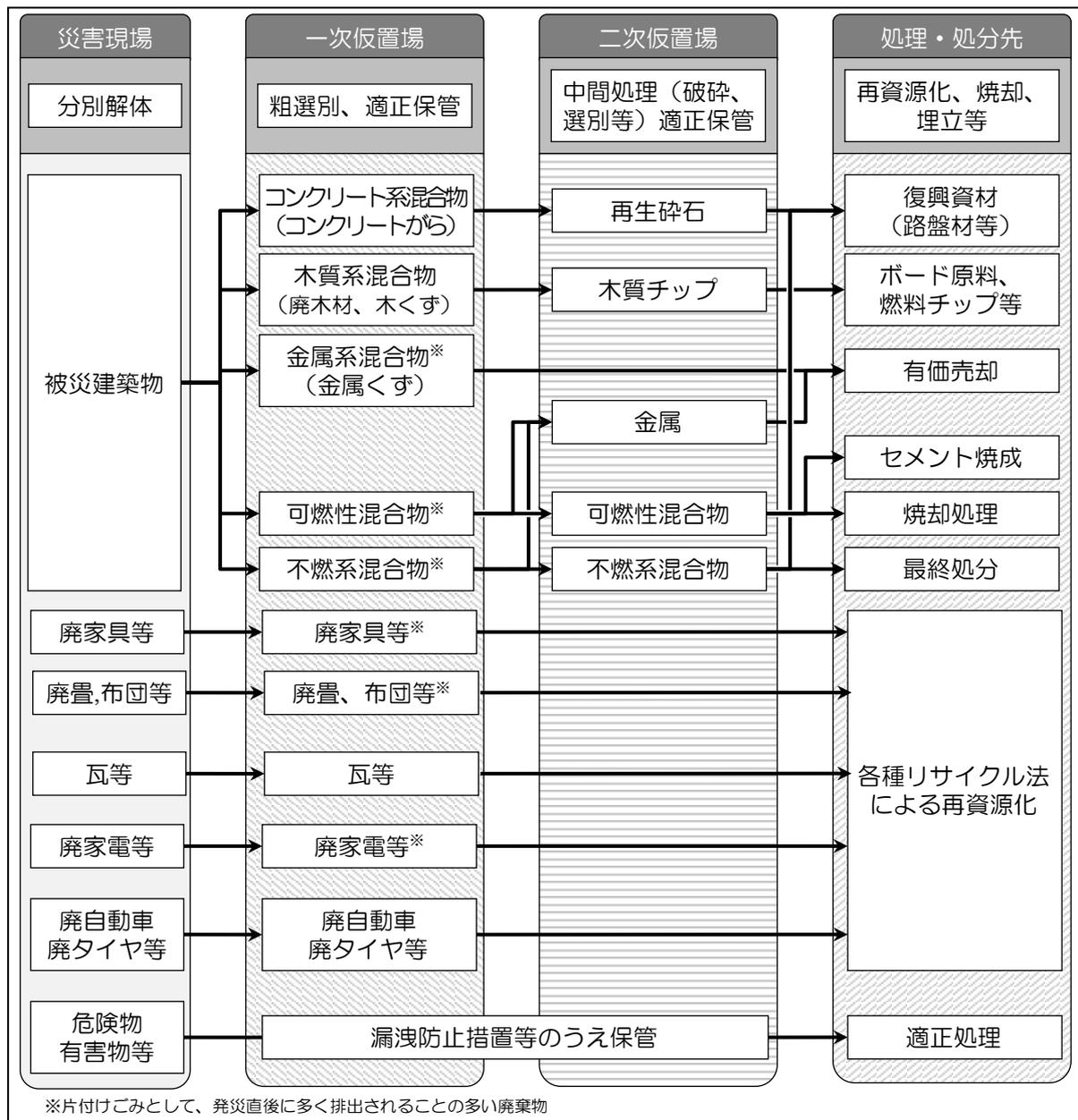
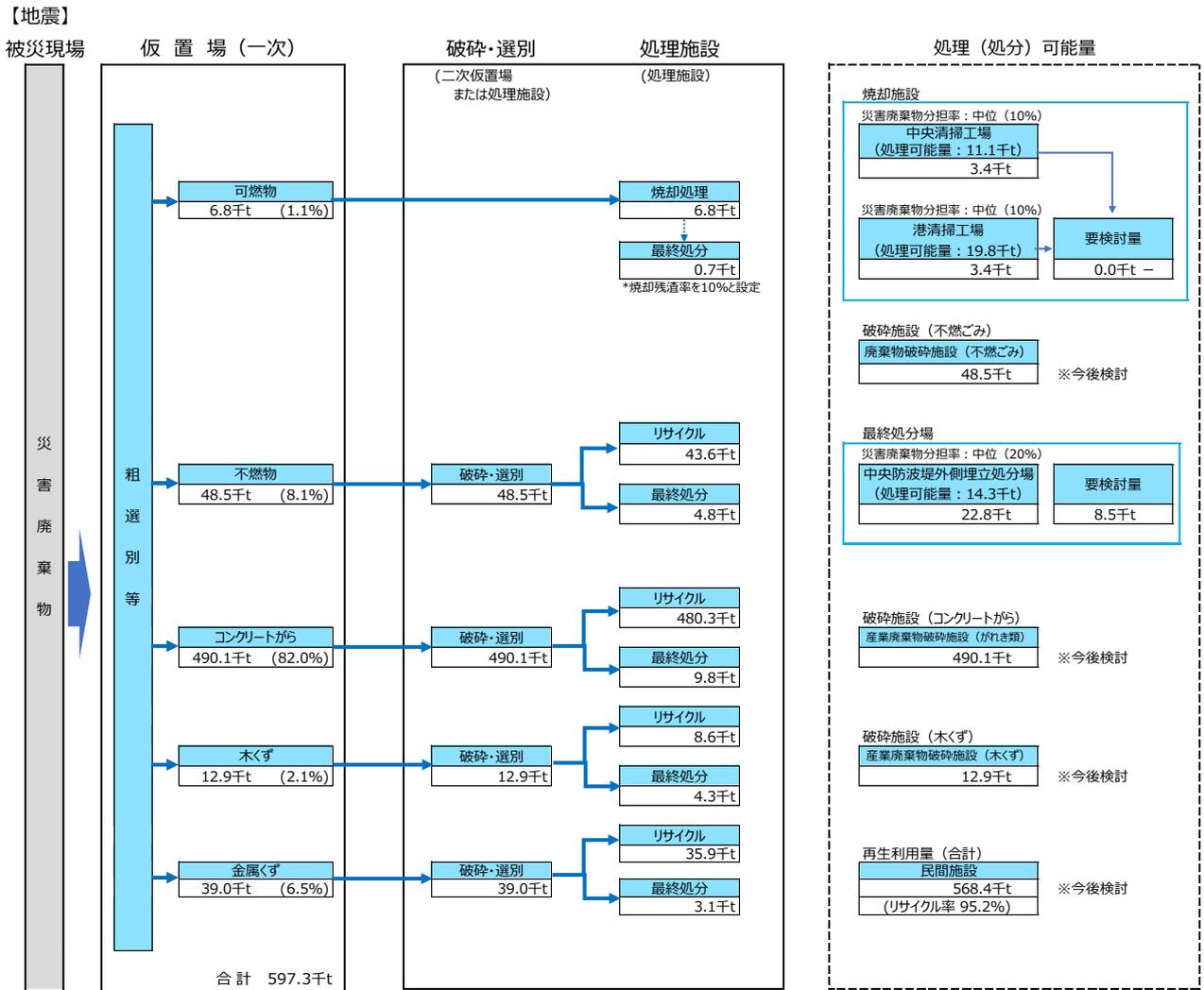


図 3.3 災害がれきの標準的な処理フロー（再掲）

災害廃棄物発生量推計結果から導いた処理（処分）必要量と、各廃棄物関連施設の処理能力から算出された処理可能量を比較すると、破碎、最終処分については処理可能量を上回る処理必要量が発生しており、特別区間や民間処理業者を含めた処理体制の検討が必要となる。

廃家電及び廃畳については、排出地域の特性に合わせ、各家庭の一般的な保有数を乗じて推計する。



- ※焼却施設の災害廃棄物分担率は中位の10%とした
- ※最終処分場の災害廃棄物分担率は中位の20%とした
- ※焼却施設：処理可能量＝年間処理量（実績）×分担率
- ※最終処分場：埋立処分可能量＝年間埋立処分量（実績）×分担率

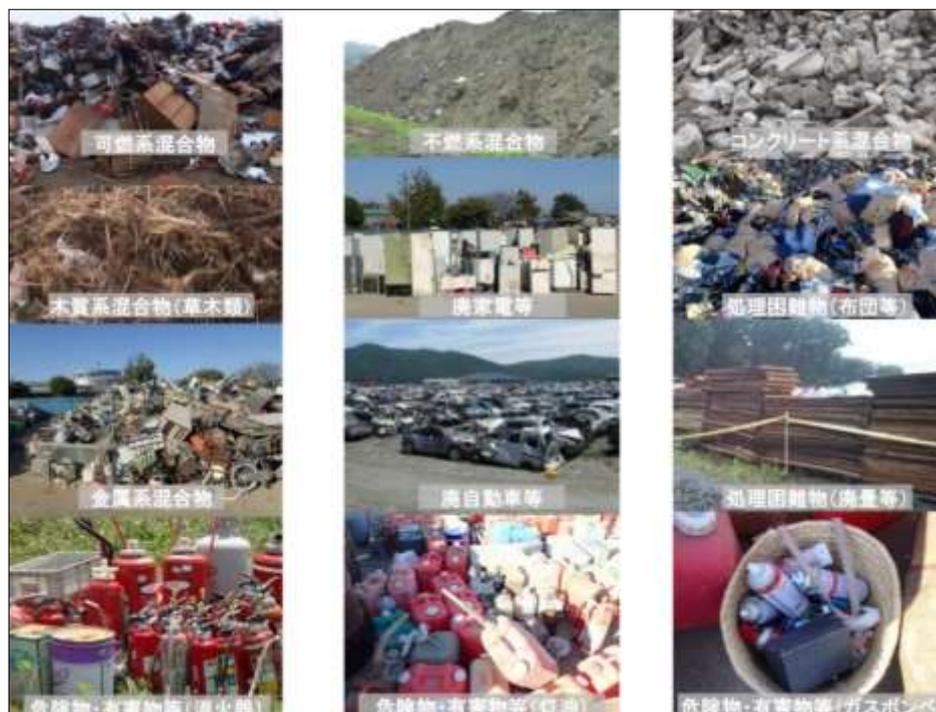
図 3.4 発生量推計結果に基づく処理フロー

3.4.3 災害がれきの分別及び再資源化

災害がれきは多くの場合、様々な性状のものが混在した状態で発生するが、このような混在した状態のままでは、再資源化や焼却処理等ができない。そのため、発生した災害廃棄物については可能な限り分別・選別を行い、可能な限り再資源化を図る。

特に、民間施設での処理及び都外処理等の広域処理を行う場合は、受入先で対応できる品目及び品質に応じた分別・選別を行う必要がある。したがって、受入先及び受入条件を確認したうえで、分別・選別作業の詳細を決定することが望ましい。

また仮置場のレイアウト（図 3.7 (p.51) 参照）についても分別品目と合わせて配置する必要がある。



出典：「災害廃棄物の分別」（環境省、平成 29 年 7 月）

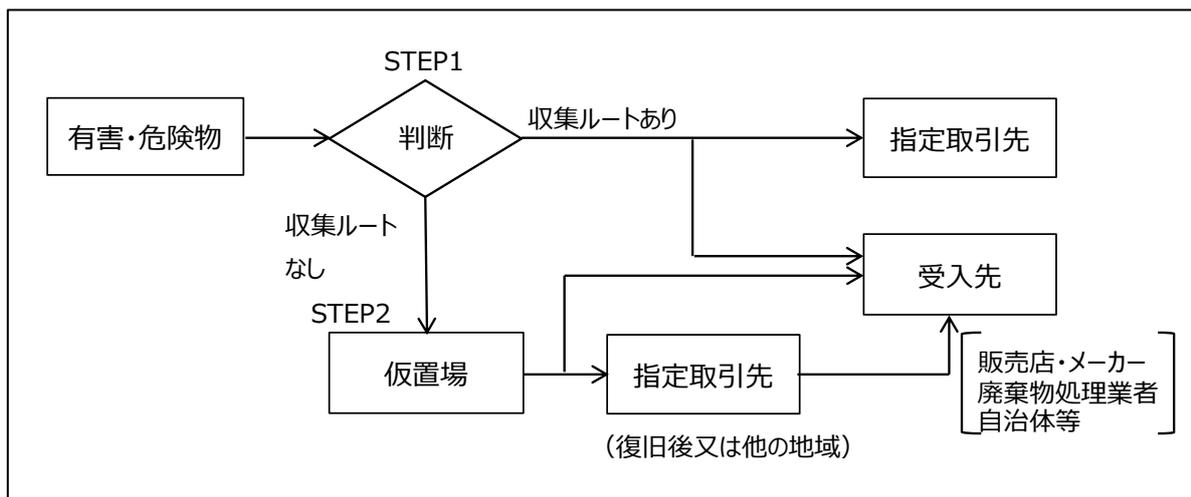
図 3.5 仮置場の分別例

3.4.4 有害物及び危険物

有害性・危険性のある廃棄物が確認された場合、有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、廃棄物の種類に応じた取扱いを行うとともに、指定取引先（専門処理業者含む）に引き渡す必要がある。平時の収集ルートが無い場合や、その他の災害廃棄物と一緒に仮置場などに持ち込まれた場合は、他の廃棄物と混合せず、種類別に保管し、安全対策・飛散防止等の対策を講じたうえで、指定取引先（専門処理業者含む）や受入先での処分を行う。

本区が有害物等の処理を行う場合は、担当部署や所轄する官公庁と連携を図り、平時の処理ルート及び処理業者による処理を行うことを原則とする。また、平時の処理ルートが使用できない場合は、東京都産業資源循環協会に当該廃棄物の種類に応じた産業廃棄物処理業者を照会し、処理業者を選定する。

また、混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。



出典：「災害廃棄物対策指針・技術資料」（環境省）

図 3.6 有害性・危険性のある廃棄物の判断及び処理の流れ

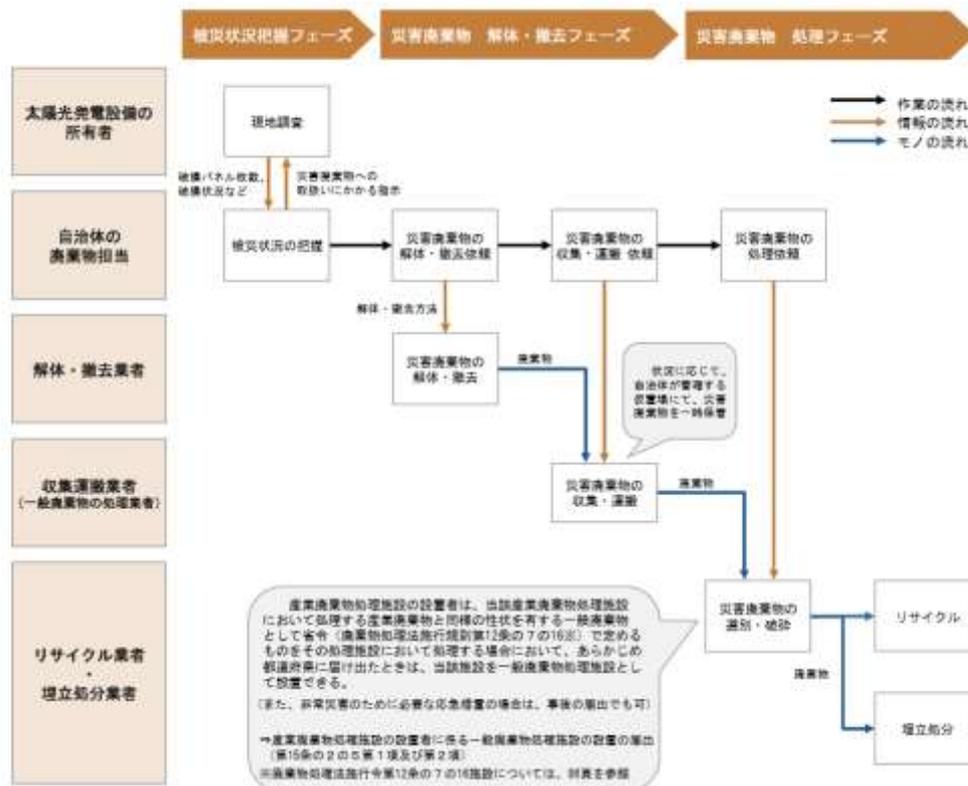
表 3.3 主な有害性・危険性のある廃棄物の回収・処理方法

区分	項目	回収方法	処理方法	
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼	中和、焼却	
	塗料、ペンキ		焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）又は区が蛍光管等の日に回収	破碎、選別、リサイクル
		ボタン電池	電器店等の回収（箱）又は区が蛍光管等の日に回収	
		カーバッテリー	リサイクルを実施している自動車用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯	区が蛍光管等の日に回収	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）	
	石綿（アスベスト）、石膏ボード	二重梱包により飛散防止措置を行ったうえで、許可業者へ依頼	業者による処理	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル	
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ（LPガス、高圧ガス等）	ボンベに記載の会社へ回収依頼、記載が確認できない場合は、一般ガスであれば東京都高圧ガス溶材協同組合へ、LPガスについては一般社団法人東京都LPガス協会へ連絡し回収方法を確認する	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ・スプレー缶	穴を開けずに蛍光管等の日に区が回収	破碎 リサイクル	
	消火器	株式会社消火器リサイクル推進センターに連絡して回収や処理等を依頼する	破碎、選別、リサイクル	
感染性廃棄物（家庭）	使用済み注射器針、使い捨て注射器、	処方された医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立	
	使い捨てマスク・手袋等	分別保管後、通常のごみと同様に回収	焼却	
その他	廃自動車・廃二輪自動車	基本は所有者に引き渡す 所有者が引き取れない場合は自動車リサイクル法に従い業者へ処理を依頼	破碎、選別、リサイクル（金属回収）	
	太陽光発電設備	回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）	

～災害時の太陽光パネルの取扱い～

環境にやさしいエネルギーとして注目されている太陽光発電は、近年急速に普及が進んでおり、今後も設置数が増えるものと見込まれている。

平時は、住宅所有者または解体業者がリサイクル業者や産業廃棄物処理業者で処分やリサイクルを行うことから、行政で処理を行うことは無いが、災害時に被災した区民から持ち込まれた場合は仮置場で保管のうえ、災害廃棄物として処理する必要がある。



出典：「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（環境省、平成 30 年）

また、太陽光パネルは、太陽電池モジュール自体が発電機能を有していることから、受光面を下にすることによる感電事故を防止などの特有の留意が必要である。

感電の防止	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの受光面を下にし、受光面をブルーシート等の遮光用シートで覆うことで発電を防止。 太陽光パネルを触る際には、厚手の絶縁ゴム手袋等を着用。 ケーブルの末端はビニールテープなどで絶縁。
破損等による怪我の防止	<ul style="list-style-type: none"> ガラス等により怪我をしないように保護帽、厚手のゴム手袋、保護メガネ、作業着等を着用。
水漏れ防止	<ul style="list-style-type: none"> ガラスが破損している場合、水濡れによって含有物質が流出する恐れがあるため、ブルーシート等で覆うなどの水濡れ防止策を実施。
立ち入りの禁止	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルによる感電、怪我を防ぐため、みだりに人が触れるのを防ぐための囲いを設け、貼り紙等で注意喚起。

出典：「太陽光発電設備を廃棄処理する際の留意点について」（環境省、令和 2 年）を参照して作成

3.5 仮置場等

3.5.1 基本方針等

(1) 仮置場の種類と特徴

救助活動、道路啓かいなど災害発生初期段階の活動において支障となる廃棄物（災害がれき）のほか、被災建物や被災により発生した廃棄物を速やかに解体・撤去、処理・処分を行うために災害廃棄物仮置場を設置する必要がある。

仮置場とは、災害廃棄物を一時的に集約するために仮置きする場全般を指すが、主に道路啓かいなどに伴う撤去物を一時的に仮置きする「応急集積場所」、比較的面積が大きく、災害廃棄物を分別保管するための「一次仮置場」、一次仮置場から排出される災害廃棄物や混合廃棄物の破碎・選別、焼却処理等を行う「二次仮置場」、一次仮置場の前に区民が持ち込む「地区集積所」に分類される。

特に、地区集積所は、仮置される災害廃棄物の量や分別状況が把握困難であること、小規模で飽和状態となりやすく、管理体制不備による不正排出（不法投棄）を招きやすいことから、運用にあたっては十分留意する必要がある。仮置場の種類と機能は表 3.4 のとおりである。

表 3.4 仮置場の種類と機能

仮置場の種類	設置	設置期間	機能
地区集積所	区	初動期～応急対応期 (発災～3 か月程度)	区立公園等を利用し、区民が自ら廃棄物を持ち込む場所として設置
応急集積場所	区	初動期～応急対応期 (発災～3 か月程度)	緊急道路障害物除去により集めたがれきを処理体制が整うまで仮置するために設置
一次仮置場	区	応急対応期～復旧期 (発災後～2 年程度)	地区集積所、応急集積場所から廃棄物を搬入し、選別後に第二仮置場や他の処理場に運搬するまで仮置場として設置
二次仮置場	特別区	一次仮置場設置後～ 復旧・復興期 (発災後～3 年程度)	各区より持ち込まれる廃棄物を、大型機械等により選別し、他の処理場に運搬するまで仮置場として設置

※ 「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（平成 27 年 3 月 特別区清掃主管部長会）」を参考に作成

(2) 仮置場候補地

災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するためには、災害発生後、速やかに仮置場の開設をすることが重要なため、平常時から仮置場候補地として活用可能な場所や利用可能性の調査、協議を行い利用の可否を判断する。

候補地選定は、区立公園・児童遊園等の区有地や、国、都所有の公園等を基本に行うが、災害の規模により、必要面積の確保が困難な場合等には、やむを得ず、民有地を借地することがある。このため、民有地を利用する際の、貸借契約、返還等の規程について検討する。

発災後は、随時災害廃棄物発生量を把握し、仮置場必要面積の算定を進めるとともに、新たな開設や閉鎖についても計画する。

(3) 仮置場の役割

災害がれきは、仮置場で分別保管のうえ、破砕処理等の中間処理を行った後、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」やその他法令・要綱等に基づき、可能な限り再利用する。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容・減量化したうえで、環境汚染防止に十分考慮しつつ、都が管理する埋立処分場等に搬入する。

近年被害が増加している水害時に発生する土砂や汚泥についても土石系資材として再利用することを検討する。

3.5.2 仮置場のレイアウト

仮置場のレイアウト例を図 3.7 に示す。

- ✓ 入口・出口は別に設け、場内を時計回りに一方通行とし、車両の交錯が無いようにする。
- ✓ 仮置場へのアクセス・搬入路については、搬出時車両がアクセスできるコンクリート・アスファルト・砂利舗装された道路（幅 12m 程度以上）を確保する。仮置場の地盤について、特に土（農地を含む）の上に集積する場合は、散水に伴う建設機械の作業性の確保や土壌汚染防止のため、仮設用道路等に使うアスファルト舗装や敷鉄板等により手当する。
- ✓ 仮置場内は搬入車両が一方通行で完結するレイアウトとし、重機による分別作業や搬出作業のためのスペースを設け、廃棄物の積み上げ高さは 5m 以下となるように注意する。一次仮置場について、種類ごとに災害廃棄物を集積できる規模の用地確保が困難な場合は、複数箇所に設置して、各仮置場で集積する災害廃棄物の種類を区分する。
- ✓ 出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で塞いだり、警備員を配置する。
- ✓ 災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。
- ✓ 搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み込みスペースを確保する。
- ✓ スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないよう離して仮置きする。また、スレート板と石膏ボードが混合状態にならないよう離して仮置きする。またシートで覆うなどの飛散防止策を講じる。
- ✓ PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- ✓ 災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など防止策をとる。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるものもある。

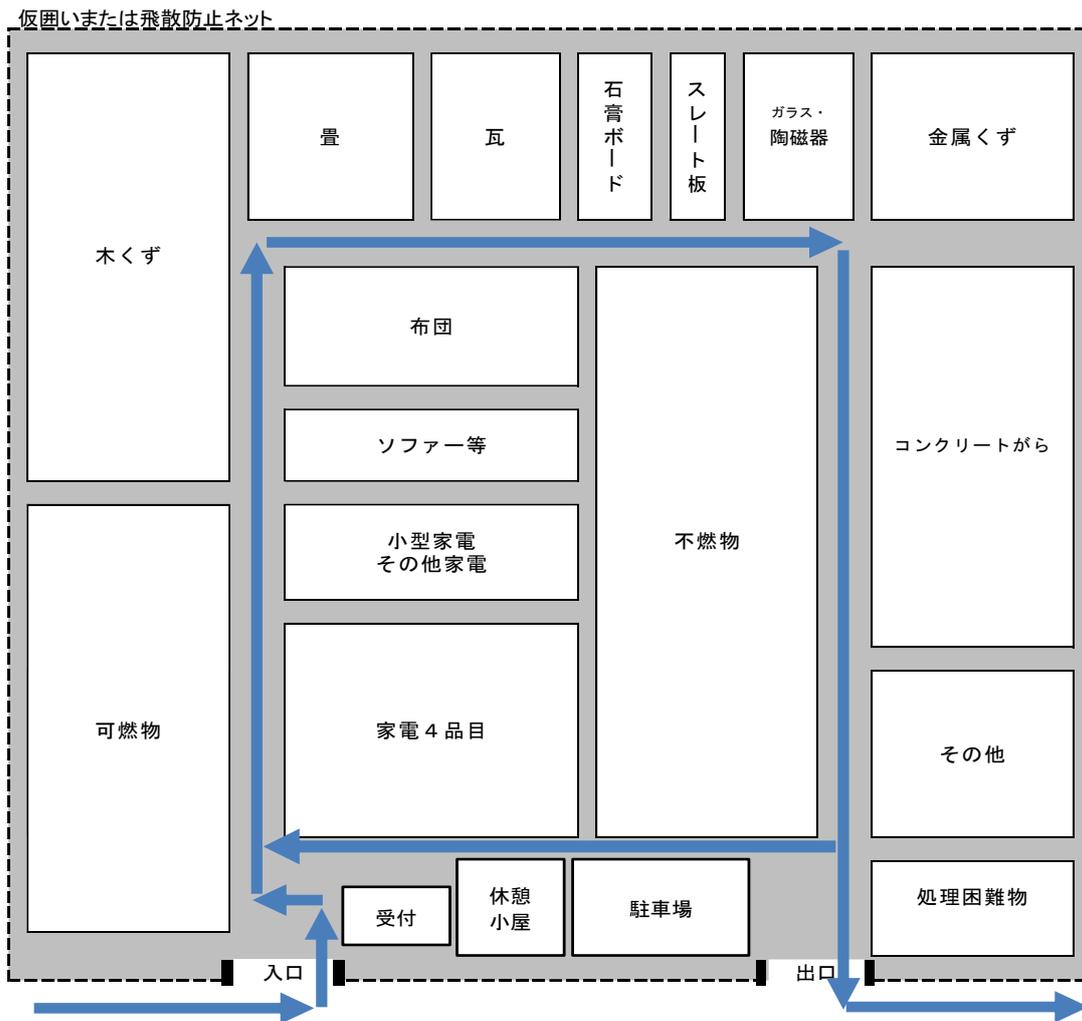


図 3.7 仮置場のレイアウト例 (5,000m²以上の仮置場)

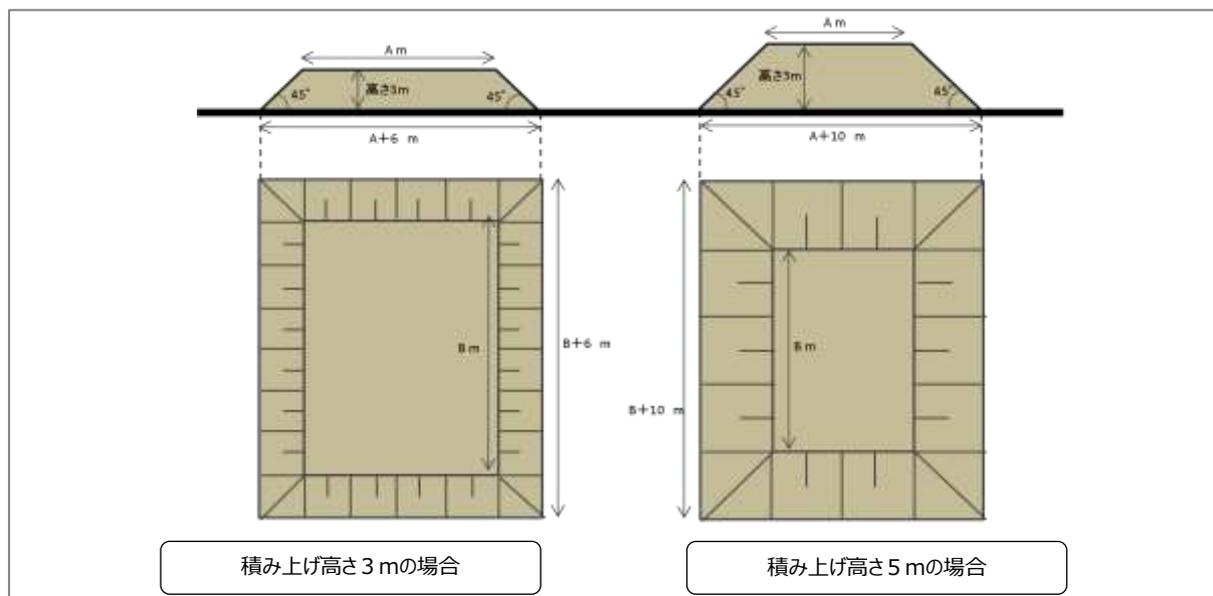


図 3.8 仮置場の積み上げイメージ

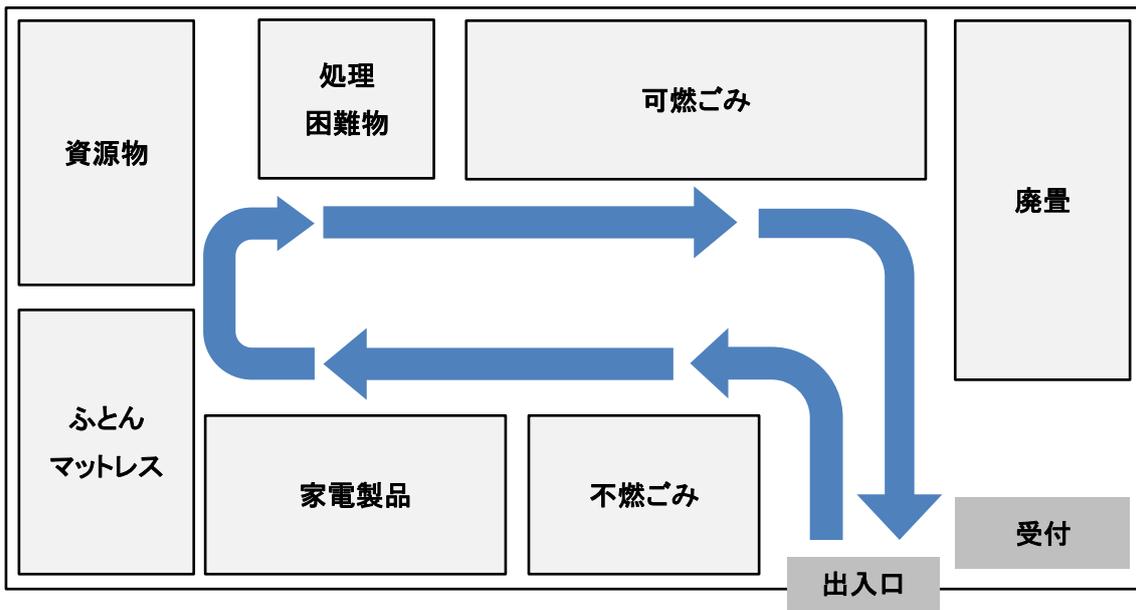


図 3.9 地区集積所（中規模）のレイアウト例

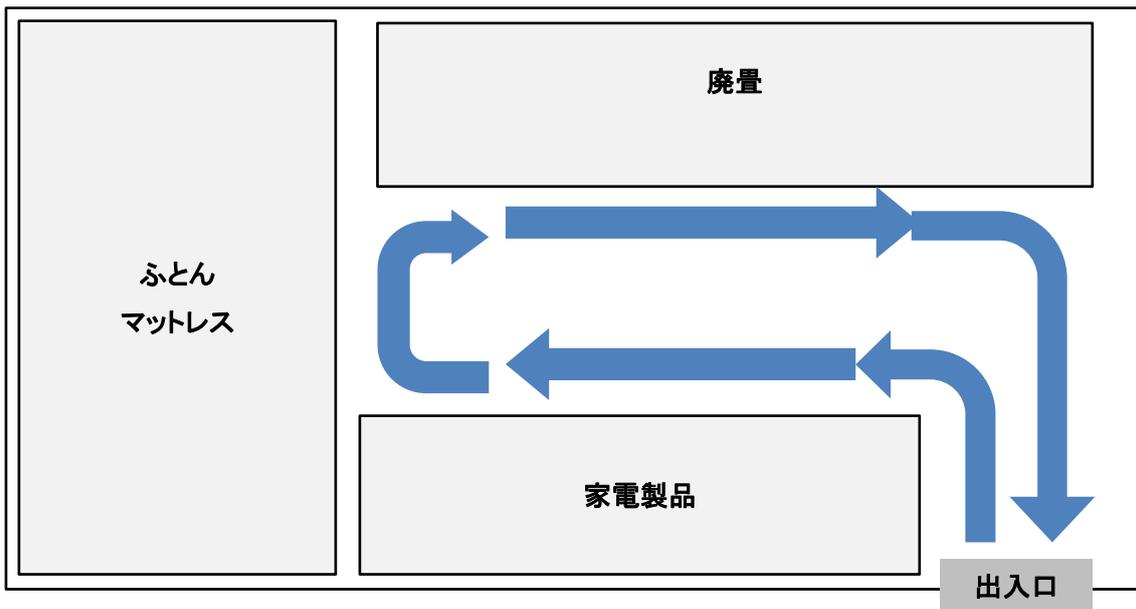


図 3.10 地区集積所（小規模）のレイアウト例

3.5.3 仮置場の運営

(1) 区の役割

- ①一次・二次仮置場の運営業務全般の指揮（二次仮置場は特別区の共同管理による）
- ②適切な業務執行の監督
- ③有価物の売却
- ④がれき処理の進捗管理

(2) 仮置場の運営業務内容

仮置場の運営は、協定を締結した業界団体に要請する。業界団体は、要請内容の規模に沿って、加盟企業の中から適切な企業を派遣し区の災害対応への協力を開始する。

表 3.5 仮置場の運営業務例

配置	作業内容例
全体管理	外部委託業者（警備など）を含む運営管理従事者の人員・安全管理。 日報の作成（搬入車両台数、搬入がれき量、一次仮置場の管理状況等の区への報告）。 環境モニタリングの実施。
受付・搬入物チェック（入口）	家庭ごみ、事業系ごみの持ち込みがないかなどのチェックを行う。必要に応じて罹災証明書の確認を行う。
がれきの計量と記録（出口）	がれきの計量と記録
交通整理・誘導	搬入車両の交通整理
荷降物チェック（分別品目ごと）	がれきの分別指導
荷降補助（重量物等）	全体での荷卸しの補助

（「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（平成 27 年 3 月 特別区清掃主管部長会）」より）

3.6 生活ごみ・避難所ごみの処理

3.6.1 処理の考え方

生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬、処理については、平時の生活ごみと性状などは変わらないことから、平時と同様に清掃一組と連携し速やかな処理を行う。

処理施設の被災や緊急点検などが発生した場合についても特別区内の連携を基本とした処理を行う。

3.6.2 各主体の取組

以下に、各主体の取組を示す。

(1) 本区の取組

生活ごみ及び避難所ごみは、区民等の協力を得て分別を徹底し、収集可能な場所に設けられた環境に支障のない排出場所及び排出方法を指定するものとする。生活ごみは平時のごみステーションを、避難所ごみについては指定の臨時集積所を設置することを基本とする。

なお、生ごみ等の腐敗性廃棄物については、衛生上速やかに処理を必要とするため、優先的に収集するなどの対応を検討する。

(2) 家庭の取組

不燃ごみや資源等、衛生面に支障のない生活ごみについては、収集・運搬体制が整うまでは、各家庭で保管する。ごみの分別の徹底や、平時のごみステーション以外の場所へ集積しないなど、生活ごみ・避難所ごみの排出ルールを厳守する。

(3) 避難者の取組（避難所での取組）

各避難所では、臨時の集積所を設置し、平常時と同様の分別区分での分別を行う。なお、腐敗性廃棄物や簡易トイレからの汚物、使用済み紙おむつなどは、他の可燃ごみとは分けて密閉可能な容器にて排出を行う。

3.6.3 生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬

生活ごみ・避難所ごみの収集運搬については、特別区間の相互援助体制を整備し、他自治体からの応援及び臨時雇上げの人員並びに機材を活用する。また、避難所を設置した場合は、避難所ごみの収集も考慮した収集・運搬ルートについても検討する。

また、不燃ごみや資源等、衛生面に支障のない生活ごみについては、収集体制が整うまでは家庭で保管するよう区民に対して協力を要請する。

3.6.4 生活ごみ・避難所ごみの処理

被災した家庭や避難所から発生した生活ごみ・避難所ごみは、平常時のごみと同様の処理を行う。

なお、本区は可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や清掃一組等と情報の共有化を密にして対応する。

3.7 災害用トイレ及びし尿処理対策

3.7.1 基本方針等

災害で上下水道が損傷を受けた場合や停電時の高層住宅等では、それぞれのインフラが復旧するまでは水洗トイレの利用ができなくなる。このため上下水道等が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する必要がある。

なお、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、燃やすごみとして処理が可能な携帯トイレを主体とした備蓄を進める。

ただし、し尿のほとんどは水分のため、安定的な処理を維持するには清掃工場で焼却処理できる携帯トイレの量には限界があることから、マンホールトイレによる下水道投入処理も併用し、本区内全域における需要見込みを踏まえた災害用トイレの備蓄・整備等による対策を検討する。

また、備蓄している災害用トイレが不足する場合は、都を通じて広域的な応援の調整を行い、災害用トイレの確保やし尿収集車両の確保などを行い、衛生環境の保持を図る。

3.7.2 各主体の取組

以下に、各主体の取組を示す。

(1) 本区の取組

- ① 避難所等に災害用トイレを確保する。
- ② 避難所等におけるし尿処理は、プールの水、雨水、井戸水等を確保し下水道機能を有効活用する。
- ③ 避難所・市街地等に設置する仮設トイレは汲取式とせず、下水道等に放流することができるものとし、洗浄・消毒用の流しを設置する。
- ④ 仮設トイレの機種選定にあたっては、障害者・高齢者、女性、子ども等に配慮するとともに、防犯面に配慮したタイプの選定等により利用者の利便性を確保する。
- ⑤ 仮設トイレに加えて携帯トイレ等の確保に努める。

(2) 家庭及び事業所の取組

- ① 当面の目標として、3日分の携帯トイレ、トイレ用品等を備蓄する。
- ② 水のくみ置き等によりトイレ用の水を確保する。

(3) 避難者の取組（避難所での取組）

- ① 災害用トイレの清掃や備品管理等、日常管理・運用を行う。
- ② 避難所で定めた災害用トイレの運用ルールを守り、衛生的なトイレ環境を維持する。

3.7.3 災害用トイレの普及啓発

- ① 区及び各機関は、災害用トイレの設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- ② 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であるため、避難所運営訓練においては、災害用トイレの設置訓練等を実施する。

3.7.4 備蓄状況

本区で備蓄している災害用トイレ等の状況を表 3.6 に示す。

表 3.6 避難所における災害用トイレ等の備蓄状況

(令和3年10月1日現在)

施設名	大人用おむつ			子ども用おむつ				女性用 衛生用品	洗口液	毛布	携帯 トイレ	マンホールトイレ	
	S	M	L	新生児用	S	M	L					健常者用	障害者用
麴町小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
九段小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
番町小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
麴町中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
富士見みらい館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
お茶の水小学校※1	×	×	×	×	×	×	×	-	×	-	-	-	×
神田一橋中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
神田さくら館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
昌平童夢館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
アーツ千代田 3331	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ちよだパークサイド プラザ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
旧今川中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
都立一橋高校※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	×
スポーツセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
岩本町ほほえみプラ ザ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ジロール麴町※3	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×
いきいきプラザ一番町	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○
THE BANCHO	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
高齢者サポートセン ターかがやきプラザ	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○
障害者福祉センター えみふる※4	○	○	○	○	○	○	○	○	×	-	-	×	×
かんだ連雀※5	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×
九段生涯学習館	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×
麴町出張所※6	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	×
富士見出張所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
神保町出張所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
神田公園出張所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
万世橋出張所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
和泉橋出張所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×

※1 お茶の水小学校分は、旧九段中学校、西神田コスモス館、神田一橋中学校及び神保町三井ビルディング(民間備蓄倉庫)に配備

※2 都立一橋高校分は、都立一橋高校と岩本町ほほえみプラザに配備

※3 ジロール麴町分は、ジロール麴町と四番町図書館仮施設に配備

※4 障害者福祉センターえみふる分は、障害者福祉センターえみふる及び日新火災海上保険本社ビル(民間備蓄倉庫)に配備

※5 かんだ連雀分は、かんだ連雀分及び極楽湯に配備

※6 麴町出張所分は、平河町森タワー(民間備蓄倉庫)に配備

出典：千代田区地域防災計画 資料編 資料第 21

3.7.5 し尿処理

し尿等の処理の流れは図 1.6 (p.14) に示したとおりである。し尿の処理については、平常時のし尿処理と同様の処理を行う。なお、本区は可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都下水道局や清掃一組等と情報の共有を密にして対応する。

3.8 帰宅困難者対策

本区は、商業・業務機能が集積しており、本区外からの在勤・在学者や来街者等が多数滞在しているため、災害発生時に交通機能が停止した場合、多数の帰宅困難者が予想され、本区内の帰宅困難者は約 50 万人^{※2}（居住人口約 6.6 万人^{※3}の約 8 倍）が想定されている。帰宅困難者については、東京都帰宅困難者対策実施計画に基づき、事業者等に施設内待機を依頼するとともに、帰宅困難者から発生するごみについても事業系ごみとしての処理を基本とする。また、交通機関が運行停止した場合、こうした在勤・在学者だけでなく、移動途中の通勤・通学者等も本区内に滞留することになり、その場合の本区内滞留者は約 108 万人^{※1}が想定されており、この滞留者からもペットボトル等のごみが発生することが考えられる。

ただし、滞留者は滞留場所である駅や駅近隣の一時滞在施設に集中すると考えられるため、帰宅困難者からのごみと同様に、鉄道事業者や施設管理者による事業系ごみとしての処理を基本とする。なお、駅や一時滞在施設から溢れた滞留者については、公園のごみ箱や自動販売機の容器回収箱周辺等へごみを投棄すると考えられるため、災害発生後のごみ回収の際には、これらのごみ回収についても考慮した収集・運搬体制を検討する。また、断水等が発生した場合には駅や一時滞在施設の既設トイレが使用できなくなり、トイレの不足が考えられるため、災害用トイレの設置状況は滞留者に対しても広報を行い、衛生環境の確保に努める。

3.9 外国人対策

本区内には、130 か国以上の国や地域から来日した、3 千人以上の外国人が暮らしており、また、居住者以外にも日々多くの外国人観光客が訪れている。このような多くの外国人を抱える都市として、本区の公式ホームページ・SNS のほか、掲示板への貼り出し等については多言語化し、適切な情報発信・周知を図る。

² [東京都防災会議, 平成 24 年 4 月]

※帰宅困難者とは、鉄道等の交通網の障害により通勤・通学先などから自宅まで帰宅することが困難な者を指し、滞留者とは通勤・通学などにより都内に滞留する者をいう。

³ [区統計]

3.10 倒壊建物等の解体・撤去

(1) 家屋解体の種類

倒壊した建物の解体は、原則として所有者が行うこととなるが、個人住宅に限り特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理については本区が主体となって公費解体及びその事務を行う。

また、敷地内の災害がれきの撤去に関しても、原則として所有者が行うこととするが、被災状況によっては倒壊建物の解体と同様に個人住宅に限り区民からの申請受付、解体業者等との契約事務について本区が行うとともに、その処理についての指導等を行う。

表 3.7 公費解体と自費解体の概要

家屋解体の種類	家屋解体の概要	メリット	デメリット
公費解体		<ul style="list-style-type: none"> 一次的にも被災住民に費用負担が発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 受付順で解体を進めるため、解体作業までに時間を要する。
自費解体		<ul style="list-style-type: none"> 早い時期に家屋解体作業を実施できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一次的にも被災住民に費用負担が発生する。 全額償還されない場合がある。

(2) 公費解体の対応

公費解体(撤去を含む)を行う場合、区民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、あらかじめ用意したデータにより、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することの適否を判断する。

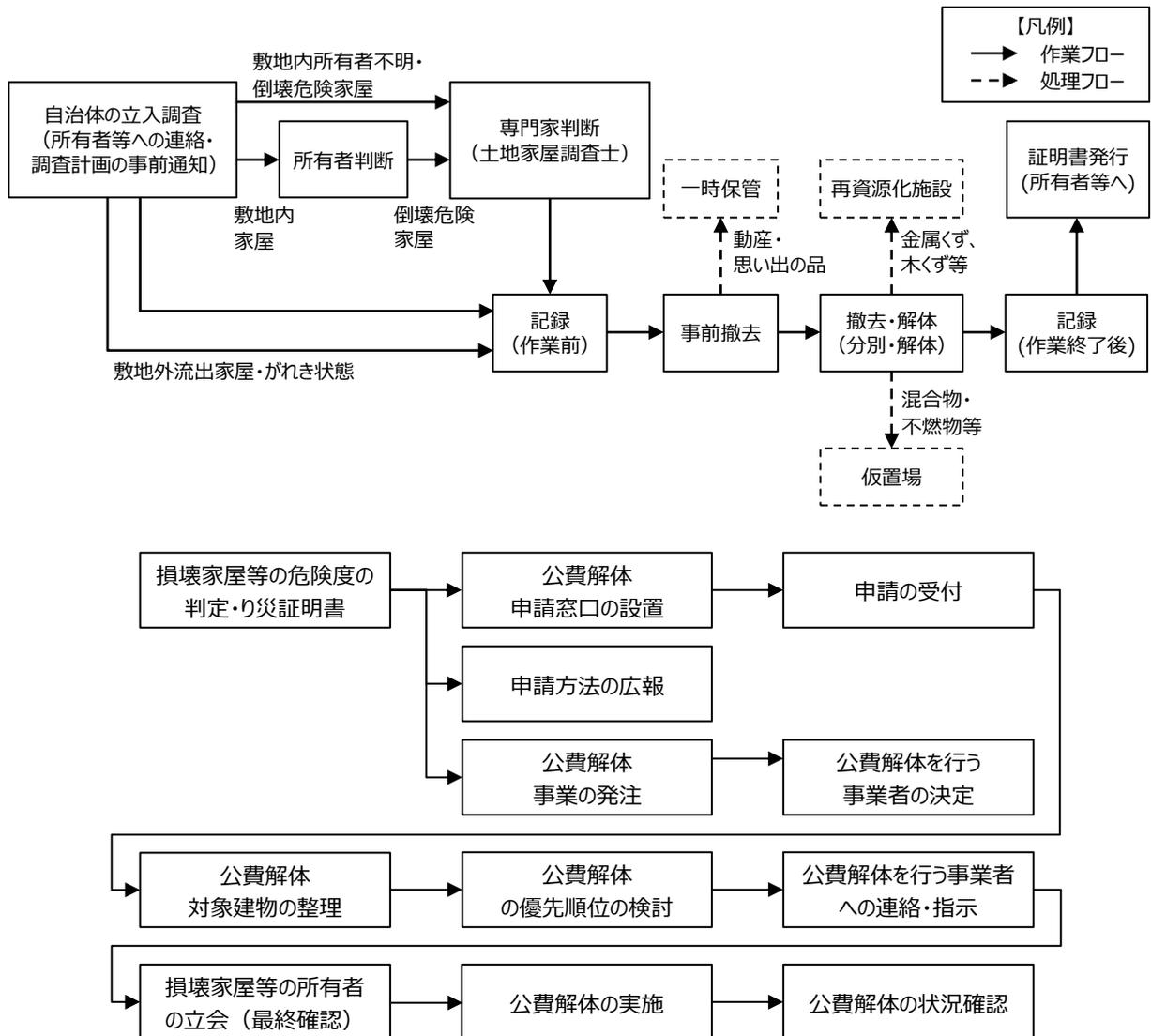
解体・撤去申請の受領後、専門家による応急危険度判定の結果から、危険性が高いと認められる建物を優先し、次に搬出車両の通行等を考慮し、順次解体・撤去に着手する。また、応急危険度判定を迅速に実施するため、あらかじめ土地家屋調査士の団体との災害時の協力協定の締結について検討する。

解体・撤去に際しては、災害がれきを種類別に分別して搬出するほか、解体工事に先立ちPCB、廃石綿等の有害物質の保管や使用の有無を既存資料や現地調査で確認し、保管や使用が確認された場合については、東京都災害廃棄物対策本部が示す指針等に基づき適正に取り扱うよう、関係処理業者等を指導する。

また、解体・撤去の実施事業者の決定をスムーズに行えるよう、あらかじめ解体業の団体等との災害時の協力協定の締結について検討しておく。

なお、所有者不明の状態 で建物を解体・撤去する場合、被災状況を記録に残すなどの対応を講じる。

また、建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。ただし所有者が明らかでない動産については、「遺失物法（平成18年法律第73号）」により処理する。



(「災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)」を一部編集)

図 3.11 倒壊建物等の解体・撤去手続きに関するフロー

3.11 環境モニタリング

仮置場の運営・管理や倒壊建物等の解体・撤去等による、周辺環境への影響や労働災害を防止するために、必要に応じて環境モニタリングを実施する。

環境影響と環境保全策の例を表 3.8 に示す。

表 3.8 環境影響と環境保全策の例

影響項目	環境影響	環境保全対策の例
大気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・ 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・ 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な散水の実施 ・ 保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・ 周囲への飛散防止ネットの設置 ・ フレコンバッグへの保管 ・ 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・ 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・ 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・ 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・ 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に遮水シートを敷設 ・ PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・ 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に遮水シートを敷設 ・ 敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・ 水たまりを埋めて腐敗防止

（「災害廃棄物対策指針技術資料（平成 26 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）」を一部編集）

3.12 貴重品・思い出の品

災害がれきの搬出時や倒壊建物等の解体・撤去時、ボランティアによる片付け作業時、仮置場での分別作業時に、貴重品や思い出の品が発見された場合、所有者が判明している品は速やかに所有者に引き渡し、所有者が不明の品は警察へ引き渡すか、本区で保管及び管理する。

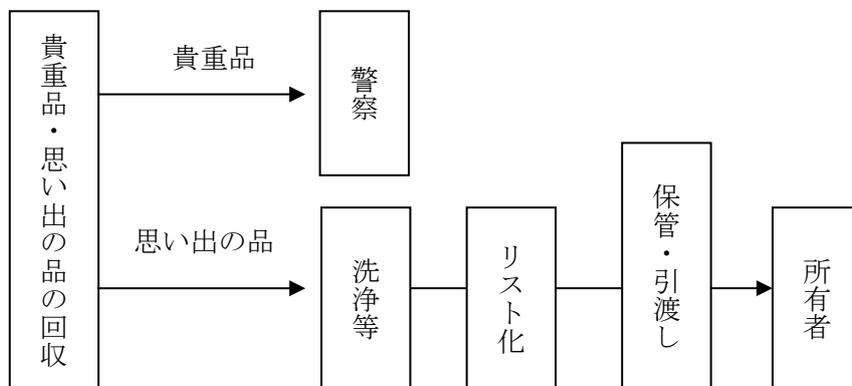
また、回収、保管、管理及び閲覧時の留意点を以下に示す。

- 拾得物としての届出や所有者確認の手懸かりとなるので、発見場所や発見日時、特徴等を記して、タグや袋等で品ごとに区分する。
- 金品等の貴重品については、その日ごとに本区職員が拾得物として警察へ引き渡す。なお、その際の拾得者は職員個人ではなく、本区とする。
- 思い出の品については、土や泥がついている場合は、破損に注意しつつ洗浄、乾燥してから、期限を定めて保管及び管理する。
- 発見場所や特徴等の情報がわかる管理リストを作成し、公開・閲覧を行い、引き渡しの機会を作り、できるだけ所有者や関係者へ引き渡す。

表 3.9 貴重品・思い出の品の例

思い出の品	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳等
貴重品	金庫、財布、通帳、印鑑、キャッシュカード、貴金属等

(「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン(平成 27 年 3 月 特別区清掃主管部長会)」より)



(「災害廃棄物対策指針技術資料(平成 26 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)」)

図 3.12 貴重品・思い出の品の対応フロー

3.13 国庫補助金の申請

災害廃棄物の処理には、多額の経費が必要となり、災害廃棄物の種類・量・処理方法により大きく変動する。経費支出のタイミングに合わせた資金調達のため、国の補助事業の活用を含めた資金管理計画が重要となる。補助対象事業の範囲等の詳細は、災害の発生状況により変更されることがあるため、発災後早期より、都や国と緊密な情報交換を行う。

また、補助金申請にあたっては、根拠資料の整理など多くの事務作業や申請協議が必要となることに留意しながら活用を図る。

3.13.1 災害等廃棄物処理事業費補助

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市区町村等が実施する廃棄物の処理に係る費用についての支援制度である。

表 3.10 災害廃棄物処理事業の補助制度

補助対象事業	暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する廃棄物の処理
事業主体	市区町村等（一部事務組合、広域連合を含む）
補助率	1/2（地方負担分も大部分は特別交付税措置がある）

3.13.2 廃棄物処理施設災害復旧費補助金

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業についての支援制度である。

表 3.11 廃棄物処理施設災害復旧事業の補助制度

補助対象事業	災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業 ＜対象施設＞ ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場、PCB 廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）
事業主体	都道府県、市区町村（一部事務組合、広域連合、PFI 選定事業者を含む）、廃棄物処理センター 等
補助率	1/2

（「災害関係業務事務処理マニュアル（平成 26 年 6 月環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」より）

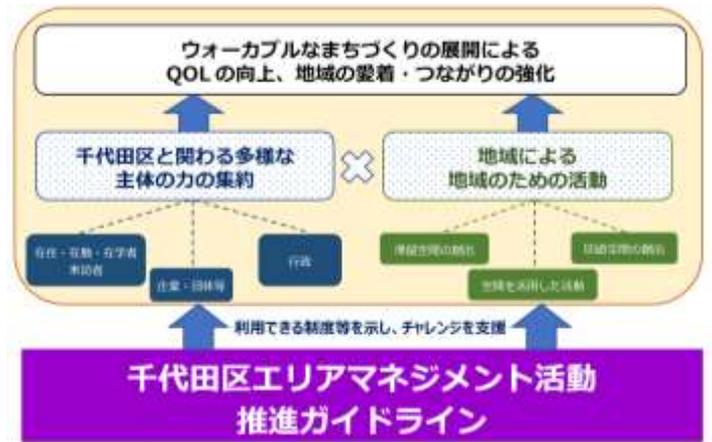
千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン（素案）について

1 策定の経緯

- 令和 3 年 5 月に改定した「都市計画マスタープラン」で描いた将来像の実現に向け、緑や水辺、歴史的遺構、まちの文脈や味わいなどの価値、高度な都市開発基盤等を活かして、様々な空間や機能・施設を「使いこなす」ことが重要となっている。
- 令和 4 年 6 月に策定した「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」では、目的達成の手法として多様な人たちの活動を生み出すことを示すとともに、行政の役割としてウォーカブルなまちづくりの推進に資する制度等の情報提供を行うために、各種制度の使い方等を提示するガイドラインの策定を検討することとなっている。
- このような背景を踏まえ、ウォーカブルなまちづくりを推進するため、区のエリアマネジメントに対する考え方を示すとともに、公共空間等の活用方法やエリアマネジメント手法に関して、事例等を交えながら利用者目線で分かりやすく示す「千代田区エリアマネジメント推進ガイドライン」を策定することとなった。
- 令和 4 年 8 月に千代田区エリアマネジメント推進ガイドライン検討会を設置し、内容の検討を行ってきた。

2 策定のポイント

- タイトルは、検討会での議論を踏まえ、エリアマネジメントの「活動」に主眼を置き、「千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン」に決定した。
- 本ガイドラインの内容は、千代田区におけるエリアマネジメント活動に関する考え方を示すとともに、多様な主体がエリアマネジメント活動にチャレンジするための制度等やエリアマネジメント活動実施までの流れ等についてまとめたものである。
- 千代田区におけるエリアマネジメント活動を、「地域の都心生活の質（QOL）向上につながる活動」として示すとともに、実施主体を「地域に住み、働き、学び、訪れる一人ひとり」としている。一方で、個人や実績のない団体等がエリアマネジメント活動として各種制度等を利用することは困難であることから、地域団体等やエリアマネジメント団体等との連携についても示している。
- 第 6 章「エリアマネジメント活動の展開に向けて」では、エリアマネジメント活動が区内で広く展開されていくために、組織体制や制度構築について等、今後検討していくべき内容等を整理している。



3 第 3 回検討会における主な意見

- ア 個人で活動するのは難しいため、活動に適した組織へつなげ、活動の目的を拾い上げる仕組みがあるとよい。
- イ 民間の活力は金額の大きさより、公的な主体が背中を押してくることに意味がある。
- ウ エリアマネジメント活動推進の初動期においては、ガイドラインが活用されるようなプログラム等があるとよい。
- エ 活動をする人は「やりたい」が一番上にあって、その下に QOL との整合、活動場所等があると考える。
- オ 相談窓口の機能として、行政の中のワンストップ化と、地域団体等の調整や紹介、マッチングがあるとよい。
- カ 区民にとって分かりやすいようにデザインのバージョンアップもできるとよい。

4 策定スケジュール

- 令和 5 年 2 月 5 日（日）～20 日（月）：パブリックコメント
- 令和 5 年 3 月：第 4 回検討会（ガイドライン案について）
- 令和 5 年 3 月：ガイドライン策定

概要版

千代田区エリアマネジメント活動 推進ガイドライン (素案)

まちでのアクションを攻略しよう！

令和5年1月

千代田区

第1章

千代田区エリアマネジメント活動 推進ガイドラインの概要

目的

様々な主体の力を集約して、地域自らがその地域の価値を向上させる活動にチャレンジできるようにすることで、ウォークブルなまちづくりを推進する

ガイドラインでは、それぞれの地域がその地域にあった形でエリアマネジメント活動にチャレンジできるように、区のエリアマネジメント活動に対する考え方を示すとともに、**地域に住み、働き、学び、訪れる一人ひとりが実施主体となり、企業・団体・行政等と連携しながら、まちを使いこなす**ための各種制度等や事例等を示します。

千代田区におけるエリアマネジメント活動

1 地域の都心生活の質（QOL）向上につながる活動

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上することだけでなく、地域に住み、働き、学ぶ、訪れる多様な人々で共有する都心生活の質（QOL）を向上させる活動と、活動を行う仲間づくり、活動を継続していくための取組み全般をエリアマネジメント活動として推進し、その活動をとおして、多様な人たちの交流を生み、地域の愛着・つながりを強めていきます。

2 地域に住み、働き、学び、訪れる一人ひとりが実施主体

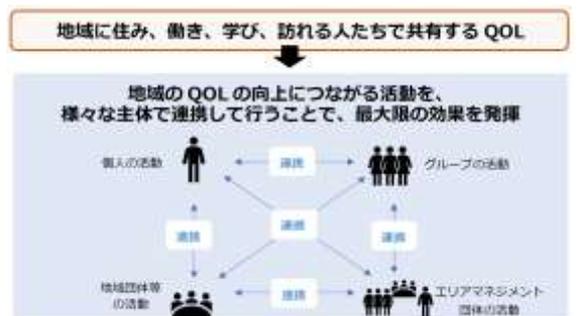
地域のQOLの向上につながるエリアマネジメント活動の実施主体は、まちづくり協議会、町会、商店街のような一定の規模がある企業・地域団体等に限らず、地域に関係する個人やグループ、サークルといった小規模なものも実施主体として考えます。



▲エリアマネジメント活動の規模と地域への効果等が比例することのイメージ

3 官民の連携したチャレンジにより展開

地域のQOLの向上につながるエリアマネジメント活動に向けては、官民で地域の将来像の共有し、連携しながら前例にとらわれないチャレンジを積み重ねていくことで実現していきます。



▲様々な主体が行うエリアマネジメント活動の連携のイメージ

第2章

エリアマネジメント活動の事例

地域でやりたいことを実現するための参考となるように、**千代田区内や国内外の多様なエリアマネジメント活動の事例**を整理し、それぞれの活動目的、実施主体、活動内容、効果や活用した制度等を紹介しています。

(画像) 広場化したタイムズ・スクエア（ニューヨーク市）

エリアマネジメント組織がタイムズ・スクエアの広場化についてニューヨーク市に提案し、市との連携により広場化を実現



第3章 エリアマネジメント活動の可能性

様々な制度等を利用することにより、どのようなエリアマネジメント活動ができるか、実際に制度等を利用するにあたっての地域での合意形成や地域特有の事情、**実現性等は考慮せず、「こんなことができるかもしれない」という可能性**について示しています。

※掲載した可能性の一部は、千代田区都市計画マスタープランの改定検討時に、生徒・学生の目線から自由に、道路・公園・水辺などのまちの既存ストックの利活用についてアイデア検討をしてもらった「ウイズコロナ・アフターコロナにおけるまちづくりを考えるアイデアソン」（令和2年実施）での意見を基に作成



第4章 エリアマネジメント活動で利用できる制度等

千代田区におけるエリアマネジメント活動において利用できる制度等について、制度利用にあたり、実施主体の組織や活動地域についての位置づけ等の指定がないものについて掲載しています。一方、制度利用に当たって組織や活動地域等に一定の要件がある制度等については、資料編に掲載しています。

▼活動場所に関する制度等

類別	制度名
1 道路	(1) 道路占用許可
	(2) 道路使用許可
2 公園	(1) 公園占用許可
	(2) 公園使用許可
3 河川	河川敷地占用許可
4 有効空地	東京都特定街区運用基準 (有効空地の活用)
5 広場	千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱
6 公開空地	公開空地の一時占用（総合設計制度）

▼活動内容によって必要となる手続き等

類別	制度名
7 飲食	食品営業許可
8 防火	(1) 露店等開設届出
	(2) 防火管理者選任届
	(3) 消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書
	(4) 火災予防上必要な業務に関する計画届出
9 保険	各種保険等
10 文化	ヘブンアーティスト事業

▼継続的に活動をしていくための制度等

類別	制度名
11 商工	(1) クラウドファンディング
	(2) クラウドファンディング活用による資金調達支援制度

第5章 エリアマネジメント活動の流れ

地域のQOLの向上につながる活動の実施に向けては、場所の確保、資金の確保、火器の使用の有無等に合わせ様々な制度等の利用や許可を得る必要があることから、エリアマネジメント活動の実施に至るまでの流れの例をケース別に示しています。



第6章 エリアマネジメント活動の展開に向けて

千代田区のエリアマネジメント活動をより一層展開していくため、今後検討すべき事項について示しています。

1 エリアマネジメント活動の総合相談

エリアマネジメント活動の実施に向けて、実施主体の規模や実情に応じて柔軟に相談等を行うことができる総合相談窓口の設置について検討します。

2 制度活用の促進に向けた基準等の明確化

各種制度等の基準の明確化や、区民等がエリアマネジメント活動にチャレンジしやすくなるように、活動場所となる公共空間等の情報を整理し、発信することを検討します。

3 区の支援制度等の拡充

多様な主体によるエリアマネジメント活動が展開され、それらが連携しエリアマネジメント団体の設立へとつながるように、エリアマネジメント活動を展開しやすくなるための支援制度や、活動団体の成長を支援するための支援制度等を検討します。

4 主体間の共通認識と連携の構築

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上することだけでなく、地域に住み、働き、学び、訪れる多様な人々で共有する都心生活の質（QOL）を向上させる活動と、活動を行う仲間づくり、活動を継続していくための取組み全般をエリアマネジメント活動として推進し、その活動をとおして、多様な人たちの交流を生み、地域の愛着・つながりを強めていきます。

5 エリアマネジメント活動の地域経営化

エリアマネジメント活動は、一度のみの活動で終わるのではなく、活動後に効果等を検証し、継続的な活動とすることや日常化を進め、地域経営化を進めていくことが重要です。そのための、活動の場所や財源等の確保、リスクマネジメントについても検討していきます。

また、これらの展開に向けて、エリアマネジメント活動を展開するうえで大きな役割を担うことが期待されるエリアマネジメント団体のあり方等について検討します。

千代田区エリアマネジメント活動
推進ガイドライン
(素案)

まちでのアクションを攻略しよう！

令和5年1月

千代田区

目次

第 1 章 千代田区エリアマネージメント活動推進ガイドラインの概要	1
1 社会等の背景	1
2 千代田区における背景.....	2
3 目的	3
4 千代田区におけるエリアマネージメント活動	4
5 位置づけ.....	10
第 2 章 エリアマネージメント活動の事例	11
第 3 章 エリアマネージメント活動の可能性	26
第 4 章 エリアマネージメント活動で利用できる制度等	33
第 5 章 エリアマネージメント活動の流れ	66
第 6 章 エリアマネージメント活動の展開に向けて	70

－本ガイドラインの使い方－

第1章

このガイドラインで何が分かるのか知りたい！

千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインの概要

「エリアマネジメント活動って何?」「誰が取り組むの」といったことについて、千代田区の考え方を示しています。あなたが地域のためにしたいことが「エリアマネジメント活動」になるのに必要な考え方について見てみましょう。

第2章

国内外でどんな活動が行われているか知りたい！

エリアマネジメント活動の事例

国内外のエリアマネジメント活動の事例について、経緯や具体的に利用した制度等を含めて紹介しています。あなたのやりたいことの参考になる事例があるかもしれません。

第3章

どんなことができるかもしれないかを知りたい！

エリアマネジメント活動の可能性

様々な制度等を利用したら、どんなことができるようになるでしょうか。エリアマネジメント活動として「こんなことができるかも」ということを、利用が想定される制度等とあわせて紹介しています。

第4章

活動に向けてどんな武器があるかを知りたい！

エリアマネジメント活動で利用できる制度等

エリアマネジメント活動を実施するうえで、どのような制度等が利用できるかを紹介しています。あなたが地域のためにしたいことに利用できる制度等について調べてみましょう。

※エリアマネジメント活動であること以外に要件があるものについては、資料編で紹介しています。

第5章

どうやって計画をすればよいかを知りたい！

エリアマネジメント活動の流れ

エリアマネジメント活動を行う際には、様々な制度等を組み合わせる必要があります。こういったときにどんな制度等が必要となり、どれくらいの時間がかかるのか、活動のケース別に実現に至るまでの流れを確認しましょう。

第6章

今後の展開を知りたい！

エリアマネジメント活動の展開に向けて

エリアマネジメント活動が、区内で広く展開されていくために今後検討していくべき内容等について整理しています。「こんなことも検討してほしい」ということはぜひご意見をお寄せください。随時検討していきます。

本ガイドラインの使い方や千代田区におけるエリアマネジメント活動については、景観・都市計画課計画推進担当（☎03-5211-3612）へお問い合わせください。また、今後エリアマネジメント活動に関する総合相談窓口の設置を検討しています（第6章1項（P70）参照）。

第 1 章

千代田区エリアマネジメント活動 推進ガイドラインの概要

1 社会等の背景

- 日本では、成長都市の時代から成熟都市の時代への移行に伴い、官（行政）による民間開発に対する規制を中心とした平均的、画一的な都市づくりを進めるまちづくりから、共創の時代の都市づくりとして、積極的に地域特性を重視し、地域価値を高めるまちづくりが必要になっています。
- そのため、まちづくりの中心が開発（デベロップメント）から管理運営（マネジメント）にも配慮したまちづくりになるとともに、地域で住み、働き、学ぶ様々な方々が、主体的に地域に関わって行う取組みであるエリアマネジメント活動が求められてきています。
- 現在、全国各地においてエリアマネジメント活動が行われており、例えば、住宅地では、住民が建築協定等を活用した良好な街並み景観の形成・維持が行われ、業務・商業地では、市街地開発と連動した街並みづくりや地域美化活動、イベントの開催といった活動が行われています。
- そのような中、今後の都市のあり方として、地域資源として存在する官民の既存ストックを核に「居心地がよく歩きたくなるまちなかづくり」いわゆる「ウォークラブルなまちづくり」の機運が高まっています。そして、官民連携で道路活用を促進する「ほこみち（歩行者利便増進道路）」制度や、まちなかウォークラブル推進事業等が創設されるとともに、その担い手として期待される民間事業者、エリアマネジメント団体等に対する各種支援措置が講じられています。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機にオープンスペース等の重要性が再認識される中、オープンスペース等を活用したイベントや日常的な活動が行うことができるように、エリアマネジメント団体等を支える人材育成、制度等の見直し・検討、ノウハウの展開等も必要となっています。

2 千代田区における背景

- 千代田区は早くからエリアマネジメント活動が活発化した地域として知られています。複数の大企業の連携によって生まれた法人組織から地元事業者や住民が主導する協議会まで、組織も性格も多彩なものがあります。
- 同じ千代田区の中でも地域によって抱える課題や目指す将来像は異なっており、協議会やエリアマネジメント団体等で地域の将来像やまちづくりの進め方などについて検討・協議し、地域のまちづくりの構想やガイドラインをまとめ、それに対応する様々な取り組みを行っています。
- そのような中、千代田区は令和3年5月に「千代田区都市計画マスタープラン」を改定し、将来像を「つながる都心」として定め、「人中心」の量から質に転換したまちづくりの推進により、都心生活の質（QOL: Quality Of Life）を豊かにしていくことを示しています。
- そして、「つながる都心」の実現に向け、千代田区ならではのウォーカブルなまちづくりを推進するため、「ウォーカブル推進都市」となり、令和4年6月に「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」を策定し、パブリック空間、地域の歴史・文化等の「ウォーカブルな要素」の活用により、質の高い「滞留空間」と「回遊空間」を創出し、多様な人たちの活動を生みだすことを示しています。
- このような背景を踏まえ、地域に関わる一人ひとりが主体となり、都心千代田の緑や水辺、歴史的遺構、まちの文脈や味わいなどの価値、高度な都市基盤等を活かして、地域の価値を向上させる活動を起こし、まちを「使いこなす」ことにチャレンジできるようにするため、公共空間等やエリアマネジメント活動の手法・制度等についてまとめた「千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン」を策定します。



▼ 区内のエリアマネジメント組織

地域	名称
飯田橋・富士見地域	アイガーデンエアタウンマネジメント協議会
神田公園地域	(一社) 神田駅周辺エリアマネジメント協会
万世橋地域	(一社) 淡路エリアマネジメント
万世橋地域・和泉橋地域	秋葉原タウンマネジメント株式会社
大手町・丸の内・有楽町・永田町地域	(一社) 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
	(NPO) 大丸有エリアマネジメント協会
	(一社) 大丸有環境共生型まちづくり推進協会
	(一社) 有楽町駅周辺まちづくり協議会
	(一社) 日比谷エリアマネジメント

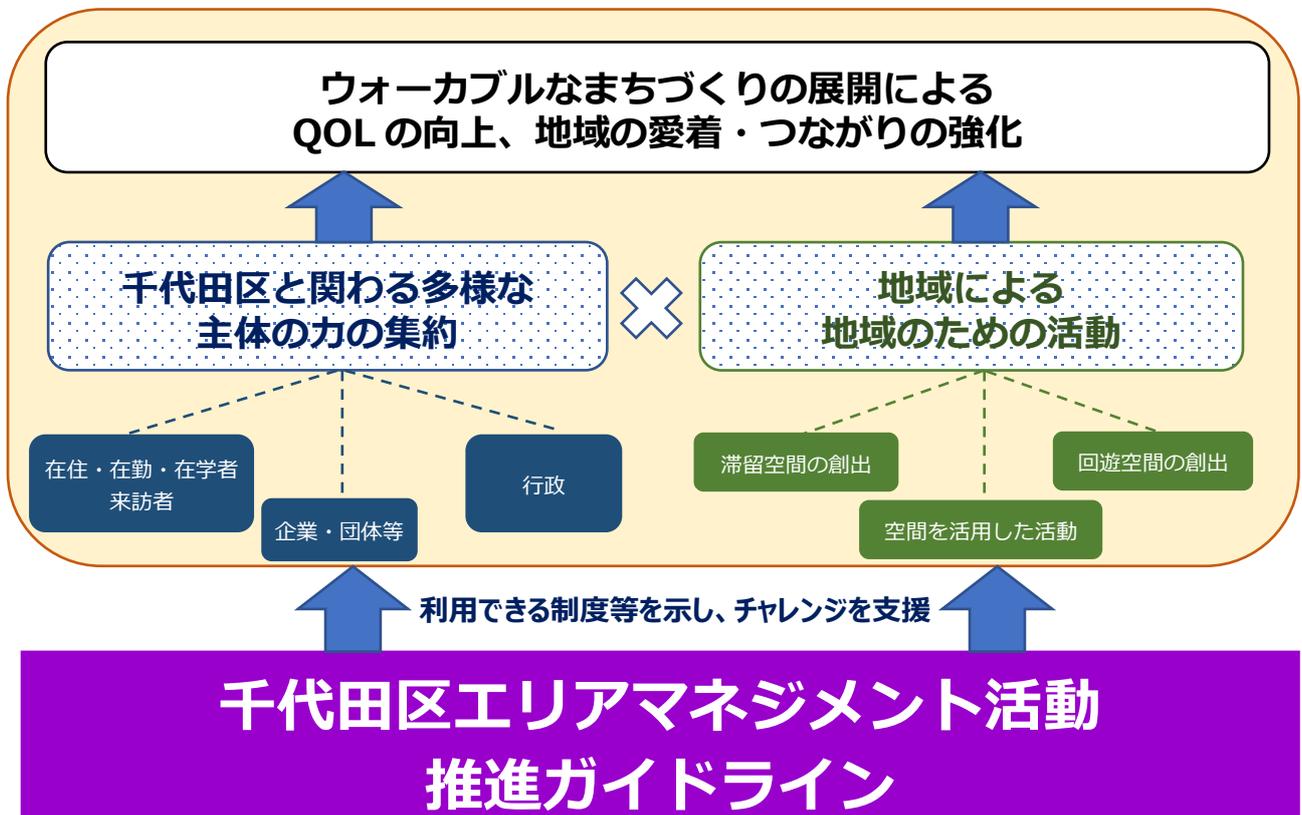
▼ 区内のまちづくり協議会等

地域	名称
麹町・番町地域	日本テレビ通り沿道まちづくり協議会
飯田橋・富士見地域	飯田橋・富士見地域まちづくり協議会
神保町地域・神田公園地域	神田警察通り沿道整備推進協議会
神保町地域・万世橋地域	神田駿河台地域まちづくり協議会
神田公園地域	神田駅周辺環境整備懇話会
大手町・丸の内・有楽町・永田町地域	大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会

3 目的

様々な主体の力を集約して、地域自らがその地域の価値を向上させる活動にチャレンジできるようにすることで、ウォーカブルなまちづくりを推進する

- 千代田区ウォーカブルまちづくりデザインにおいて、千代田区におけるウォーカブルなまちづくりは、地域の課題を解決し、「私たち」のQOL（Quality Of Life）の向上を図るとともに、地域の愛着・つながりを強化し、「つながる都心」を実現することを目的として定めています。
- この千代田区ならではのウォーカブルなまちづくりとして、経済活性化や子育て環境の充実、地域の歴史・文化の継承といった地域それぞれのQOLを向上する活動を展開していくためには、地域の力を合わせて様々な制度等の活用が必要となります。
- そのため、本ガイドラインにおいては、それぞれの地域がその地域にあった形で活動にチャレンジできるように、区のエリアマネジメント活動に対する考え方を示すとともに、**地域に住み、働き、学び、訪れる一人ひとりが実施主体となり、企業・団体・行政等と連携しながら、まちを使いこなす**ための各種制度等や事例等を示します。これにより、質の高い「滞留空間」「回遊空間」の創出に向けた、公共空間等を活用した活動や、地域の様々な主体の力を集約した活動を促進していきます。
- また、千代田区は、地域や境界の個性が多様であるとともに、そこで活動する主体も多様であるといった特徴があることから、地域をよくしたいという小さな声からでも力を合わせて取り組むことができるエリアマネジメント活動に関する手法等のもとより、開発事業が契機となるような規模の大きなエリアマネジメント活動に関する手法についても示します。



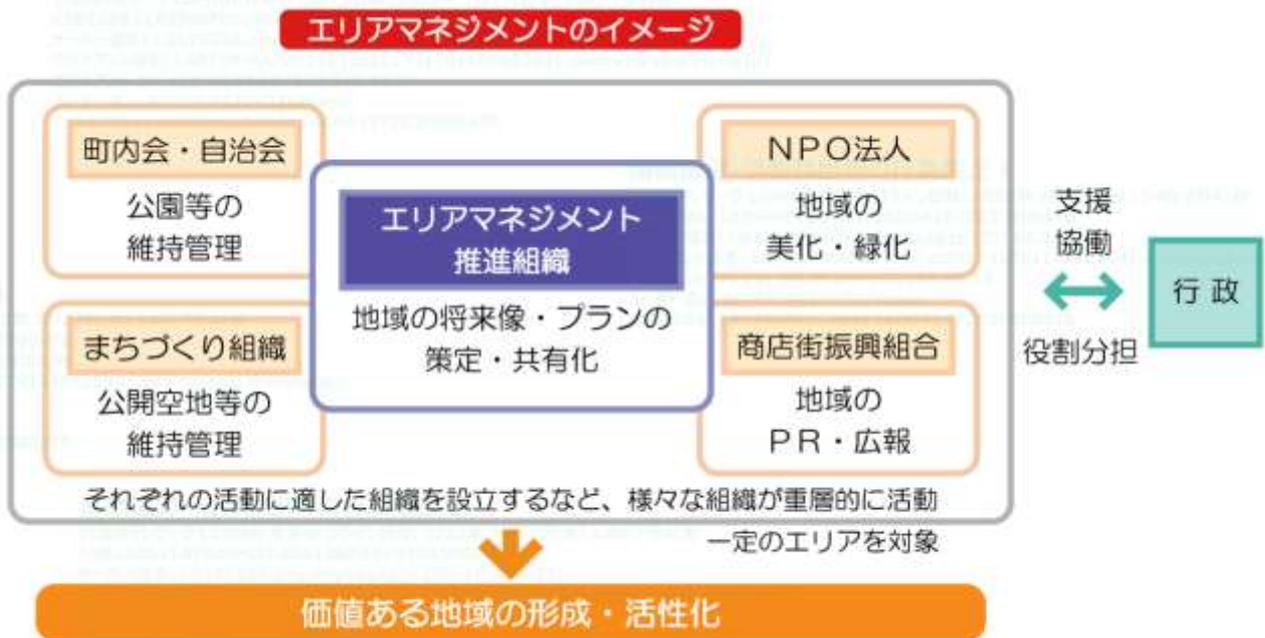
4 千代田区におけるエリアマネジメント活動

(1) エリアマネジメント活動とは

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、
住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み

出典：国交省「エリアマネジメントのすすめ」

- ここで示す「良好な環境や地域の価値の維持・向上」には、快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成、安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域のものも含まれます。
- 多彩なエリアマネジメント活動が展開されることにより、例えば、住宅地においては、快適で魅力的な環境の創出、美しい街並みの形成、安全・安心な地域づくりなどが期待されます。また、業務・商業地では、地域美化やイベントの開催、広報等による地域プロモーションの展開といった取り組みにより、地域の魅力が高まるとともに経済的効果等も期待できます。



出典：国交省「エリアマネジメントのすすめ」

(2) 千代田区におけるエリアマネジメント活動

1 地域の都心生活の質（QOL）向上につながる活動

- 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上することだけでなく、地域に住み、働き、学び、訪れる多様な人々で共有する都心生活の質（QOL）を向上させる活動と、活動を行う仲間づくり、活動を継続していくための取組み全般をエリアマネジメント活動として推進し、その活動をとおして、多様な人たちの交流を生み、地域の愛着・つながりを強めていきます。
- これらの活動は、公的価値があるか、地域が求めているものであるか、地域で共有できているかが重要となってきます。そのため、区民・事業者・行政等の地域に関わる多様な関係者と活動の考え方を共有するとともに、地域へ情報を発信し、活動に対して地域の理解を得ることが必要です。
- また、経済活性化による騒音問題や、賑わい創出による衛生環境の低下など、あるQOLを向上させる活動が、別のQOLを損なうことがないように留意する必要があります。

COLUMN

「話し合い」の継続で活動を共有する

エリアマネジメント活動は地域の多様な人々で共有する都心生活の質（QOL）を向上させる活動ですが、どうすれば都心生活の質を共有できるでしょうか。

また、これを共有できたとしても、手段としてのエリアマネジメント活動をどのようなものにするかについても多様な考え方があると考えられます。

そのときに重要なのは、**話し合いを重ねる**ことではないでしょうか。

例えば、活動に反対だったとしても、全部に反対なのか、手段としての活動の内容に反対なのか、向上を目指す都心生活の質に反対なのか、多様な反対があると考えられます。またその逆に、賛成の中にも多様な賛成があると考えられます。

これらを話し合いの積み重ねの中で整理し、共有できる部分を見つけていくことが重要です。そして、活動内容を完全に共有できなくとも、**「許容」「理解」してもらい、活動の実施までつなげ、活動を行った後も話し合いを続けていく**ことで「共有」につながるのではないのでしょうか。

「活動を楽しむ」ことが地域のために

本ガイドライン策定の検討に当たっては、様々な形でエリアマネジメント活動に関わる方が委員となり、議論をしました。その際に、エリアマネジメント活動を実施・継続していくための大切な要素として挙げたことに、エリアマネジメント活動を実施する人が**「活動を楽しむ」**ことがあります。

エリアマネジメント活動は、実施場所の確保や資金の確保、地域関係者・行政等との調整など、活動の実施に向けてやらなければいけないことが多くあり、簡単にできるとは言い難いです。

しかし、そのような過程も含めて活動を楽しむことが、まわりの人にも伝染し、連鎖していくと考えられます。そして、個人の活動が大きくなっていくことで、地域が楽しくなることにつながるのではないのでしょうか。

まずは、まちで何をしたら楽しいかを考えてみませんか。



▲「楽しさ」が伝染したことの完成形が「祭」かもしれません
(写真：神田祭)

2

地域に住み、働き、学び、訪れる一人ひとりが実施主体

- 地域の QOL の向上につながるエリアマネジメント活動の実施主体は、まちづくり協議会、町会、商店街のような一定の規模がある企業・地域団体等に限らず、地域に関係する個人やグループ、サークルといった小規模なものも実施主体として考えます。(実施主体の定義は P7 の表を参照)
- 一方で、実施主体の規模とできることの規模や地域への効果等は比例してきます。そのため、同じ考えを持った人たちが集まり、活動の規模を大きくしたり、様々な主体が連携して活動をしたりすることで、エリアマネジメント活動の地域への効果が高まります。
- また、様々な主体の連携がエリアマネジメント団体の設立につながり、エリアマネジメント団体が地域の将来像、地域に必要な QOL について定め、個人・グループといった様々な主体の活動の受け皿となるとともに、団体自身も活動を行うことで、それぞれのエリアマネジメント活動が一時的なものではなく、日常的に行われるものとなることが期待されます。(P8 の図参照)

▼ エリアマネジメント活動の規模と地域への効果等が比例することのイメージ

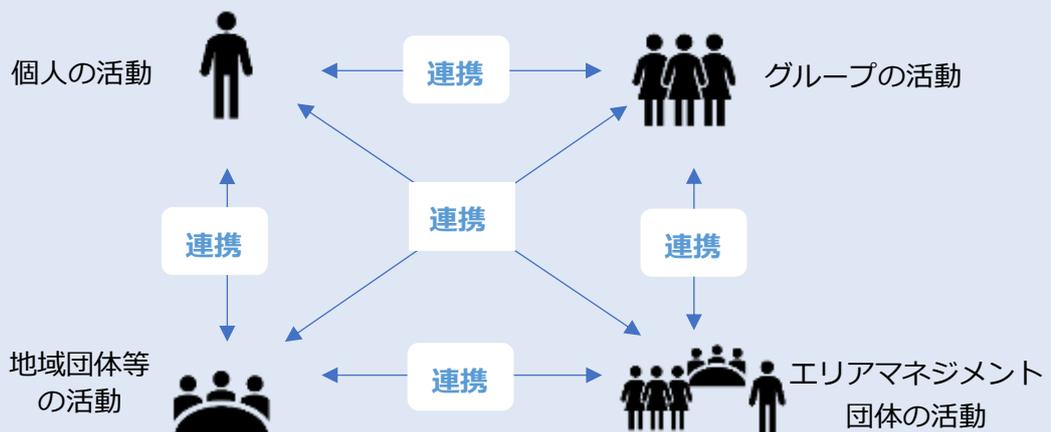


▼ 様々な主体が行うエリアマネジメント活動の連携のイメージ

地域に住み、働き、学び、訪れる人たちで共有する QOL



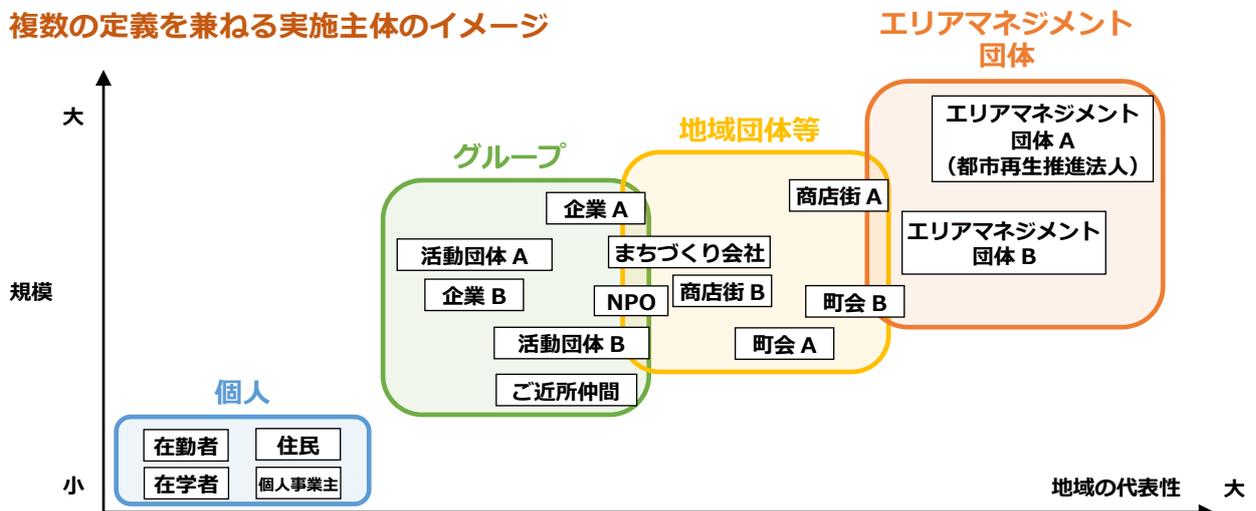
地域の QOL の向上につながる活動を、
様々な主体で連携して行うことで、最大限の効果を発揮



▼ エリアマネジメント活動の実施主体の属性

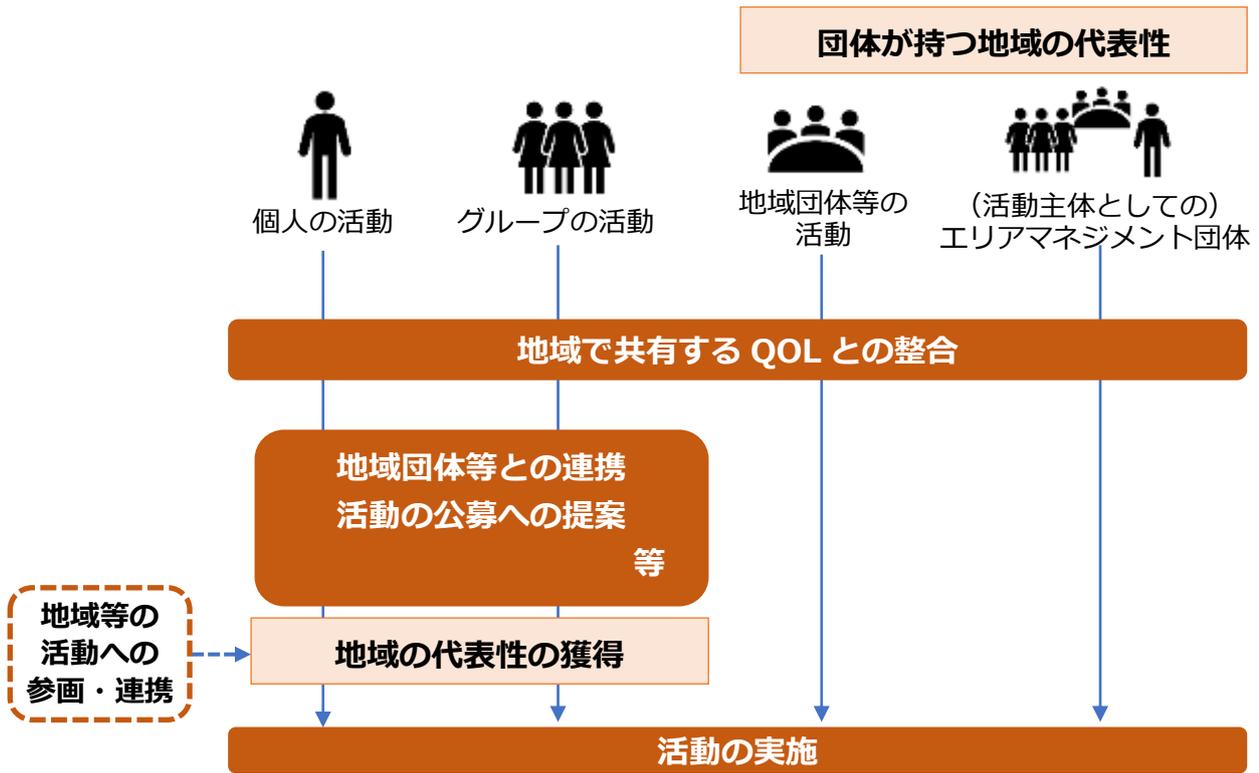
個人	グループ
<ul style="list-style-type: none"> ● 団体や組織としてではなく、地域をよくしたいという個人の考えに基づき、地域のQOLの向上に資する活動に取り組みます。(住民、在勤者、在学者、個人事業主など) ● 様々な制度利用に際しては、活動内容が実施者個人のQOLの向上ではなく、地域のQOLの向上を目的としている(公的価値がある)ことを明確にすることが困難なため、地域団体等やエリアマネジメント団体との連携が望まれます。 <p>例：自宅の外側にプランターを置くなどの緑化活動、自宅周辺の掃除などの環境美化活動、地域にあった店舗のデザイン 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域等での活動実績等を問わず、地域をよくしたいという考え方について同じ方向性を持った人たちが集まって、地域のQOLの向上に資する活動に取り組みます。(個人の集まりや一定の目的を持った団体、民間企業など) ● 様々な制度利用に際しては、活動内容がグループのQOLの向上ではなく、地域のQOLの向上を目的としている(公的価値がある)ことを明確にすることが困難なため、地域団体等やエリアマネジメント団体との連携が望まれます。 <p>例：地域の掃除活動、公園・路上プランター等の維持管理活動、自社ビルの公開空地でのイベント 等</p>
地域団体等	エリアマネジメント団体
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での活動実績等に基づき地域等の信頼を得ている団体が、地域のQOLの向上に資する活動に取り組みます。(町会、商店街、まちづくり会社、NPOなど) ● 様々な制度利用に際しては、地域のQOLの向上を目的としている(公的価値がある)ことに一定の信頼があります。個人やグループの声・活動内容を受け止め、一層活動を展開していくことが望まれます。 <p>例：地域イベントの実施、地域ルールなどの検討 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の代表性を有する団体として、地域のQOLの向上に資する活動に取り組みます。都市再生推進法人の指定や規模等に応じて、団体としての地域の代表性に差異があります。 ● 様々な制度利用に際しては、地域のQOLの向上を目的としている(公的価値がある)ことに一定の信頼があります。自身が積極的に活動するとともに、地域の多様な活動主体を受け止め、一層活動を展開していくことが望まれます。

▼ 複数の定義を兼ねる実施主体のイメージ

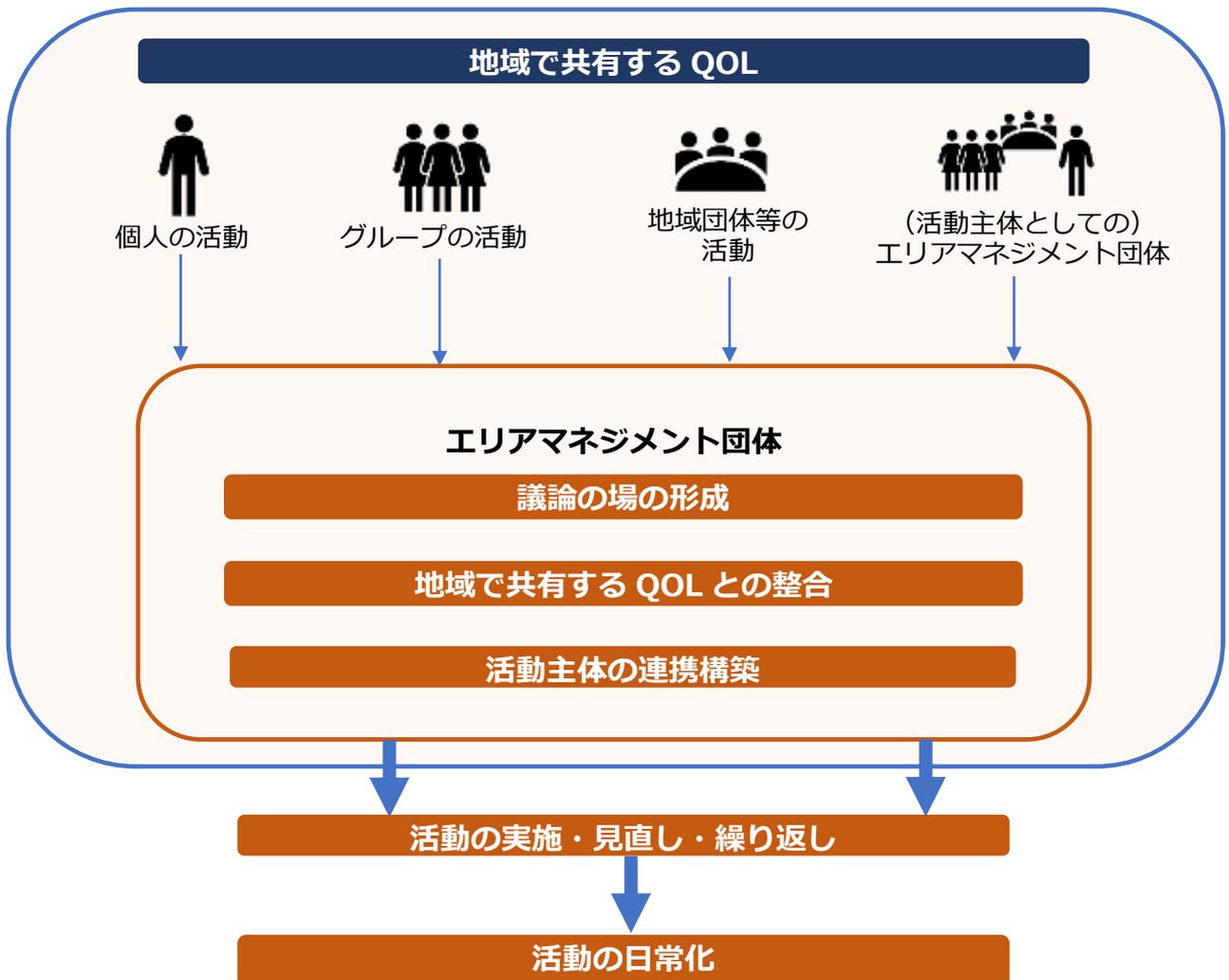


※ 具体の活動実績や地域との関わり方等により、同じ属性の中にある実施主体でも、地域の代表性に差があったり、複数の属性の性質を持ったりする場合があります。

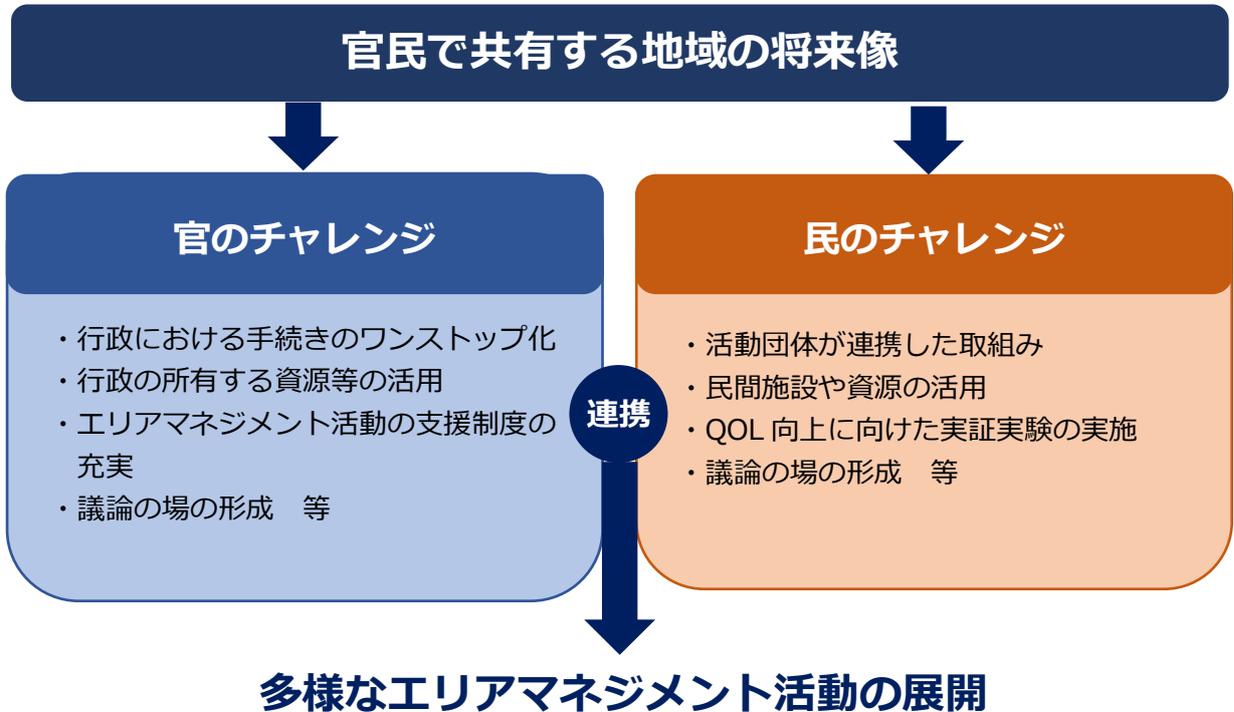
▼ 各実施主体の活動がエリアマネジメント活動として地域に認められ、活動に至るイメージ



▼ 地域の活動をエリアマネジメント団体が受け止め、日常化に至るイメージ



- 地域のQOLの向上につながるエリアマネジメント活動に向けては、官民で地域の将来像の共有し、連携しながら前例にとらわれないチャレンジを積み重ねていくことで実現していきます。



COLUMN

世界に誇れる大丸有地区に向けた官民連携

大手町・丸の内・有楽町地区（以下「大丸有地区」）では、公共と民間の協力・協調によって都心にふさわしいまちづくりを進めることを目的に「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会（以下「懇談会」）を設けています。

懇談会では、大丸有地区の「将来像」「ルール」「整備手法」を議論し、大丸有地区が今後も東京の活力を牽引し、日本経済の国際競争力の一層の向上を図っていくための指針として、「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」を策定しています。

この官民で共有するガイドラインに基づき、大丸有地区のエリアマネジメント団体であるNPO 法人大丸有エリアマネジメント協会（リガーレ）が中心となって、官や多様な主体と連携しながら地域の活性化や環境改善、コミュニティ形成のエリアマネジメント活動として、公的空間の活用等を通じて様々な活動を行うことで、世界に誇る大丸有地区の魅力へとつながっています。

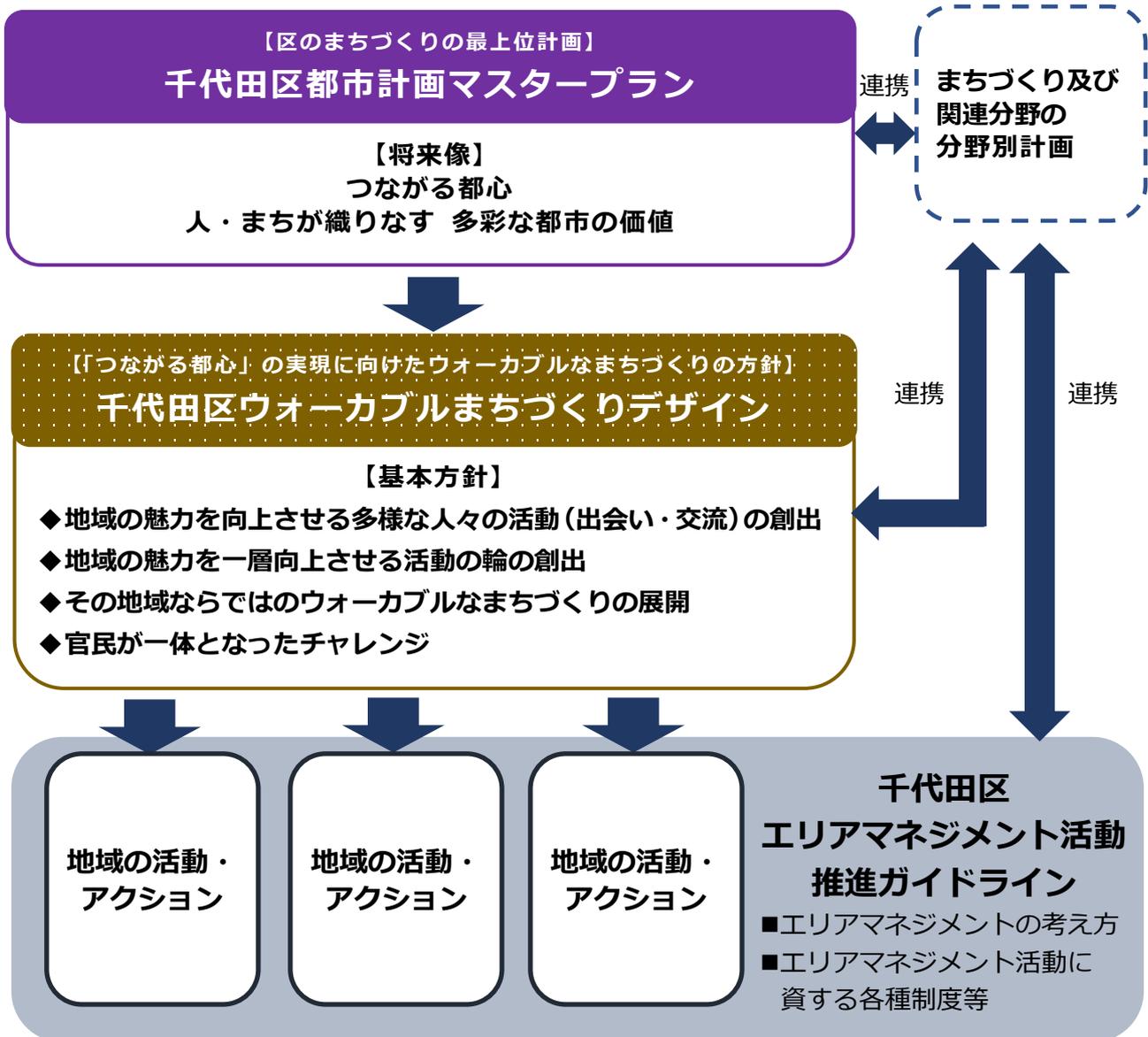
【大丸有地区における公的空間を活用したエリアマネジメント活動の例】

- ・ 丸の内仲通りアーバンテラス
- ・ 丸の内ストリートパーク
- ・ 「しゃれ街条例」に基づく公開空地の活用
- ・ エリアマネジメント広告
- ・ 大手町・丸の内・有楽町 夏祭り（打ち水）など



▲ 2019年に始まった丸の内ストリートパークは、新たな道路空間の活用を試行し、進化中

5 位置づけ



第2章

エリアマネジメント活動の事例

- ▶ 千代田区内や国内外のエリアマネジメント活動の事例を整理し、それぞれの活動目的、実施主体、活動内容、効果や活用した制度等を紹介します。
- ▶ 活動の事例では、個人による活動から団体による活動まで主体ごとに、様々な目的をもったエリアマネジメント活動を紹介しています。あなたが地域でやりたいことを実現するための参考にご覧ください。

▼ 千代田区内の事例紹介の一覧表

番号	実施主体	名称	参照ページ
1	グループ、地域団体等	公園・道路等の自主的な管理・清掃	12
2	地域団体等	商店街や同業種団体の主催イベント	12
3	エリアマネジメント団体	緑あふれる芸術の街づくり（東京国際映画祭）	13

▼ 千代田区以外の事例紹介の一覧表

番号	類型	名称	場所	参照ページ
4	個人、グループ	公共空間等での音楽演奏・パフォーマンス	東京都	14
5	個人、グループ	レモネードスタンド普及協会	東京都	14
6	個人、グループ、地域団体等	キッチンカー	大阪府豊中市	15
7	個人、グループ、地域団体等	隅田川マルシェ	東京都隅田川周辺	16
8	地域団体等	自治会による地区計画	神奈川県横浜市	17
9	地域団体等	商店街による地区計画	香川県高松市	18
10	グループ、エリアマネジメント団体	公開空地におけるヨガイベント	東京都港区	19
11	地域団体等	まちなかの映画会	東京都新宿区	19
12	地域団体等	九品仏川緑道の美化活動	東京都世田谷区	20
13	地域団体等	県庁通り歩いて楽しい道路空間創出事業	岡山県岡山市	21
14	グループ	ほこみち制度を利用した魅力と賑わいづくり	兵庫県姫路市	21
15	エリアマネジメント団体	都市再生推進法人による新しいイノベーションを育むまちづくり	大阪府大阪市	22

▼ 海外の事例紹介の一覧表

16	個人、グループ	個人などによる大道芸	オーストラリア	23
17	地域団体等	地域住民による地区計画	イギリス	24
18	エリアマネジメント団体	タイムズ・スクエア BID	アメリカ	25

▼ 千代田区内の事例紹介

1 公園・道路等の自主的な管理・清掃【グループ、地域団体等】

実施主体	・町会・商店会・学校・ボランティア団体や企業等	
事業時期	2002年～	
目的	・まちに潤いを与えるとともに、地域の環境美化やコミュニティの活性化を図る	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃・ごみ拾い、除草、花壇の世話（水やりなど）、植栽・植樹 ・活動団体数：23団体（平成26年度9月末現在） 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が一体となって活動し、生活の魅力を高める仲間づくりや活動が活発化した。 ・地域住民が普段利用している道路や公園を緑化・管理していくことにより、地域への愛着や誇りが醸成されるとともに、地域コミュニティの強化につながった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・アダプト制度 	

▲公園の清掃

千代田区 HP、総務省 HP「アダプト制度の実施状況（都道府県）」、公益社団法人食品容器環境美化協会 HP を基に作成

2 商店街や同業種団体の主催イベント【地域団体等】

実施主体	・神田カレー街活性化委員会
事業時期	2011年～
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の振興 ・区民生活の安定確保
活動内容	・神田カレーグランプリの開催
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・「カレーの街」として認知されるようになり、毎年約4万もの来場者だけでなく、日常的にも神田のカレーを求めて訪れるようになり、地域の魅力向上につながった。 ・多様な人々が集まり、交流し、地域の活性化につながった。
活用した制度	・千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱

千代田区 HP、千代田区商店街連合会 HP、千代田区商連会報（H23.12.5）を基に作成

3 緑あふれる芸術の街づくり（東京国際映画祭）【エリアマネジメント団体】

実施主体	・一般社団法人日比谷エリアマネジメント
事業時期	2015年～
目的	・有楽町日比谷地区の安全で快適な環境の形成、地域経済の活性化 ・日比谷公園や劇場等の周辺施設と連携し、地域一体となった魅力あふれる都市空間の実現とまちづくりの持続、発展
活動内容	・有楽町日比谷地区の賑わい形成、活性化に関する企画立案・実行 ・有楽町日比谷地区の情報発信・プロモーション ・有楽町日比谷地区の公共空間の利活用、運営管理 ・有楽町日比谷地区の清掃・美化等の環境整備 ・有楽町日比谷地区の防災・防犯対策 ・その他、上記事業に付随または関連する事業 ・代表的なものとして、東京国際映画祭のメイン会場が日比谷・銀座・有楽町エリアに移転したのち、コーポレートパートナーとして参加（2021年～）
活用した制度	・国家戦略道路占用事業

一般社団法人日比谷エリアマネジメント HP、東京国際映画祭 HP を基に作成

▼ 千代田区以外の事例紹介

4 公共空間等での音楽演奏・パフォーマンス（東京都）【個人、グループ】

実施主体	・個人からグループまで
事業時期	2005年～
目的	・アーティストたちが互いに切磋琢磨して、創造し表現する場を提供 ・都民や東京都を訪れる方が身近な所で文化に親しむ機会を提供
活動内容	・東京都が審査し、合格したアーティストはライセンスを交付され、東京都が指定する都立公園や民間施設等の決められた場所で、予約した日時に、音楽演奏やパフォーマンスを実施
効果	・地域が気軽に文化や芸術と出会う機会の創出につながった。 ・芸術の愛好者など多様な人々が集まり、交流し、地域の活性化につながった。
活用した制度	・ヘブンアーティスト事業

東京都生活文化スポーツ局 HP、
東京都の文化政策「ヘブンアーティスト事業」と現代都市空間（2006 都市文化研究）を基に作成

5 レモネードスタンド普及協会（東京都）【個人、グループ】

実施主体	・個人からグループまで (サポート：レモネードスタンド普及協会)	
事業時期	2016年～	
目的	・小児がんや小児医療支援 ・ボランティア活動や社会貢献に対する意識を高める	
活動内容	・小児がんや小児医療支援のため、実施者はレモネードスタンド普及協会によるレモン果汁の無償提供を受け、民間敷地やイベント会場等で、レモネードの販売による募金活動を実施 ・2016年から活動を始め、2018年には200件にまで広がった。	
効果	・地域の小児がんに対する理解が深まるとともに、活動を通じた交流が地域活動の活性化につながった。	
活用した制度	・各主催者が個別に必要な使用許可等を取得	

▲レモネードスタンド

レモネードスタンド普及協会 HP を基に作成

6 キッチンカー（大阪府 豊中市）【個人、グループ、地域団体等】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンカー事業者（出店者） ・株式会社 Mellow（キッチンカーと出店場所のマッチングを行うプラットフォーム事業者） ・豊中市 	
事業時期	2020年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・with コロナ、after コロナにおけるまちの賑わい創出 ・地域の住民や公園の利用者の利便性の向上 	▲公園内キッチンカーによる飲食販売
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム事業者と市が事前に販売場所や時間帯について協議 ・キッチンカー事業者がプラットフォーム事業者を通して予約し、飲食販売を実施 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート回答者の約96%がキッチンカーの取組みが必要と回答し、子育て世帯と高齢者に便利であるという意見もあった。 ・キッチンカーの利用回数について、複数回利用した方が約3割となった。 ・キッチンカー利用者と売上率とも増加傾向となった。 ・住宅団地内にある公園が販売場所になり、周辺地域住民に新しいコミュニティを提供し、利便性の向上、また、来園への動機付けや新たな公園の活用へのきっかけにつながった。 ・豊中市が実施する社会実験以外にも、キッチンカーの提供が市内で見られるようになり、キッチンカーという豊中市のひとつの地域資源を創出することができた。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の占用許可特例制度 ・食品営業許可 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実験実施の結果やヒアリングにより、近隣に住宅がない公園等においては、事業として成り立たないことが分かった。一方で近隣に住宅が多かったり、人通りが多かったりする場所では事業性があることが分かった。 	

豊中市のHP、「公園・住宅団地へのキッチンカー提供の社会実験報告書」（2020年 豊中市）、
「公園・住宅団地へのキッチンカー提供の社会実験（第二弾）報告書」（2022年2月 豊中市）を基に作成

7 隅田川マルシェ（東京都 隅田川周辺）【個人、グループ、地域団体等】

実施主体	・ 隅田川マルシェ実行委員会	
事業時期	2019 年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ マルシェを通じて、人がつながり、賑わいをつくる ・ 行政区分にとらわれず「隅田川周辺」をキーワードに人をつなぐ 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行委員会が確保した隅田川沿いの会場で、出店者が農産物、食品、物品を販売（ただし、調理は行わない） ・ イベントの実施（観光船の運航、ワークショップ、水辺の図書館 ・ 清掃活動、ごみ拾い ・ 会場づくりや飾りつけなどもすべて手作りし、準備段階から協力し合って交流をひろめる ・ 活動に参加する親についてきた子どもたちも自然に主体性をもって活動始め「子どもマルシェ」の開催を予定（2023 年予定） 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺とまちの連続性・回遊性が向上し、水辺の賑わいの創出につながった。 ・ 約 4,500 人も観光客が訪れたことで、河川空間のみだけでなく、地域に賑わいを創出した。（人数は 2019 年の実績） 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ テラス護岸等一日利用制度 ・ 行事開催届 ・ 各種保険（ボランティア保険等） 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアで組織された実行委員会であり、年単位のボランティア保険に加入している。その他、活動内容に応じて各種保険に加入している。 	

▲水辺空間を活用した隅田川マルシェ

隅田川マルシェ実行委員会の HP を基に作成

8 自治会による地区計画（神奈川県 横浜市 美しが丘中部自治会）【地域団体等】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 青葉美しが丘中部地区計画街づくりアセス委員会（美しが丘中部自治会所属） 	
事業時期	2003年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> 街並みと居住環境の維持 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 美しが丘中部自治会が地区計画づくりアセス委員会を設置 自治会が地域の意向調査を行い、市に地区計画の策定を要望 当該地区の地区計画により、建築物の用途制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限などを規制し、門灯や常夜灯等の設置や生活マナー（騒音・臭気の発生防止）など地区計画で規制できない内容について、委員会が「街並みガイドライン」を策定 住民によるワーキンググループで地域の環境保全活動（道路保全、自治会館周辺の環境整備、歩行者専用道路や遊歩道の修景計画研究等）を実施 委員会が来街者向けに、建築活動等に関する地区ルールがあることを認知してもらうための標識を設置 ガイドラインの運用、行政との調整、将来的な地区計画等の見直しなどを含め、委員会主催の月1回の定例会で情報交換 	▲地域内にあるユリノキ通りの景観
効果	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画の目標である「近隣相互の生活環境への配慮が感じられる緑豊かなゆとり感のある美しい低層住宅地」が維持されている。 地域内の建築物の形状、色彩及び緑化行為をある程度コントロールできるようになった 住民が地域内のまちづくり活動により、自身の住環境や街並み等に関心を持って呼びかけ合うようになった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画制度 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 当該エリアに建築する際は地区計画の届け出と同時に、アセス委員会にも工事計画適合確認書を提出してもらい、委員会でチェックしている。更に近隣住民向けに説明会を実施してもらい、アセス委員も立ち会う。活動はすべて行政との協力体制で行っている。 	

地域運営組織の諸活動（2016年 総務省）、
 青葉美しが丘中部地区街づくりハンドブック（2022年 美しが丘中部自治会）を基に作成

9 商店街による地区計画（香川県 高松市）【地域団体等】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 高松丸亀町まちづくり株式会社 (高松丸亀町商店街振興組合が95%出資) 	
事業時期	1987年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> 市民が集い交流・連携するステージとしての商店街づくり 居住者を取り戻すことによる人口流出や中心市街地の空洞化の抑止 	▲商店街内の道路空間に植栽・ベンチを設置
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 高松丸亀町商店街振興組合が95%、高松市が5%を出資した民間主導型のまちづくり会社「高松丸亀町まちづくり株式会社」を設立。 民間都市再生事業計画を市に提案した。 地区計画でビルを1.5mセットバックし、道路管理者・交通管理者との協議を経て、緊急車両の通行を妨げない範囲で、道路空間に植栽・ベンチを設置。 商店街の中に、自転車レーンを整備。 バリアフリー化により、障害者や高齢者が歩きやすい街路を整備。 ドーム広場の拡張により、象徴的な空間の形成及びマルシェなどのイベントを開催。 住宅整備と高齢者用医療施設を設置。 定期借地と駐車場の収入を住宅整備や地域医療再生に活用。 商店街に住んでいる人が、これからも住み続けることが出来るように、「定期借地権方式」ではなく、「土地信託方式」に切り替え、土地を活用。 商店街振興計画を作成し、土地の利用と所有を分離して、商業活動を行う街と地主・商業者が別の場所で住むのではなく、昔の商店街の商店のように商業部分が下層に、住居部分が上層とした。 他の地域からの商業者も参入しやすくするように工夫し、また撤退、退出する時にはその土地取得のために「証券化スキーム」を導入。 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域内の人口が約13%増加し、世帯数は約23%増加した。 地域内の空き店舗率が約1%減少した。 平日の歩道者通行量が約5%増加し、休日の通行量は約22%増加した。 商店街振興組合が主催するイベントのほか、行政・民間企業・NPO法人・学生等多様な主催者により、年間約200件ものイベントが開催されている。 ベンチで休憩したり交流したりと、市民の憩いの場となっている。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> 民間都市再生事業計画認定制度 地区計画制度 まちづくり会社制度 	

都市再生整備計画を活用した官民連携方策検討調査報告書（2012年 国土交通省）、
「人が集う広場」の整備と魅力的な地域イベントにより来街者増効果（2018年 中小企業庁）、
都市再生の取組事例 高松駅周辺・丸亀町地域（2020年 内閣府地方創生推進事務局）を基に作成

10 公開空地におけるヨガイベント（東京都港区） 【グループ、エリアマネジメント団体】

実施主体	・森ビル株式会社	
事業時期	2014年～	
目的	・地域活性化による賑わいの形成	
活動内容	・東京のしゃれた街並みづくり推進条例に登録された有効空地を活用し、ヨガイベント（有料の公益活動）を開催	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年以来、春と秋に合計30日程度、各回定員100人のヨガイベントを開催し、街の活動として定着した。 ・まちに賑わいを呼び込むきっかけとなった。 	
活用した制度	・東京のしゃれた街並みづくり推進条例（まちづくり団体の登録制度）	

▲ヨガイベントの開催の様子

民間空地等の多様な利活用に関する事例集（2020年 国土交通省）を基に作成

11 まちなかの映画会（東京都 新宿区）【地域団体等】

実施主体	・一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会	
事業時期	2018年	
目的	・賑わいの創出	
活動内容	・東京のしゃれた街並みづくり推進条例に登録された有効空地等を活用し、無料で映画上映イベントを開催	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者や外国人観光客等を誘引するとともに、ナイトタイムの滞留人口が増加した。 ・各ビル主催イベントと連携し、エリア全体で賑わいを創出するとともに、エリアの認知度が向上した。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生推進法人 ・東京のしゃれた街並みづくり推進条例（まちづくり団体の登録制度） ・国家戦略道路占用事業 	

▲映画会の開催の様子

一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会のHP、
民間空地等の多様な利活用に関する事例集（2020年 国土交通省）を基に作成

12 九品仏川緑道の美化活動（東京都世田谷区・目黒区）【地域団体等】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ジェイ・スピリット ・自由が丘商店街振興組合 ・世田谷区 ・目黒区
事業時期	1996年～
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車問題の解消 ・来街者の憩いの場の創出による地域の活性化
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前商業地区にふさわしい商業環境の形成や歩行者空間の創出を図るため、セットバックや屋外広告物を規制する地区計画を策定 ・2002年商店街振興組合や住区住民会議・町会が主体となった「株式会社ジェイ・スピリット」というまちづくり会社を設立 ・魅力的な街並みを形成するため、株式会社ジェイ・スピリットが街並みルール「自由が丘街並み形成指針」を策定 ・ベンチ、プランター等ストリートファニチャーの設置、無電柱化による歩行者空間の創出 ・道路空間を活用したイベントの開催 ・広告設置や教育事業支援、カード事業などの地域活動を通じて資金を獲得し、これをまちづくり活動に還元
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチの増設と別の場所に駐輪場を整備することで、路上駐輪が減少した。 ・国家戦略道路占用事業の道路占用特例で、これまで敷地内でしかできなかったサービスの提供・販売を公道上で行うことができるようになった。 ・「世界のスイーツ」、「自由が丘スイーツフェスタ」の開催により、毎年約50万人も地域に訪れ、賑わいを創出した。
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり会社制度 ・都市再生推進法人 ・道路占用許可の特例制度（国家戦略道路占用事業） ・地区計画制度

目黒区のHP、株式会社ジェイ・スピリットのHP、歩行者中心の道路空間の活用マニュアル（2021年 東京都都市整備局）、地域づくりを支える道路空間再編の手引き（2018年 国土技術政策総合研究所）を基に作成

13 県庁通り歩いて楽しい道路空間創出事業（岡山県 岡山市）【地域団体等】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市 ・県庁通りミーティング協議会 	
事業時期	2015年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・車中心から人優先の安全で快適な、歩いて楽しい道路空間の創出 ・官民連携による県庁通りの魅力とポテンシャルの再発見 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道事業者等から構成する組織「県庁通りミーティング協議会」を設立 ・道路総幅員は変更せず車道を2車線から1車線にし、歩道を片側3.5mから最大約6.0mまで拡幅し、自転車走行空間と十分な歩行空間を確保 ・沿道店舗等が軒先の歩道1mを活用できる仕組みを構築 ・自転車レーン、木陰のできる植栽、ベンチ、連続照明を設置 ・歩道上で、マルシェなどのイベントを実施 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者通行量が増加し、特に女性が約20%増加した。 ・通行しやすくなったと思う自転車利用者が約30%増加した。 ・効果については、令和5年度以降検証予定 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画 ・道路占用許可の特例制度 	

▲県庁通りマーケットの開催の様子

岡山市のHP、県庁通り歩いて楽しい道路空間創出事業（2021年 岡山市）を基に作成

14 ほこみち制度を利用した魅力と賑わいづくり【グループ】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市 ・大手前通り街づくり協議会（占用事業者）
事業時期	2019年～
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・大手前通りと沿道建物が連携し、通りを日常的に賑わい・憩う場所にする ・将来的には、大手前通り周辺も含めたエリア価値の向上と好循環を創出する
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・【市】歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度を活用することで、民間の創意工夫を最大限発揮させつつ、大手前通りというエリアの魅力と賑わい創出の好循環を生み出すための活動をする占用事業者の公募 ・【占用事業者】スペースの管理やイベントの運営。
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者利便増進道路制度 ・道路占用特例制度 ・公募占用制度

姫路市HPを基に作成

15 都市再生推進法人による新しいイノベーションを育むまちづくり (大阪府大阪市)【エリアマネジメント団体】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人グランフロント大阪 TMO (都市再生推進法人) 	
事業時期	2013年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携による高質な公共空間の創出及び維持、安全安心な地域づくり、国際集客力の向上等による都市再生の推進、新しい大阪の力づくりと発信 	<p>▲沿道の歩道空間にオープンカフェを設置</p>
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共・民間空間を活用した各種イベントの開催等のイベントプロモーション活動 ・歩道空間を活用したオープンカフェ・広告の設置や歩道空間の維持管理運営 ・コミュニティバスやレンタサイクル、フリンジパーキング等の交通サービス ・スペース販売や広告販売等によるにぎわいの創出と財源確保 ・梅田地区全体の魅力アップを目指した地域連携 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマスや盆踊り等の主催・共催イベントや音楽・アート等の文化的取組、常設のオープンカフェの開設等により貨物ヤード跡地を有効活用し、地域の賑わい創出が実現した。 ・官民連携による一体的な公共空間の管理により、エリア全体の地価が高まった。 	
活用した制度	<p>【都市再生特別措置法に基づく制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画の提案 ・道路占用許可特例制度の活用 ・都市利便増進協定の締結（都市利便増進協定に基づきオープンカフェ等 設置） <p>【大阪市の条例に基づく制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市エリアマネジメント活動促進制度の活用（歩道の維持管理、放置自転車対策、警備員巡回等） 	

大阪市の HP、地方創生まちづくり エリアマネジメント（2017年 内閣府地方創生推進事務局）、
官民連携まちづくりポータルサイト（国交省）、
エリアマネジメント効果と財源（2020年 小林重敬+森記念財団）を基に作成

▼ 海外の事例紹介

16 個人などによる大道芸（オーストラリア メルボルン）【個人、グループ】

実施主体	・個人や団体（国籍・年齢不問）
事業時期	2011年～
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化 ・観光振興
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・メルボルン市が審査し、合格した申請者はライセンス（Busking permit）を交付され、市が指定する場所で音楽演奏やパフォーマンスを実施 ・ライセンス（12種類ある）によって、販売活動や火気を使用する活動も可能 ・14歳から17歳の演者に夜18時以降の活動は監督者が必要 ・14歳以下の演者は、時間帯にかかわらず、常に監督者が必要 ・一つの場所での活動時間は30分以内
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・特色のあるストリートパフォーマンスで、観光客や市民を当該エリアにひきつけた。 ・パフォーマーが原状回復義務として清掃を行うことで、地域のアメニティ維持につながった。
活用した制度	・大道芸許可制度（Busking permits）

メルボルン市のHPを基に作成

17 地域住民による地区計画 (イギリス シェフィールド) 【地域団体等】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ケルハムアイランドとネブセンド地域団体 ・シェフィールド市 	
事業時期	2000年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化 ・住環境の維持と向上 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2000年、地域住民が地域団体を設立 ・2019年、地域の意向調査を行い、市に地区計画の策定を要望 ・2020年、年4回地区にある橋（Ball Street bridge）を一時的に歩行者専用地域に制限し、コミュニティマーケットを開催（住民や地域内の事業者が出店） ・地域にあるドン川による浸水の恐れがあるため、地域住民で取り組んだボランティアチームを立ち上げ、定期的に河川清掃活動を実施 ・ドン川の水辺環境を活用するため、市の再開発計画に親水水辺まちづくりを提案 ・地域のアーティストと連携し、パブリックアート（壁画など）の創作による文化活動を実施 ・IT業者と連携し、地域内における公共施設の不備（道路の穴、街道灯の交換）などを市に報告するシステムを構築 	▲コミュニティマーケットの開催の様子 写真：KINCA
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティマーケットなどのイベントで、地区外の人を誘致し、地域活性化と賑わいづくりに効果があった。 ・住環境の満足度と地域の帰属意識の向上に効果があった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・Neighborhood Plan（地区計画） 	

Kelham Island and Neepsend Community Alliance (KINCA) のHPを基に作成

18 タイムズ・スクエア BID (アメリカ・ニューヨーク市)【エリアマネジメント団体】

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムズ・スクエア アライアンス (BID 組織) ・ニューヨーク市
事業時期	1992 年～
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・街路環境の向上と犯罪の減少による タイムズ・スクエアに対する印象改善 ・賑わいと活気の再生
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・制服を着用したガードマンとニューヨーク市警察が連携し、公共の場の安全性を強化 ・道路清掃やゴミの撤去を実施 ・観光客や市民を当該エリアにひきつけるために、大晦日のカウントダウン、アートイベント等特別なイベントや特色のあるプログラムを実施 ・観光案内所を設け、観光客に無料でインフォメーションなどを提供 ・外灯や公共設備などの様々なプロジェクトを実施し、エリアの全体的な印象を向上 ・広報やマーケティング活動を実施し、エリアの認知度を向上 ・人々が立ち止まったり、座ったりできる場所を創出するため、当該 BID 組織がタイムズ・スクエアの広場化についてニューヨーク市に提案し、市との連携により広場化を実現 ・路上飲食販売店、観光案内スタンド、植栽ポットなどを設置し、空間利用者の利便性を向上
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪率が 1993 年より約 50%減少するとともに、歩行者数が約 11%増加し、人々の滞在時間が約 84%増加した。 ・地域の代表的なイベントである「大晦日のカウントダウン」などを開催することにより、年間約 2,600 万人の観光客が訪れる観光スポットとなった。
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ BID 制度

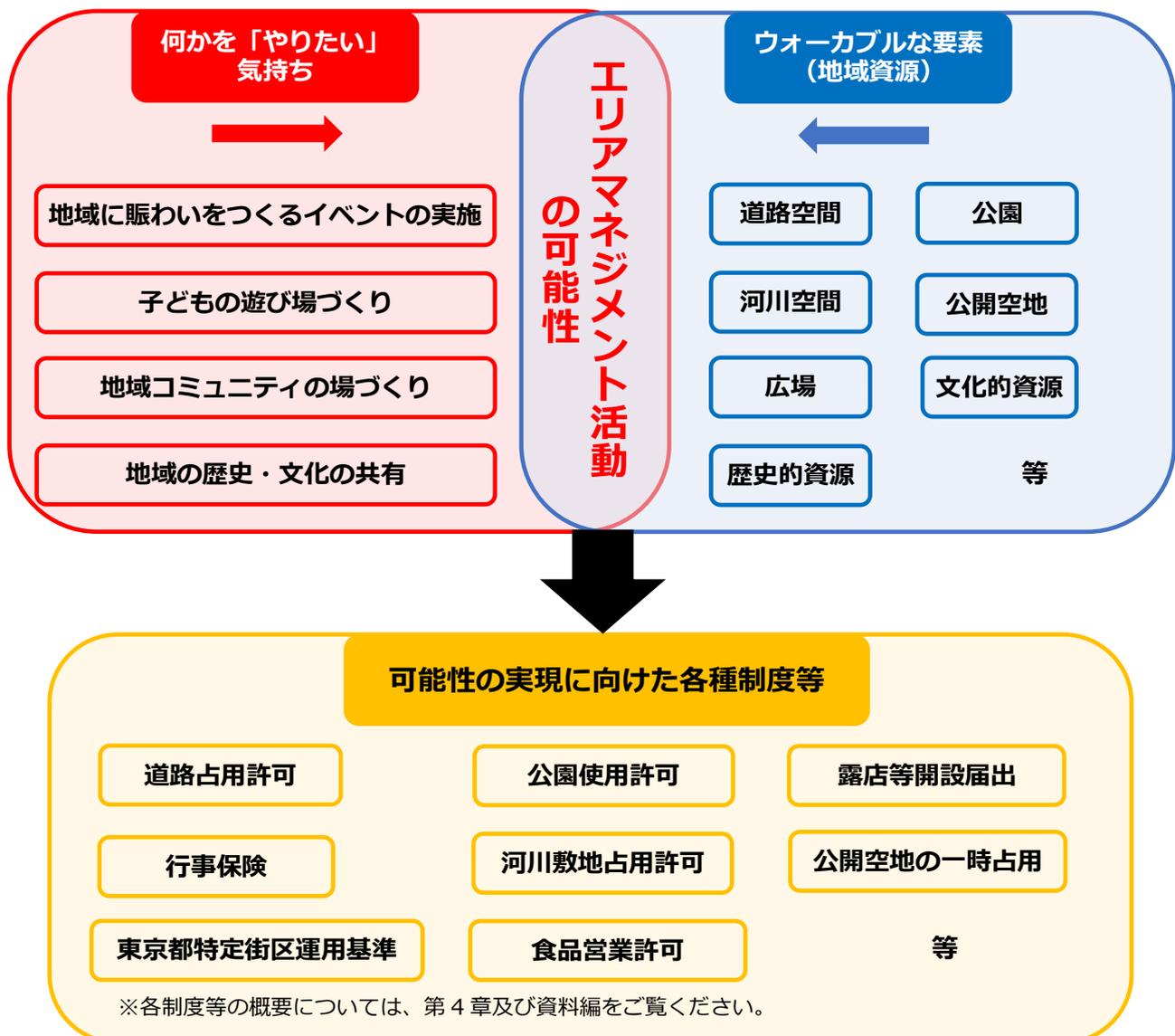
エリアマネジメント効果と財源 (2020 年 小林重敬+森記念財団)、
海外の BID の事例～ニューヨーク市の事例中心に (2013 年 大阪市) を基に作成

第3章

エリアマネジメント活動の可能性

▶ 様々な制度等を利用することにより、どのようなエリアマネジメント活動ができるでしょうか。実際に制度等を利用するにあたっては、地域での合意形成や地域特有の事情等を様々な考慮する必要がありますが、ここではそういったことや実現性は考慮せず、「こんなことができるかもしれない」という可能性について示します。あなたが地域のために「やりたいこと」を実現するためのヒントが見つかるかもしれません。

※ 2・5の可能性については、千代田区都市計画マスタープランの改定検討時に、生徒・学生の目線から自由に、道路・公園・水辺などのまちの既存ストックの利活用についてアイデア検討をしてもらった「ウィズコロナ・アフターコロナにおけるまちづくりを考えるアイデアソン」（令和2年実施）での意見を基に作成



1 公園を利用した映画会

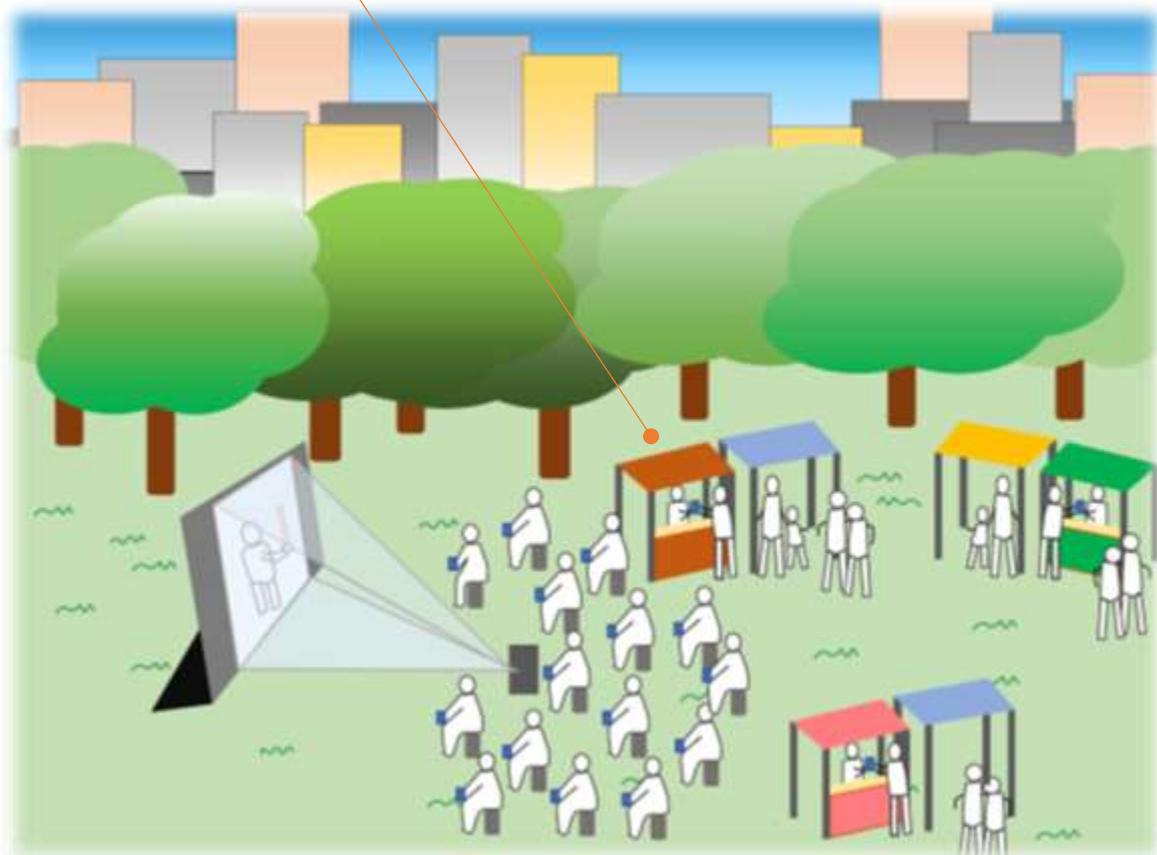
目的：

公園で映画会を実施するイベントにより、地域の賑わいの創出を図る

軽食を提供したい

利用が想定される制度・手続き等

- ・食品営業許可
- ・露店等開設届出
- ・防火管理者選定
- ・行事保険、ボランティア保険 など



公園を利用したい

利用が想定される制度・手続き等

- ・公園占用許可
- ・公園使用許可 など

！ 実現に向けたポイント

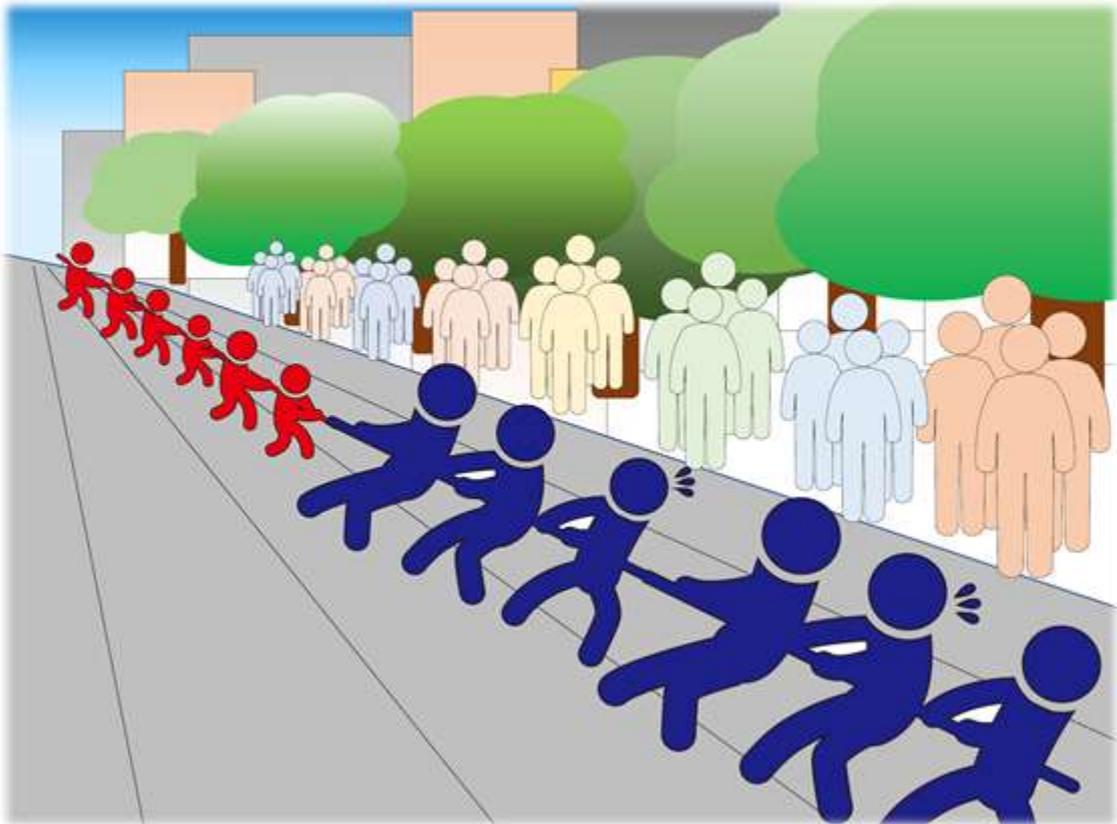
- 周辺等への十分な周知はできているか。
- 騒音等の問題につながらないか。
- 実施後、ゴミ等が残らないか。
- 危機管理体制はできているか。

等

2 道路を利用した運動会

目的：

道路空間を利用した運動会の実施により、地域コミュニティの活性化を図る



道路を利用したい

利用が想定される制度・手続き等

- ・道路占用許可
- ・道路使用許可
- ・行事保険、ボランティア保険 など

！ 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか。
- 騒音等の問題につながらないか。
- 交通に支障はでないか。
- 車両の進入規制や誘導員の配置等、安全が確保されているか。

等

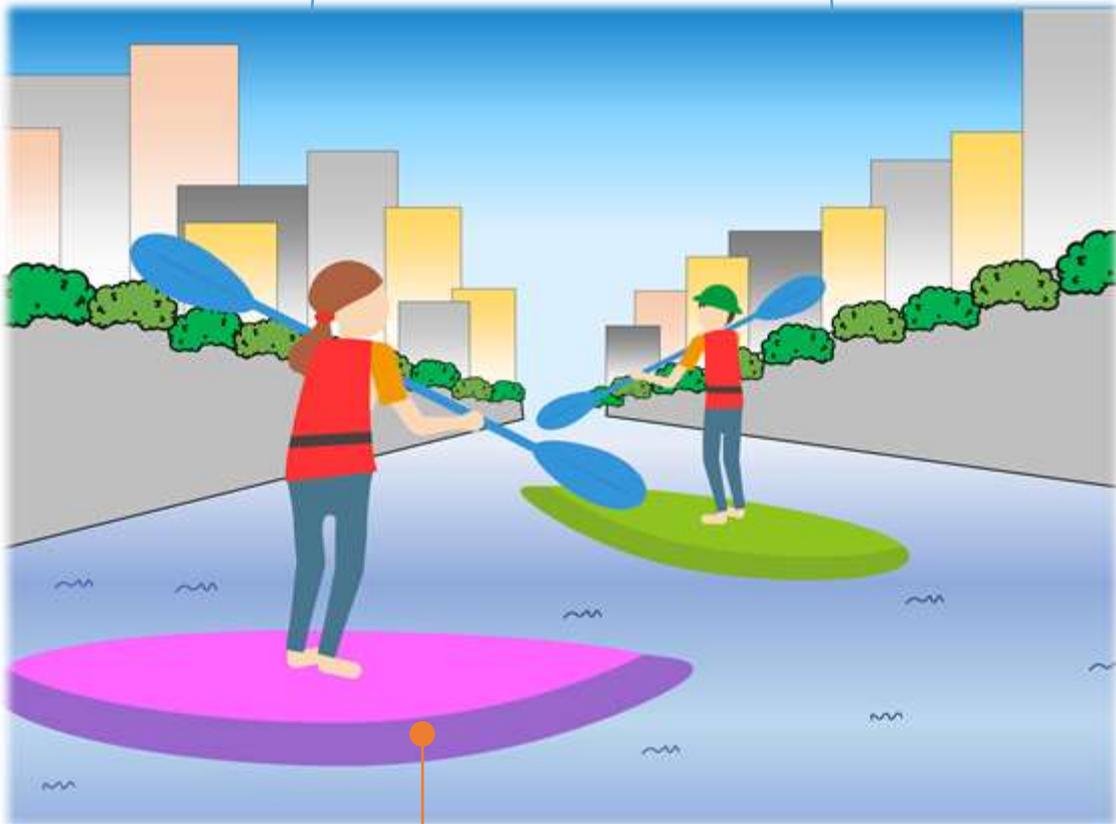
3 河川を利用したウォータースポーツイベント

目的：

河川空間を利用したウォータースポーツイベントの実施により、
地域の賑わいの創出を図る

河川を利用したい

利用が想定される制度・手続き等
・河川占用許可
・行事保険、ボランティア保険 など



スポーツ道具を提供したい

利用が想定される制度・手続き等
・露店等開設届出 など

！ 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか。
- 騒音等の問題につながらないか。
- 実施後、ゴミ等が残らないか。
- 危機管理体制はできているか。

等

4 公共空間等を利用した子どもの遊び場づくり

目的：

公共空間等の利用により、
地域の子どもの遊び場や、区民の憩いの場の創出を図る

公共空間を利用したい

利用が想定される制度・手続き等
・ 公開空地の一時占用に関する手続き
・ 区立広場の占用に関する手続き など



道路を利用したい

利用が想定される制度・手続き等
・ 道路占用許可
・ 道路使用許可
・ 行事保険、ボランティア保険 など

！ 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか。
- 騒音等の問題につながらないか。
- 交通に支障はでないか。
- 危機管理体制はできているか。

等

5 広場を利用した屋外オフィスづくり

目的：

広場などのパブリック空間を利用した屋外オフィスを設置することにより、
広場利用者の利便性の向上を図る



公共空間を利用したい

利用が想定される制度・手続き等
・公開空地の一時占用に関する手続き
・区立広場の使用に関する手続き など

！ 実現に向けたポイント

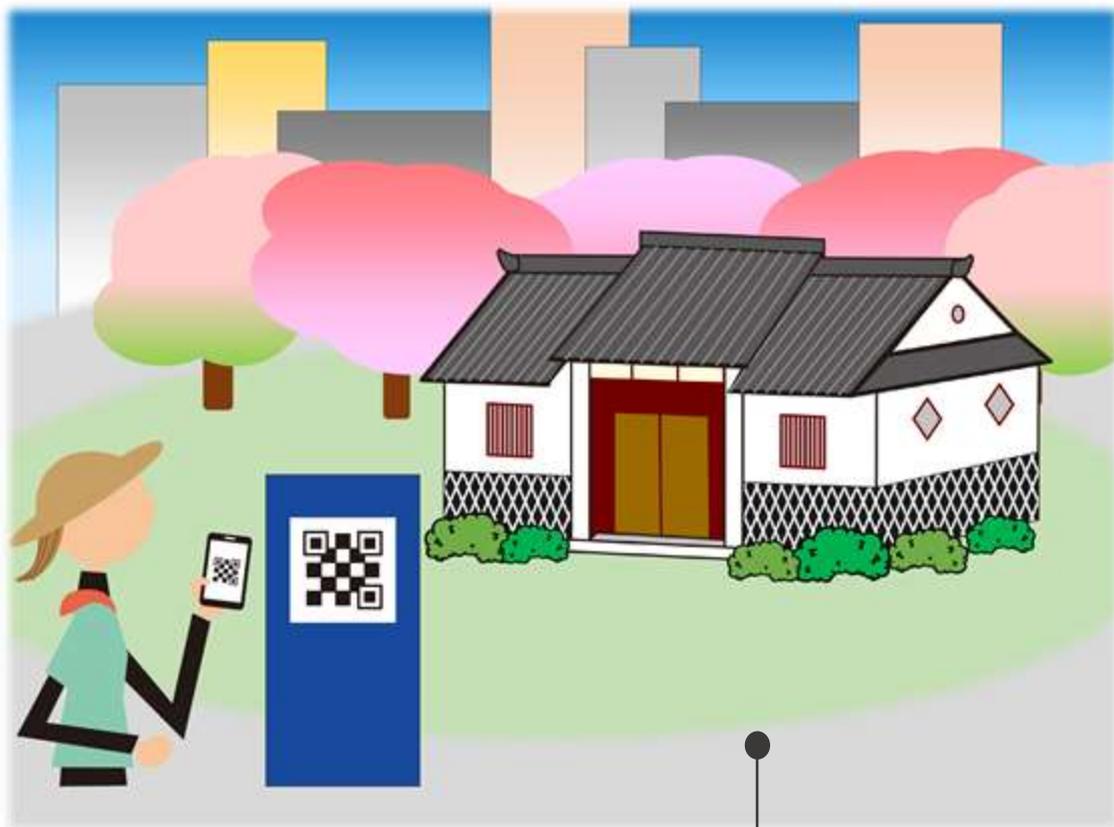
- 周辺等への十分な周知はできているか。
- 荒天時の運営体制はできているか。
- 歩行者同線は十分に確保されているか。

等

6 歩きながら楽しめる歴史文化資源

目的：

地域の歴史文化資源を身近に楽しめるようにすることで、
地域の歴史文化資源の活用や周知を図る



道路を利用したい

利用が想定される制度・手続き等
・道路占用許可
・道路使用許可 など

！ 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか。
- 設置物等の管理体制はできているか。
- 歩行者同線は十分に確保されているか。

等

第4章

エリアマネジメント活動で利用できる制度等

- 本章では、第1章で示した千代田区におけるエリアマネジメント活動において利用できる制度等について紹介します。
- ここで示す制度等は、制度利用にあたり、実施主体の組織や活動地域についての位置づけ等の指定がないものについて掲載しています。一方、制度利用に当たって組織や活動地域等に一定の要件がある制度等については、資料編に掲載しています。

▼ 活動場所に関する制度等

類別	制度名	参照ページ
1 道路	(1) 道路占用許可	35
	(2) 道路使用許可	37
2 公園	公園占用許可	39
3 河川	河川敷地占用許可	41
4 有効空地	東京都特定街区運用基準（有効空地の活用）	43
5 広場	千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱	45
6 公開空地	公開空地の一時占用（総合設計制度）	47

▼ 活動内容によって必要となる手続き等

類別	制度名	参照ページ
7 飲食	食品営業許可	49
8 防火	(1) 露店等開設届出	51
	(2) 防火管理者選任届	53
	(3) 消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書	55
	(4) 火災予防上必要な業務に関する計画届出	56
9 保険	各種保険等	58
10 文化	ヘブンアーティスト事業	60

▼ 継続的に活動をしていくための制度等

類別	制度名	参照ページ
11 商工	(1) クラウドファンディング	62
	(2) クラウドファンディング活用による資金調達支援制度	64

「占用」と「使用」

占用と使用、名前は似ているし、一緒に許可申請することも多いこの二つ、何が違うか聞かれたら答えられますか。

例えば、道路占用許可は、物を道路に設置し、継続的にその部分を使用することについて許可を申請するものとなります。一方、道路使用許可は、物の設置に限らず、一般的な通行以外の方法による使用行為について許可を申請するものとなります。イベントなどでは、道路を使用する場合に必要なのが道路使用許可、イベントで使用する設備の設置に必要なのが道路占用許可となります。

活動場所の法的根拠

これらの、大きな違いとして根拠法令の違いがあります。道路占用許可は道路法、道路使用許可は道路交通法が根拠法令となります。エリアマネジメント活動は地域の多様な人々で共有する都心生活の質（QOL）を向上させる活動ですが、どうすれば都心生活の質を共有できるでしょうか。

また、これを共有できたとしても、手段としてのエリアマネジメント活動をどのようなものにするかについてもが多様な考え方があると考えられます。

そのときに重要なのは、話し合いを重ねることではないでしょうか。

例えば、活動に反対だったとしても、全部に反対なのか、手段としての活動の内容に反対なのか、向上を目指す都心生活の質に反対なのか、多様な反対があると考えられます。またその逆に、賛成の中にも多様な賛成があると考えられます。

これらを話し合いの積み重ねの中で整理し、共有できる部分を見つけていくことが重要です。そして、活動内容を完全に共有できなくとも、「許容」「理解」してもらい、活動の実施までつなげ、活動を行った後も話し合いを続けていくことで「共有」につながるのではないのでしょうか。

本ガイドライン策定の検討に当たっては、様々な形でエリアマネジメント活動に関わる方が委員となり、議論をしました。その際に、エリアマネジメント活動を実施・継続していくための大切な要素として挙げたことに、エリアマネジメント活動を実施する人が「活動を楽しむ」ことがあります。

1 活動場所に関する制度等

1 道路 (1) 道路占用許可

概要

道路は本来、一般交通のために利用するものと定められていますが、道路本来の機能を阻害しない範囲において、道路管理者の許可を得ることで、道路の特別使用が認められます。

道路に一定の工作物等を設け、道路を継続して使用することを「道路の占用」といい、許可を受ける必要があります。

そのため、道路上でイベントを実施する場合についても、道路占用の許可が必要となります。

イベント等での道路占用においては、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から公的価値がある（地域が共有する QOL の向上につながる）必要があります。

- 占用期間：一般占用は 5 年以内
- 占用料：千代田区道路占用料等徴収条例で定められた額
(都道、国道などの場合、関係部署にお問合せください)

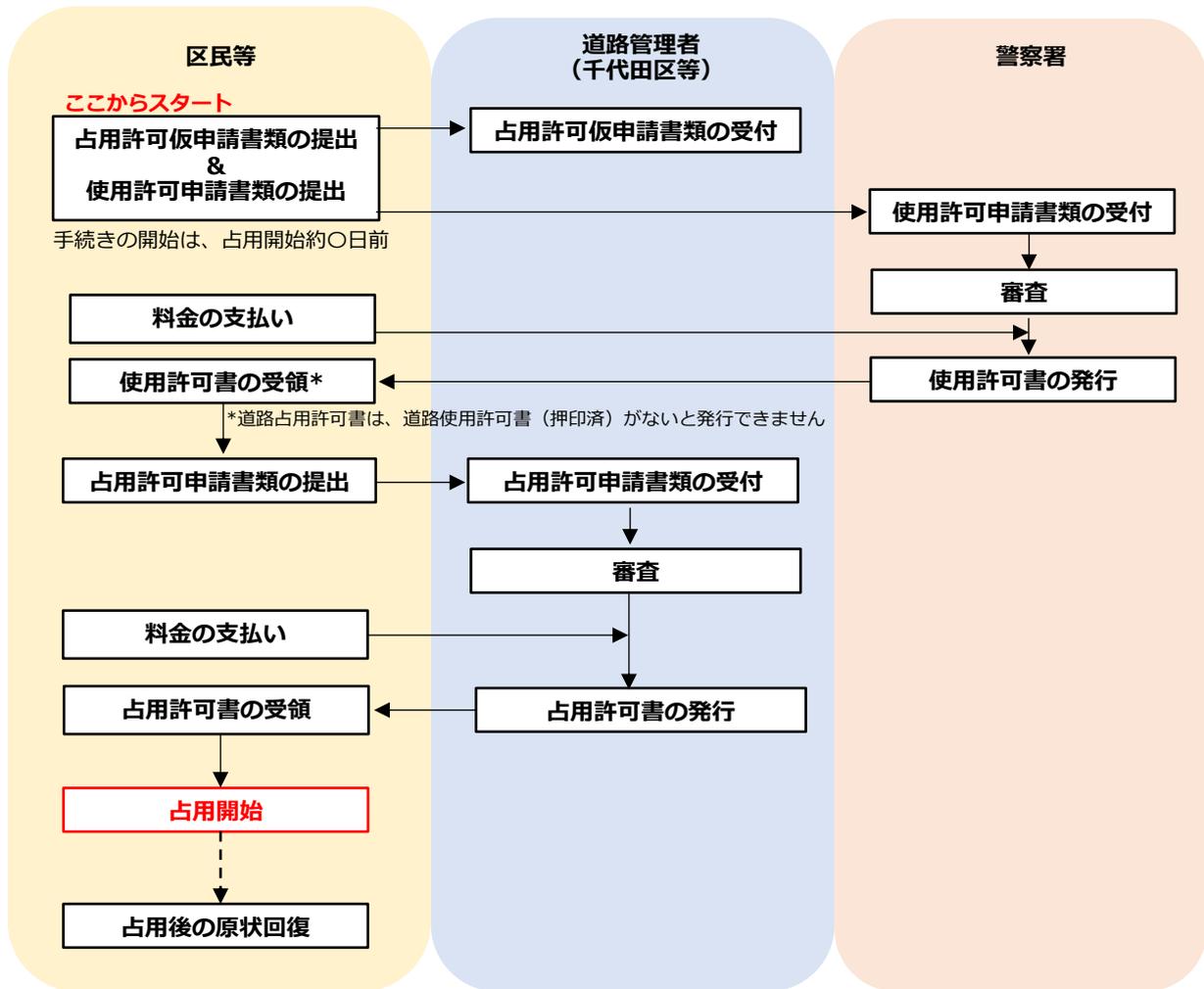
要件

占用目的	○地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民が一体となって取り組むものであること
占用主体	○地方公共団体 ○地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など ○地方公共団体が支援する路上イベント※の実施主体 <small>※地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの</small>
占用場所	○道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること ○歩道上に路上イベントに伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては 3.5m 以上、その他の場所にあつては 2.0m 以上）を確保すること
占用物件の構造	○道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと

留意事項等

- 道路占用に際しては、警察への意見照会及び道路使用許可申請が必要となります（P37 参照）
- イベント等の場合、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から地方公共団体及び地域住民が一体となって取り組む事業である必要があるため、企画の段階から必ずご相談ください。道路で実施できないものもあります。

制度活用の手続き



※上記の手続きは区道に適用しますが、都道、国道などの場合、関係部署にお問合せください。

必要書類

- 道路占用許可申請書及び添付書類（イベントの目的等の概要、案内図、平面図、断面図、緊急連絡体制図、周知方法書）
- 道路使用許可申請書及び添付書類（道路占用許可書と同じもの）※警察への申請書類

問合せ

【区道】

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係

☎ 03-5211-4235 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

【都道】

東京都建設局 道路管理部 監察指導課

☎ 03-5320-5286 ✉ S0000405@section.metro.tokyo.jp

1 活動場所に関する制度等

1 道路 (2) 道路使用許可

概要

道路は本来人や車が通行する目的で作られています。その目的以外で道路の空間を使用することを「道路の使用」といい、許可を受ける必要があります。

路上で行うイベントについても、道路占用許可とともに、道路使用許可が必要となります。

イベント等での道路使用においては、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から公的価値がある（地域が共有する QOL の向上につながる）必要があります。

- 使用期間：工作物の場合、10 年以内
イベント等の場合、場所によって異なる（近くの警察署に確認してください）
- 使用料：警視庁関係手数料条例で定められた額

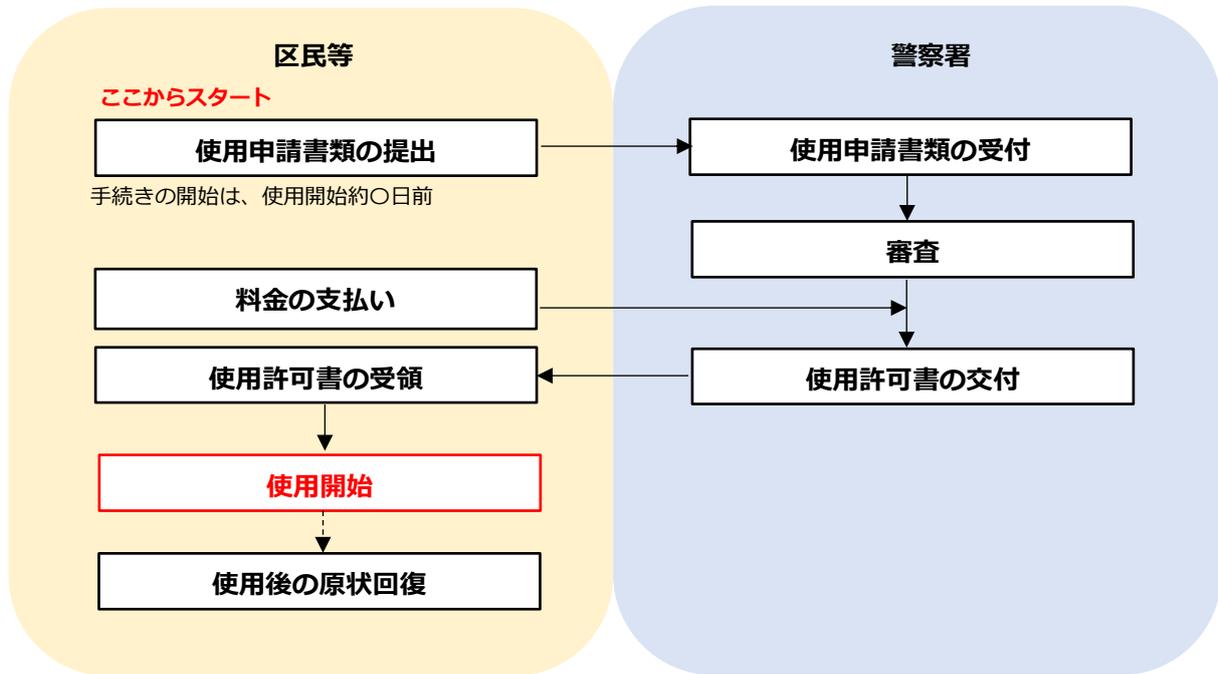
対象行為

1 号許可	道路において、工事または作業をしようとする行為
2 号許可	道路に石碑、広告板、アーチ等の工作物を設けようとする行為
3 号許可	場所を移動しないで、道路に露店、屋台等を出そうとする行為
4 号許可	道路において祭礼行事、ロケーション等をしようとする行為

留意事項等

- 道路使用に際して、道路上に工作物等を設置する場合は道路管理者への道路占用許可申請も必要となります（P35 参照）
- イベント等の場合、定期的に行っているかどうかを問わず、企画の段階等から余裕をもってご相談ください。

制度活用の手続き



※上記の手続きは区道に適用しますが、都道、国道などの場合、関係部署にお問合せください。

必要書類

- 道路使用許可申請書及び添付書類（案内図、道路使用の方法又は形態等を補足するために公安委員会が必要と認めて定めた書類等）

※道路占用許可申請がある場合、道路使用許可書に区の押印が必要となります（千代田区の場合）。

問合せ

各地域の警察署

【麴町警察署】 ☎ 03-3234-0110

【万世橋警察署】 ☎ 03-3257-0110

【神田警察署】 ☎ 03-3295-0110

【丸の内警察署】 ☎ 03-3213-0110

1 活動場所に関する制度等

2 公園 公園占用許可

概要

公園は本来誰もが自由に利用できる、散策できる市民の憩いの場ですが、公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、必要やむを得ないと認められる、公共性の高いものについては管理者の許可を得ることで使用が認められる。

公園に公園施設以外の工作物等を設け、公園を継続して使用することを「公園の占用」といい、許可を受ける必要があります。

そのため、公園においてイベント等を開催する場合においても、公園占用の許可が必要となります。

イベント等での公園占用においても、公的価値がある（地域が共有する QOL の向上につながる）必要があります。

- 占用期間：10 年以内（工作物の場合）
- 占用料：千代田区都市公園条例で定められた額
（都立公園の場合、関係部署にお問合せください）

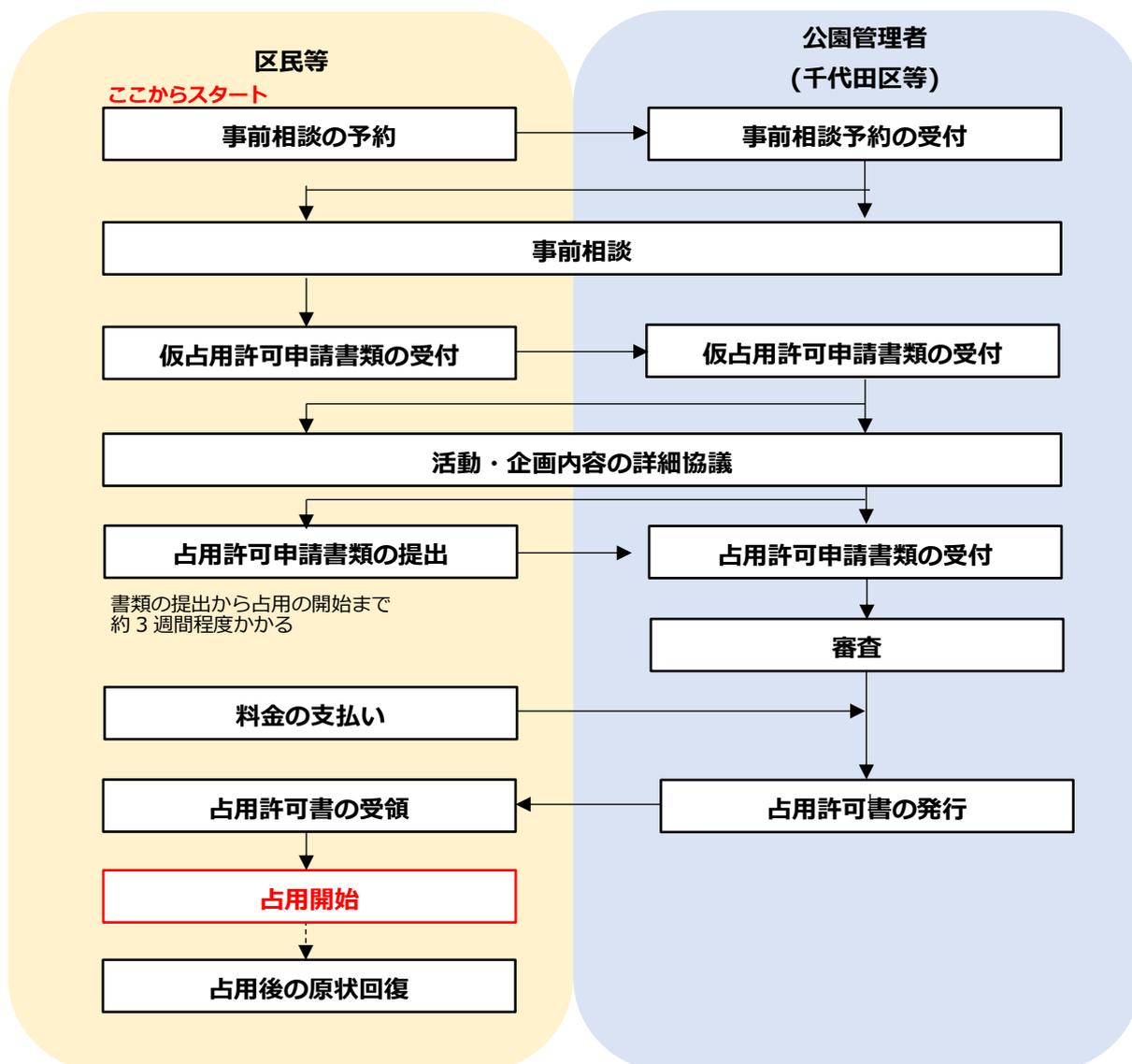
許可が出来ない行為

- ① 営業活動（販売行為やそれらに付属する行為等）
- ② 他の利用者の妨げになる行為（公園内からの排除、承諾のない状態での利用者の撮影等）
- ③ 凶器・危険物等の持ち込み、火の使用
- ④ 機材の搬出入、車の乗り入れ等
- ⑤ デモ活動（保安上の問題や地域住民への影響があるため）

留意事項等

- 公園を占用し、イベントを開催しようとする際は、必ず事前相談をしてください。公園で実施できないものもあります。

制度活用の手続き



※上記の手続きは区立公園に適用しますが、都立公園の場合、関係部署にお問合せください。

必要書類

- 占用許可申請書及び添付書類（案内図、配置図、企画書、緊急連絡体制図等）

問合せ

公園占用等の手続きに関すること

【区立公園】

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係

☎ 03-5211-4235 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

【都立公園】

東京都建設局 東部公園緑地事務所 管理課 管理担当

☎ 03-3821-6145 ✉ S8000426@section.metro.tokyo.jp

3 河川 河川敷地占用許可

概要

河川は本来、他者の使用を妨げない範囲において一般公衆の自由な使用に供されているものですが、自由使用の範囲を超え河川敷地に工作物を設ける等、河川敷地を排他的かつ継続的に使用するには許可が必要となり、「河川敷地の占用」といいます。

そのため、河川敷地でイベント等を開催する場合においても、自由使用への影響や工作物の設置がある場合には管理者の確認及び適切な手続きが必要となります。

河川敷地は公共用物であることから、イベント等での河川敷地の使用においては、治水上又は利水上その他の河川管理上の支障がない上、河川の多様な利用の促進、交流やにぎわいの創出、魅力的な河川空間の創造を目的としている必要があります。

- 一般占用：占用期間は10年以内（工作物を設ける等）
- 一時占用：占用期間は1年以内（工作物を設ける等）
- 一時使用：使用期間は概ね1日以内（イベントの開催等）

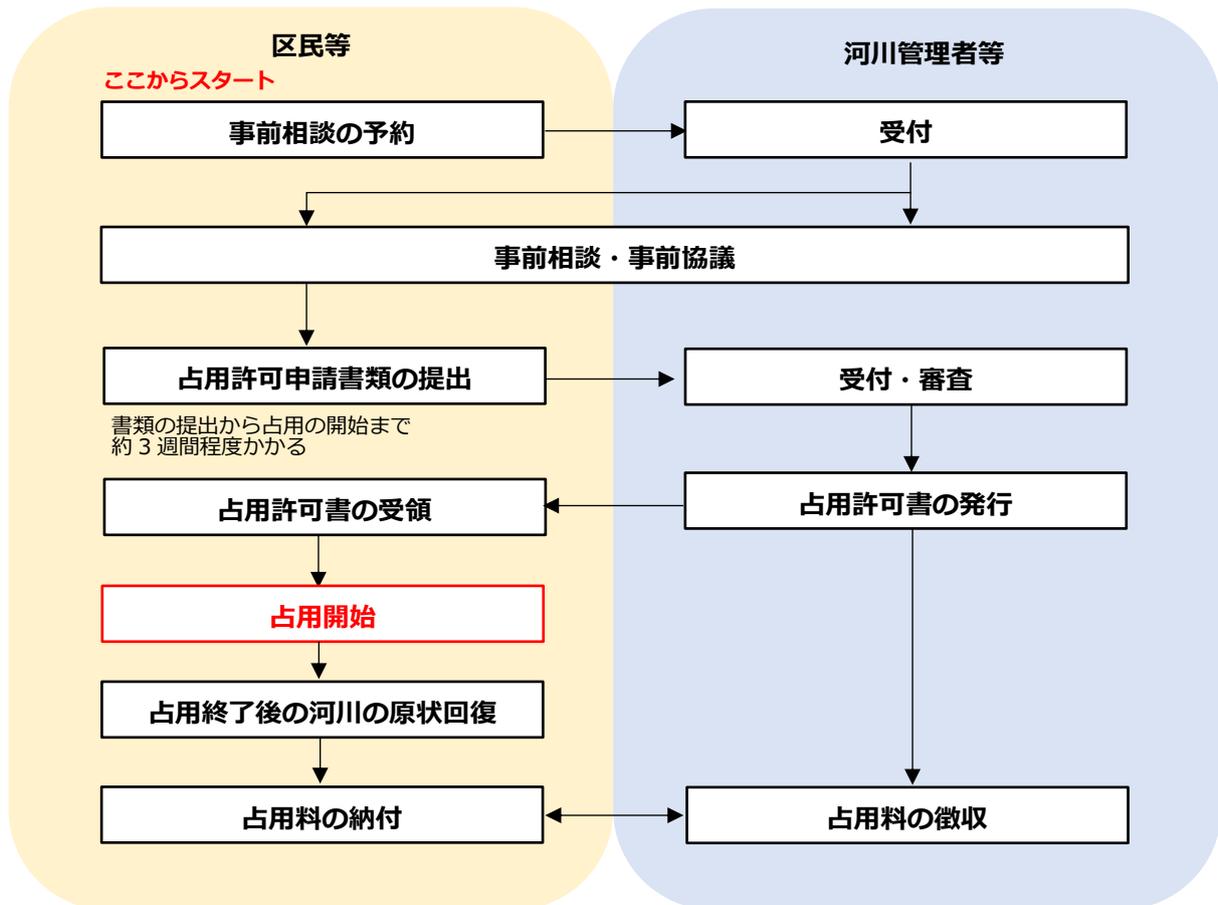
対象

- 占用主体
河川敷地の占用許可を受けることができる占用主体は、河川敷地占用準則第六に規定されている公共性又は公益性を有する者となります。
- 占用施設
河川敷地の占用許可を受けることができる施設は、河川敷地占用許可準則第七及び十五に規定されているものとなります。
河川敷地の一時使用においては、工作物を設置できませんが、イベント等の実施の場合、テントなど簡易なものは設置することができます。

留意事項等

- 一時使用について、独占的な利用を認めるものではありません。他の利用者とゆずり合い、皆が楽しく河川区域内の土地を利用できるようにご協力下さい。
- 千代田区内の河川敷地は幅員が狭く、また、道路等から河川へ自由に入出入りできる形態ではないため、一般の通行を妨げない使用は限られます。
- 内容により、河川管理者（東京都）への協議が必要な場合があります。

制度活用の手続き



必要書類

- 案内図・平面図・断面図・その他（設置物の性質に応じて確認資料を追加でお願いすることがありますので、申請前にご連絡をください。）

問合せ

【河川占用等についての手続き（神田川、日本橋川（区内）】

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係

☎ 03-5211-4235 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

4 有効空地 東京都特定街区運用基準(有効空地の活用)

概要

有効空地とは、東京都特定街区運用基準に指定された空地をいいます。

一定の条件を満たす場合、区民等でも有効空地を活用し、イベントなどを開催することができます。

また、イベントの内容については、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から公的価値がある（地域が共有する QOL の向上につながる）必要があります。

- 占有期間：一回の行為について、90 日以内
同一敷地において、年間 2 回以上占有すれば、全行為の延べ日数が 180 日以内
- 占有面積：当該街区の有効空地実面積の 25%以内

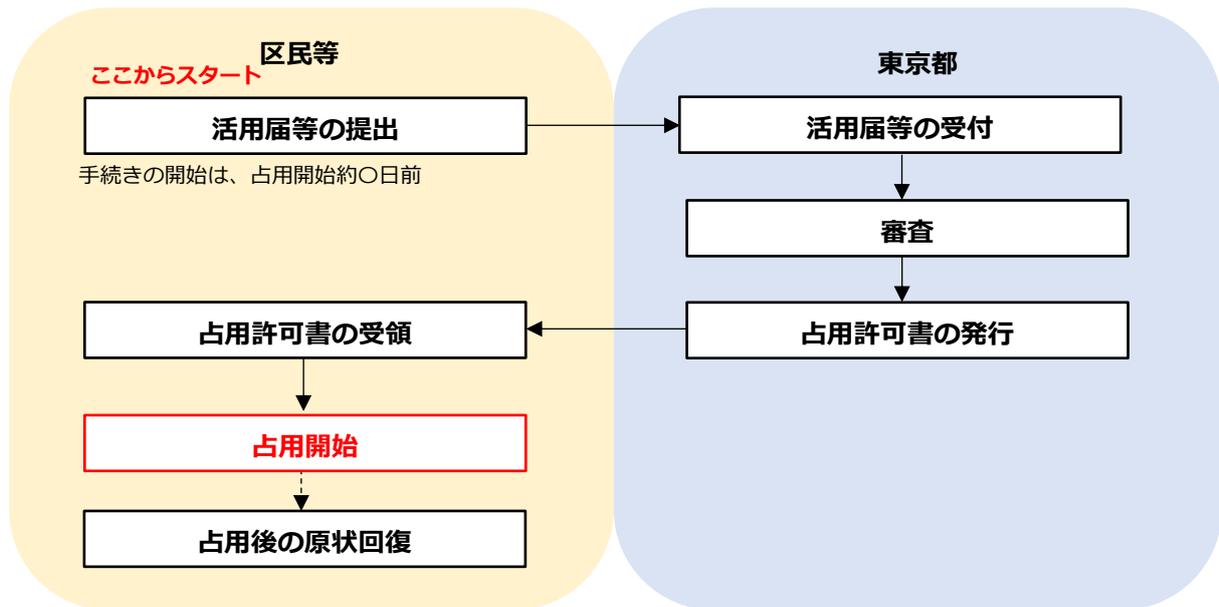
対象行為

- ① 地域の活性化に寄与する行為
- ② 公衆の文化活動又はレクリエーション活動の向上に寄与する行為
- ③ 東京のしゃれた街並みづくり推進条例第 39 条に規定するまちづくり団体による地域まちづくり活動
- ④ 建設行為又は管理行為
- ⑤ その他の公共公益に資する行為

➤ 千代田区における特定街区

	街区名	所在地
①	霞ヶ関 3 丁目（霞が関ビル、会計検査院）	千代田区霞ヶ関三丁目
②	常盤橋（日本ビル、朝日生命ビル、大和証券ビル）	千代田区大手町二丁目
③	飯田橋一丁目（ホテル・グランドパレス）	千代田区飯田橋一丁目
④	紀尾井町（ホテルニューオータニ）	千代田区紀尾井町
⑤	内幸町二丁目（日比谷シティー新生銀行）	千代田区内幸町二丁目
⑥	有楽町一丁目（第一生命、農林中央金庫共同ビル）	千代田区有楽町一丁目
⑦	新幸橋（第一ホテル、東電）	千代田区内幸町一丁目
⑧	平河町二丁目（都道府県会館）	千代田区平河町二丁目
⑨	丸の内二丁目（丸ビル）	千代田区丸の内二丁目
⑩	丸の内一丁目（日本工業倶楽部会館）	千代田区丸の内一丁目
⑪	丸の内二丁目（その 2）（明治生命館他）	千代田区丸の内二丁目
⑫	丸の内一丁目（その 2）（新丸ビル）	千代田区丸の内一丁目

制度活用の手続き



必要書類

- 有効空地の活用届（様式4）

問合せ（有効空地の活用に関すること）

東京都都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課 再開発等促進区担当

☎ 03-5388-3318 ✉ S0000175@section.metro.tokyo.jp

5 広場 千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱

概要

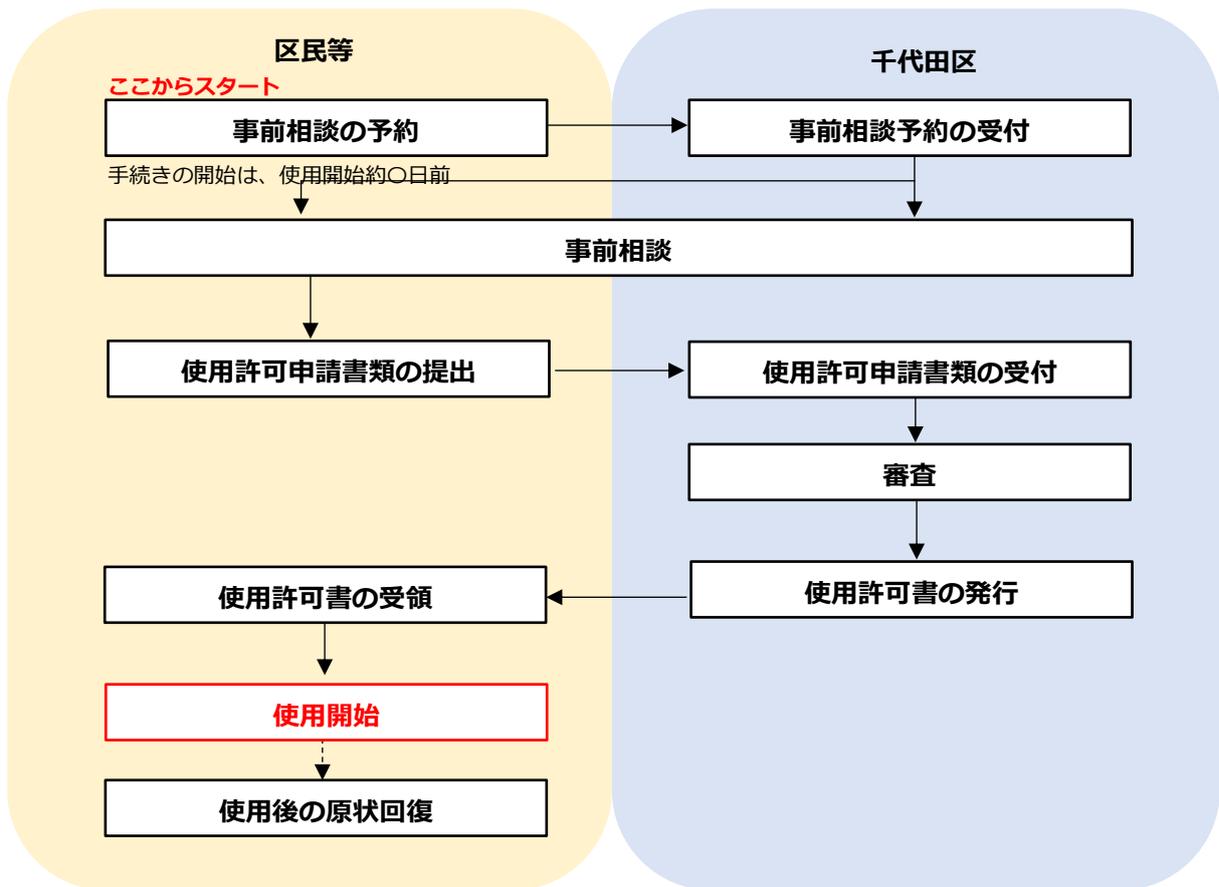
一定の条件の下、広場の用途または目的を妨げない限度でイベント等のために使用することができます。

区立広場は区民等の憩いのために設置されており、利用者の制限を設けていないことから、イベントの内容については、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から公的価値がある（地域が共有する QOL の向上につながる）必要があります。

➤ 区立広場一覧

名称	所在地
麴町こどもの広場	千代田区麴町六丁目 2 番地先
飯田橋こどもの広場	千代田区飯田橋三丁目 12 番 3 号
昌平橋東橋詰広場	千代田区外神田一丁目 1 番 1 号
昌平橋西橋詰広場	千代田区外神田二丁目 1 番 17 号
四ッ谷駅前広場	千代田区麴町六丁目 6 番地先
内幸町広場	千代田区内幸町一丁目 5 番 1 号
小川広場	千代田区神田小川町三丁目 6 番地
西神田けやきの広場	千代田区西神田三丁目 36 番地
隼町広場	千代田区隼町 1 番
岩本町馬の水飲広場	千代田区岩本町三丁目 10 番先
西神田百樹の広場	千代田区西神田三丁目 39 番 2
秋葉原駅東口広場	千代田区佐久間町一丁目 22 番地先
大和橋広場	千代田区岩本町三丁目 6 番地先
秋葉原中央令和広場	千代田区神田松永町 200 番地

制度活用の手続き



問合せ

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 財産管理係

☎ 03-5211-4234 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

6 公開空地 公開空地の一時占用(総合設計制度)

概要

建築基準法に基づく総合設計制度で設置された公開空地は、一定の条件を満たす場合に、一時占用しイベントなどを開催することができます。

公開空地は、歩行者が日常自由に通行または利用できる空地のため、イベントの内容については、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から公的価値がある（地域が共有する QOL の向上につながる）必要があります。

- 占用期間：1 回の行為について、90 日以内
同一敷地において、年間 2 回以上占用する場合は、全行為の延べ日数が 180 日以内（対象行為②に該当する行為は上記占用期間を適用しない（都））
- 占用面積：当該敷地の公開空地の 50%以内（区）
当該敷地の公開空地の 25%以内（都）

対象行為

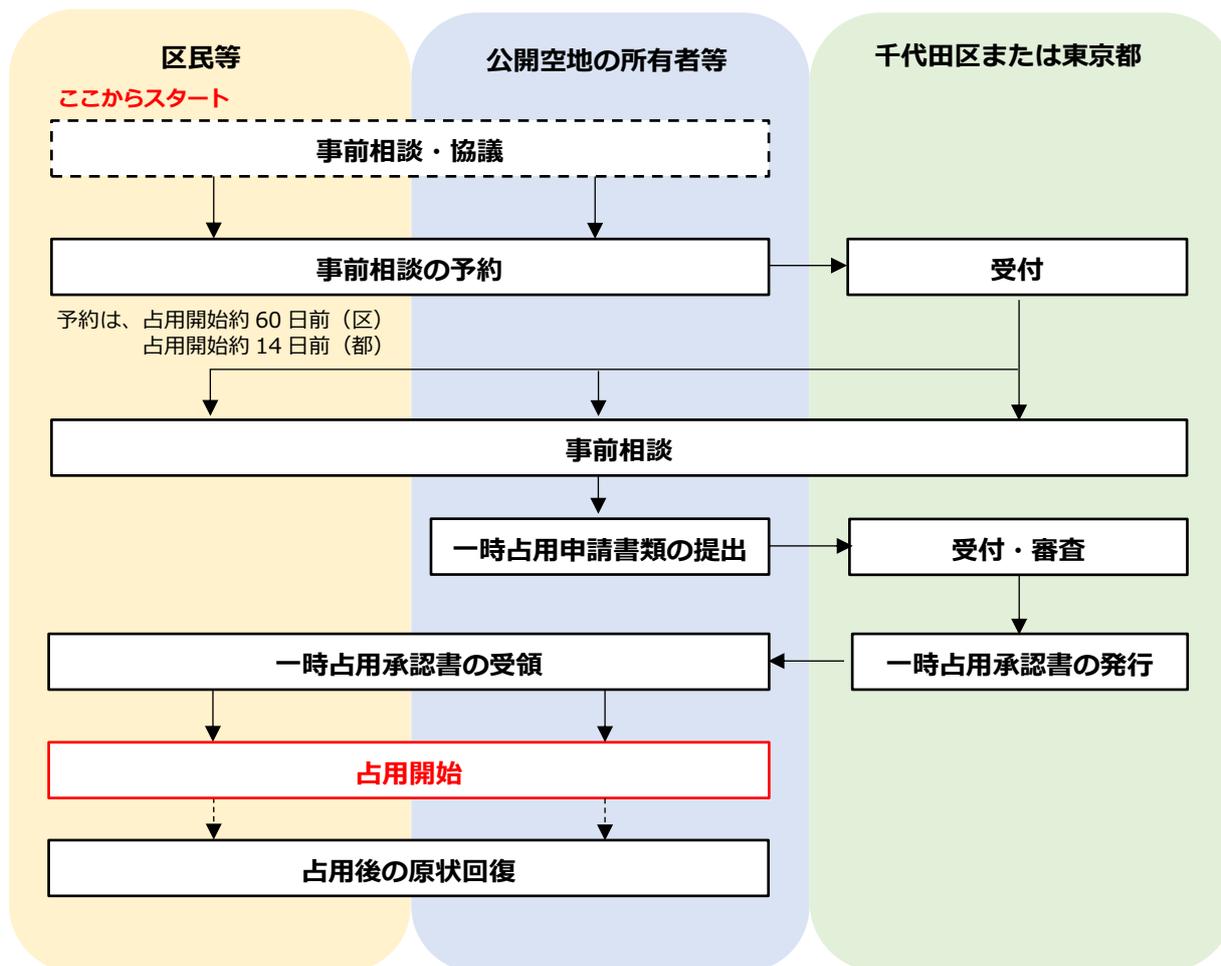
- ① 地域の活性化に寄与する行為（例：町会の催し等）
- ② 許可を受けた建築物及びその敷地内にある工作物に係る建設行為又は管理行為（例：マンションの改修工事に伴う仮囲い設置等）
- ③ その他の公共公益に資する行為（例：区等が開催する交通安全イベント、清掃イベント及び献血車の駐車等）

※例についてはすべて認められるものではありません。個別相談が必要です。

留意事項等

- 総合設計の公開空地は所有者、管理者がいますので、占用できるか事前に確認が必要です。（公開空地の一時占用申請書は公開空地の所有者等が申請します。）
- キッチンカーの駐車等、営利目的で行うものは一時占用の対象行為となりません。（東京都のしゃれた街並みづくり推進条例（平成 15 年東京都条例第 30 号）第 39 条に基づき登録されたまちづくり団体による地域まちづくり活動を除く）
- 公開空地の一時占用をする場合は、公開空地の利用を著しく妨げることはないよう十分に配慮した計画としてください。

制度活用の手続き



必要書類

- 公開空地の一時占用申請書（区：様式 8、都：様式 6）

問合せ

【延べ面積が 1 万平方メートル未満の建築物の公開空地】

千代田区 環境まちづくり部 建築指導課 建築審査係

☎ 03-5211-4308 ✉ machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

【延べ面積が 1 万平方メートル超の建築物の公開空地】

東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課 建築計画担当

☎ 03-5388-3374 ✉ S000166@section.metro.tokyo.jp

7 飲食 食品営業許可

概要

飲食店を営業したり、食品を製造・販売する場合は、食品衛生法に基づき、保健所長の許可を受けたり、届出を行う必要があります。

営業に必要な許可・届出は、取り扱う食品の提供方法、種類により異なります。また、営業許可を得るには、東京都知事が定めた施設基準に適合した施設をつくる必要があります。

また、東京都では、飲食店等で未処理のふぐを取り扱う場合、東京都ふぐの取り扱い規制条例による認証が必要です。

対象

- ・許可 = 食品衛生法施行令第 35 条に規定される 32 業種(許可営業)に該当する食品等事業者
- ・届出 = 上記及び届出対象外営業に該当しない全ての食品等事業者(食品の製造・加工・調理・販売等)
- ・臨時出店届 = 公共的な目的をもつイベントで食品を調理・販売する方

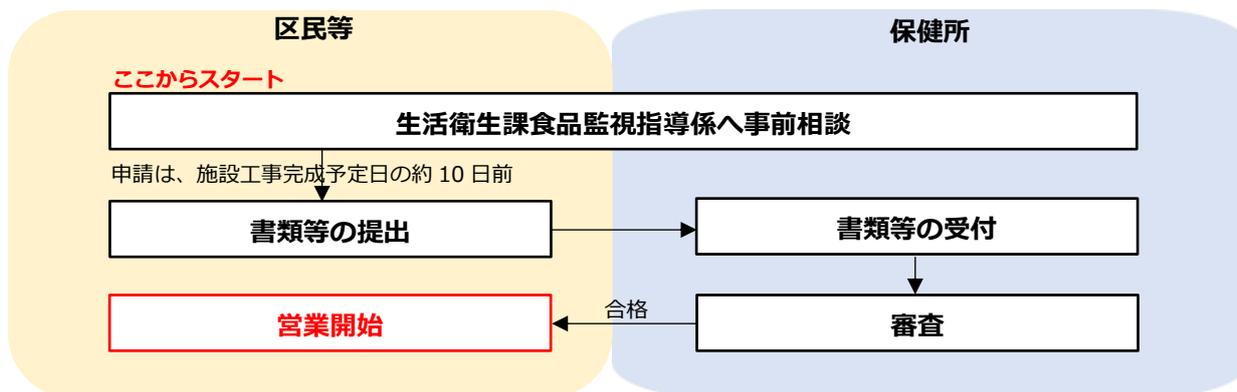
営業の種別		
許可	届出	届出対象外
食品衛生法施行令第 35 条に規定される 32 業種 飲食店営業 食肉販売業 菓子製造業 アイスcream類製造業 食肉製品製造業 豆腐製造業 そうざい製造業 冷凍食品製造業 等	<p style="text-align: center;">許可営業</p> <p style="text-align: center;">及び</p> <p style="text-align: center;">届出対象外営業</p> <p style="text-align: center;">に該当しない営業者は、 管轄の保健所に営業届出 をする必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆食品又は添加物の輸入業 ◆食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(ただし、冷凍・冷蔵業は除く。) ◆常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他の品質の劣化による食品衛生の危害の発生のおそれがない包装食品や添加物の販売業 ◆合成樹脂以外の器具容器包装の製造業 ◆器具容器包装の輸入又は販売業

留意事項等

- 営業開始後は、HACCP に沿った衛生管理の基準を遵守し、施設の衛生管理、ねずみや昆虫対策、従業員の健康状態の把握に努めてください。
- 許可・届出内容に変更があったときや営業をやめたときには届出が必要です。
- 許可申請や営業届は、厚生労働省の食品衛生申請等システムを利用できます。システムを利用する場合でも、許可申請をされる場合は、事前相談をしていただき、申請手数料は保健所で納付してください。

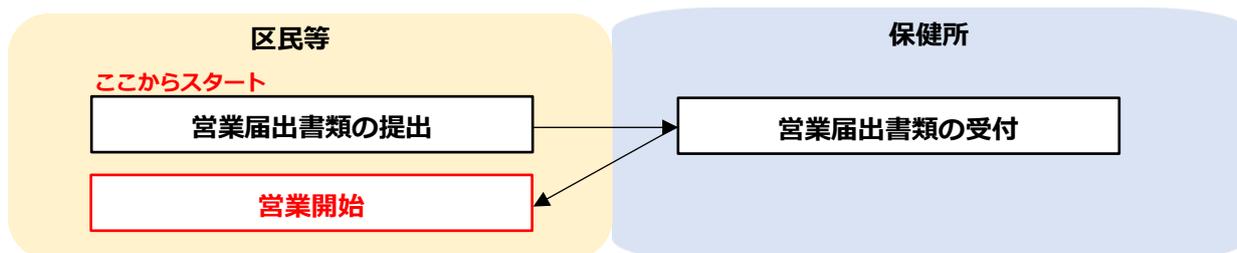
制度活用の手続き

➤ 営業許可



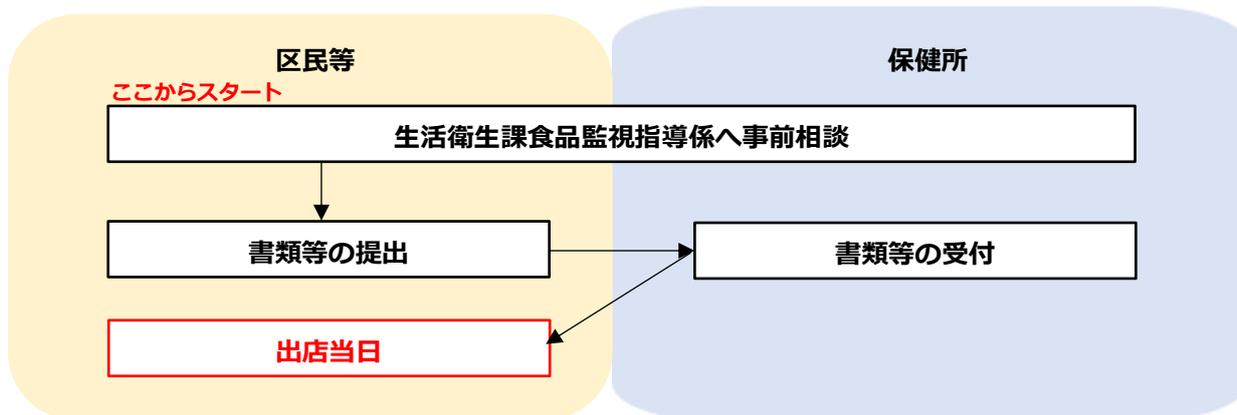
- 工事着工前に施設の設計図等を持参のうえ、千代田保健所に事前相談してください。
- 申請に必要な書類
営業許可申請書・営業届、施設の構造及び設備を示す図面、水質検査成績書、食品衛生責任者の資格を証明するもの、申請手数料など

➤ 営業届出



- 届出に必要な書類
営業許可申請書・営業届、食品衛生責任者の資格を証明するもの

➤ 臨時出店届出



- 取り扱うことができる食品や調理内容に制限があります。
- 出店期間は、原則として1年に5日以下です。
- 調理する場合は、要件にあった施設をつくる必要があります。

問合せ

千代田保健所 生活衛生課 食品監視指導係

☎ 03-5211-8168、8169 ✉ seikatsueisei@city.chiyoda.lg.jp

8 防火 (1) 露店等開設届出

概要

お祭り・イベントなど不特定多数の人が集まる催しにおいて、火気使用器具等を使用する露店を開設する場合は、露店等開設届出を消防署長に提出する義務があります。

対象

祭礼・縁日・花火大会・展示会・屋外イベント（※）で、対象火気器具等を使用する

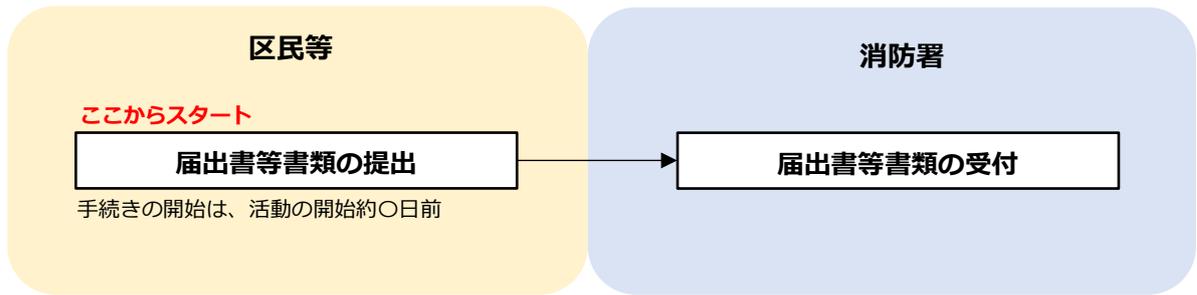
- 露店等を開設する者
- 催しの主催者・施設の管理者・露店等の開設を統括する者（一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合）

※個人的なつながりによるバーベキュー、子ども会における野外催しなどは含まない。

対象火器器具

発電機、ストーブなど液体燃料（灯油・ガソリン等）を使用する器具、七輪、バーベキューコンロなど固体燃料（炭・練炭等）を使用する器具、卓上型ガスコンロ、ガス炊飯器など気体燃料（プロパンガス等）を使用する器具、電気コンロ、電気ストーブなど電気器具（電気を熱源とする器具）

制度活用の手続き



必要書類

- 露店等開設届出書（東京都の場合は、消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書）
 - 消火器等の配置図
- ※届出書様式については、「東京都消防庁ホームページ」参照
（右の二次元コードからアクセス可）



問合せ

各地域の消防署

- | | | |
|----------|----------------|--|
| 【麴町消防署】 | ☎ 03-3264-0119 | ✉ koujimati@tfd.metro.tokyo.jp |
| 【丸の内消防署】 | ☎ 03-3215-0119 | ✉ marunouti3@tfd.metro.tokyo.jp |
| 【神田消防署】 | ☎ 03-3257-0119 | ✉ kanda3@tfd.metro.tokyo.jp |

8 防火 (2) 防火管理者選任届

概要

対象となる施設やイベント等においては、防火管理制度に基づき、消防署への防火管理者選任届の提出義務があります。

防火管理者は、防火管理業務の推進責任者として、防火管理に関する知識を持ち、強い責任感と実行力を兼ね備えた管理的又は監督的な地位にある方でなければなりません。

対象施設やイベント

防火管理者の資格は2種類（甲種と乙種防火管理者）あり、防火対象物（テナント）によって、防火管理者の資格が変わります。

➤ 防火対象物の区分（福祉施設が入っている防火対象物を除く。）

防火対象物全体の収容人員と延べ面積	特定用途の防火対象物		非特定用途の防火対象物	
	30人以上		50人以上	
	300m ² 以上	300m ² 未満	500m ² 以上	500m ² 未満
防火対象物の区分	甲種防火対象物	乙種防火対象物	甲種防火対象物	乙種防火対象物

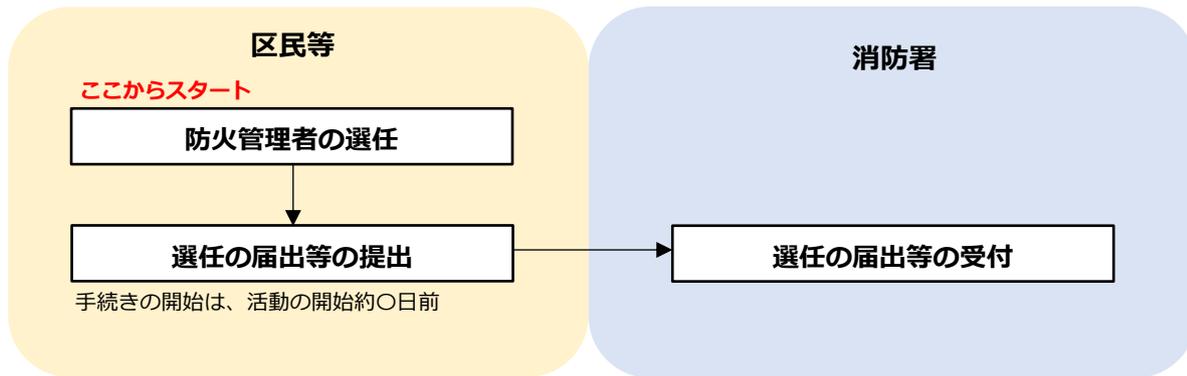
➤ テナントの防火管理者の資格区分（福祉施設が入っている防火対象物を除く）

テナント部分の用途	甲種防火対象物のテナント				乙種防火対象物のテナント
	特定用途		非特定用途		すべて
テナント部分の収容人員	30人以上	30人未満	50人以上	50人未満	すべて
資格区分	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者

➤ 建築物以外の屋外イベント

	要件
①	大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、一日あたりの人出予想が10万人以上である屋外催しであること
②	主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模として計画されている催しであること

制度活用の手続き



必要書類

- 防火管理者選任届出書
- 選任された方の防災管理講習修了証（手帳）
※申請様式については、「東京都消防庁ホームページ」参照
（右の二次元コードからアクセス可）



問合せ

各地域の消防署

- | | | |
|----------|----------------|--|
| 【麴町消防署】 | ☎ 03-3264-0119 | ✉ koujimati@tfd.metro.tokyo.jp |
| 【丸の内消防署】 | ☎ 03-3215-0119 | ✉ marunouti3@tfd.metro.tokyo.jp |
| 【神田消防署】 | ☎ 03-3257-0119 | ✉ kanda3@tfd.metro.tokyo.jp |

8 防火

(3) 消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書

概要

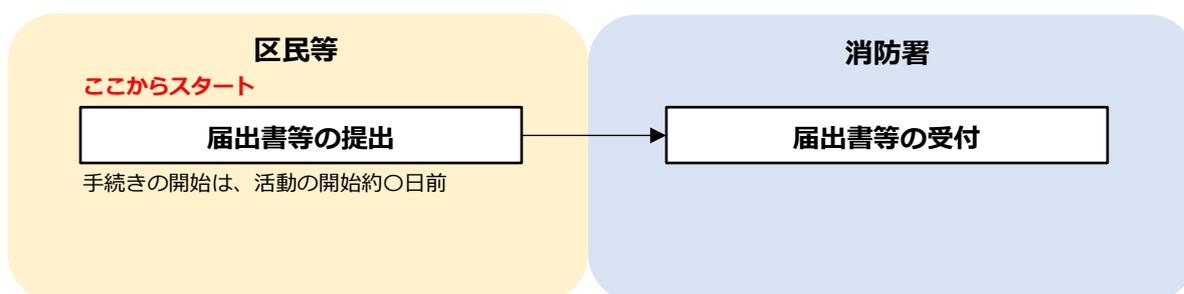
火災予防条例第 69 条に基づき、消防隊の通行その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事やその他消火活動に支障となる露店の開催を行う者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければなりません。

消防車の火災現場への到着の遅延等により、火災の拡大につながるおそれがあるため、事前にその情報を入手し、緊急出動に支障をきたさないように、規定しているものです。

対象

消防隊の通行、その他の消火活動に支障となる露店の開催をするとき、当該行為を実施しようとする場所を管轄する消防署に消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書が必要になります。

制度活用の手続き



必要書類

- 消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書
 - 道路使用区域の略図
- ※届出書の様式については、「東京都消防庁ホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



問合せ

各地域の消防署

- | | | |
|----------|----------------|--|
| 【麴町消防署】 | ☎ 03-3264-0119 | ✉ koujimati@tfd.metro.tokyo.jp |
| 【丸の内消防署】 | ☎ 03-3215-0119 | ✉ marunouti3@tfd.metro.tokyo.jp |
| 【神田消防署】 | ☎ 03-3257-0119 | ✉ kanda3@tfd.metro.tokyo.jp |

8 防火 (4) 火災予防上必要な業務に関する計画届出

概要

火災予防上必要な業務に関する計画届出は、火災予防条例第 55 条の 3 に基づき、火気使用器具等を使用する大規模な屋外催しにおいて、事前に防火担当者を定めて火災予防上必要な業務に関する計画を消防署長に提出するよう義務付けられた制度です。

対象

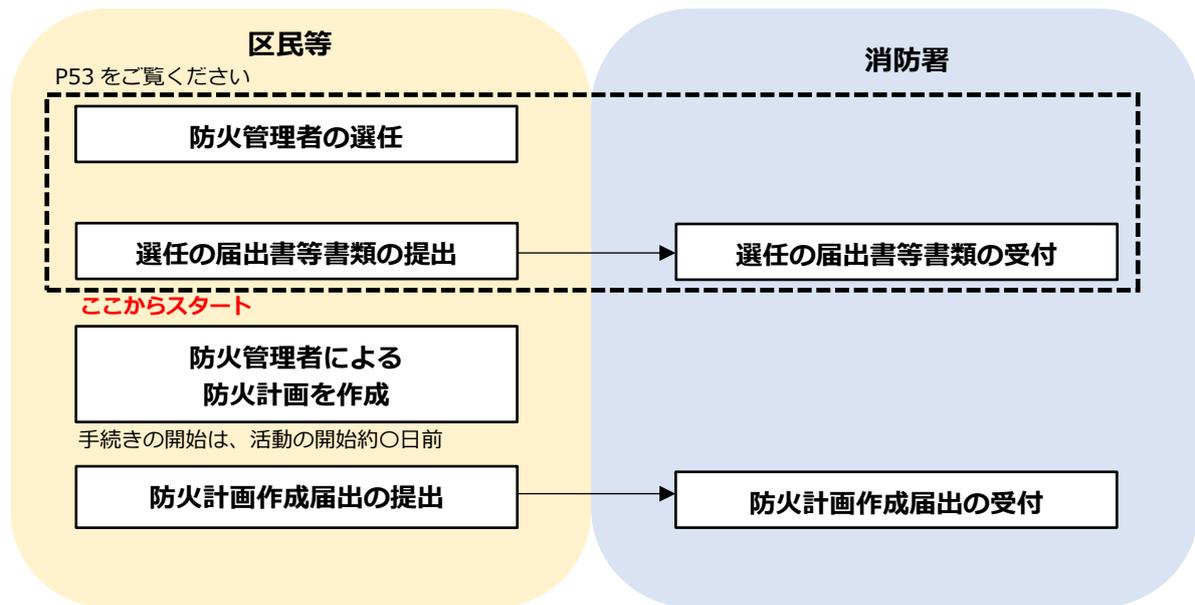
- 一日当たり 10 万人以上の人出が予想され、かつ、主催する者が出店を認める露店等の数が 100 店舗を超えるもの
- 上記に準ずる規模であると消防署長が認めるもの

提出する計画の内容

防災担当者は、以下の火災予防上必要な業務について定めた火災予防上必要な業務に関する計画を定める必要があります。

	火災予防上必要な業務に関する計画の内容
①	火災の予防に関する業務の実施体制の確保に関すること
②	火気使用器具等の使用及び危険物の取扱いの状況の把握に関すること
③	火気使用器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること
④	火気使用器具等に対する消火準備に関すること
⑤	火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
⑥	消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為に係る消防活動上必要な事項の把握に関すること
⑦	①～⑥のほか、火災予防上必要な業務に関すること

制度活用の手続き



必要書類

- 防火管理者選任届出書
 - 火災予防上必要な業務に関する計画提出書
- ※申請様式については、「東京都消防庁ホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



問合せ

各地域の消防署

- | | | |
|----------|----------------|--|
| 【麴町消防署】 | ☎ 03-3264-0119 | ✉ koujimati@tfd.metro.tokyo.jp |
| 【丸の内消防署】 | ☎ 03-3215-0119 | ✉ marunouti3@tfd.metro.tokyo.jp |
| 【神田消防署】 | ☎ 03-3257-0119 | ✉ kanda3@tfd.metro.tokyo.jp |

9 保険 各種保険等

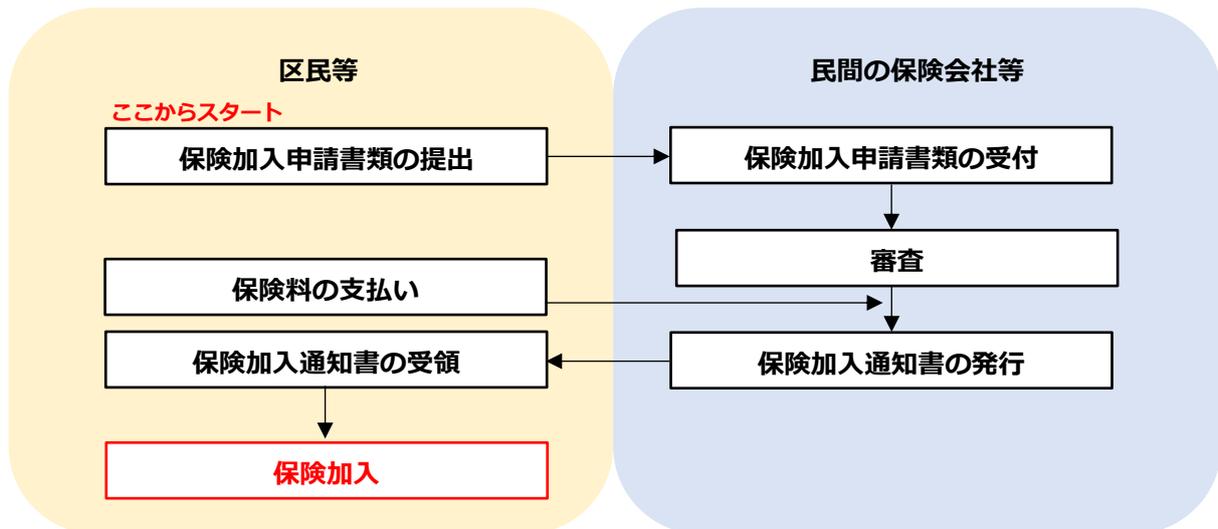
概要

イベント等の実施に際して起こる偶然な事故等による損害等に備えて、各種保険等に加入することが望ましいです。イベントや地域活動等の実施に際して起こる偶発的な事故等による損害等に備えて、民間の保険会社、組織等により、各種保険が用意されています。

➤ 主な保険の種類

保険の種類	保険の内容等
ボランティア保険	ボランティア活動のための代表的な保険であり、活動中のけが（傷害）や賠償責任を補償する保険
興行中止保険	イベントをやむを得ず中止した場合に、その準備にかかった費用や、中止のため臨時に支出した費用を補償する保険
施設賠償責任保険	自身が保有または管理する事業用の施設・建物の欠陥や不備によって他人にケガを負わせた場合など、支払う損害賠償額を補償する保険
傷害保険	イベント中に参加者がけがをしてしまったときに、その参加者に支払う治療費等を補償する保険
スポーツ安全保険	スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、地域活動などを行うアマチュアの団体・グループを対象とした傷害保険等
スポーツ・文化法人責任保険	法人が社会教育活動を行う場合、その活動中に発生した事故により、損害賠償責任を負う可能性があり、そのような賠償事故に備える保険
レジャー・サービス施設費用保険	レジャー・サービス施設では発生したけがや食中毒による見舞金給付等の費用損害を補償する保険
文化財総合保険	国または地方公共団体の指定を受けた建造物および美術工芸品等を保険の目的として、すべての偶然な事故によって生じた損害を修復費ベースで補償する保険

制度活用の手続き



※必要書類や具体的手続きは、保険の種類等により異なります。

問合せ

各保険を取り扱う会社にお問い合わせください。

10 文化 ヘブンアーティスト事業

概要

東京都では、文化振興の一環として、公園等の公共の場所を音楽演奏やパフォーマンスを行う場所として開放しており、アーティストたちが互いに切磋琢磨し、創造し、表現する場を提供するとともに、都民や東京都を訪れる方が身近な所で文化に親しむ機会を提供しています。

ヘブンアーティストは、東京都が実施する専門家による審査に合格し、ライセンスを交付されたアーティストです。ライセンスを交付されたアーティストは、東京都が指定する都立公園や民間施設等の決められた場所で、あらかじめ予約した日時に、音楽演奏やパフォーマンスを行うことができます。

※詳しくは、東京都の HP をご確認ください。

(URL: <https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/heavenartist/>)

対象団体

- ヘブンアーティストのライセンスを有する者

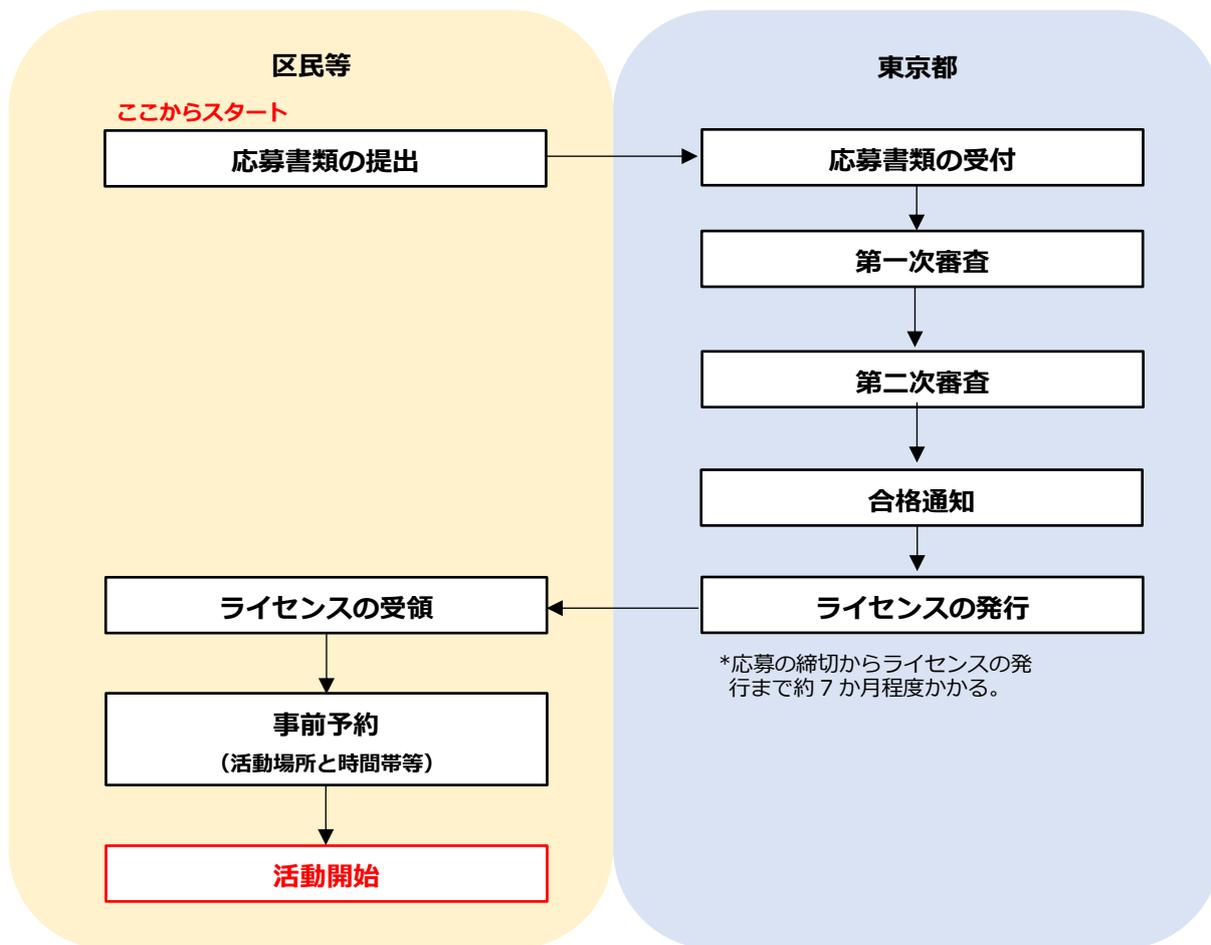
千代田区における対象地域

- 丸の内ビルディング マルキューブ外構部
- 東京国際フォーラム 地上広場
- 東京交通会館 1階書点前
- 日本ビル前中央道
- 日比谷公園 噴水広場

留意事項等

- 応募の受付及び審査会の開催は基本的に年1回で開催されます。
- 音楽部門とパフォーマンス部門は、同時に応募できません。
- このライセンスは、一般の路上などでの音楽演奏やパフォーマンスを認めるものではありません。
- 活動の際は、大音量の禁止など音楽演奏やパフォーマンスの内容に制限があります。
- グループで活動する場合は、あらかじめ申請し審査会で合格しライセンスが付与されたメンバーだけが活動可能です。また、活動はライセンスを持つメンバー全員で行っていただきます。

制度活用の手続き



必要書類

- 応募用紙、写真、活動内容が分かる映像資料 (DVD)

問合せ

東京都 生活文化スポーツ局 文化振興部 文化事業課内へブンアーティスト事務局
☎ 03-5320-7585 ✉ S1121602@section.metro.tokyo.jp

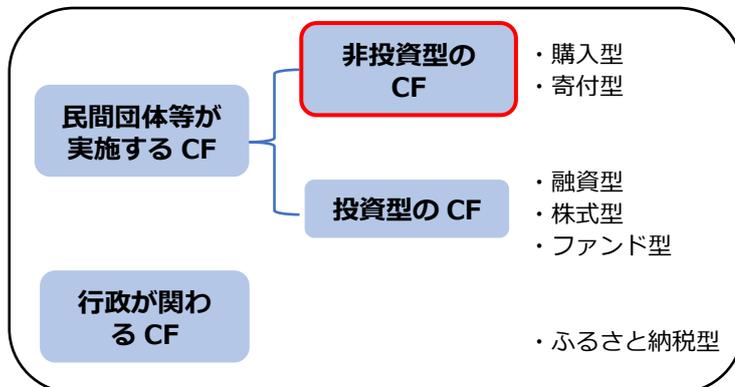
11 商工

(1) クラウドファンディング

概要

クラウドファンディング (crowdfunding、CF) とは、活動実行者がインターネットを通して自分の活動・イベントを発信することにより、その想いに共感した不特定多数の人（支援者）が支援金を提供し、支援者には支援金に応じて、活動に関連する商品やサービス等のリターンが実行者から提供されるしくみです。

クラウドファンディングは、一般的に「購入型」、「寄付型」、「融資型」、「株式型」、「ファンド型」、そして「ふるさと納税型」の6つに分けられますが、ここでは、地域活動の財源として、よく用いられる「非投資型のクラウドファンディング」である「購入型」と「寄付型」を紹介します。



「購入型」と「寄付型」

地域活動の財源として、よく使われる「購入型」と「寄付型」を紹介します。

➤ 購入型

「購入型」とは、活動実施者が、ある商品・サービスの開発費用の出資を募り、集まった資金で開発した商品・サービスを支援者にリターンする仕組みとなります。



➤ 寄付型

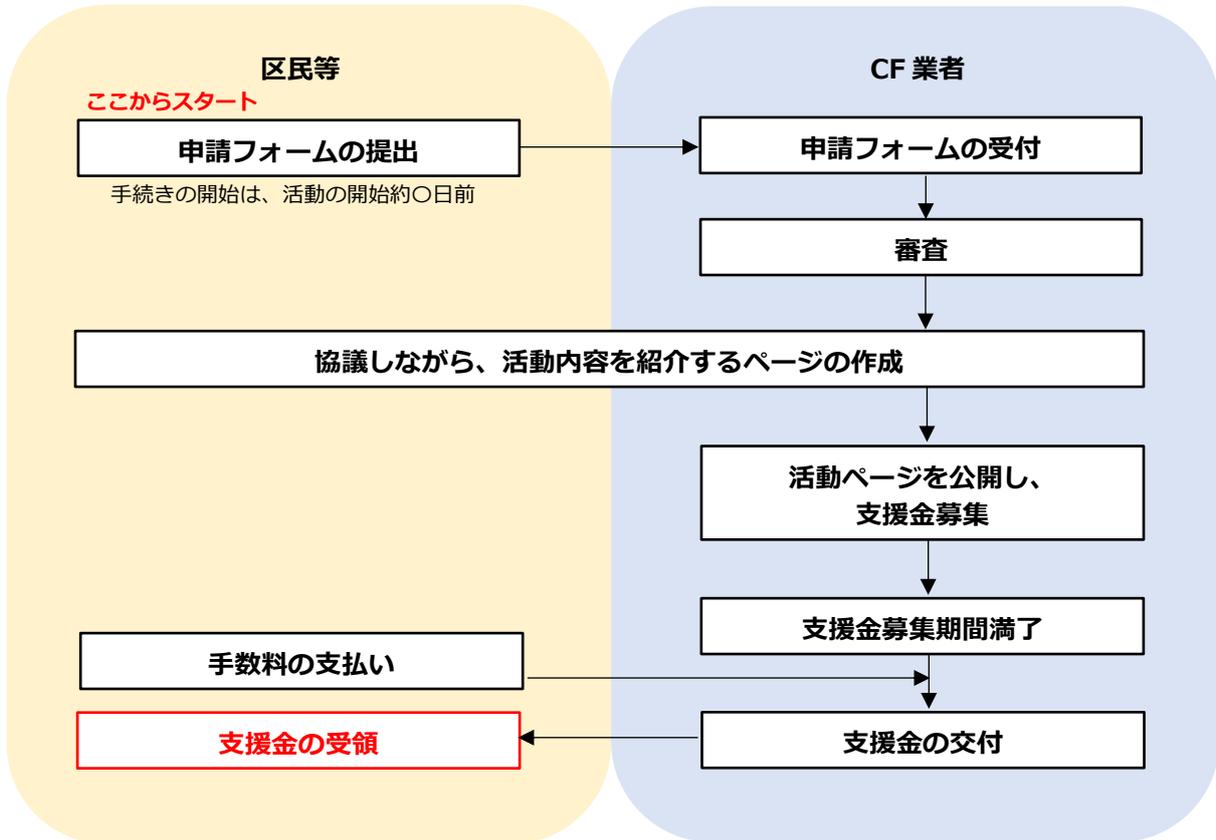
「寄付型」とは、活動実施者が、支援者から寄付金を受けて活動を行うものの、活動の成功・失敗にかかわらず、リターンがない仕組みとなります。



留意事項等

- 「瑕疵担保責任」と「特定商取引法に基づく表記」は、購入型 CF を使う活動実施者に適用されます。
- 寄付型 CF を使う活動実施者が、支援者から寄付を受けた場合、支援者から金銭の寄付を受けた時点で、税金を支払う義務が生じます。

制度活用の手続き



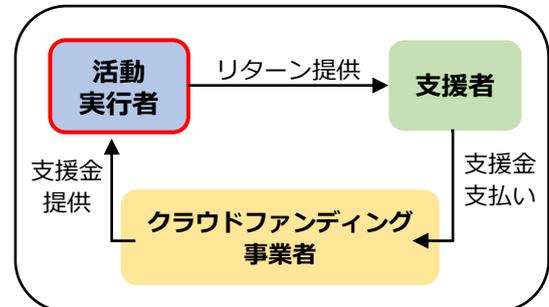
問合せ

各 CF 業者にお問い合わせください。

(2) クラウドファンディング活用資金調達事業 支援補助制度

概要

クラウドファンディング活用資金調達事業支援補助制度は、東京都の「クラウドファンディングを活用した資金調達（CF 活用助成金）」を利用した区内中小企業者、創業希望者に対し、クラウドファンディング事業者への支払手数料の一部を補助する制度です。



- 交付対象：都内で事業を行う、次のいずれかに該当する創業希望者または中小事業者
 - ・創業の計画がある者
 - ・創業から5年未満の者
 - ・新製品新サービスの創出に挑戦する者
 - ・『未来の東京』戦略の戦略に寄与するソーシャルビジネスを行う者
- 補助率：CF 事業者を支払った利用手数料の1/2
- 補助限度額：40万円

※詳しくは、区のHPをご確認ください。

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/shigoto/jigyosho/josei/cfhojo.html>)

助成の対象となる取扱 CF 事業者

事業者名	取扱類型
A-port	購入型・寄付型
BOOSTER	購入型
CAMPFIRE	購入型
GoodMorning	購入型・寄付型
GREEN FUNDING	購入型
JAPANKURU FUNDING	購入型
Kibidango	購入型
machi-ya	購入型
Makuake	購入型
MOTION GALLERY	購入型
READYFOR	購入型・寄付型

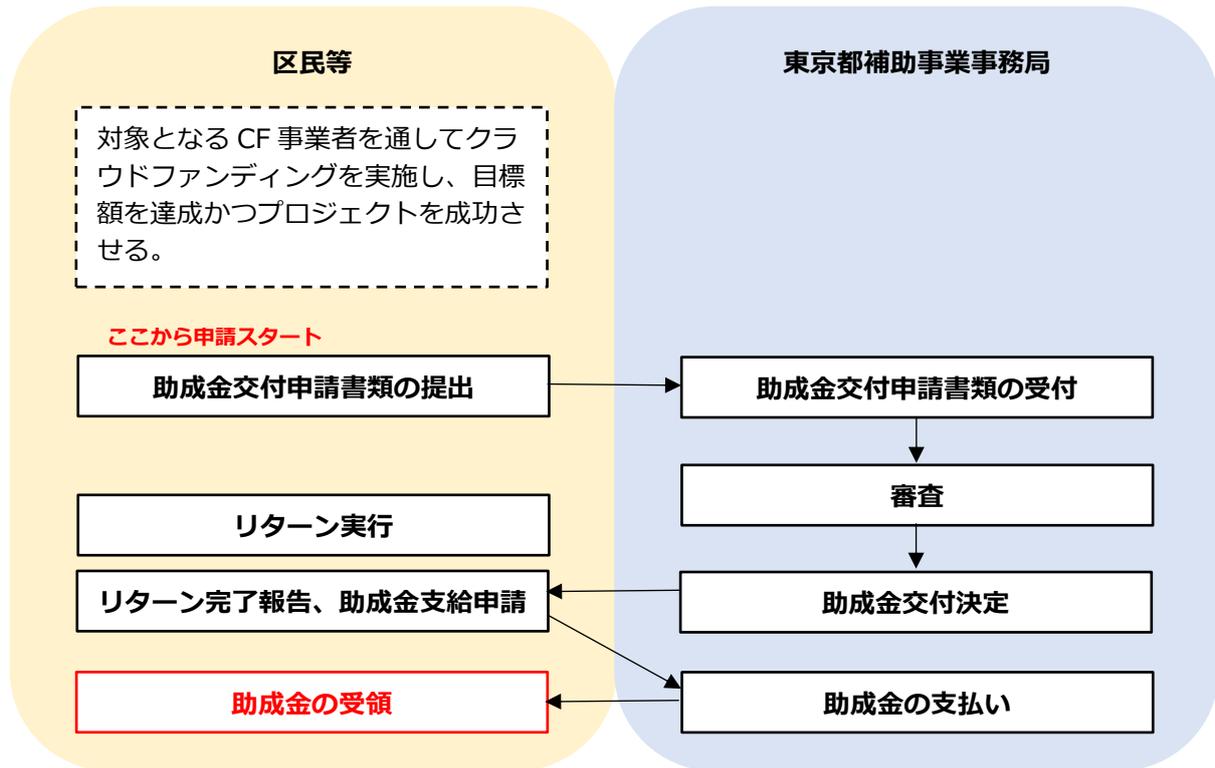
*「寄付型」は、ウェブサイト上で寄付を募り、寄付者向けにニュースレターを送付するなど形になります。

*「購入型」は、購入者から前払いで集めた代金を行事やイベントを開催し、購入者に入場券等や開催特典等を提供する形になります。

補助対象経費 ※消費税額および地方消費税額は補助対象外

- クラウドファンディング事業者を支払った利用手数料（ただし、CF 活用助成金の支給額を差し引いた額）

制度活用の手続き



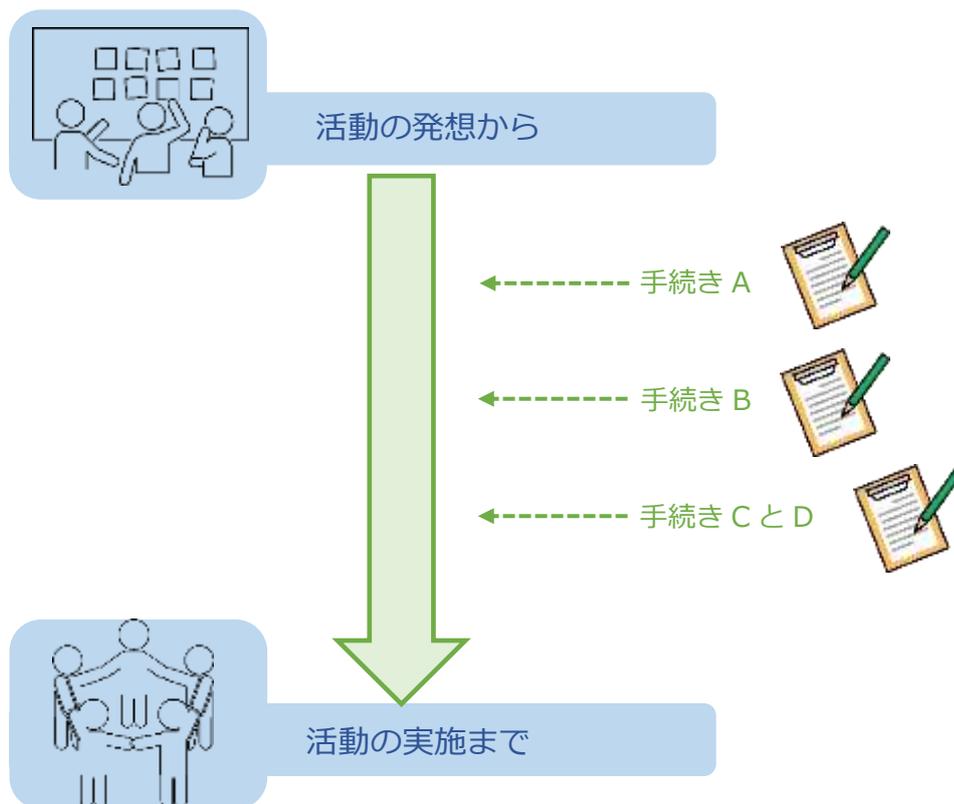
問合せ

クラウドファンディング資金調達支援事務局（運営：銀座セカンドライフ株式会社）
☎ 03-6403-9225 ✉ S0000480@section.metro.tokyo.jp

第 5 章

エリアマネジメント活動の流れ

- 地域の QOL の向上につながる活動の実施に向けては、場所の確保、資金の確保、火器の使用の有無等にあわせて様々な制度等の利用や許可を得る必要があります。
- 本章では、エリアマネジメント活動の実施に至るまでの流れの例をケース別に示します。



1 公共空間を使ったイベント活動の実施

公園でこんなことをやりたい！

スポーツイベント

マルシェ

お祭り

など

地域の QOL（地域コミュニティの醸成）との整合

実施内容・実施場所の検討

公園

道路

河川敷地

広場

公開空地

公園占用の
手続きについて
P.39 を参照

道路占有、使用の
手続きについて
P.35,37 を参照

河川敷地の占有
手続きについて
P.41 を参照

広場の使用の
手続きについて
P.45 を参照

公開空地の占有
手続きについて
P.43,47 を参照

など

露店や工作物等を設置しますか？

いいえ

【手続き】（開催約△ヶ月前）
・各種保険（P.58 を参照）

はい

飲食を提供又は販売
をしますか？

いいえ

【手続き】（開催約△ヶ月前）
・公園占有許可（P.39 を参照）
・各種保険（P.58 を参照）

はい

火気を使用しますか？

いいえ

【手続き】（開催約△ヶ月前）
・公園占有許可（P.39 を参照）
・食品営業許可（P.49 を参照）
・各種保険（P.58 を参照）

はい

【手続き】（開催約△ヶ月前）
・公園占有許可（P.39 を参照）
・食品営業許可（P.49 を参照） ・防災管理選任届（P.53 を参照）
・露店等開設届出（P.51 を参照） ・各種保険（P.58 を参照）
・火災予防上必要な業務に関する計画届出（P.56 を参照）
・消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書（P.55 を参照）

イベント活動の実施・開催

地域の QOL の向上につながったか、日常化に向けた検証

2 地域活動的な取組みの実施

道路でこんなことをやりたい！

道路環境管理活動

子どもの遊び場

地域行事

など

地域の QOL（地域への愛着を深める）との整合

実施内容・実施場所の検討

公園

道路

河川敷地

広場

公開空地

など

公園占用の
手続きについて
P.39 を参照

道路占有、使用の
手続きについて
P.35,37 を参照

河川敷地の占有
手続きについて
P.41 を参照

広場の使用の
手続きについて
P.45 を参照

公開空地の占有
手続きについて
P.43,47 を参照

工作物などを設置
しますか？

いいえ

【手続き】（開催約△ヶ月前）
・道路使用許可（P.37 を参照）
・各種保険（P.58 を参照）

はい

【手続き】（開催約△ヶ月前）
・道路使用許可（P.37 を参照）
・道路占有許可（P.35 を参照）
・各種保険（P.58 を参照）

地域への愛着を深める活動の実施・開始

地域の QOL の向上につながったか、日常化に向けた検証

定期的に道路を活用した活動をしたい場合：

【手続き】
・アダプトシステム（資料編 P.97 を参照）
・道路協力団体制度（資料編 P.8 を参照）

活動資金にかかるヒント！

・クラウドファンディング制度（P.62 を参照）
・千代田まちづくりサポート
（資料編 P.114 を参照）

3 地域資源の顕在化

地域の歴史的な資源を活用したい！

歴史標識の設置

歴史的な建築物の保全

昔のくらしや祭事の体験 など

地域の QOL（歴史的な資源の顕在化）との整合

実施内容・実施場所の検討

公園

公園占用の
手続きについて
P.39 を参照

道路

道路占有、使用の
手続きについて
P.35,37 を参照

河川敷地

河川敷地の占有
手続きについて
P.41 を参照

広場

広場の使用の
手続きについて
P.45 を参照

公開空地

公開空地の占有
手続きについて
P.43,47 を参照 など

工作物などを設置
しますか？

いいえ

【手続き】
・特になし

はい

【手続き】（開催約△ヶ月前）
・千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱（P.45 を参照）
・東京都特定街区運用基準（P.43 を参照）

歴史的な資源を活用する活動の実施・開始

地域の QOL の向上につながったか、日常化に向けた検証

標識を設置したい場合：

【手続き】
・まちの記憶保存プレート
（資料編 P.102 を参照）

歴史的な資源活用にかかる制度：

- ・千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱（P.45 を参照）
- ・東京都特定街区運用基準（P.43 を参照）
- ・文化事業助成（資料編 P.16 を参照）
- ・Living History 促進事業（資料編 P.20 を参照）
- ・千代田まちづくりサポート（資料編 P.114 を参照）
- ・東京歴史まちづくりファンド（資料編 P.18 を参照）

第6章

エリアマネジメント活動の展開に向けて

- ▶ 本章では、千代田区のエリアマネジメント活動をより一層展開していくため、今後検討すべき事項について、以下に示します。

1 エリアマネジメント活動の総合相談

- ▶ エリアマネジメント活動の実施に向けて、実施主体の規模や実情に応じて柔軟に相談等を行うことができる総合相談窓口の設置について検討します。

【総合相談窓口に期待される機能】

- ・ エリアマネジメント活動に係る手続きのワンストップ化
- ・ 地域の課題等や課題解決に向けた活動の相談や各種制度等の案内
- ・ 個人・グループと地域団体等・エリアマネジメント団体との調整・マッチング
- ・ エリアマネジメント活動の実施主体や具体の活動の連携に向けた調整
- ・ エリアマネジメント活動の実施主体に対する積極的アプローチと支援

2 制度活用の促進に向けた基準等の明確化

- ▶ 各種制度等について、だれが、どこで、どのような活動の際に利用できるかなどの基準を明確にすることを検討します。
- ▶ また、区民等がエリアマネジメント活動にチャレンジしやすくなるように、活動場所となる公共空間等の日時や曜日による違い（混雑状況、使いやすさ等）や、占用できる公園、使用できる広場、民間施設等の情報を整理し、発信することを検討します。

3 区の支援制度等の拡充

- ▶ 多様な主体によるエリアマネジメント活動が展開され、それらが連携しエリアマネジメント団体の設立へとつながるように、エリアマネジメント活動を展開しやすくなるための支援制度や、活動団体の成長を支援するための支援制度等を検討します。

【支援制度等の例】

- ・ 各種制度等の利用がしやすくなるエリアマネジメント活動の認定制度
- ・ 都市再生推進法人と同様の制度活用を認める準都市再生推進法人認定制度
- ・ エリアマネジメント活動ができる場所の設定・公開
- ・ エリアマネジメント活動の初動期を支援するプログラムの策定（場所と機会の確保や制度利用の伴走型支援等）

等

4 主体間の共通認識と連携の構築

- エリアマネジメント活動は、地域の QOL の向上につなげるために、各々の地域の有する個性や界索性について共通認識を構築することが重要です。このため、個人やグループ等の各主体間において、共通認識を構築できるような体制づくりや議論の場づくり、その担い手としてのエリアマネジメント団体等への支援方法を検討します。
- また、エリアマネジメント活動は、多様な主体が個別に活動するのではなく、連携して活動することで、一層多様な交流が生まれ、地域への愛着とつながりが向上することが期待されます。そのため、多様な主体間の連携方法の構築についてと議論の場づくり、その担い手としてのエリアマネジメント団体等への支援方法を検討します。

5 エリアマネジメント活動の地域経営化

- エリアマネジメント活動は、一度のみの活動で終わるのでなく、活動後に効果等を検証し、継続的な活動とすることや日常化を進め、地域経営化を進めていくことが重要です。そのための、活動の場所や財源等の確保、リスクマネジメントについても検討していきます。例えば地域活動で得た収益を地域に還元することを条件とした収益活動により、地域が地域のための経営をするためのエリアマネジメント活動を認めることや、地域団体等とエリアマネジメント団体が経営を一体とした活動等を行うことが考えられます。

さらに、これらの展開に向けて、エリアマネジメント活動を展開するうえで大きな役割を担うことが期待されるエリアマネジメント団体のあり方等について検討します。

COLUMN

多様な主体が参画する エリアマネジメント団体による地域経営

令和4年に都市再生推進法人に指定された「一般社団法人 日本橋浜町エリアマネジメント」では、地元町会・商店会・企業・住民が連携しながら、まちの価値向上・活気あふれる地域活動を推進・支援することを目的に活動をしています。



浜町エリマネ公式 HP▲

活動の主軸として「まちの交流促進」「まちのプロモーション」「まちの環境整備」を掲げ、各会員が個別プロジェクトを立ち上げ、プロジェクト毎に人員・資金を調達し、多様なプロジェクトが展開されています(2022年度時点で27プロジェクト)。

また、地域交流拠点「Hama House」では、多様な主体が交流し、つながる場として、地元住民と就業者等の情報交換や交流促進につながるイベントが定期開催されています。まちの中心となる広場では「浜町マルシェ」が年4回開催され、地元商店会・企業も出店し、地元企業・住民が交流できる地域密着型のマルシェとして運営されています。

このような多様な主体が参画するエリアマネジメント団体が、地域活動の場と資金等を支えることで、多様な地域活動・イベントを起こし、地域の魅力・活力につなげていくことは、エリアマネジメント団体による「地域経営」の一つの事例として参考になるものです。



▲毎回盛況な賑わいの浜町マルシェ

千代田区川沿いのまちづくりガイドライン(素案)について

1 策定の経緯

- 令和 3 年 5 月に改定した「都市計画マスタープラン」で描いた将来像の実現に向け、テーマ別まちづくりとして「緑と水辺がつながる良質な空間をつくり、活かすまちづくり」が定められている。神田川、日本橋川の河川軸と直行する道路軸を連携させた歩行者ネットワークを形成することが効果的であると考えられている。
- 令和 4 年 6 月に策定した「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」では、滞留及び回遊視点の要素として「河川空間」が位置づけられている。
- 水辺の持つ自然環境や親水空間としての機能が見直され始め、まちづくりにおいて水辺を活用したいという気運が高まっており、川を取り巻く状況は変革の時期を迎えている。
- 背景を踏まえ、都心の貴重な空間資源である川を見つめ直し、川沿いを心地よく過ごせ、楽しめる空間としていく為、本ガイドラインを策定することとなった。
- 千代田区川沿いのまちづくりガイドライン検討会を設置、4 回の検討会、事例見学会を行ってきた。

2 策定のポイント

- 生活に身近な存在であった川は、高い堤防が築かれ、建ち並ぶ建築物は背を向け、川とまちは分断している。
- 区民世論調査では、川沿いの環境に満足していないアンケート結果と水辺で散歩したいという声が多くあった。
- 川には、歴史や文化があり、人々の記憶が多く残る場所である。また、川沿いは、「誰もが楽しめ、歩きたくなる場所」としてポテンシャルがあり、川面から川岸、さらにまちへとつながりのあるまちづくりを進めることで、「ウォーカブルなまちづくりの推進」、および「都心生活の質の向上」につながる。
- 川沿いのまちづくり実現に向け、第 3 章では、将来像として全体ビジョンを示し、方針を定めた。
- 第 4 章では、取組みの実施に向けて、水辺空間の形成と手法について記載した。
- 第 5 章では、川沿いの建築行為に対して協議を行うことと、ガイドラインの推進にむけて、関係各所と連携を図り進めていくことを示している。

● 全体ビジョンに向けた 4 つの方針

-
- 方針 1 川に人々の意識を向ける～川の魅力の再発信～
川のポテンシャルを知り、人の意識を向けまちづくりとしての価値を高めます。
 - 方針 2 川に開いたまちづくり～水を活かした空間の創出～
川を基軸にまちづくりを進めていき、川に開いた部分を増やします。
 - 方針 3 水辺空間の連続性～水辺の拠点を結ぶネットワークの構築～
川に開いた場所をつなぎ合わせ、質の高い空間の連続性をもたせします。
 - 方針 4 川を使う～遊び場としての河川空間の活用～
川沿いの活用を推進します。多くの人が足を運びたいくなる環境づくりを行います。

全体ビジョン (案)
江戸から紡ぐ歴史を暮らしの舞台に
～人が集う川づくり～

3 第 4 回検討会における主な意見

- ア 日本橋川上空の高速道路の地下化について、千代田区内の川で失われた物語を再構築し共有していくための種まきという視点で、将来の川沿いの形について議論があったことをコラムなどのような形で残して欲しい。
- イ 理想像を鳥瞰パースや委員によるコラム等で、共有するためのメッセージを打ち出すのはどうか。
- ウ 日本橋川・神田川は、400 年以上続く歴史的なインフラで、現在も大都市の骨格を形成していることは世界的に見てもユニークなことである。全体ビジョンは、歴史ある川とまちづくりが結び付くものであってほしい。
- エ 川沿いを具体的にどうしたいのか、地主や開発事業者が検討しやすいものとしたい。
- オ ガイドラインに示す理念の先に、アクションプランを持つことは大事である。どう一歩を踏み出すかについては記載してほしい。

4 策定スケジュール

- 令和 5 年 2 月 5 日 (日) ～20 日 (月) : パブリックコメント
- 令和 5 年 3 月 : 第 5 回検討会 (ガイドライン案について)
- 令和 5 年 3 月 : ガイドライン策定

概要版

千代田区川沿いのまちづくり ガイドライン (素案)

令和5年1月

千代田区

第1章 川沿いのまちづくりガイドラインの概要

ガイドライン策定の目的と川の歴史及び対象エリア等について触れています。

1 ガイドライン策定の目的

近年、まちづくりにおいて水辺を活用したいという気運が高まってきています。また、千代田区内の川を取り巻く状況は変革の時期を迎えています。

都心の貴重な空間資源である千代田区内の川を観光・文化・産業・歴史・防災などの視点で見つめ直し、水辺を心地よく過ごせ、楽しめる空間としていくため、本ガイドラインを策定します。

2 千代田区の川の歴史

長い歴史の中で、川沿いの空間は、時代の流れとともに、空地から民地となり、川に背を向けた建築物が立ち並び、上空には首都高速道路や鉄道高架が建設されるなど、大きく変化してきました。

川の使い方は大きく変わり、船舶による水運は鉄道による陸運へ、川沿いには建築物が立ち並び、遊んでいた子どもたちの楽しげな声は少なくなり、誰にも使われない暗い雰囲気のある川となりました。川は、人々の生活の片隅に寄せられた存在となってしまいました。

3 ガイドラインの対象エリア

川・濠（護岸から）200m・30mの範囲

日本橋川エリア
神田川との分流地点である三崎橋から中央区との区界である常盤橋までの区間
神田川エリア
飯田橋から下流の中央区との区界である左衛門橋までの区間
外濠エリア
牛込橋から弁慶堀までの区間



第2章 千代田区の川沿いの現状・課題

川の現状確認を踏まえ、「共通課題」「エリア別課題」を整理しました。その上で、川の「ポテンシャル」について示しています。

■ 共通課題

- ・ 分断された川沿いのまちづくり
- ・ 水辺空間の回遊性の低さ
- ・ 水質のマイナスイメージ
- ・ 川沿いの閉鎖空間と背を向けた建築物
- ・ 水面から見る景色・歴史ある景観の保全

日本橋川エリアの課題

- ・ 業務集積地における空地の拡充と連続性
- ・ 川とまちの一体感の改善
- ・ 川の上空の閉塞感

神田川エリアの課題

- ・ 都心の渓谷のような景観のつながり
- ・ 川沿いとまちの分断
- ・ 大規模集客施設との連携

外濠エリアの課題

- ・ 歴史ある自然を活かした景観形成
- ・ 大学などの大規模施設との連携
- ・ 外濠を挟んだ隣接区との連携

誰もが楽しめる、歩きたくなる場
ポテンシャル

「全体ビジョン」と「川沿いのまちづくりの方針」「エリア別方針」を定めました。また、参考資料「エリアカルテ」は、今後、川沿いにおいて、開発や建築物の建て替え等のまちづくりが動く際に、事業者等が川沿いのまちづくりを進めていくための参考となるものです。

1 全体ビジョン

『江戸から紡ぐ歴史を暮らしの舞台に～人が集う川づくり～』

2 川沿いのまちづくりの方針



方針
1

川に人々の意識を向ける～川の魅力の再発信～

川のポテンシャルを知り、人の意識を向けまちづくりとしての価値を高めます。



方針
2

川に開いたまちづくり～水を活かした空間の創出～

川を基軸にまちづくりを進めていき、川に開いた部分を増やします。



方針
3

水辺空間の連続性～水辺の拠点を結ぶネットワークの構築～

川に開けた場所をつなぎ合わせ、質の高い空間の連続性をもたせます。



方針
4

川を使う～遊び場としての川沿いの活用～

川沿いの活用を推進します。
多くの人が足を運びたいくなる環境づくりを行います。

3 エリア別方針・エリアカルテ

■ 日本橋川エリアの方針

- (1) 防災船着場を拠点とした水上交通の回遊性向上
- (2) 川沿いのオープンスペースの拡充と歩行者空間の連続化
- (3) 首都高速道路の高架下空間の改善
- (4) エリアマネジメント団体等と連携した川沿いの活用の推進

■ 神田川エリアの方針

- (1) お茶の水付近の堤防・川岸の緑との連続性の創出
- (2) 大規模店舗等地域の拠点から川沿いへの歩行者動線の誘導
- (3) 防災船着場を中心とした川の拠点づくり
- (4) 川を眺めることのできるビューポイントの周知と拡充

■ 外濠エリアの方針

- (1) 外濠を楽しむことができる環境整備
- (2) 周辺大学と連携した水辺の取組みを推進
- (3) 水上アクティビティエリアとしての活用
- (4) 周辺区と連携した駅などの拠点から外濠への誘導



エリアカルテ

事業者等と協議する際の参考資料

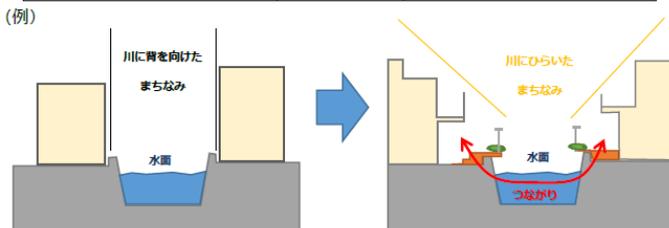
第4章 川沿いの取組み実施に向けて

開放的な水辺空間形成を推進するため、水面とまちのつながりについて考えを示し、3つの要素で検討方法を明記しました。また、開放的な水辺空間形成手法の事例を紹介しています。

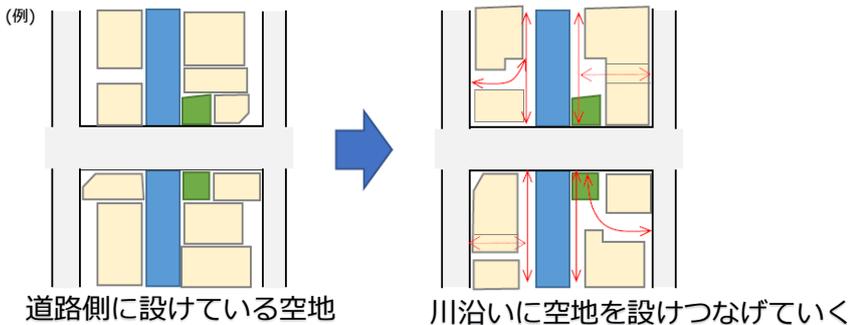
1 水面とまちのつながりについて

● 水面と対岸同士のつながりについて

(B) 川岸地	(A) 水面	(B) 川岸地
<ul style="list-style-type: none"> 川が視認しやすい柵のデザイン 川に顔を向けた建築物 歩行空間・賑わい空間の創出 建築物の上または中から川を視認できる間取り 	対岸同士の つながり	<ul style="list-style-type: none"> 川が視認しやすい柵のデザイン 川に顔を向けた建築物 歩行空間・賑わい空間の創出 建築物の上または中から川を視認できる間取り

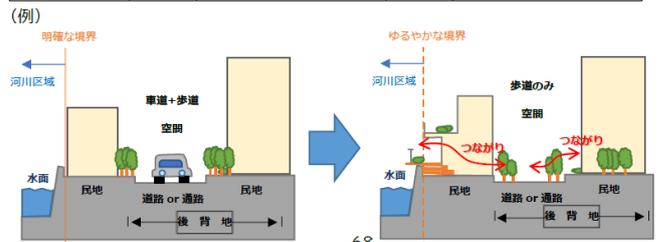


● 川沿いの空間の連続性



● 水面から川岸地、さらに後背地までのつながりについて

(A) 水面	支援	(B) 水辺空間	支援	(C) 後背地
川を積極的に に使う	←	水面と水辺空間の間 係につながりをもた せることで川を開け た空間とする。	←	川と水辺空間を支え る。市街地と川岸地 をつなげる役割を担 う。



2 川沿いの建築計画を検討する際の要点

川沿いの建築計画を進める際には、事業者等に3つの要点に配慮し検討して頂きます。

3 開放的な水辺空間の形成手法について

● 開放的な水辺空間の形成手法について、参考事例を示しています。

1. 壁面後退	対象規模 (大規模 中規模 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> 川と民地の官民境界から壁面を後退させることで、空地を創出する。 ◎川沿いの建築物の建て詰まりを解消できる。 ▲建築基準法の道路斜線制限が厳しくなるため、緩和などの検討が必要となる。 ▲壁面線を後退させることでのメリットが必要となる。
2. 川に顔を向けた建築物	対象規模 (大規模 中規模 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> 川沿いに室外機や屋外階段などを設置しない。 川側に居室を設けた間取りとする。 ◎建築物内の人が、川を生活に身近に感じることができる。 ◎建築物内からのあたたかい暮らしの明かりが、川を照らす。 ◎川の閉塞感を解消できる。

● 3つの要点

要点1 川に顔を向けた建築計画をする。

要点2 開放的な水辺空間を創出する。

要点3 つながり・連続性をもたせる。

第5章 川沿いのまちづくり実現に向けて

川の周辺で行われる建築行為等に対して、景観の事前協議の際にガイドラインを活用し、千代田区と事業者等で協議をさせていただきます。

また、東京都や隣接区と連携を図りながら、川沿いの環境整備を進めていきます。



**千代田区
川沿いのまちづくりガイドライン
素案**

**令和5年 1月
千代田区**

目次

第1章 川沿いのまちづくりガイドラインの概要	1
1 ガイドライン策定の目的.....	1
2 ガイドラインの位置づけ.....	2
3 千代田区の川の歴史.....	3
4 ガイドラインの対象エリア.....	8
5 エリア別の概況.....	9
第2章 千代田区の川沿いの現状	10
1 対象エリアの人口・世帯数推移.....	10
2 対象エリアの昼間人口と昼夜間人口比率.....	11
3 区民の川に対する意識.....	14
4 土地利用.....	15
5 地域資源.....	19
6 各エリアの景観特性.....	23
7 眺望点とランドマーク.....	25
8 水辺に近づく場所.....	27
9 川沿いの現状を踏まえた課題.....	30
10 川沿いのポテンシャル.....	33
11 川沿いの目指す方向性.....	34
第3章 川沿いのまちづくり実現に向けたビジョン・方針	35
1 全体ビジョン.....	35
2 川沿いのまちづくりの方針.....	36
3 エリア別方針・エリアカルテ.....	41
第4章 川沿いの取組み実施に向けて	68
1 開放的な水辺空間の形成.....	68
2 川沿いのまちづくりの理想像 モデル検討.....	75
第5章 川沿いのまちづくり実現に向けて	79
1 川沿いのまちづくりガイドラインの推進に向けて.....	78
2 現制度について.....	81
3 今後の具体的検討すべき事項について.....	86

川沿いのまちづくり ガイドラインの概要

1 ガイドライン策定の目的

千代田区の川沿いの空間は、江戸時代より物資の輸送や川沿いの土地における河岸地としての利用など、人々の生活に欠かせないものでした。

その後、長い歴史の中で、川の上空に首都高速道路が走り、護岸にはカミソリ堤防と呼ばれる高い堤防が築かれ、建築物が川に背を向けることで、川沿いの空間は人々の生活から切り離されたものとなってきました。

近年、水辺の持つ自然環境や親水空間としての機能が見直され始め、まちづくりにおいて水辺を活用したいという気運が高まってきています。また、首都高速道路地下化や東京都による外濠浄化に向けた基本計画の策定など、千代田区内の川を取り巻く状況は変革の時期を迎えています。

千代田区のまちづくりにおいては、平成 27 年に、古くから千代田区の都市を形作る骨格である川を活かし、人々が身近に感じられる空間として水辺を再生するため「[水辺を魅力ある都市空間に再生する条例](#)」を制定しました。

また、令和 3 年に改定した千代田区都市計画マスタープラン（以下、区都市マスタープラン）では、「つながる都心」を将来像とし、都心生活の質「QOL : Quality Of Life」を豊かにしていくことを示しています。そして、この将来像を実現するためのまちづくりのテーマとして「[緑と水辺がつなぐ良質な空間をつくり、活かすまちづくり](#)」を掲げ、川沿いの敷地のポテンシャルを活かしていくことを示しています。

さらに、「つながる都心」の実現に向けた千代田区ならではのウォーカブルなまちづくりを推進するため、令和 4 年に「[千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン](#)」（以下、区ウォーカブルデザイン）を策定し、川沿いの空間をウォーカブルな要素として活用していくことを示しています。

このような背景を踏まえ、都心の貴重な空間資源である千代田区内の川空間を観光・文化・産業・歴史・防災など様々な視点から見つめ直し、水辺を心地よく過ごせる空間、人が歩く目線で楽しめる空間としていくため、川沿いのまちづくりガイドラインを策定します。

当ガイドラインにおける用語の定義

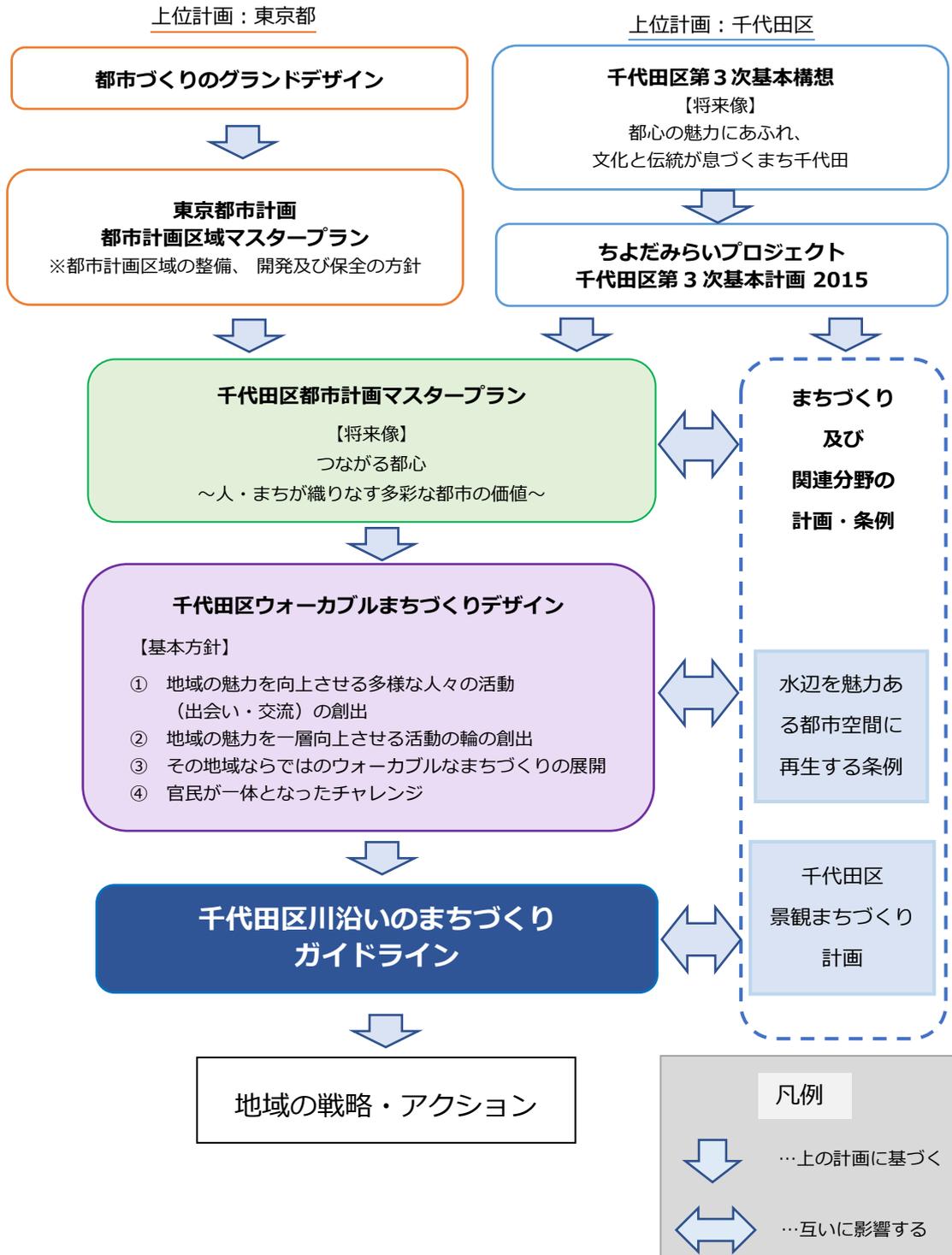
- ・川沿い（かわぞい）… 川に沿った（連続した）空間
- ・水辺（みずべ）… 川の岸部分
- ・水面（すいめん）… 川の水の表面

2 ガイドラインの位置づけ

当ガイドラインは、千代田区のまちづくり分野の最上位計画である区都市マスタープランと区ウォークアブルデザインにつながるガイドラインとなります。

都市生活の質や地域の魅力の向上に向けて、千代田区に住み、訪れる区民・事業者・行政で共有する、まちづくりにおける川沿いの空間のあるべき姿を示すものです。

▼川沿いのまちづくりガイドラインの位置づけ



3 千代田区の川の歴史

●江戸時代まで（～1860年）～川の形成～

千代田区内の川は、江戸時代以前には「平川」という総称で呼ばれ、現在とは異なる流路で流れていました。

慶長8年（1603年）に徳川家康が天下を取り、元和2年（1616年）に駿府（現在の静岡県静岡市）で没した後、その家臣らが江戸へ移ると、現在の神田三崎町、神保町、一ツ橋一帯の宅地化が進められました。そして、小石川（現在の白山通り付近を流れていた川）、旧石神井川（不忍池から秋葉原周辺へ流れていた川）の水を浅草川（隅田川）に流すため、元和6年（1620年）に神田山（現在の神田駿河台）の台地の開削が始まりました。

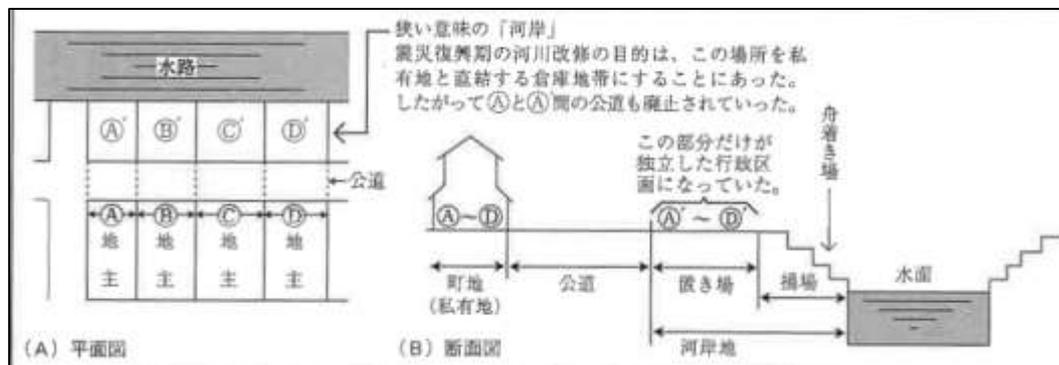
一方で、流路の変更により、江戸城周辺に洪水が発生する危険性が増したため、平川の一部（現在の三崎橋から南堀留橋付近）が埋め立てられました。この工事により、現在の神田川と日本橋川の原型ができました。

その後、万治3年（1660年）に平川（現在の神田川）は舟運ができるように拡幅工事が行われました。その際、工事のための材木を置く河岸が、日本橋川にあった鎌倉河岸から移転してくることを契機として、両岸に河岸地が作られました。そして、商人たちが神田川の河岸地を利用して、廻船で江戸に運ばれてきた米や酒などを扱うようになりました。



▲ 図：江戸城外郭の形成

また、河岸地には、船が着岸し、川沿いに荷物を積み下ろす揚場と、積み下ろした荷物を置くための物揚場と呼ばれる置き場が設けられました。一方で、道を挟んだ町地には倉庫や店が開かれ、荷揚げした品物が店先に並んでいました。このように、川沿いの土地と町地を一体として取り扱う仕組みが作られたことで、その中で人々の交流が生まれ、情報交換等が盛んに行われるようになりました。なお、商人たちが河岸地を幕府・地主から借りる一方で、川に面した大名屋敷には専用の物揚場が設けられました。



▲ 図：河岸地の土地利用構造

こういった幕府主導の公的事業として川の開発が進む中、町人たちも自分たちの手で、神田の職人街と日本橋の商人街の間を通り、日本橋川と隅田川を結ぶ竜閑川・浜町川を開削し、主に職人街への材料輸送経路・製品輸出経路として利用しました。

なお、神田川の開削部は「茗溪（めいけい）」と呼ばれ、江戸の上水道である神田上水の掛樋（現在の水道橋周辺に所在）とともに、印象的な風景として浮世絵などに描かれています。



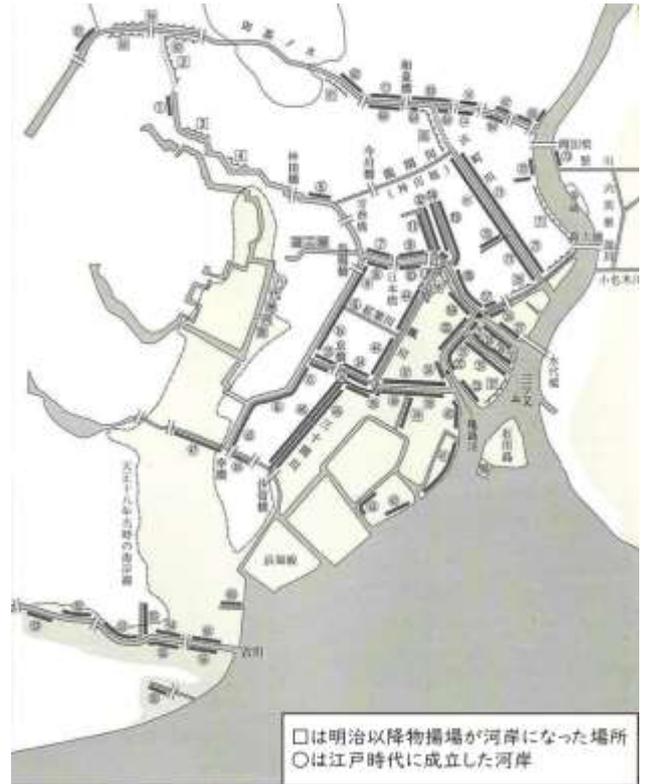
▲浮世絵に描かれた茗溪

●幕末・明治時代（1860年～1910年）～川沿いの空間利用の変化～

明治時代に入り、大名が所有していた物揚場の多くは官有地として接収されました。そして、大きな面積を活かして砲兵工廠や印刷局などの工場が作られ、富国強兵・殖産興業の先駆けとなりました。また、庶民が利用していた河岸地も接収が行われ、当時の東京市の基本財産となり、川沿いの物揚場の部分のみを「河岸」として市民に貸借されることで主に物資の輸送に供されました。

明治20年代（1887年～1896年）には、財政難解消のために明治政府に縁故のあった政商や個人に払い下げられていきました。また、工業化と人口増加に対応するため、現在の三崎橋から南堀留橋が開削され、「新川」と名付けられました。

時を同じくして、人馬が中心であった陸運の手段に転換期が訪れました。蒸気機関による動力を利用した大規模輸送手段として、鉄道による輸送が行われるようになりました。その中で、秋葉原駅や飯田町駅（現在のアイガーデンエア）には、駅構内に船が入れる舟入り堀が設けられ、船舶による水運から鉄道による陸運へ、荷物の積み替えが行われました。このように、川沿いの土地は輸送・工業の中で大きな役割を担っていました。



▲図 江戸から明治期にかけての河岸地の分布

●関東大震災（1923年～1930年代）～川沿いの空間における転機～

関東大震災で陸上の交通網が寸断される中、川は復興のための輸送経路として利用されました。日本橋川では、鎌倉河岸（現在の内神田一丁目、二丁目）と堀留（現在の九段北一丁目）付近にしかなかった河岸が、鎌倉河岸から飯田橋付近まで連続して作られ、主に建設用資材や燃料の物揚場として使用されました。

一方で、それまでの舟運は手漕ぎ船や帆船といった小型の船舶によるものが主であったのに対し、蒸気機関などの動力を用いた大型船化が進みました。それらの通行を可能とするために川底は浚渫され、震災で落橋した橋りょうは、桁下空間が大きくとられ橋詰広場が設けられた震災復興橋りょうとして架橋されました。聖橋や常盤橋など現存する震災復興橋りょうは、100年以上にわたって川の景観の一部となっています。

河岸地の物揚場の部分においては、川と陸地の境界が川の天端上となったことにより、川に沿うように倉庫が作られ、川沿いのオープンスペースとしての河岸の利用がなくなり、江戸から続くまちと川をつなぐ河岸地の構造は終焉を迎えました。



▲ 建設当初の聖橋

●第二次世界大戦後（1945年～1950年代）～埋め立てられる外濠～

戦災により大量発生した瓦礫の処理のために広大な空間を持つ濠が利用され、昭和25年（1950年）までに真田堀や外濠川、竜閑川といった川が埋め立てられました。その後、川沿いに存在した河岸地とともに、東京市から民間に売却されていき、跡地には道路やオフィスビル等が建設されました。

こうして、江戸時代から連綿と受け継がれてきた川沿いの空間の一部が失われました。



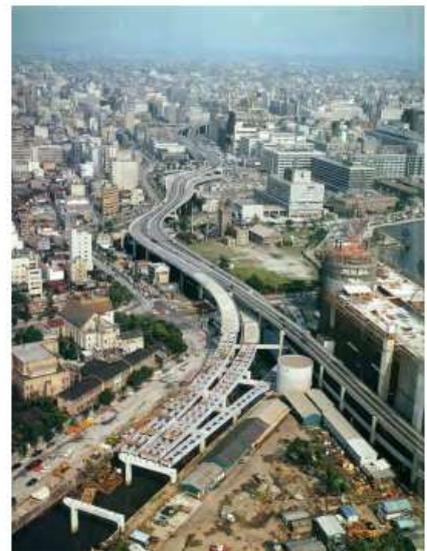
▲ 埋め立てられた外濠

●首都高速の開通（1960年代）～川の上の空の喪失～

高度経済成長期のモータリゼーション時代が到来し、首都高速道路の建設は、昭和39年（1964年）の東京オリンピック開催に間に合わせるために濠や川、道路などの公共用地を立体的に使う手法が用いられ、日本橋川の上空ほぼ全てと神田川の一部において上空を首都高速道路が通過する景観となりました。また、橋詰広場は首都高速道路の出入り口として利用され、姿を消していきました。

時期を同じくして、東京市から東京都の基本財産として引き継がれ、維持されてきた河岸地は、普通財産に変更され、売却が可能になりました。貸付地であった河岸地の多くが民間に売却されていき、倉庫としての利用からオフィスビルとしての利用に移り変わっていきました。

また、この頃は伊勢湾台風やカスリーン台風といった大型台風での高潮被害が甚大だったことから、護岸堤防の整備がなされ、コンクリートで覆われた現在の水辺景観が完成しました。



▲ 建設中の首都高速道路

●現代（2000年代）～治水及び親水へ～

2000年代の川の整備においては、局所的な集中豪雨への対策が進められる一方、自然や生活と関連する川の環境整備も重視されるようになりました。千代田区内においては、震災時の輸送路としての和泉橋防災船着場が平成17年（2005年）に整備され、近年の川沿いにおける大規模開発においても防災船着場の整備の検討が進められています。また、飯田橋アイガーデンエア（平成15年（2003年）完成）や大手町川端緑道（平成26年（2014年）完成）など、大規模開発に伴う親水性の高い歩行者空間の整備や護岸緑化の取組みが行われています。

▼ 表 川の歴史の変遷

時代	江戸	幕末・明治	大正	昭和(戦前)	昭和(戦後)	平成	令和
川との関係性	川の共生		新たな利用		関係の希薄化		環境との調和、持続可能性
	産業や生活と密接		---		川と人との距離が開いていく		---
出来事	●明治維新		●関東大震災		●終戦 ●東京オリンピック ●カスリーン台風 ●伊勢湾台風		●バブル崩壊 ●東京オリンピック ●阪神淡路大震災 ●東日本大震災
社会・経済のあり方	工業化以前	工業化・都市化の進展			高度成長	低成長	グローバル化
川の管理主体	幕府・町	行政					
川の利用	舟運・舟遊び →(衰退)				埋立・高速道路建設 災害時緊急輸送路		
川沿いの土地	物揚場	鉄道用地	→(物揚場の消滅)		建物や道路の建設 →(水辺からの隔絶)		
川の整備	開削・埋立				水害対策 水質改善 環境・親水		

〈総括〉川を取り巻く変化について

長い歴史の中で、川沿いの空間は、時代の流れとともに、空地から民地となり、川に背を向けた建築物が立ち並び、上空には首都高速道路や鉄道高架が建設されるなど、大きく変化してきました。

川の使い方は大きく変わり、船舶による水運は鉄道による陸運へ、川沿いには建築物が立ち並び、遊んでいた子どもたちの楽しげな声は少なくなり、誰にも使われない暗い雰囲気川となりました。川は、人々の生活の片隅に寄せられた存在となってしまいました。

4 ガイドラインの対象エリア

当ガイドラインでは、千代田区内の川沿いの空間である日本橋川・神田川と、神田川と連続性のある水辺空間である外濠エリアを対象とし、現状・将来像の整理を行います。

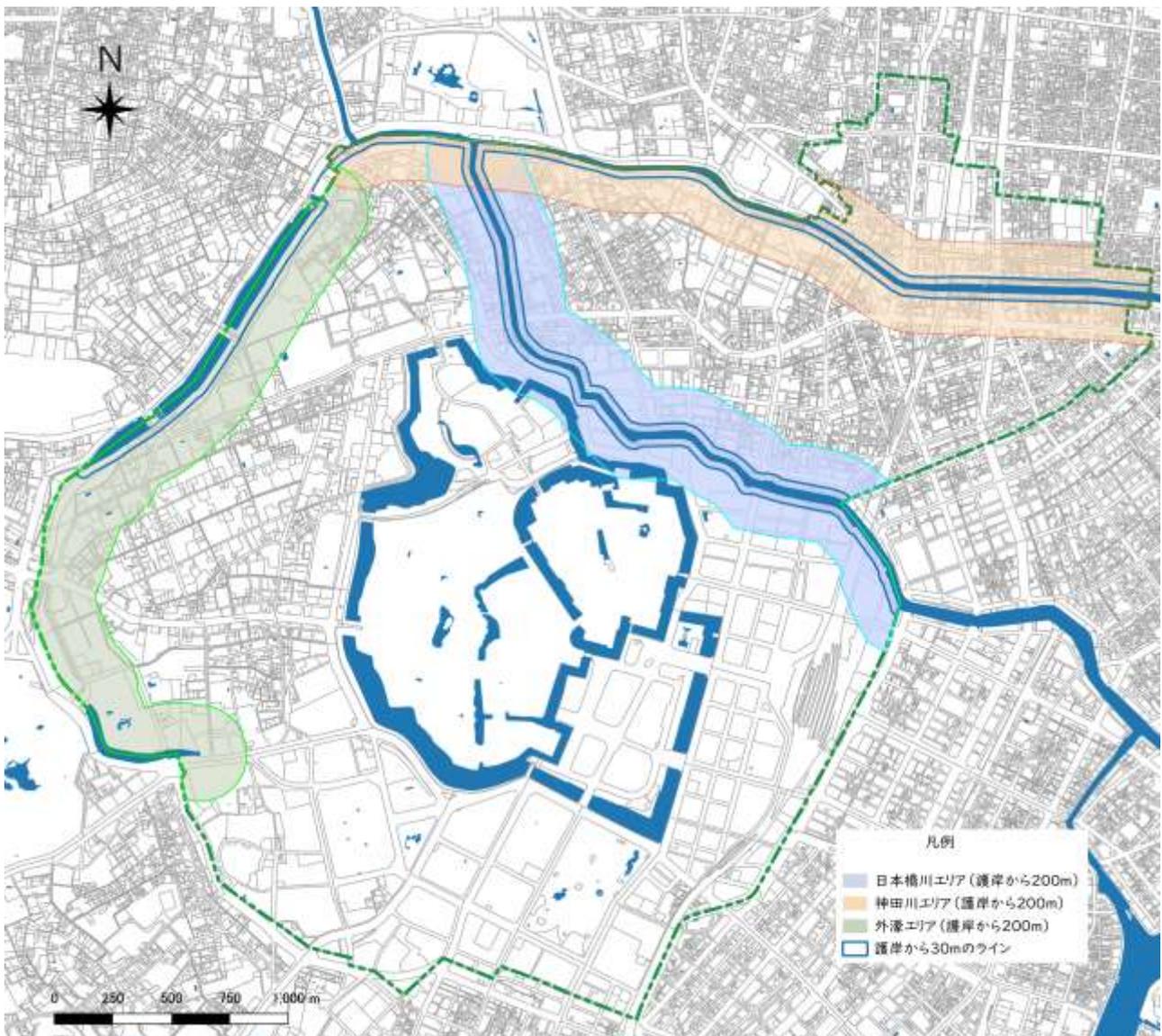
●対象エリア

日本橋川エリア	神田川エリア	外濠エリア
神田川との分流地点である三崎橋から中央区との区界である常盤橋までの区間	飯田橋から下流の中央区との区界である左衛門橋までの区間	牛込橋から弁慶堀までの区間

●対象範囲

川・濠（護岸から）200m・30m の範囲

▼対象エリア位置図



5 エリア別の概況

日本橋川エリア

日本橋川エリアは、川の上空のほぼ全域を首都高速道路が覆っています。エリアの大部分は大規模な公共施設・業務施設であり、住宅地はごくわずかとなっています。川の上流側には飯田橋アイガーデンエア近くの整備された歩道、下流側には大手町川端緑道があり、一部区間ではありますが親水性の高い歩行者空間が整備されています。



▲飯田橋アイガーデンエア



▲大手町川端緑道

神田川エリア

神田川エリアは、地域別に大きく様子が異なります。神保町～万世橋地域は、台地の底を流れる川を市街地から見下ろす自然豊かな地形であり、万世橋～和泉橋地域では、川は業務・商業の集積地の中心を流れる都市河川となっています。

また、万世橋～和泉橋地域では mAAch ecute をはじめとした水辺を眺めることのできる施設も点在しています。



▲お茶の水橋からみた聖橋と神田川



▲mAAch ecute

外濠エリア

外濠エリアでは、市街地と水辺空間の間に鉄道が走っていて、水辺との距離はあるものの、川に沿って公園が広がっており、桜をはじめとした自然と外濠の歴史性を感じさせる空間となっています。また、付近には大規模な教育施設が点在し、落ち着いた街並みとなっています。



▲対岸からみた法政大学



▲外濠公園の桜

第2章

千代田区の川沿いの現状

1 対象エリアの人口・世帯数推移

令和2年の人口は日本橋川エリアで約5,700人、神田川エリアで約9,400人、外濠エリアで約7,800人となっています。(令和2年国勢調査より)

全エリアとも人口は増加傾向にありますが、中でも神田川エリアは平成12年と比較し、約2倍にまで増加しています。

世帯数についても、全エリアで平成12年から令和2年の間に大きく増加しています。特に神田川エリアでは約3倍と急激に増加しています。

▼各エリアにおける人口と世帯数



※国勢調査より作成

2 対象エリアの昼間人口と昼夜間人口比率

日本橋川エリア

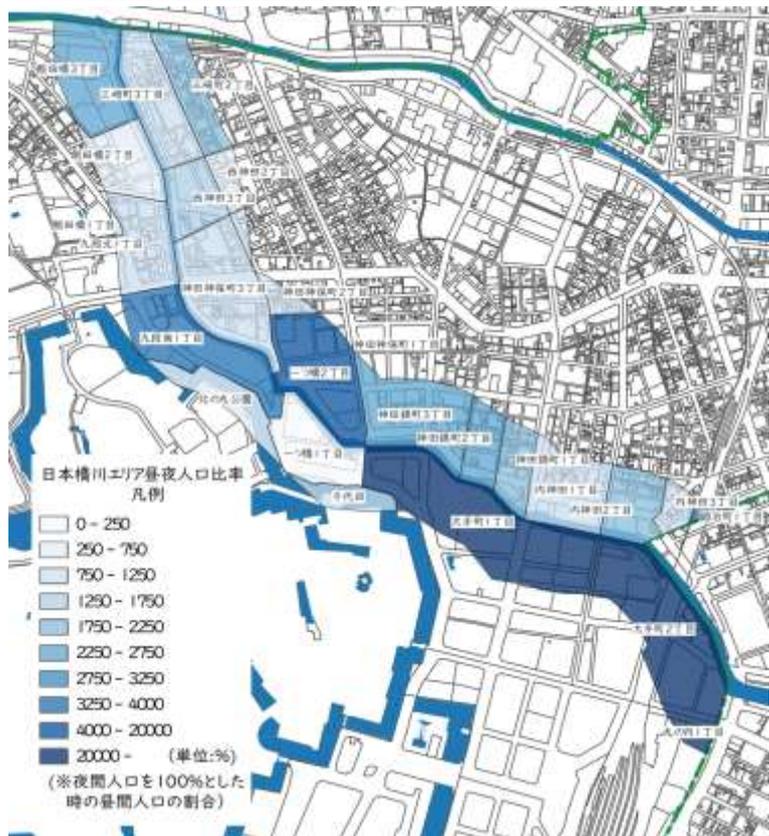
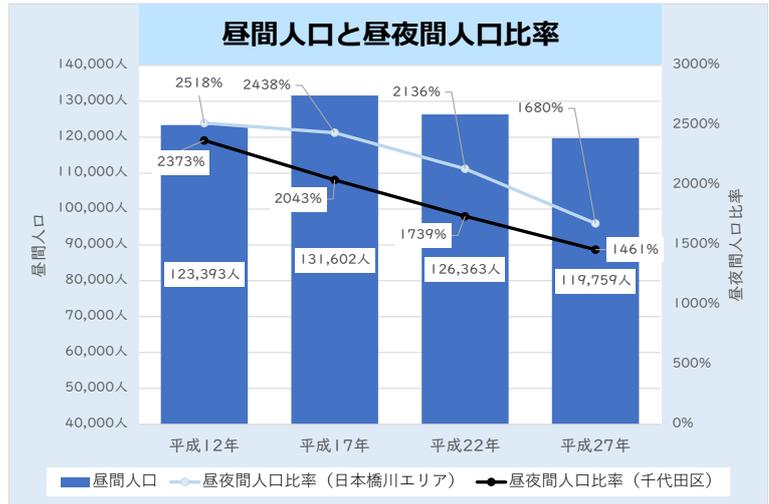
日本橋川エリアでは、全体的な昼間人口は平成12年から平成27年にかけて大きな変化はなく、10万人を超える高い値を維持しています。

昼夜間人口比率をみると、人口が増加している影響から低下が続いていますが、日本橋川エリアの昼夜間人口比率の値は千代田区全体の値を上回った値を維持し続けています。

エリア内の昼夜間人口比率の内訳をみると、大手町・丸の内の町丁目は比率がとても大きくなっており、エリア内でも特に就業・就学者が多い町丁目となっています。

一方で、上流の町丁目にあたる神保町、西神田、三崎町では千代田区平均を下回るもしくは同等の昼夜間人口比率となっており、定住者が比較的多い町丁目となっています。

▼図：日本橋川エリア内各町丁目別の昼夜間人口比率



※国勢調査、東京都の昼間人口より作成

神田川エリア

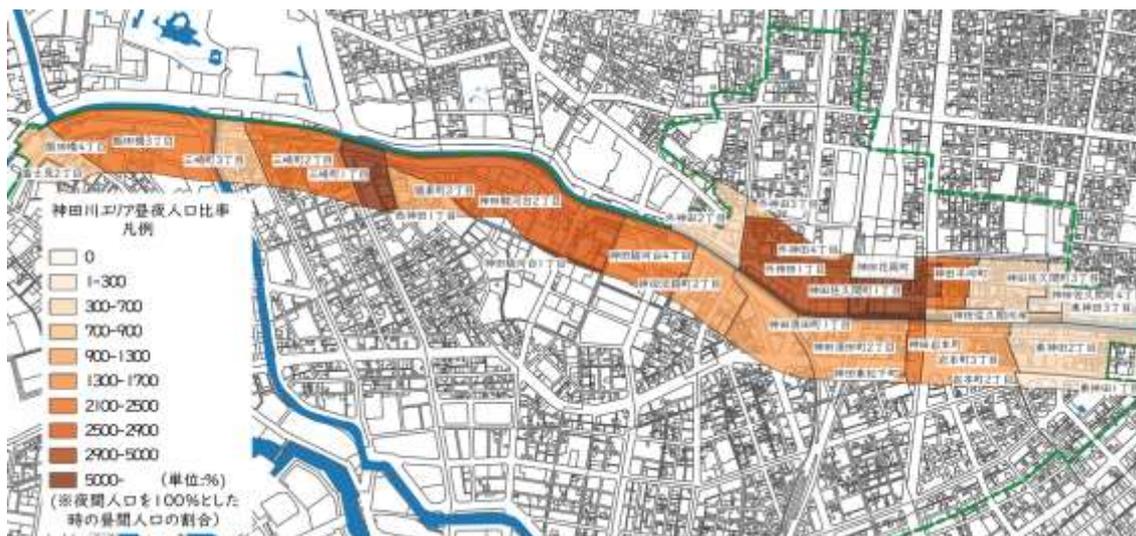
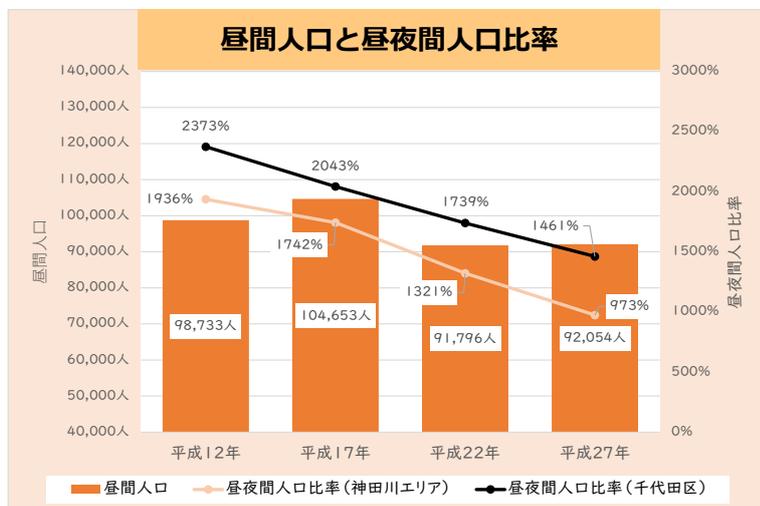
神田川エリアでは、全体的な昼間人口は平成12年から平成27年にかけて増減しながら平成27年度時点では9万人強となっています。

昼夜間人口比率をみると、千代田区全体の値より低く推移しており、平成27年には定住人口が増加した影響もあり、1,000%を下回っています。

エリア内の昼夜間人口比率の内訳をみると、神田川の下流側である東神田や神田佐久間町三、四丁目は比較的値が小さく、秋葉原周辺の外神田や神田佐久間町一丁目の値が大きくなっています。

一方で、駿河台から西側はほとんどの町丁目で1300%を超える値となっています。

▼図：神田川エリア内各町丁目別の昼夜間人口比率



※国勢調査、東京都の昼間人口より作成

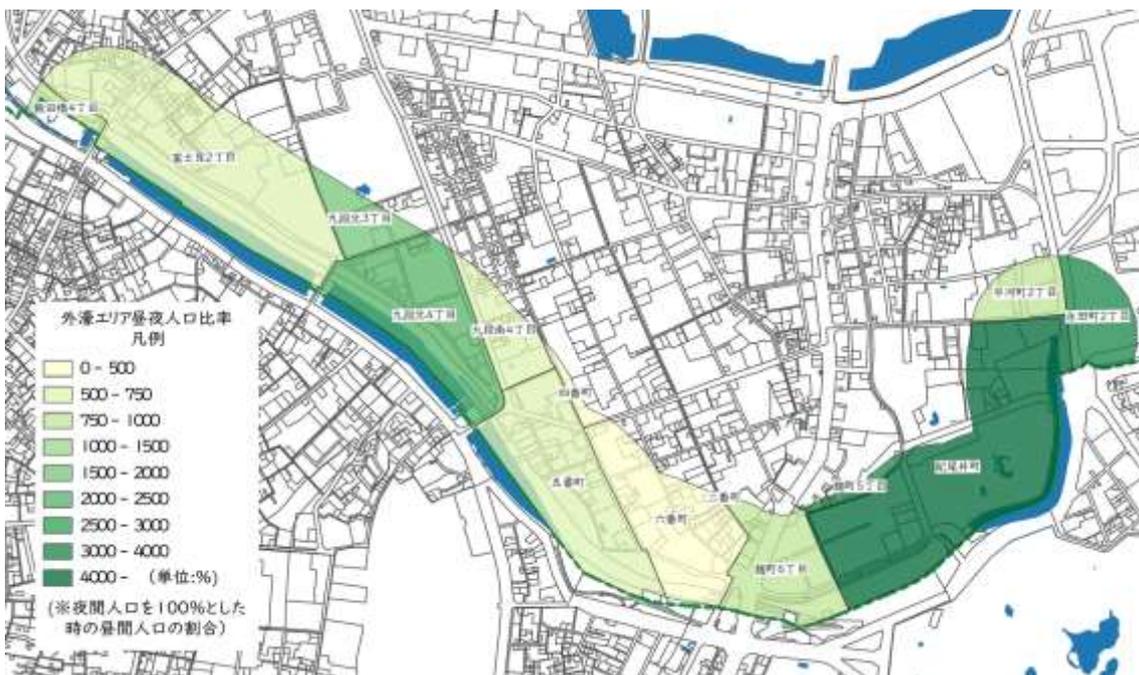
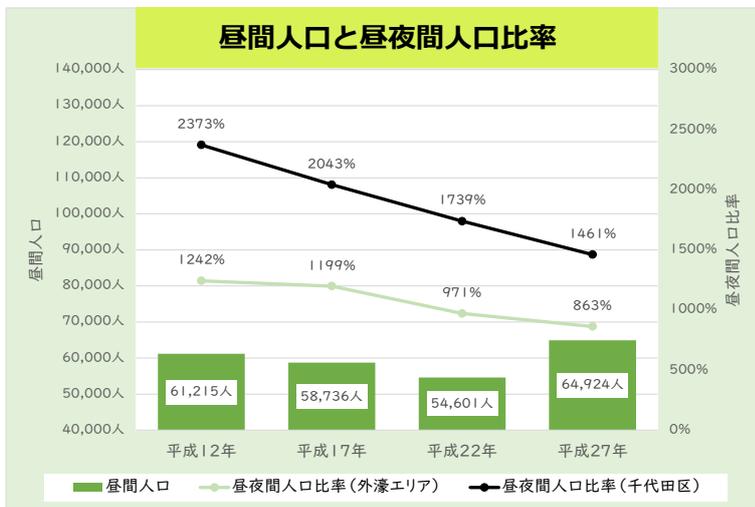
外濠エリア

外濠エリアでは、全体的な昼間人口は他のエリアと比較し少ない値となっており、平成12年から平成27年にかけては微増しているものの、約6万5千人となっています。

昼夜間人口比率をみると、千代田区の値を大きく下回って推移しており、平成27年には863%となっています。

エリア内の昼夜間人口比率の内訳をみると、大学や企業が集中している麴町五丁目、紀尾井町の値が大きくなっています。一方で富士見二丁目や番町地域では1,000%以下の町丁目が中心となっています。

▼図：外濠エリア内各町丁目別の昼夜間人口比率



※国勢調査、東京都の昼間人口より作成

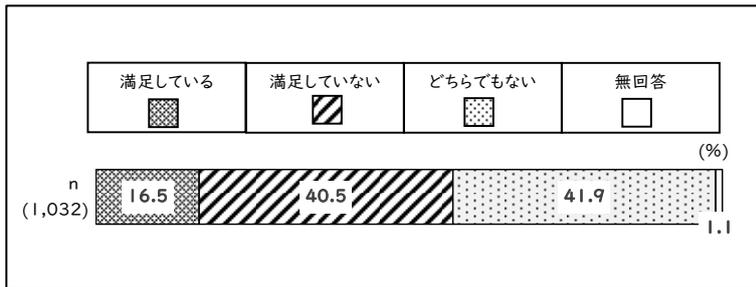
3 区民の川に対する意識

令和3年度に千代田区が行った区民世論調査において、千代田区民が川に対して「どのようなイメージを持っているか」をアンケート調査した結果です。

「区内の水辺環境の満足度」「満足していない理由」「水辺でしたい活動」の3つの項目について、次のような回答が得られました。

● 区内の水辺環境の満足度

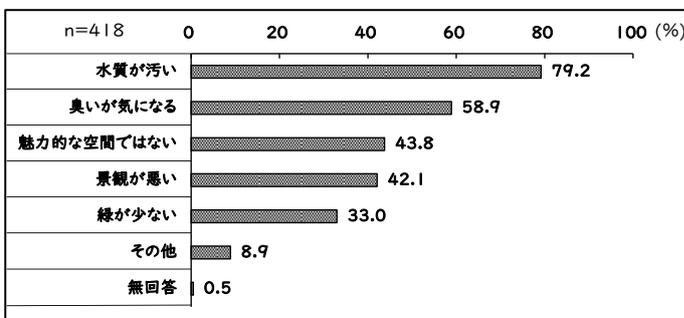
区内の水辺環境の満足度では、「満足していない」が40%と高い割合を示し、「どちらでもない」の回答を除外すると満足している人の割合は20%を切っています。



▲グラフ 区内の水辺環境の満足度

● (水辺環境に) 満足していない理由

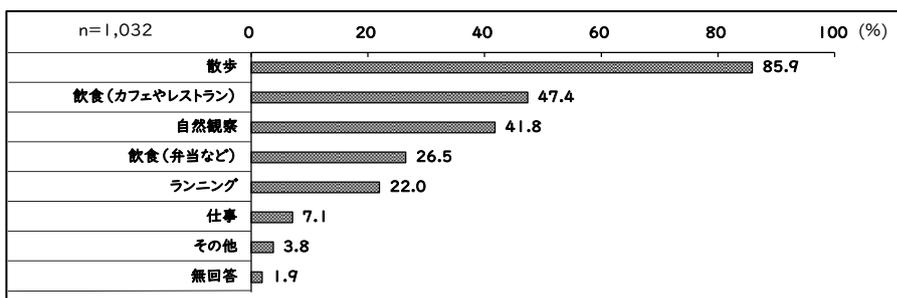
満足していない理由では「水質が汚い」が79%と最も高く、次いで「臭いが気になる」、「魅力的な空間でない」、「景観が悪い」の順番となっています。



▲グラフ 満足していない理由

● 水辺でしたい活動

水辺でしたい活動では、「散歩」が85%と最も高く、次いで「飲食（カフェやレストラン）」が47%と高くなっています。



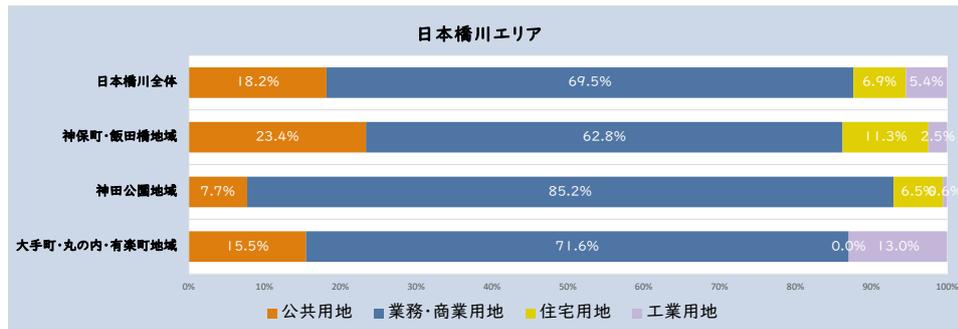
▲グラフ 水辺でしたい活動

4 土地利用

土地利用については、エリアごとに全体の分析を行うとともに、地域ごとの特性を把握するため、都市計画マスタープランにおける7つの地域区分を基に分析を行いました。

日本橋川エリア

業務・商業用地が約7割を占め、次いで公共用地が2割弱となっており、住居系地域の割合は小さくなっています。



▲図：日本橋川エリアの土地利用割合

※平成28年度土地利用現況調査／沿川200mの範囲を集計

①神保町・飯田橋地域（神田三崎町～一ツ橋一丁目・飯田橋三丁目～一ツ橋二丁目）

合同庁舎など大型の公共施設が立地しており、公共用地の割合が日本橋川エリアでは最も大きくなっています。

②神田公園地域（神田錦町三丁目～内神田二丁目）

川沿いには業務施設が立ち並び、地域の大半を業務・商業用地が占めています。

③大手町・丸の内・有楽町地域（大手町一丁目～大手町二丁目）

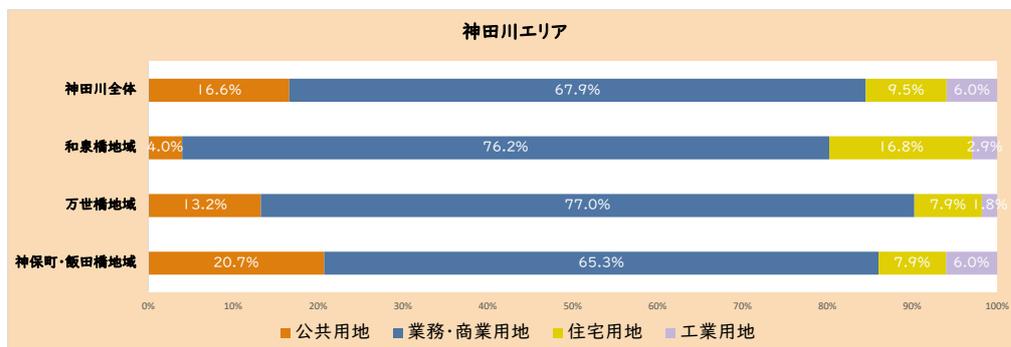
大規模なオフィスビル・公共施設が立ち並んでおり、日本橋川沿いでは再開発計画が一体的に進められています。



▲図：日本橋川エリアの土地利用現況図

神田川エリア

全体を通して業務・商業用地が多くを占め、地域ごとに土地利用の特徴の差が大きくなっています。



▲図：神田川エリアの土地利用割合

① ※平成 28 年度土地利用現況調査／沿川 200m の範囲を集計

和泉橋地域（神田佐久間町一丁目～東神田三丁目・神田須田町二丁目～東神田二丁目）

和泉橋地域には小・中規模の業務系施設が多くまた秋葉原駅に近い場所では商業系の建物が多くを占めています。一方で、下流側に行くに従い中規模の住宅の割合が増えています。

また、公共用地が占める割合は全地域で最も小さくなっています。

②万世橋地域（外神田二丁目～外神田一丁目・神田駿河台四丁目～神田須田町一丁目）

秋葉原駅を中心に大規模な商業・業務施設が集積する一方、神田川に近い場所では小規模な商業施設が多くなっています。

③神保町・飯田橋地域（飯田橋四丁目～神田駿河台二丁目）

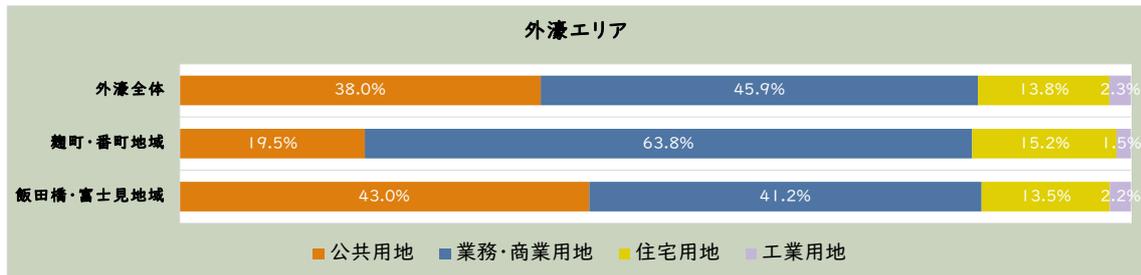
駿河台周辺に大きな病院などがあり、公共用地が占める割合は神田川エリアの中で最も大きくなっています。



▲図：神田川エリアの土地利用現況図

外濠エリア

公共用地が、その他エリアに比べ大きな割合を占める地域です。また、住宅用地の割合も3エリアの中では最も大きくなっています。



▲図：神田川エリアの土地利用割合

※平成28年度土地利用現況調査／沿川200mの範囲を集計

①麴町・番町地域（紀尾井町～五番町）

川沿いの公共用地としては大規模な敷地を持つ大学が大きな割合を占めています。また、小規模な住宅が点在しており、相対的に業務・商業用地の割合は小さくなっています。

②飯田橋・富士見地域

（九段北四丁目～飯田橋四丁目）

大規模な大学・病院が存在し、公共用地の占める割合が大きい一方、再開発による高層住宅が数か所完成しており、住宅用地の割合も大きくなっています。



▲図：外濠エリアの土地利用現況図

〈各エリアの比較考察〉

各エリアの土地利用の現況を分析した結果、以下のような特性がわかりました。

- **日本橋川エリア**では、全体にわたって業務・商業用地の割合が大きくなっているほか、川沿いには大規模な公共用地がいくつか広がっており、連続して公共用地が広がっているような箇所も見られます。
- **神田川エリア**では、同じく業務・商業用地の割合が大きくなっていますが、住宅用地・公共用地の割合が地域ごとに異なっています。特に下流（和泉橋地域）は住宅用地の割合が大きく、公共用地の割合が小さく、上流（神保町地域）は住宅用地の割合が小さく、公共用地の割合が大きくなっています。
- **外濠エリア**では、他エリアに比べ業務・商業用地の割合が少なく、公共・住宅用地の割合が多くなっています。中でも飯田橋・富士見地域は大規模な教育施設や病院が点在し、公共用地の割合が多くなっています。

以上のことから、千代田区の川沿いには基本的に業務・商業用地が集合しており、建築物が立て込んでいます。その中にある公共用地は比較的土地の面積が大きくなっています。

5 地域資源

地域資源として、人々が立ち寄れる施設や特徴的な歴史資源、神社仏閣、滞留空間としての公園の抽出を行いました

● 橋りょう

千代田区内の川に架かる橋りょうは、関東大震災後に架橋された震災復興橋りょうと呼ばれる橋りょうが大半を占めています。

これらは当時の先進技術を用い、美観と機能を兼ね備えた橋りょうとして、千代田区景観まちづくり重要物件に指定されています。



▲常盤橋（震災復興橋りょう）

● 公園

千代田区内には多くの公園が点在していますが、国民公園である皇居外苑、千鳥ヶ淵戦没者墓苑、都立公園である日比谷公園を除き、児童遊園や区立公園が主となっています。

児童遊園や区立公園の多くは、橋詰空間や、まちなかにある空地を利用した小規模な公園となっています。

● 大規模店舗

千代田区内には大規模店舗が 53 か所存在し、東京駅周辺、秋葉原周辺、神保町周辺にその多くが集積しています。川沿いのエリア内に存在するのは秋葉原周辺にある大規模店舗が多くを占めており、家電量販店が中心となっています。

● 神社・寺院

神社・寺院は、東京大神宮や靖国神社、神田明神など、千代田区内に 15 か所存在しています。なお、川沿いには 5 か所の神社・寺院が存在しています。



▲対岸からみた柳森神社

● 文化財

千代田区内には江戸時代から明治時代にかけての文化財が多く、現在では国指定文化財が 13 件、国登録有形文化財が 10 件、東京都指定文化財が 17 件存在しています。

● 史跡

千代田区内の外濠沿いには、多くの史跡があります。江戸城外濠跡などは、歴史を感じられる貴重なものです。

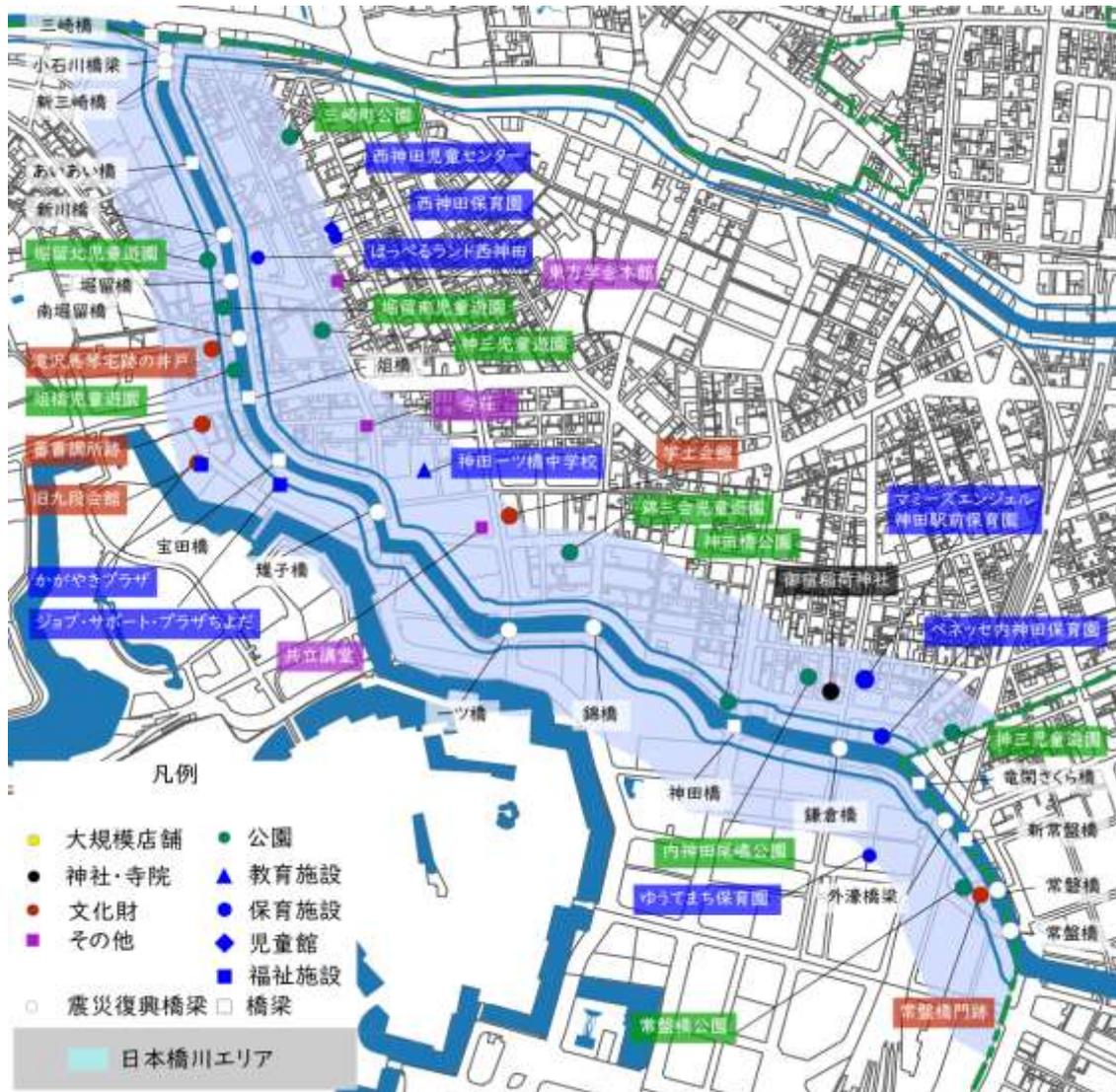
● 建築物

川沿いには、歴史を感じられる建築物が多く残っています。歴史ある建築物は、特徴あるものが多く、人の興味をわかせる存在になっています。

日本橋川エリアの資源

日本橋川エリアでは、いくつかの小規模な公園が点在しています。

また、近年再開発が行われた飯田橋アイガーデンエアや大手町地区で現在進行中の再開発では川沿いの歩道整備が進んでいます。



▲雉子橋



▲常盤橋門跡

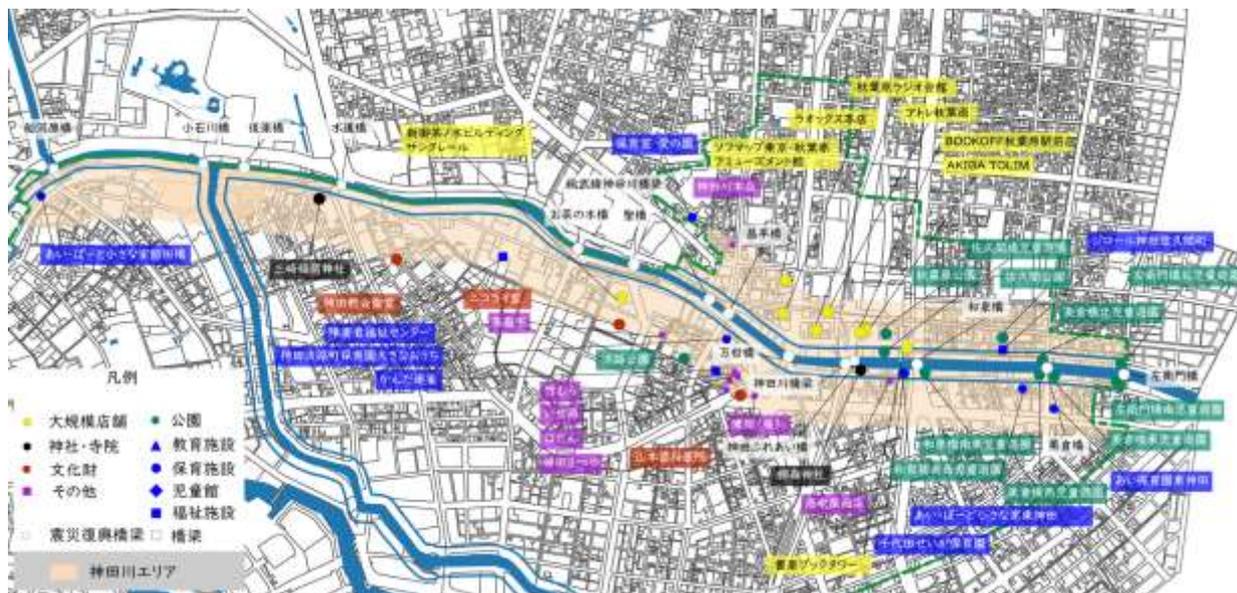


▲旧九段会館

神田川エリアの資源

神田川エリアでは、万世橋地域周辺を中心として大規模な商業施設が集積しており、周囲のオフィスビルも含めて、商業的な利用が盛んになっています。その中に、規模は小さいものの橋詰空間を利用した公園がいくつか点在しています。

川沿いには柳森神社や三崎稲荷神社といった川に面した神社が存在しています。



▲神田川からみた
mAAch ecute



▲神田川から見上げた聖橋



▲ニコライ堂



▲三崎稲荷神社



▲昌平橋

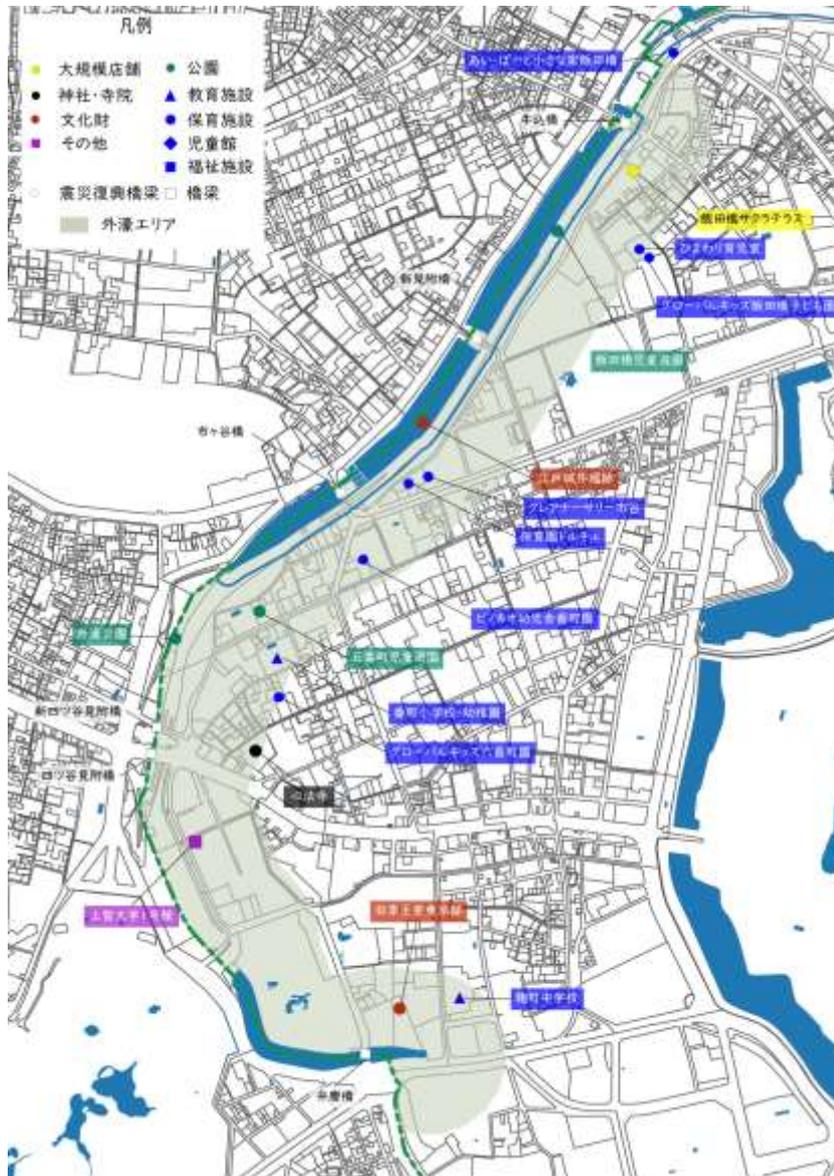


▲和泉橋南東児童遊園

外濠エリアの資源

外濠エリアは、外濠に沿うように、鉄道や線状に広がる外濠公園や児童遊園があり、緑の多い落ち着いた雰囲気のあるエリアとなります。

飯田橋サクラテラスでは、外濠の景色が楽しめるテラスなどが設けられております。



▲外濠公園の水面



▲飯田橋サクラテラス



▲外堀跡の石垣

6 各エリアの景観特性

日本橋川エリア

- **日本橋川エリア**では、日本橋川の護岸整備により、全域を通して水面までの高低差があるため、水面の印象が薄くなってしまっています。
- 上空には首都高速道路が全区間にわたって通っており、頭上に閉塞感があるという印象を強く与えています。
- 川沿いの多くの箇所で建築物が立ち並び、川を通した良好な見通しは確保されていません。一方で、再開発により川沿いに樹木の植えられた幅広な歩道空間が確保されるなど、水辺に顔を向けたまちづくりの取り組みが始まっています。



▲首都高により閉塞感がある日本橋川

神田川エリア

- **和泉橋地域**では下流になるにつれ川幅が広くなり、川の上空には空の広がりを感じられますが、階数の高いビルが川の近傍に林立しており、橋の上からでないと川の実在は確認できません。
- **万世橋地域**では、昌平橋・万世橋とアーチ形の震災復興橋りょうが続いています。沿川には旧万世橋駅の赤レンガがあり、その上を鉄道が通過しており、土木建造物が織りなす複合的な景観となっています。
- **御茶ノ水駅**付近は江戸時代に台地を開削して作られた場所であり、その部分だけ周辺の土地に比べ水面の位置が低くなっていて、川も若干蛇行しています。そのため、都心には珍しい渓谷のような景観となっており、江戸時代には茗溪として町民に親しまれていました。さらに、その上に架かるアーチが特徴的な聖橋とともに象徴的な風景となっています。
- **神保町・飯田橋地域**では、護岸に沿ってビルが立ち並び、護岸整備により川の上空にのみ空間が抜けたような印象となっている一方、周辺地域からはビルにより川への眺めが遮断されているため、川がある印象は薄くなっています。



▲昌平橋付近の神田川と鉄道が織りなす複合的な景観



▲聖橋方面

外濠エリア

- **飯田橋・富士見地域**では、牛込橋や JR 飯田橋駅 2 階のデッキは、外濠、JR 総武線・中央線、川沿いの建築物が見渡せる眺望点となっています。
- **外濠エリア全域**では、外濠沿いに線状に続く公園から線路を挟む形ですが外濠を見下ろすことができ、また、公園には多くの樹木が並び、都心では貴重な緑と水を感じられる空間となっています。



▲外濠公園からみた外濠

7 眺望点とランドマーク

各エリアにおける眺望できる箇所、および地域のランドマークとして目立つ建築物の抽出を行いました。

日本橋川エリア

首都高速道路が川の上空を覆っている関係から常盤橋公園付近の一部しか川を活かした眺望できる箇所はありません。



▲常盤橋公園から見た常盤橋

▼図：日本橋川エリアの眺望点とランドマークとなる建築物



神田川エリア

- 川に架かる橋りょうのほとんどから眺望できます。
- 水道橋からお茶の水にかけて、台地を登っていく路上から連続して、川と対岸の緑を見渡せます。
- 聖橋は、ニコライ堂や川をまたぐ地下鉄丸ノ内線やより高い位置を通るJR線などが見られるビューポイントとなっています。



▲聖橋からみた秋葉原方向

▼図：神田川エリアの眺望点とランドマークとなる建築物



外濠エリア

- 濠に架かる橋りょうのほとんどから眺望できます。
- 外濠公園を通して連続した眺望できるほか、四ツ谷付近では橋の上から聖イグナチオ教会が望めるなど、特徴的な眺望があります。

▼図：外濠エリアの眺望点とランドマークとなる建築物



▲聖イグナチオ教会

8 水辺に近づく場所

水辺に近づく場所として、「川と歩行者の動線の間には障害物がない」、「水面に近づくことが可能である」ことを条件に整理を行いました。

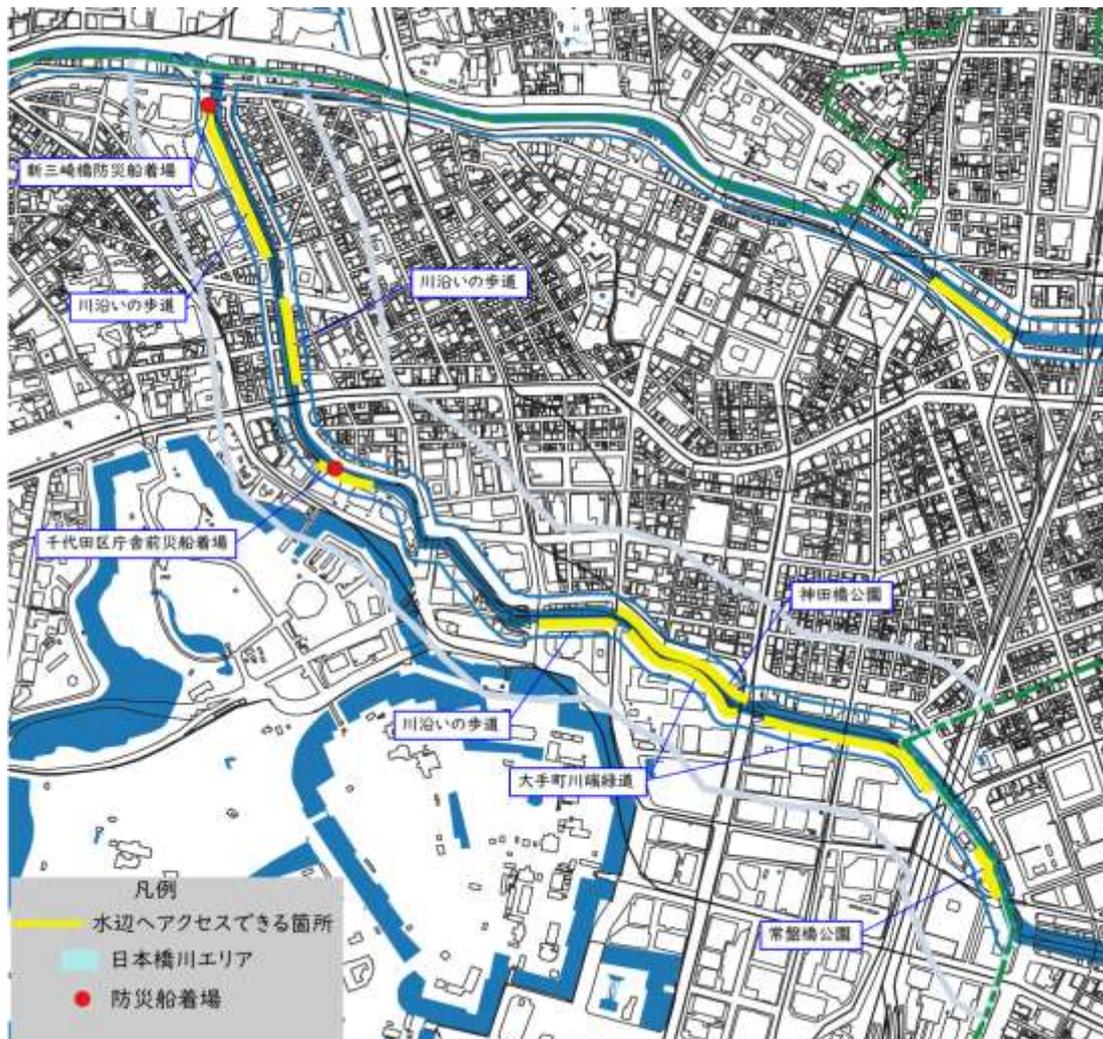
日本橋川エリア

- 護岸整備により水面と歩道との間に高低差があります。
- 川沿いにも建築物が多く立ち並んでおり、水辺の近くまでアクセスできる地点は限られています。
- 近年、開発が行われた飯田橋アイガーデンエアや大手町川端緑道では、川に沿って歩道が整備され、幅員の広い歩行空間が確保されるとともに、川に面したベンチ等などの休憩施設が配置されるなど、水辺に近づく空間の整備が行われています。
- 水面に近づく箇所として、防災船着場（新三崎橋、千代田区庁舎前）があります。



▲大手町川端緑道に設置されたベンチ

▼図：日本橋川エリアの水辺に近づく箇所



神田川エリア

- **神保町地域～万世橋地域**にかけては、鉄道が川と市街地の間を通っており、また、川が谷底を流れているため、水辺に近づく地点は少なくなっています。
- **万世橋地域**には、川に面した商業施設として、川沿いにテラスを設けた mAAch ecute があります。
- **和泉橋地域**では、和泉橋防災船着場に隣接した広場から、階段状になった敷地形状により水面の近くまで行くことができるほか、中の飲食店にテラスが設置されている場所もあります。また、橋詰に設けられた小規模な公園においても、水辺近くまで行くことができます。



▲和泉橋船着場の広場

▼図：神田川エリアの水辺に近づく箇所



外濠エリア

川沿いに線状に連なる公園から、鉄道を挟んで外濠を見下ろすことができ、水辺に近づく地点もあります。

▼図：外濠エリアの水辺に近づく箇所



〈各エリアの比較考察〉

各エリアの現状を整理すると以下のとおりとなります。

- **日本橋川エリア**は、人口の増加が3エリアの中で最も緩やかであり住宅用地が土地利用に占める割合も小さくなっています。地域資源としては震災復興橋りょうが多く、水辺にアクセスできる箇所が多いエリアです。
- **神田川エリア**は、人口・世帯数の増加が3エリアの中で最も大きくなっています。また、公園や眺望点が多く存在し、川を近くで感じられる箇所が点在していることがわかります。
- **外濠エリア**は、住宅用地の割合が大きく、人口増加率に比べて世帯の増加率は緩やかになっています。また、神田川エリアと同じく眺望点が多く存在し、川を見ることのできる箇所の活用が望まれます。

9 川沿いの現状を踏まえた課題

共通の課題

● 分断された川沿いのまちづくり

川は、多くのまちを通っており、川沿いには、歴史ある橋りょうや文化が感じられる神社・寺院などの資源が多く存在しています。しかし、川はまちや資源と分断されており、活かされていらない課題があります。

● 水辺空間の回遊性の低さ

水辺に近づける場所では、それぞれ独立している所が多く回遊性が低い現状となっています。特に神田川は、川沿いが民地（建築物）となっており、水辺を感じられる場所が少ない状況です。水辺を感じられる場所の連続性に課題があります。

● 水質のマイナスイメージ

区民世論調査の結果より、川に対する満足度は低く、「汚い」「臭い」というマイナスイメージが根付いていることが課題です。雨天時の汚水の流入や川の流れの滞留による悪臭などが原因として挙げられています。

● 川沿いの閉鎖空間と背を向けた建築物

建築基準法や河川管理上の規制により、川沿いの建築物は川に対して背を向けて立てられている傾向があります。また、川沿いの現状は建て詰まっており、場所によっては首都高速道路に覆われ閉鎖的な空間が存在しています。

● 水面から見る景色・歴史ある景観の保全

景観には、川沿いから見る景色と水面からみる景色の2つの観点があります。現在の景観は、川沿いからの景色を意識した計画が多く、水面からの景色の保全については検討が進んでいないという課題があります。川には、歴史が古い石垣や、歴史ある特徴的な建築物、昔のエンジニアが架けた魅力ある橋りょうなど多くの景観資源が残っています。それらの資源が水面から見え、歴史を感じることができる環境づくりが課題です。

日本橋川エリアの課題

● 業務集積地における空地の拡充と連続性

大手町・丸の内・有楽町地域では、東京都の開発諸制度を活用した建築物が多く、それらの建築敷地内には、まとまった空地が存在しています。川沿いには、大手町川端緑道が存在し、地域の賑わいを創出しています。さらに、川沿いの魅力を向上させるためには、これらの空地や緑道の連続性を高める必要があります。例えば、民地内の空地と大手町川端緑道は連続した位置に設けられていますが、間にある幹線道路により分断されており、横断歩道が無いなど、連続性が課題となっています。

● 川とまちの一体感の改善

現在、川とまちの間は背の高い建築物が立ち並び、川とまちとの一体感が感じづらくなっています。旧来の川を境界としたまちとの特性の違いもあり、対岸の街並みには一体感がない課題があります。

また、まちとまちの中間に位置する日本橋川には首都高速道路もあり、まちを分断する境のような存在となっています。川とまちの一体感が不足しています。

● 川の上空の閉塞感

首都高速道路が川の上部空間を覆い、建築物が川に背を向けて立ち並んでいるために、川は閉鎖的な空間となっております。夏場は、強い日差しを遮り、時には雨を遮るものとしての有効性はありますが、川が薄暗い印象となっている課題は拭いきれません。

神田川エリアの課題

● 都心の渓谷のような景観のつながり

お茶の水近辺の貴重な渓谷のような景観について、千代田区側においては鉄道施設が川に面しており、擁壁のような構造になっています。北側の対岸に比べて緑などが少なく、対岸同士につながりがありません。

● 川沿いとまちの分断

神田川沿いは、民地や線路敷きが多く、川沿いを歩く空間が少ないため、川を感じられるまちづくりとなっていません。そのため、神田川エリアには、多くの資源がありますが、川とまちの資源につながりは感じられません。

● 大規模集客施設との連携

御茶ノ水駅から秋葉原駅には、大規模集客施設や秋葉原電気街など地域の賑わいが川沿い周辺に存在しています。

このような集客施設等に訪れる人々が神田川まで足を運ぶことは少なく、多様な人々が訪れるまちのスポットと川沿いの連携が希薄な状況となっています。

外濠エリアの課題

● 歴史ある自然を活かした景観形成

外濠公園の樹木や江戸時代からの土手としての歴史性を活かした、都心の貴重な憩いの空間を向上させることが必要です。

● 大学などの大規模施設との連携

大学などの大規模施設を中心に、周辺の公園・広場・民地と連携をとり、住む人や訪れる人にとって更に魅力のある場所にする必要があります。

● 外濠を挟んだ隣接区との連携

外濠エリアは千代田区と新宿区及び港区との区界に位置しています。そのため、区を超えて外濠周辺の道路等の意匠や、サイン類の統一などがなされていません。外濠周辺を移動する歩行者が歩きやすく、心地よい空間を作っていく必要があります。

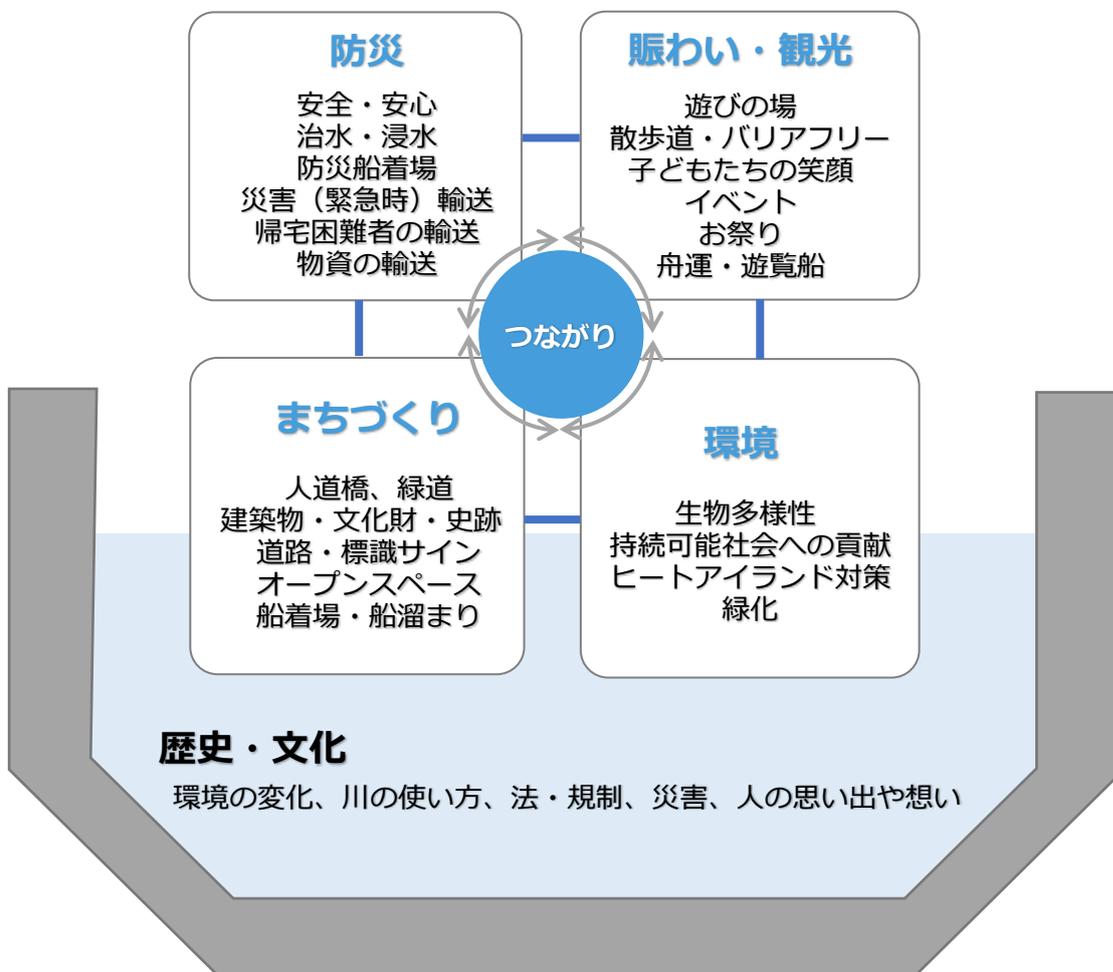
10 川沿いのポテンシャル

誰もが楽しめ、歩きたくなる場

川沿いには住む人が増え、魅力が感じられるまちづくりへの要望も高まっています。

また、川や橋りょうには歴史があり、千代田区民にとっては楽しい記憶も残っている場です。しかしながら、現状では、川沿いにある歴史を感じ・記憶を多く残す資源が、各々孤立しているという課題があります。川をとりまく要素にバランスよくつながりが出てくると、川沿いは、多様な人々が集まり「笑顔」や「賑わい」が生まれる魅力ある場所になれるポテンシャルがあります。川を誰もが楽しめ、川沿いが歩きたくなる場所となるように、川沿いにつながりを持たせ魅力あるまちにすることで、ウォークブルなまちづくりに貢献することになります。

▼図：川がとりまく要素の安定化のイメージ

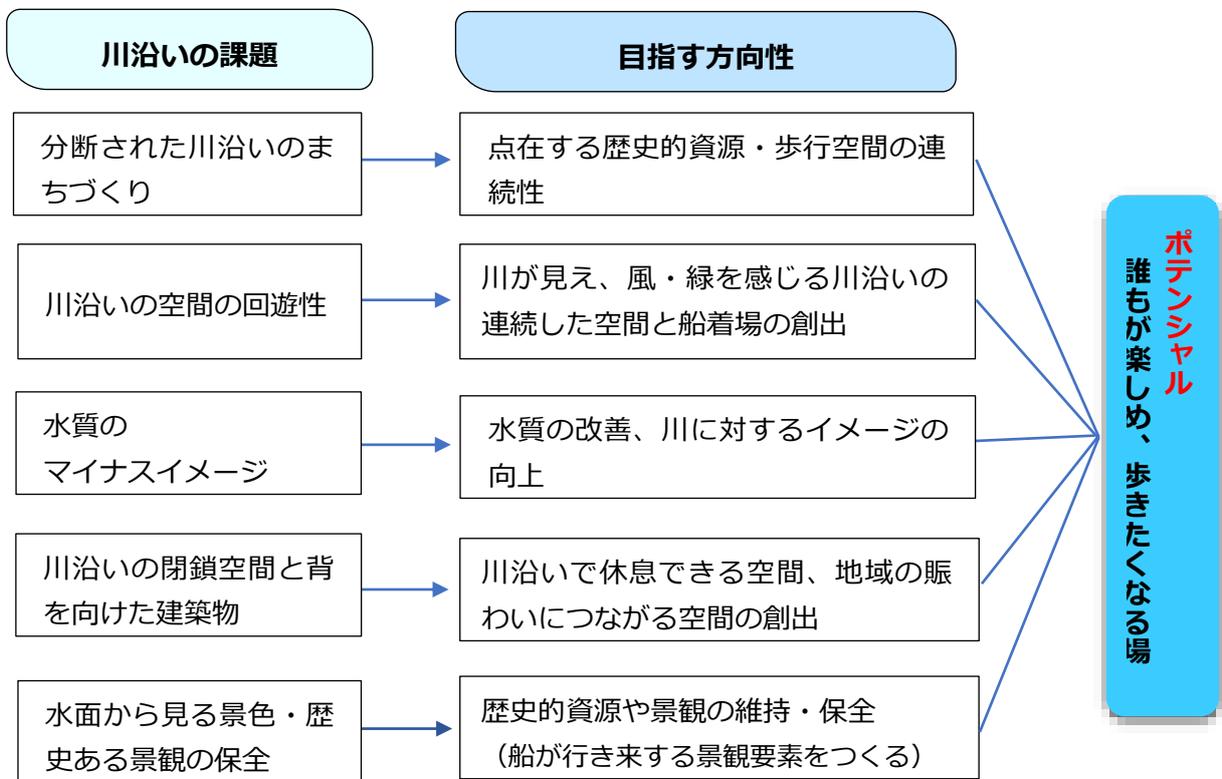


11 川沿いの目指す方向性

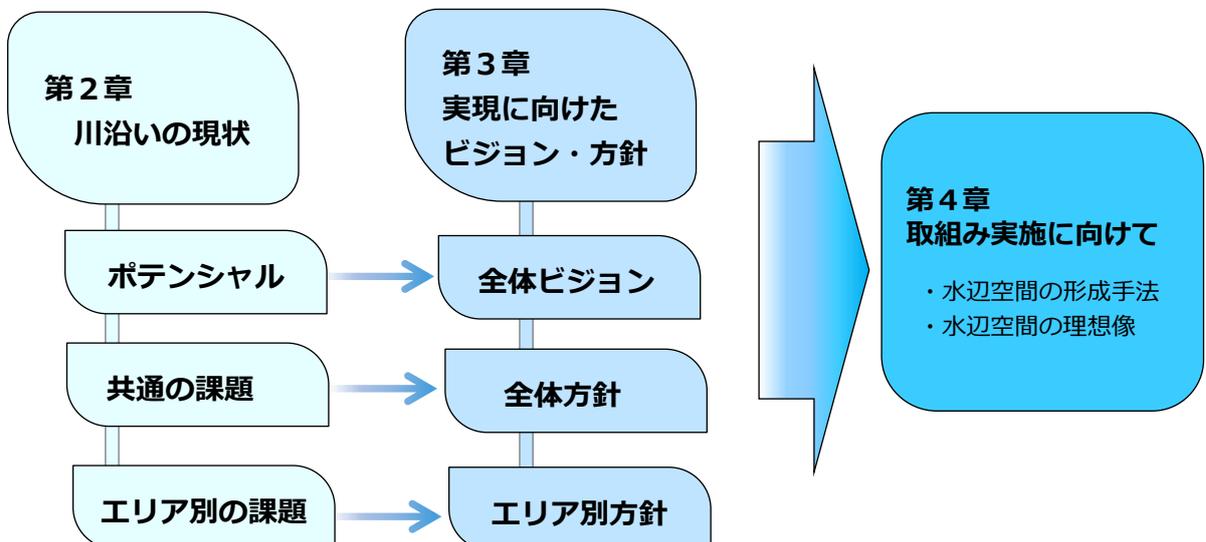
千代田区の川沿いの空間が抱える課題と川沿いの空間が持つポテンシャルを合わせて考慮すると、目指す方向性は以下のようになります。

- 点在する歴史的資源・歩行空間の連続性
- 川が見え、風・緑を感じる川沿いの連続した空間と船着場の創出
- 水質の改善、川に対するイメージの向上
- 川沿いの休息できる空間、地域の賑わいにつながる空間の創出
- 歴史的資源や景観の維持・保全（船が行き来する景観要素をつくる）

▼川沿いの課題と目指す方向性の関係と、ポテンシャル発揮のイメージ



▼第2章から第4章の構成図



第3章

川沿いのまちづくり実現に向けたビジョン・方針

1 全体ビジョン

千代田区に住み・働き・学び・訪れる人々で共有する、千代田区の川沿いのまちづくりの将来像として以下の全体ビジョンを定めました。

江戸から紡ぐ歴史を暮らしの舞台に ～人が集う川づくり～

千代田区内の河川は、江戸時代から生活に欠かせない輸送経路であり、水運を中心としたまちの発展に寄与するとともに、様々な人々の活動・交流を生み出してきました。

しかし、時代の移り変わりとともに、川沿いの空間が変化し、川の存在はまちと離れたものになっています。

そこで、川とまちが一体となった歩きやすい空間や、水と風を感じることのできる空間、まちとまちをつなぐ空間を創出することにより、かつてのように、川を人々の生活にとって身近で居心地の良い場所とすることで、千代田区における川の歴史だけでなく、まちとそこで活動し、滞在する人々をつないでいくことを目指します。

このような認識のもと、川沿いのまちづくりの実現に向けた全体ビジョンを「江戸から紡ぐ歴史を暮らしの舞台に～人が集う川づくり～」と定めます。

川または川沿いで楽しむイラスト
(予定)

2 川沿いのまちづくりの方針

全体ビジョン（将来像）の実現に向けて、4つの川沿いのまちづくり方針を定めました。この方針に基づき、千代田区内の多様な活動主体の取組みを推進していきます。

● 全体ビジョンに向けた4つの方針

方針
1

川に人々の意識を向ける～川の魅力の再発信～

川のポテンシャルを知り、人の意識を向け
まちづくりとしての価値を高めます。

方針
2

川に開いたまちづくり～水を活かした空間の創出～

川を基軸にまちづくりを進めていき、
川に開いた部分を増やします。

方針
3

水辺空間の連続性～水辺の拠点を結ぶネットワークの構築～

川に開けた場所をつなぎ合わせ、
質の高い空間の連続性をもたせます。

方針
4

川を使う～遊び場としての川沿いの活用～

川沿いの活用を推進します。
多くの人が足を運びたいくなる環境づくりを行います。

江戸から紡ぐ歴史を暮らしの舞台に ～人が集う川づくり～

江戸から続く、歴史ある川をまちづくりの中心へ。

川沿いを誰もが歩きやすく、川で楽しく遊ぶことができ、

川を集う場所にすることを目指します。



川に人々の意識を向ける～川の魅力の再発信～

(1) 川沿いの魅力の再発信

- 駅や施設等の拠点から水辺へのルート上にわかりやすい案内サイン等を設置するなど、歩きやすい川沿いの演出を推進します。
- 川だけでなく、周辺の施設と連動したイベント等を推進することで、川の魅力を一層向上させ、川沿いの賑わいを創出します。



▲大手町川端緑道でのイベント

(2) 川の環境整備

- 「汚い」「臭い」という川に対するマイナスイメージを改善するため、東京都が策定した「外濠浄化に向けた基本計画」と連携しながら、日本橋川・神田川の水質改善に向けた取組みを推進します。併せて、生物が住める環境の整備を推進します。
- 川沿いを歩いて気持ちの良い空間とし、川沿いで人々の活動が創出されるように、まちから川が見え、まちとのつながりが感じられるような建築・修景等を推進します。
- コンクリート堤防と水面に、新しい緑化による景観と生態系の創出を推進します。



▲日本橋川の河川内緑化

(3) 川の歴史を知り、歴史景観を守る

- 川沿いにある建築物や橋りょう、石垣の歴史についての情報を広く伝えるなど、多くの人が川に興味を持つ環境づくりを推進します。
- 神田川の渓谷など川沿いにある歴史景観を広く伝え、守るよう努めます。
- 水面からの景観に配慮したまちづくりを推進します。



方針
2

川に開いたまちづくり～水を活かした空間の創出～

(1) 川を近づきやすいものにする

- 歴史資源等を活かした橋りょうの演出を推進することで、千代田区の歴史に対する認知度の向上と、川沿いの空間に対する愛着の形成を図ります。
- 駅や施設等の拠点と川を結ぶルートや、建築物等から川を望むことができる視点場の創出、その案内の設置等、川と人をつなぐ環境の整備を推進します。

(2) 川沿い空間の活用の幅を広げる

- 防災船着場は、水面とまちをつなぐ重要なポイントであることから、非常時だけでなく日常的な舟運等により活用することを検討します。
- 橋詰広場の川への近接性を活かし、人々が川の近くで憩い、活動できる場所の創出を推進します。
- 川に顔を向けた建築物がつながりをもって立ち並ぶよう、川を意識した建築物の建て替えや開発等を推進します。
- 人々が川沿いで憩えるような空間の形成に向け、川沿いの公共空間（道路や広場）と民間建築物が連携を図るよう働きかけます。
- 川を活かした取組み・交流を行い、川に関する情報の発信等ができる拠点の設置について検討します。
- 首都高速道路の改修や隣接地での大規模開発行為などのまちづくりの動きに伴い、首都高速道路の地下化について地域から要望があがった際には、関係各所へ要請していきます。



▲現在の防災船着場（新三崎橋）



▲大手町川端緑道でのキッチンカー出店



▲拠点場のイメージ（大阪府・β本町）

(1) 歩きたくなる川沿いを作る

- 子どもから高齢者まで幅広い世代に対し、川沿いを居心地が良く歩きたくなる場所とするため、民間敷地の歩道上空地と公共空間をつなげる取組みや滞留空間の創出について推進します。
- 川と地域資源のつながりを強化し、質の高い空間の連続性をつくることでウォークブルなまちづくりを推進します。
- まち中にある賑わい施設や人の活動動線を川沿いにつなげ、まちから川沿いへのネットワークの構築を図ります。
- 川沿いの景観を楽しめるビューポイントの創出を推進します。



▲管理用通路を用いた歩行者空間
(大阪府・道頓堀川)

(2) 水面の豊かなネットワークを作る

- 防災船着場を活用した舟運の定期的な運航により、周辺区も含めた観光スポットと連携した観光船や、新たな交通ネットワークの構築について検討します。
- 川と人の距離を近づけるため、橋りょう下の空間を、歩行者空間として活用することや、橋詰広場とつなげることを検討します。
- 川を軸にした周辺の道路、建築物とのつながりを重視し、開けたまちづくりを推進します。
- 川沿いの史跡・拠点等のつながりの形成を推進します。

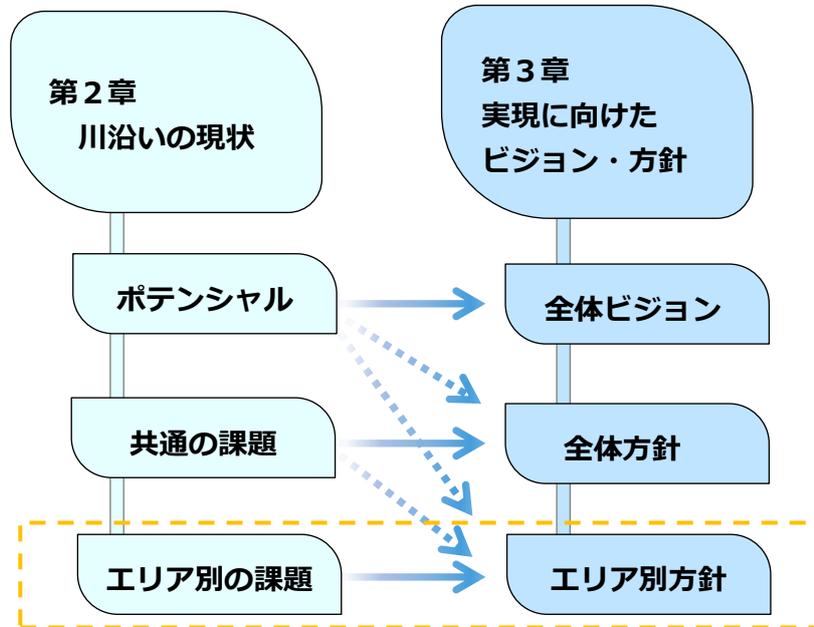


▲橋りょう下の空間をつなげる
(イメージ：福岡県・紫川)

3 エリア別方針・エリアカルテ

● エリア別方針について

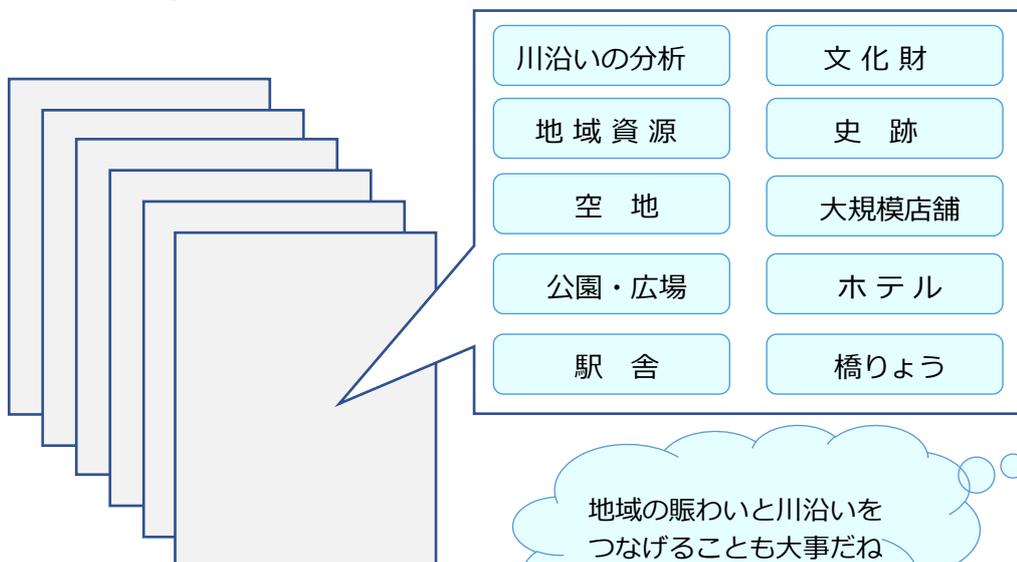
エリア別の課題を改善するために、全体方針とは別にエリア別方針を定めて川沿いのまちづくりを推進します。



● エリアカルテについて

エリアカルテとは、今後、川沿いにおいて、開発や建築物の建て替え等のまちづくりが動く際に、建築事業者または地権者が川沿いのまちづくりを進めていくための参考資料です。

エリアカルテは、第2章で確認した川沿いの現況と全体的な課題、エリア毎の課題・方向性を分かりやすく示し、第3章の、将来のビジョン、全体方針とエリア別方針を基にまちづくりについて考えるきっかけを与えるものとなります。



● 日本橋川エリア別方針

(1) 防災船着場を拠点とした水上交通の回遊性向上

現在の防災船着場を活用し、千代田区内・区外を含めた観光スポットと連携した水上交通の活性化を図り、都心部からの新たな観光アクセスルートの拡充を推進します。

また、船着場は水面から陸地にアクセスするポイントとなります。船着場からまちへのつながりをもたせることで、川からまちへの回遊性向上につながります。まちへの回遊性向上も推進します。

(2) 川沿いのオープンスペースの拡充と歩行者空間の連続化

川沿いに整備されている歩道上空地と橋詰広場や橋りょうの下の空間につながりをもたせ、誰もが川沿いを歩きたくなる環境の整備を進めます。

また、川沿いの大規模開発時には、賑わいができる空地の確保を推進します。

(3) 首都高速道路の高架下空間の改善

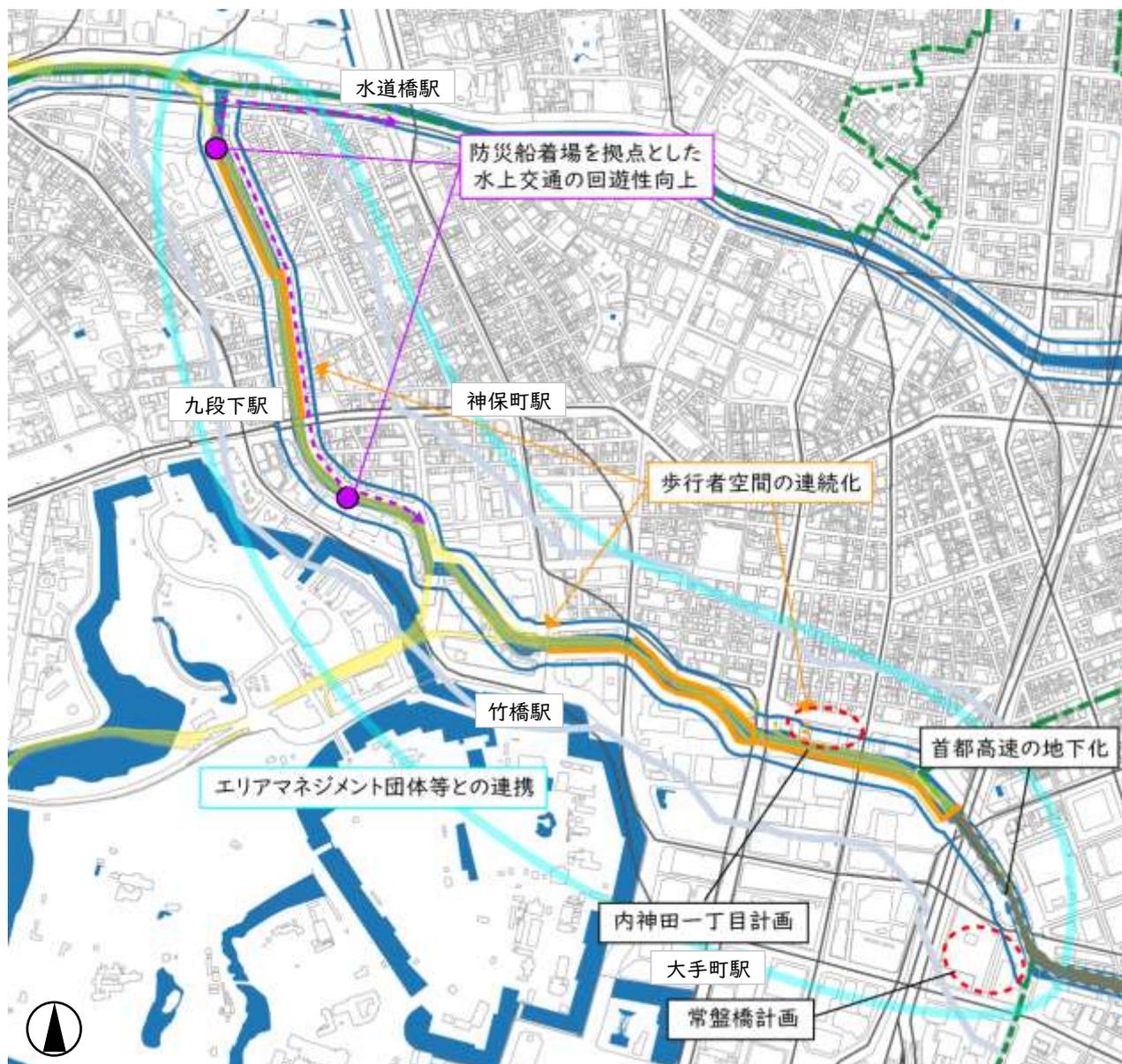
首都高速道路の高架下空間となっている日本橋川の暗いイメージを払拭するため、愛着の沸く温かな雰囲気生まれるような川沿い空間の創出を進めます。

また、首都高速道路の改修や隣接地での大規模開発などのまちづくりの動きに伴い、首都高速道路の地下化について地域から要望があがった際には、関係各所へ要請していきます。

(4) エリアマネジメント団体等と連携した川沿いの活用の推進

川沿いに存在するエリアマネジメント団体・まちづくり協議会と連携し、川沿いのオープンスペースを用いたイベントや、新たな試みの実施などを推進します。

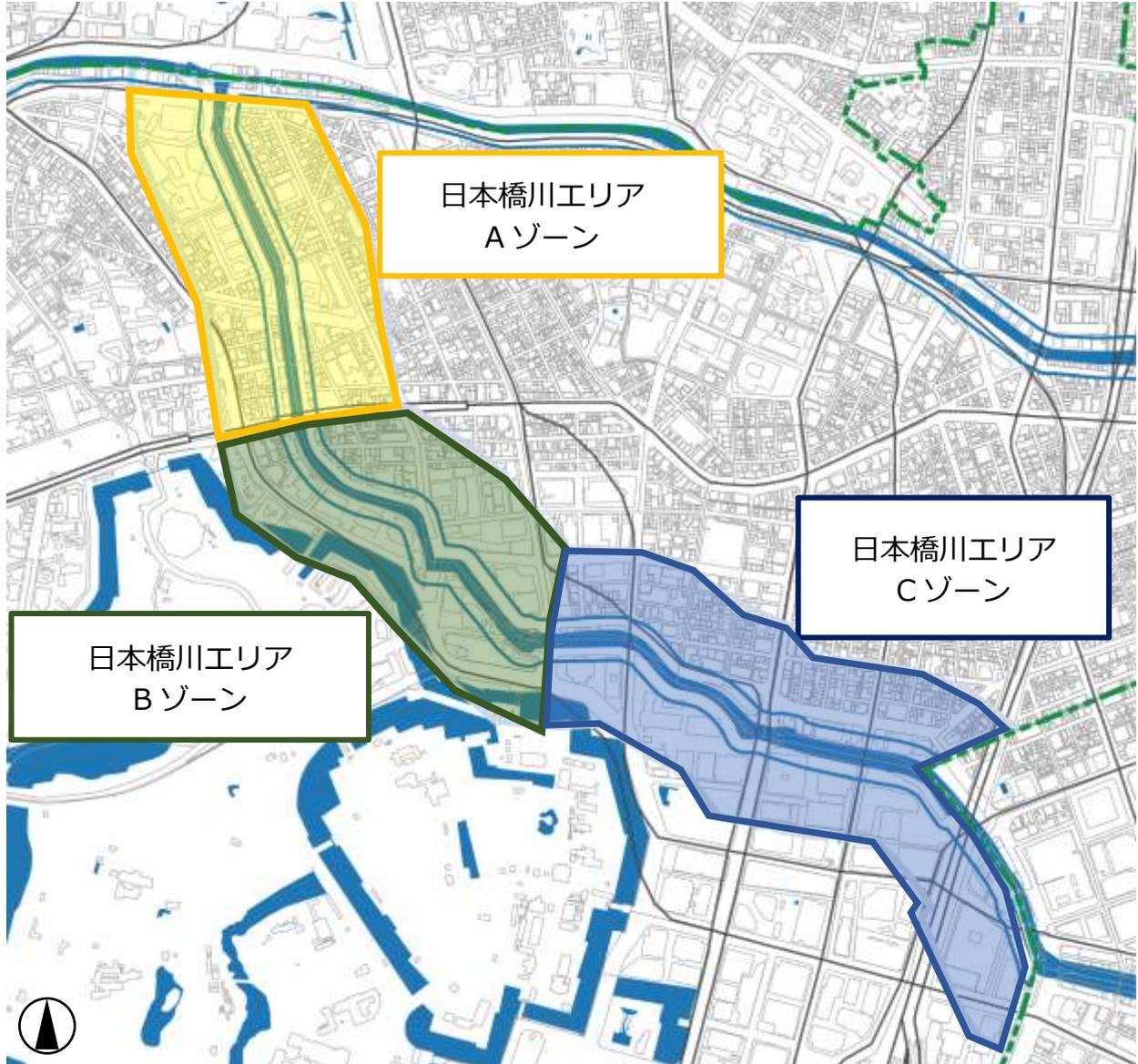
▼図：日本橋川エリアの取組み方針図



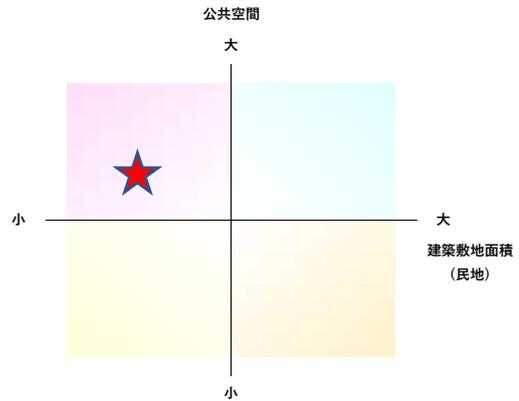
● 日本橋川エリアカルテ

日本橋川を大きく3つのゾーンに分けてカルテを作成します。

▼日本橋川エリアのゾーン分け図



日本橋川 Aゾーン



- ① アイガーデンテラス
- ② ホテルメトロポリタン エドモンド
- ③ 西神田百樹の広場
- ④ 西神田けやきの広場
- ⑤ 地下鉄九段下駅
- ⑥ 地下鉄神保町駅
- ⑦ 新三崎橋防災船着場
- ★ 広場・公園
- 文 学校施設
- H ホテル
- 水辺に近づく箇所

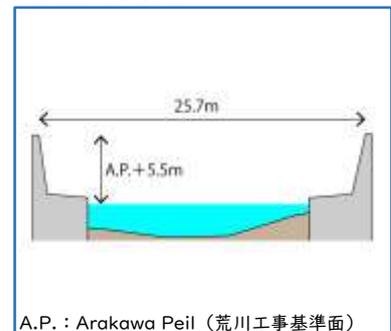
分析

川から 30m	川から 200m	共通課題
川沿い状況 <input checked="" type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づく場所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input checked="" type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資源 <input type="checkbox"/> 神社・寺院 <input type="checkbox"/> 文化財 <input type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (アイガーデンテラス) () ()
		30 ページ
		31 ページ
		36 ページ
		42 ページ

特徴

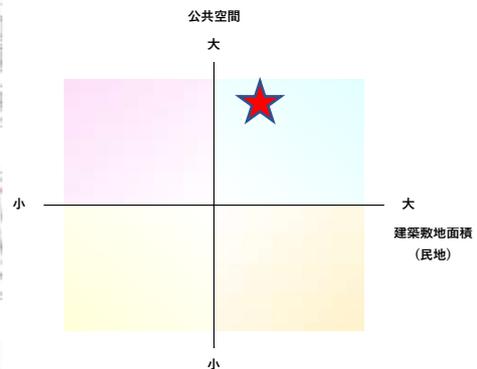
- ・アイガーデンテラスには、桜など季節を感じることのできる樹種が設けられており、人が歩きやすい空地が整備されています。
- ・川沿いは、一方が道路に面しており、対岸は小規模敷地に建築物が立ち並んでいる構成となっています。
- ・西神田百樹の広場や西神田けやきの広場など、民地内に公開広場があります。
- ・学校や広場が多くあります。
- ・日中の活動が多く、学生や社会人などが多くいるゾーンです。
- ・飯田橋駅、水道橋駅、九段下駅、神保町駅の駅舎があるゾーンです。

護岸断面図



川幅 25.7 m
護岸高さ 5.5 m

日本橋川 B ゾーン



- ① 千代田区役所・防災船着場
- ② パレスサイドビル
- ③ 九段会館
- ④ 九段合同庁舎
- ⑤ 土木事務所・公衆トイレ
- ⑥ 地下鉄九段下駅
- ⑦ 地下鉄神保町駅
- ⑧ 北の丸公園・武道館
- 卍 神社・寺院
- 文 学校
- 水辺に近づける箇所

分析

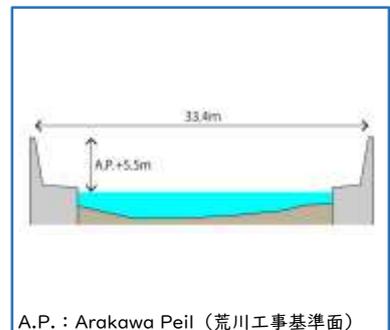
川から 30m	川から 200m	
川沿い状況 <input checked="" type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input type="checkbox"/> 広場 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づける場所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input checked="" type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資源 <input type="checkbox"/> 神社・寺院 <input type="checkbox"/> 文化財 <input type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (千代田区役所) (パレスサイドビル) ()

共通課題	30 ページ
地域別課題	31 ページ
全体方針	36 ページ
地域別方針	42 ページ

特徴

- ・川沿い、北側は道路となっており、対岸は大規模敷地に建築物が立ち並んでいます。
- ・川沿いの建築敷地は、公共の建築敷地が多いです。
- ・九段下には日本武道館などがあり、多くの人を訪れるまちです。
- ・神保町は、古書店・スポーツ店街があり、学校が集積している特徴のあるまちです。
- ・出版社が多く存在します。

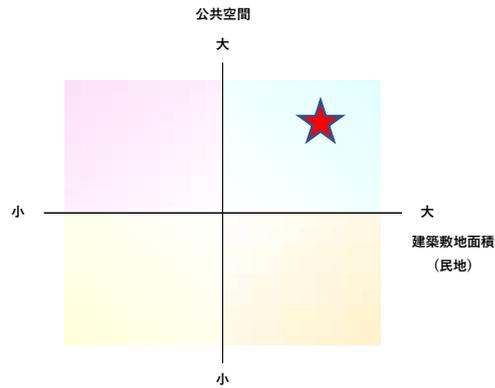
護岸断面図



A.P. : Arakawa Peil (荒川工事基準面)

川幅 33.4 m
護岸高さ 5.5 m

日本橋川Cゾーン (1/2)



- ① OTEMACHI ONE・フォーシーズンズホテル
- ② 大手町川端緑道
- ③ OTEMACHI ONE 公開広場
- ④ 大手濠緑地
- ⑤ 将門塚
- ◆ 広場・公園
- 水辺に近づける箇所

分析

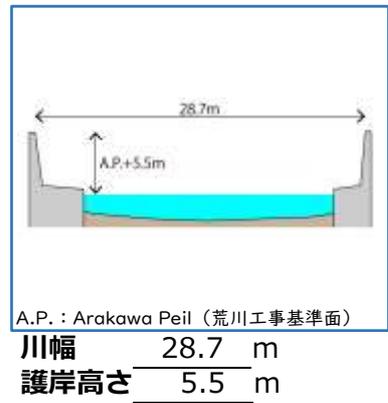
川から 30m	川から 200m	
川沿い状況 <input checked="" type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 広場 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づける場所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input checked="" type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資源 <input type="checkbox"/> 神社・寺院 <input type="checkbox"/> 文化財 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (OTEMACHI ONE 公開広場) (大手濠緑地) (将門塚)

- 共通課題 30 ページ
- 地域別課題 31 ページ
- 全体方針 36 ページ
- 地域別方針 42 ページ

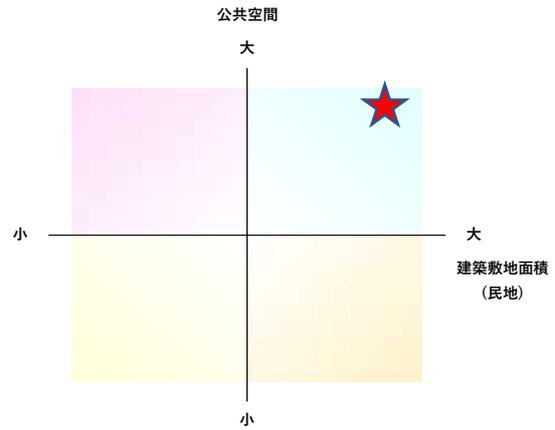
特徴

- ・川沿いの空間は、南側は、道路と大手町川端緑道（歩道空間）が整備されています。対岸である北側は、一部小規模建築物が立ち並んでいますが、その他は道路と区立神田橋公園といった構成となっています。
- ・内堀通りは、皇居ランナーや観光客など、幅広い世代の人々が利用する道です。
- ・大手町合同庁舎第3号館や東京消防庁などの公共建築物があります。
- ・川を境に南側は大手町の大規模ビルが多く立ち並び、一方北側の街並みは、中高層ビルが多くまちの様子が大きく異なっています。

護岸断面図



日本橋川Cゾーン (2/2)



- ① 大手町川端緑道
- ② 常盤橋公園・常磐橋
- ③ TOKYO TORCH (建築中)
- ④ 星のや東京
- ⑤ 公開空地 (貫通通路)
- ⑥ 公開空地 (広場空地)
- ⑦ OOTEMORI
- ⑧ 竜閑さくら橋
- ⑨ 区営住宅
- ⑩ 区立スポーツセンター
- F 神社・寺院
- ★ 広場・公園
- H ホテル
- 水辺に近づける箇所

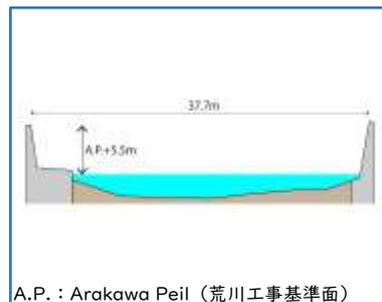
分析

川から 30m	川から 200m		共通 課題
川沿い状況 <input checked="" type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input checked="" type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づける場所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input checked="" type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資源 <input checked="" type="checkbox"/> 神社・寺院 <input type="checkbox"/> 文化財 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (大手町緑道) (常盤橋公園・常磐橋) (TOKYO TORCH)	<div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">30 ページ</div> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">31 ページ</div> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">36 ページ</div> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px;">42 ページ</div>

特徴

- ・川沿いの空間は、南側に大手町川端緑道が整備され、連続した歩行空間があります。また、JR 高架橋の東側は、常盤橋公園と常磐橋があり、中央区へアクセスできる場所となっています。
- ・常盤橋公園の南側では TOKYO TORCH の開発工事が進んでいます。
- ・川沿いの北側は、建築敷地となっており、内神田1丁目では、人道橋が建設される開発工事が進んでいます。
- ・また、川沿いの川南側は、公開空地が多く存在しており、OOTEMORIなどは、高層建築群の中の憩いの場となっています。

護岸断面図



A.P. : Arakawa Peil (荒川工事基準面)

川幅 37.7 m
護岸高さ 5.5 m

神田川エリア～自然と拠点を結ぶ日常と非日常使いができる川沿いの空間～

● 神田川エリア別方針

(1) 御茶の水付近の堤防・川岸の緑との連続性の創出

御茶の水付近の緑の豊かな川沿いの景観を保全していくために、前後の区間も含め堤防の緑化を行い、連続した緑豊かな景観を創出します。

(2) 大規模店舗等地域の拠点から川沿いへの歩行者動線の誘導

万世橋の mA Ach ecute のように川沿いを活用した飲食店舗等がさらにつながりやすいまちづくりを推進します。また、川沿いの建築物を建て替える際は、1階に店舗を設けるよう誘導します。

秋葉原周辺の電気街から川沿いへ向かう新たな歩行者動線を確立させ、川に開けたまちづくりを推進します。

(3) 防災船着場を中心とした川の拠点づくり

和泉橋防災船着場は、水面に近づくことのできる階段状の広場と出張所が近接しているため、人々が川を楽しめる場、情報発信の場としての活用を推進します。

(4) 川を眺めることのできるビューポイントの周知と拡充

神田川エリアは、土地の高低差があるため、川を上から見渡すことのできるビューポイントが多く存在します。

高低差のある地形を活かし、ビューポイントから一段下がる広場やテラスを設けるなど、川をより身近に感じられ、景観を楽しめる憩いの場の創出を推進します。

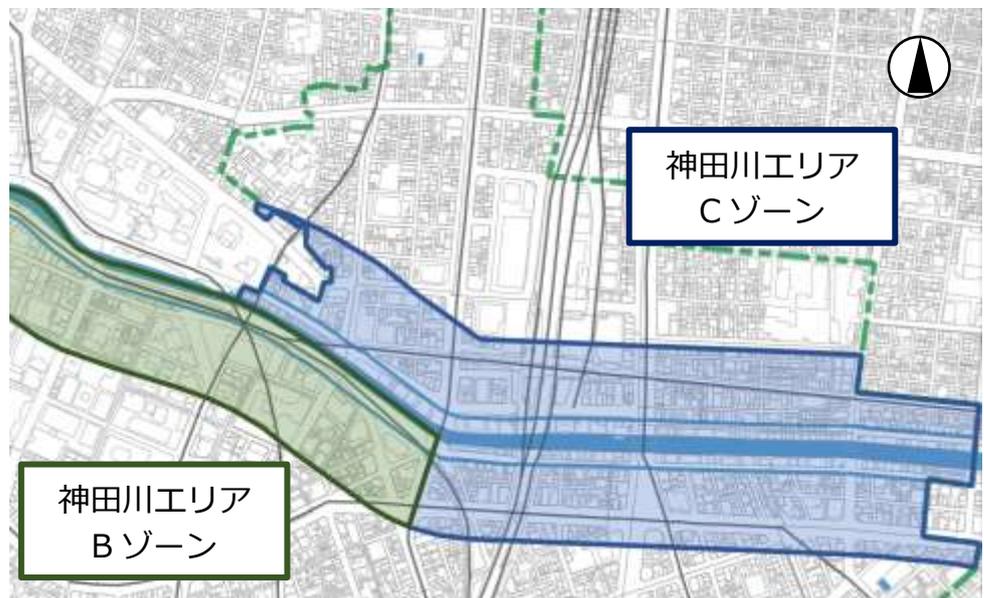
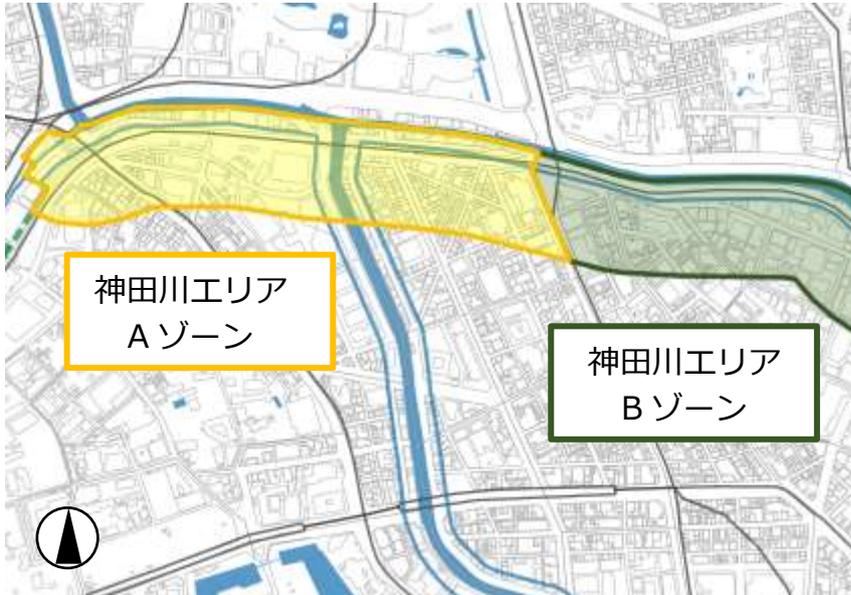
▼図：神田川エリアの取組み方針図



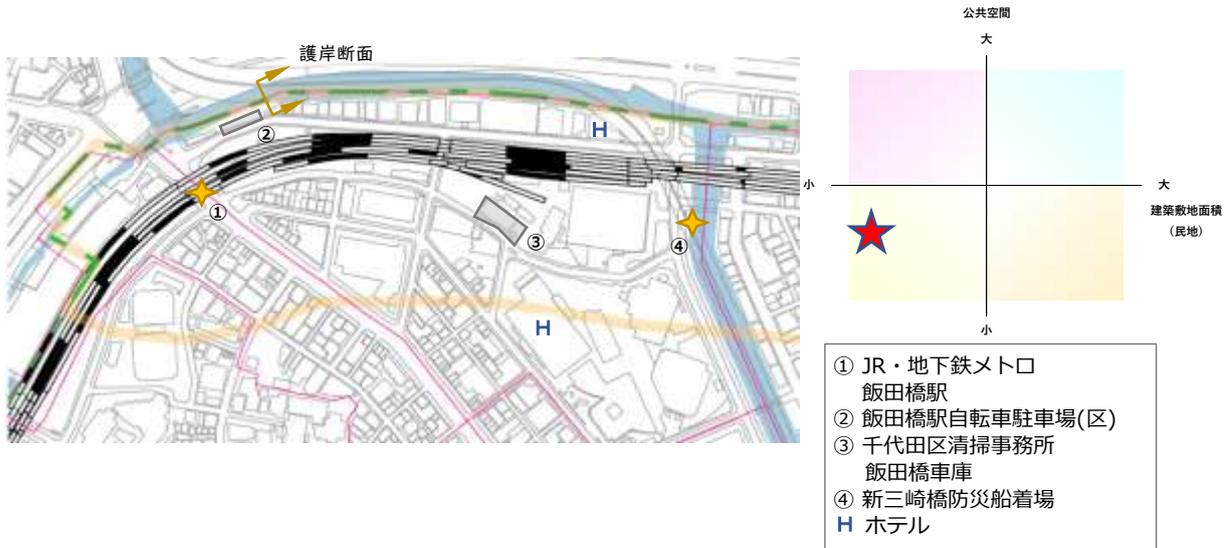
● 神田橋川エリアカルテ

神田橋川を大きく3つのゾーンに分けてカルテを作成します。

▼神田川エリアのゾーン分け図



神田川 Aゾーン (1/2)



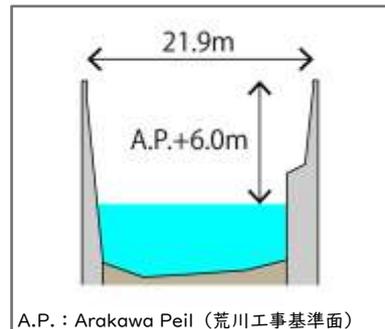
分析

川から 30m	川から 200m		
川沿い状況 <input type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input type="checkbox"/> 混在 <input type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小	資源 <input type="checkbox"/> 神社・寺院 <input type="checkbox"/> 文化財 <input type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (飯田橋駅) () ()	共通課題 30 ページ
川沿いの空地空間の有無 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路	川上空に首都高速道路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		地域別課題 32 ページ
水辺に近づける場所 <input type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 無			全体方針 36 ページ
			地域別方針 49 ページ

特徴

- 川沿いの南側には、狭小敷地が連続しています。敷地は小さいため、川沿いに空間を設けることが困難なゾーンです。
- 千代田区側では、川が見える場所は、橋りょうの周辺のみとなっています。
- 川の上空には首都高速道路がありますが、日本橋川に比べ、水面から首都高速道路まで距離があり、川幅も広いいため、閉鎖感は強く感じません。
- 新三崎橋には、防災船着場があります。

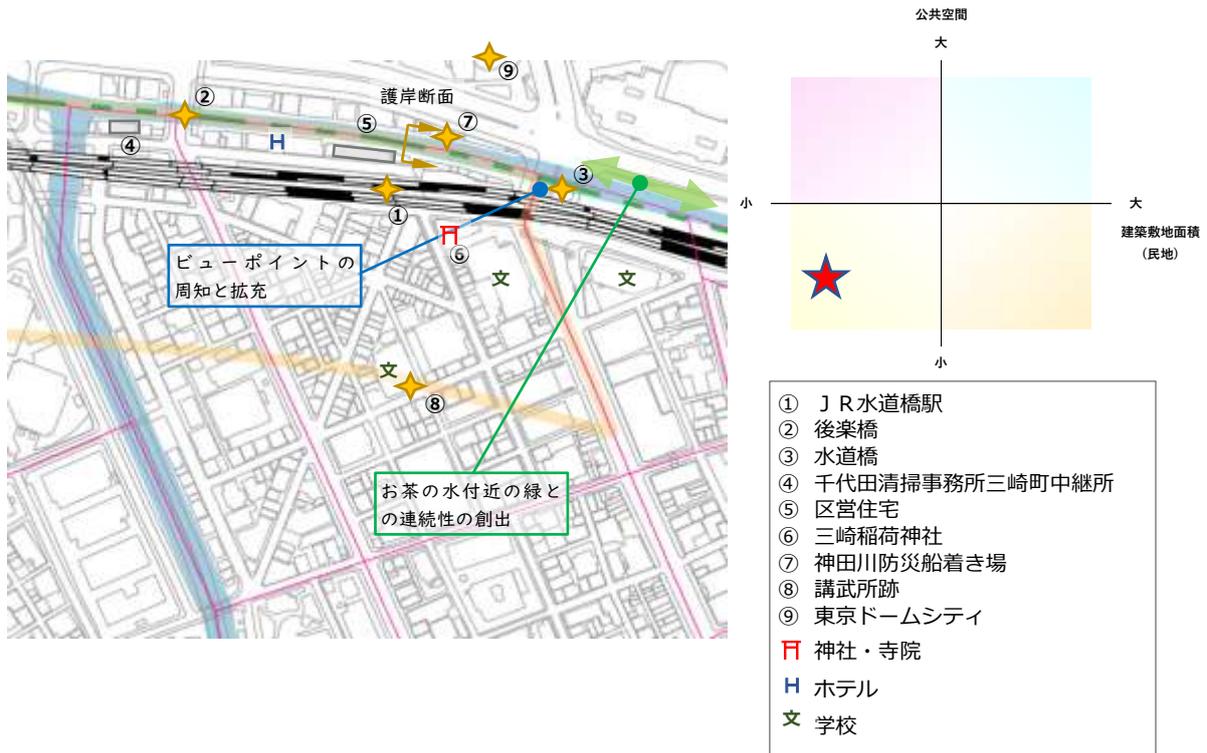
護岸断面図



A.P. : Arakawa Peil (荒川工事基準面)

川幅 21.9 m
護岸高さ 6.0 m

神田川 Aゾーン (2/2)



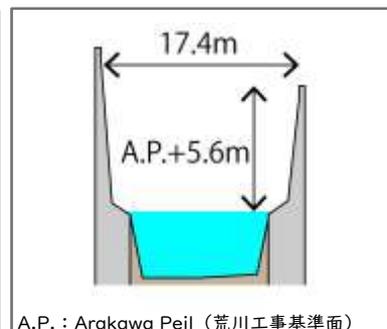
分析

川から 30m	川から 200m		
川沿い状況 <input type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づける場所 <input type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input type="checkbox"/> 混在 <input type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	資源 <input checked="" type="checkbox"/> 神社・寺院 <input type="checkbox"/> 文化財 <input type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (水道橋駅) (三崎稻荷神社) ()	共通課題 30 ページ 地域別課題 32 ページ 全体方針 36 ページ 地域別方針 49 ページ

特徴

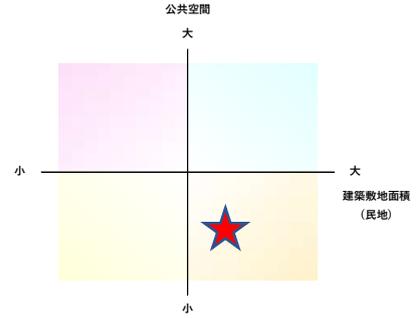
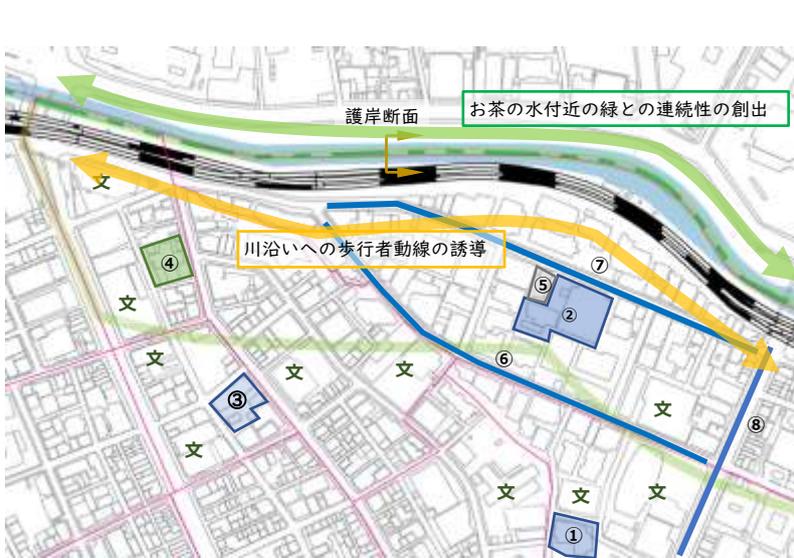
- ・ 狭小敷地が連続しています。敷地が小さいため、川沿いに空間を設けることが困難なゾーンです。
- ・ 水道橋駅周辺は、小規模な建築物が多く立ち並んでいます。土地利用はビジネスと飲食等の店舗が多いゾーンとなっています。また、後樂園や東京ドームがあることから、多様な人が来訪するまちです。
- ・ 川が見える場所は、橋りょうの周辺からのみとなっています。
- ・ 祭りで賑わう三崎稻荷神社があります。
- ・ 学校施設が多いゾーンです。

護岸断面図



川幅 17.4 m
護岸高さ 5.6 m

神田川 Bゾーン (1/2)



- ① 山の上ホテル
- ② 公益社団法人東京都教職員互助会
三楽病院
- ③ カトリック神田教会
- ④ 庭のホテル東京
- ⑤ 御茶の水キリストの教会
区立障害者福祉センター
- ⑥ とちの木通り
- ⑦ かえで通り
- ⑧ 楽器店街
- 文 学校

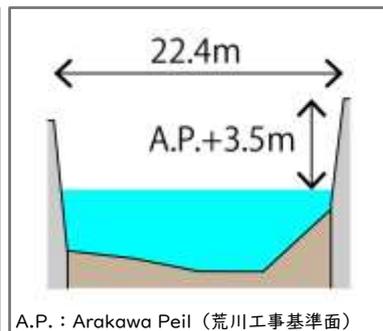
分析

川から 30m	川から 200m		
川沿い状況 <input type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づける場所 <input type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	資源 <input type="checkbox"/> 神社・寺院 <input checked="" type="checkbox"/> 文化財 (カトリック神田教会) <input type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (山の上ホテル) () ()	共通課題 30 ページ 地域別課題 32 ページ 全体方針 36 ページ 地域別方針 49 ページ

特徴

- ・土地の高低差があり、「茗渓」と呼ばれる水面から高さ 31mの入口の崖地が特徴の川となっています。
- ・川沿いは、JR 総武線・中央線の線路と敷地が隣接しており、公共空間から川が見える場所は少ないです。
- ・学校が多くあるゾーンです。多くの学生が活動をしており、周辺には飲食店・楽器店なども多くあります。
- ・明大通りやかえで通り、とちの木通りと特徴のある通りがあります。
- ・山の上ホテルや文化財に指定されているカトリック神田教会など、歴史ある建築物も点在しています。

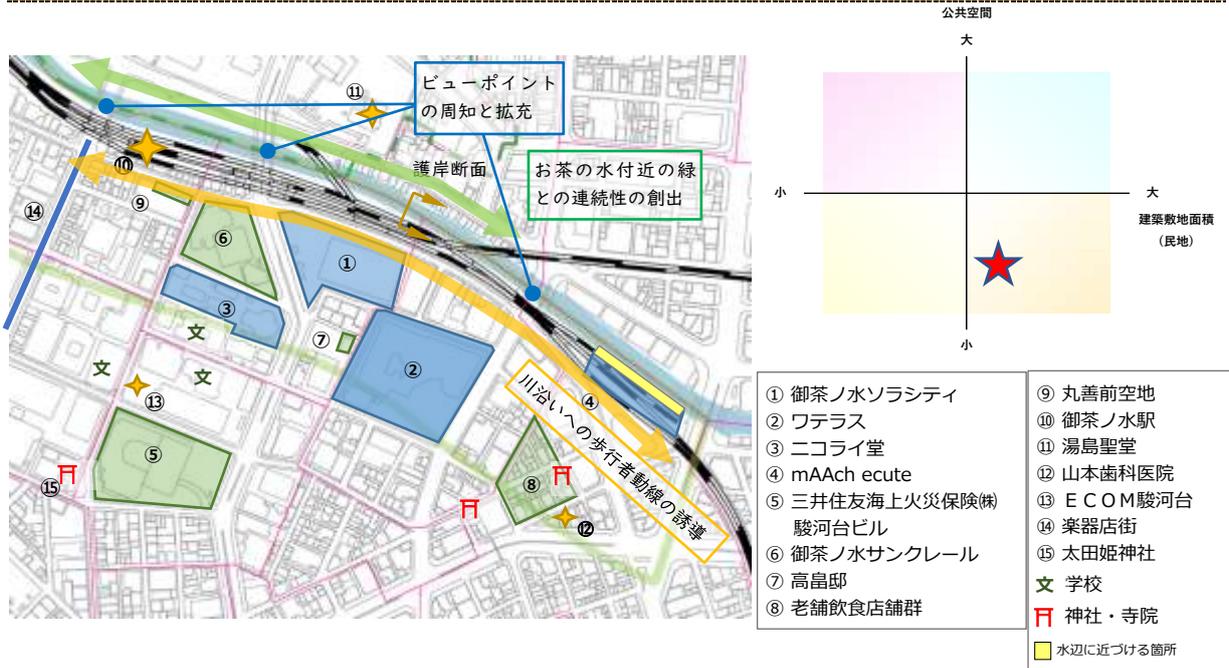
護岸断面図



A.P. : Arakawa Peil (荒川工事基準面)

川幅 22.4 m
護岸高さ 3.5 m

神田川 Bゾーン (2/2)



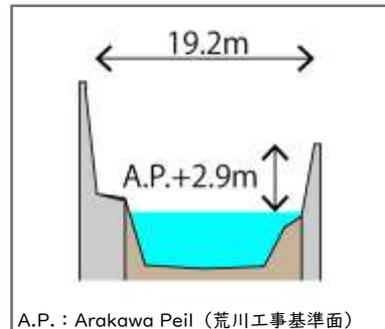
分析

川から 30m	川から 200m		
川沿い状況 <input type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input checked="" type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小	資源 <input type="checkbox"/> 神社・寺院 <input checked="" type="checkbox"/> 文化財 (ニコライ堂) (山本歯科医院) <input checked="" type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (御茶ノ水ソラシティ) (ワテラス) (mAAch ecute)	共通課題 30 ページ
川沿いの空地空間の有無 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路	川上空に首都高速道路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		地域別課題 32 ページ
水辺に近づける場所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無			全体方針 36 ページ
			地域別方針 49 ページ

特徴

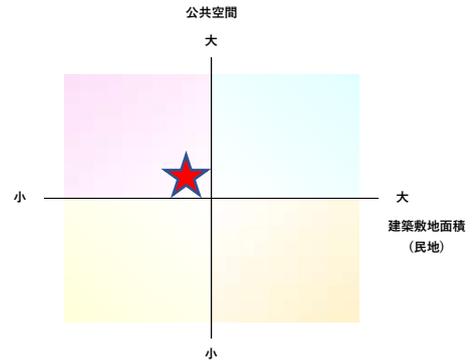
- 川沿いには、JR 総武線・中央線が走っており、川を見渡せる場所は、橋りょうの周辺のみとなっています。
- 文化財であるニコライ堂・山本歯科医院があり、商業施設が入っている御茶ノ水ソラシティ・ワテラス・御茶ノ水サンクレールがあります。
- JR 御茶ノ水駅付近には、小規模店舗が連なっており、丸善（書店）前の空地含め、賑わいのある通りとなっています。また、川の反対岸には、湯島聖堂があります。
- 須田町交差点付近には、老舗の飲食店舗が集まっており、歴史風情

護岸断面図



川幅 19.2 m
護岸高さ 2.9 m

神田川Cゾーン (1/3)



- ① 秋葉原電気街
- ② 神田明神
- ③ 昌平小学校
- ④ 芳林公園
- ⑤ 万世橋出張所
- ⑥ 千代田清掃事務所
- ⑦ 区立昌平橋東橋詰広場
- ⑧ 伊勢谷丹治呉服店跡地
- F 神社・寺院
- 文 学校
- 水辺に近づく箇所

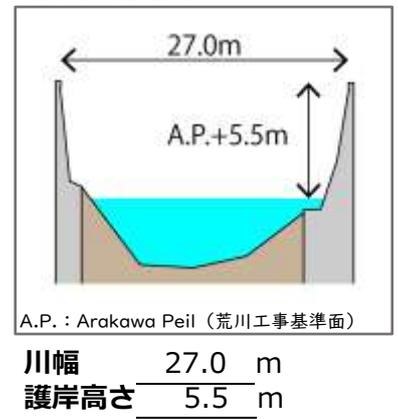
分析

川から 30m	川から 200m		
川沿い状況 <input type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づく場所 <input type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	資源 <input type="checkbox"/> 神社・寺院 <input checked="" type="checkbox"/> 文化財 (神田神社) <input type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (秋葉原電気街) (昌平小学校) (芳林公園)	共通課題 30 ページ 地域別課題 32 ページ 全体方針 36 ページ 地域別方針 49 ページ

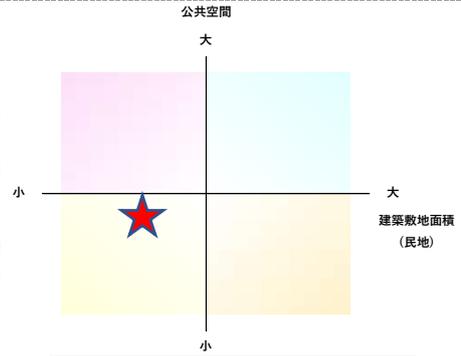
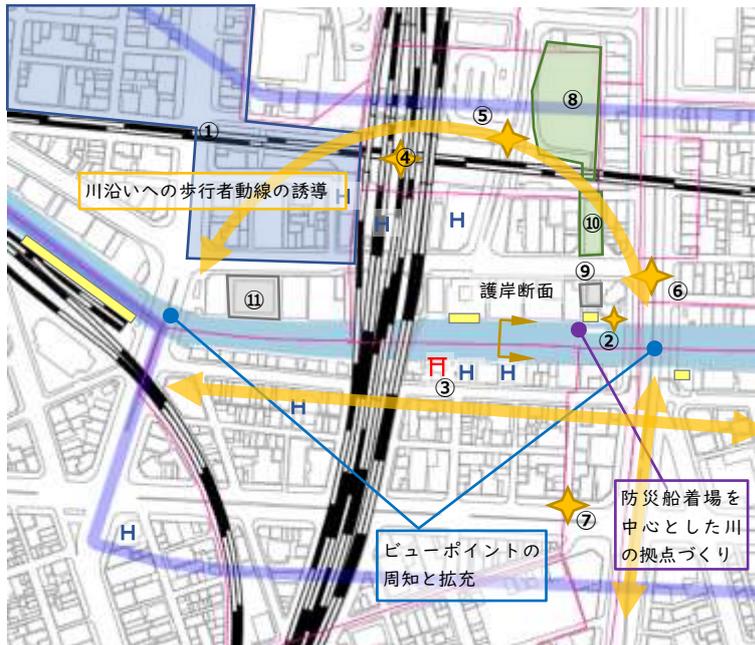
特徴

- ・秋葉原駅から中央通りにかけて、電気街の明るく、賑わいのある街並みが形成されています。国内外を問わず、多くの来訪者が訪れるまちです。
- ・北西の高台に位置する神田明神は、江戸の総鎮守として多くの人々に親しまれており、地域のランドマークとなっています。祭りの時期には、盛大に神田祭りが開催されるなど、地域コミュニティとして欠かせない存在でもあります。
- ・ビジネスパーソン、観光客、地域住民など多種多様な方々が活動する賑わいのあるまちです。
- ・川沿いには小さな敷地が多くあり、川に近づく場所として、mAACH ecute の川沿いに設けられたテラス通路があります。

護岸断面図



神田川Cゾーン (2/3)



- ① 秋葉原電気街
- ② 区立佐久間橋児童遊園・防災船着場
- ③ 柳森神社
- ④ JR秋葉原駅
- ⑤ つくばエクスプレス秋葉原駅
- ⑥ 地下鉄メトロ秋葉原駅
- ⑦ 地下鉄メトロ岩本町駅
- ⑧ ヨドバシカメラ (大規模商業施設)
- ⑨ 和泉橋出張所
- ⑩ 区立秋葉原公園
- ⑪ 万世橋警察署
- F 神社・寺院
- H ホテル
- 水辺に近づける箇所

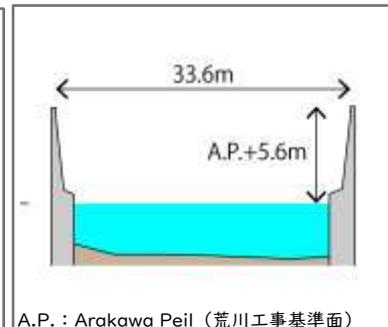
分析

川から 30m	川から 200m		
川沿い状況 <input type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づける場所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	資源 <input checked="" type="checkbox"/> 神社・寺院 <input type="checkbox"/> 文化財 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (秋葉原電気街) (区立佐久間橋児童遊園) (柳森神社)	共通課題 30 ページ 地域別課題 32 ページ 全体方針 36 ページ 地域別方針 49 ページ

特徴

- ・川沿いは、小規模の建築物が立ち並んでいます。また、川の南側には景観まちづくり重要物件である柳森神社があります。
- ・JR 秋葉原駅、地下鉄秋葉原駅、つくばエクスプレス秋葉原駅など、多くの駅舎があります。また、岩本町駅と秋葉原駅は、乗り換え移動する人の動線があります。
- ・区立佐久間橋児童遊園には、防災船着場があり、水辺にアクセスできる場所となっています。
- ・JR 秋葉原駅周辺には、電気街があり、東口には大規模店舗である家電量販店 (ヨドバシカメラ) があります。
- ・川周辺には、多くのホテルがあります。

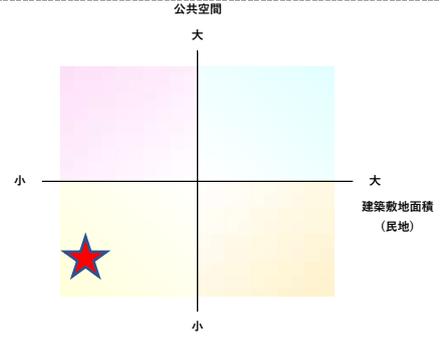
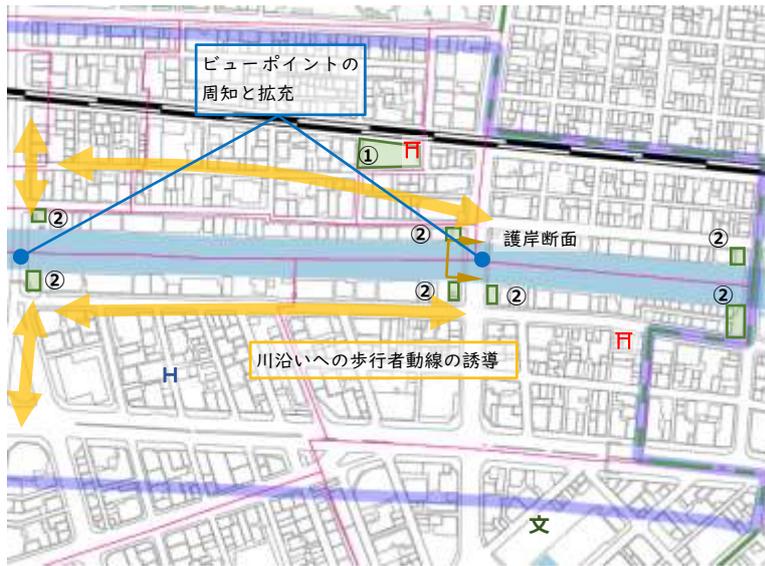
護岸断面図



A.P. : Arakawa Peil (荒川工事基準面)

川幅 33.6 m
護岸高さ 5.6 m

神田川Cゾーン (3/3)



- ① 区立佐久間公園
- ② 橋詰児童遊園
- F 神社・寺院
- H ホテル
- 文 学校

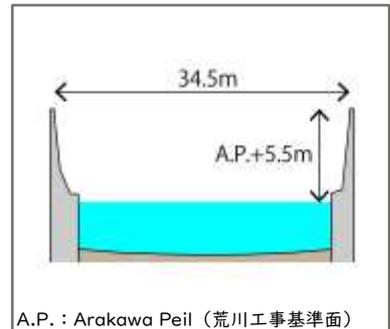
分析

川から 30m	川から 200m		
川沿い状況 <input type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づける場所 <input type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	資源 <input checked="" type="checkbox"/> 神社・寺院 <input type="checkbox"/> 文化財 <input type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (区立佐久間公園) (橋詰児童遊園) ()	共通課題 30 ページ 地域別課題 32 ページ 全体方針 36 ページ 地域別方針 49 ページ

特徴

- ・川沿いの敷地は、中小規模の民地となっており、建築物が建ち並んだ景観となっています。そのため、公共空間から川が眺められる場所は、橋の周辺のみとなっています。
- ・地区計画が定められた地域で、近年では共同住宅が増えてきたエリアとなります。
- ・川の北側には区立佐久間公園があり、地域コミュニティーにとって、貴重な公園となっています。
- ・川に架かっている橋りょうの橋詰広場は、児童遊園や交番などで使われています。

護岸断面図



川幅 34.5 m
護岸高さ 5.5 m

外濠エリア～豊かな水面を活かした人々が水と自然を感じる場所～

● 外濠エリア別方針

(1) 外濠を楽しむことができる環境整備

外濠沿いにある児童遊園や外濠公園は外濠を見下ろすことができる位置にあることから、園内に外濠の景観を楽しめる空間を創出するなど、公園を歩いて楽しむ・休憩する空間の充実を図ります。

(2) 周辺大学と連携した水辺の取組みを推進

エリア内に存在する大学と連携し、水辺を活かした学生の取組みや、外濠の水辺を親しむような地域との協働・交流の発信を行う活動を推進します。

(3) 水上アクティビティエリアとしての活用

閉鎖水域である外濠の特性を活かし、外濠の水質の浄化に合わせ、水辺を楽しむ拠点作りと水上アクティビティの推進を図ります。

(4) 周辺区と連携した駅などの拠点から外濠への誘導

周辺区と連携し、外濠に向かうルートのご案内や道路の意匠を統一していくことにより、人々が駅などの拠点から外濠に向かいやすいような環境を推進します。

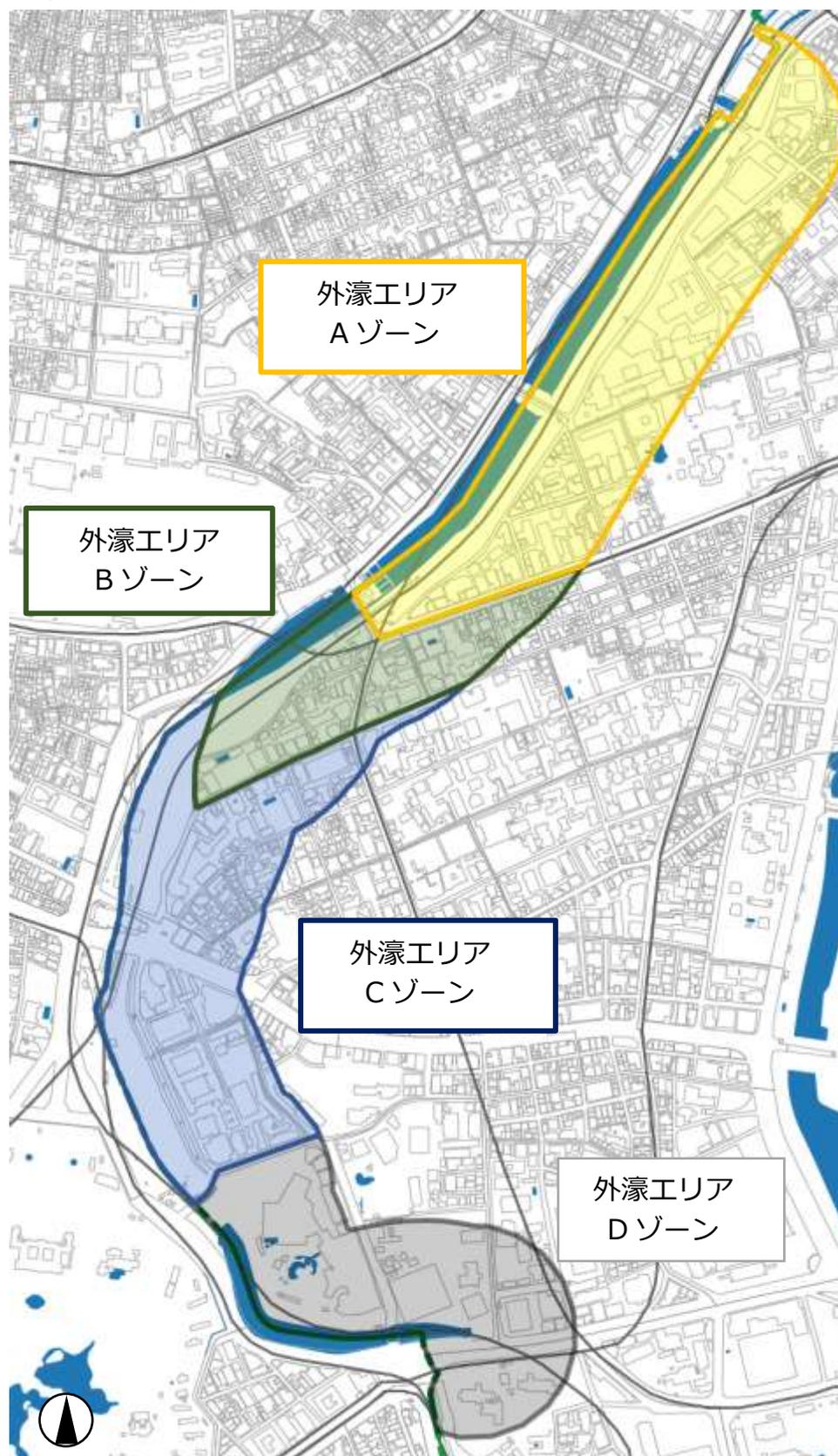
▼図：外濠エリアの取組み方針図



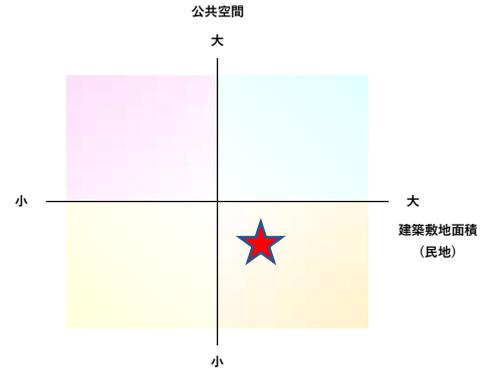
● 外濠エリアカルテ

外濠エリアを大きく4つのゾーンに分けてカルテを作成します。

▼外濠エリアのゾーン分け図



外濠 Aゾーン (1/2)



- ① JR 飯田橋駅
- ② サクラテラス
- ③ 富士見町教会
- ④ 東京通信病院
- ⑤ 靖国神社
- ⑥ ふじみこどもひろば
- ⑦ プラウドタワー千代田富士見
- ⑧ 区立外濠公園
- ⑨ 牛込見附跡
- ⑩ 江戸城外堀跡
- ⑪ 富士見二丁目広場
- ⑫ 大神宮通り
- ⑬ 神楽坂
- 文 学校
- 水辺に近づける箇所

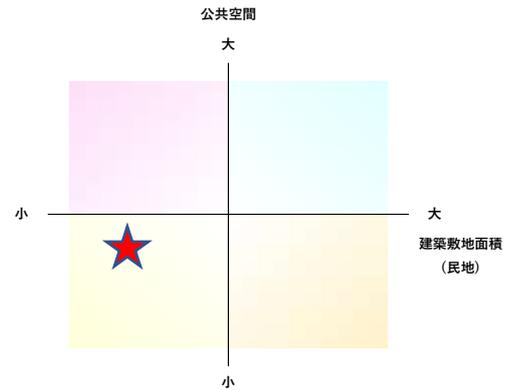
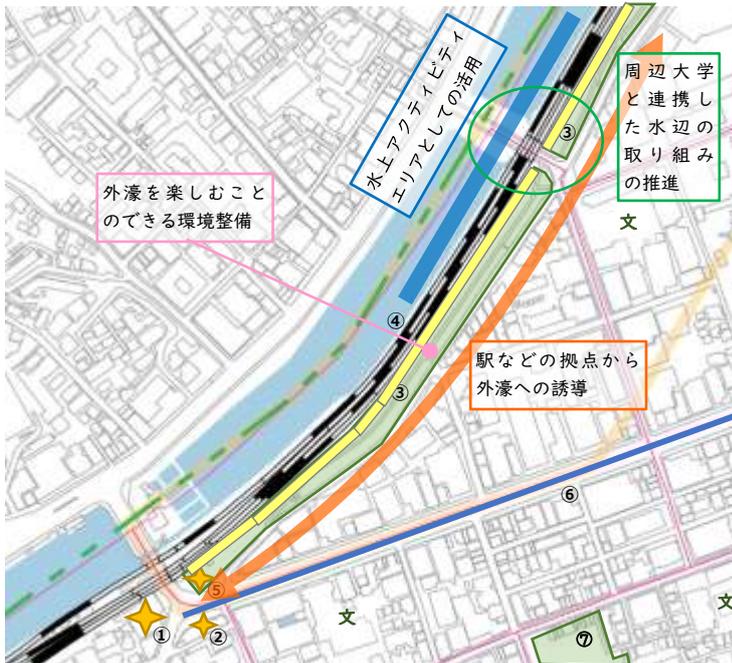
分析

川から 30m	川から 200m		
川沿い状況 <input checked="" type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づける場所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input checked="" type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	資源 <input type="checkbox"/> 神社・寺院 <input checked="" type="checkbox"/> 文化財 (江戸城外堀跡) <input checked="" type="checkbox"/> 大規模店舗 (サクラテラス) <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (JR 飯田橋駅) (靖国神社) (東京通信病院)	共通課題 30 ページ 地域別課題 31 ページ 全体方針 36 ページ 地域別方針 59 ページ

特徴

- ・ 史跡である江戸城外堀跡や牛込見附の柵形門の石垣が存在しています。
- ・ 川沿いは、区立外濠公園と JR 中央線・総武線の線路があり、区立外濠公園から電車と川が見える環境となっています。
- ・ サクラテラスのような大規模な複合施設や東京通信病院、数多くの学校施設と様々な機能が集積しています。多様な人が行き交う特色があります。
- ・ 大神宮通りは、商店街、富士見二丁目広場、その先には、東京大神宮があり、地域の活力として欠かせない場となっています。

外濠 A ゾーン (2/2)



- ① JR市ヶ谷駅
 - ② 地下鉄市ヶ谷駅
 - ③ 区立外濠公園
 - ④ 江戸城外堀跡
 - ⑤ 市ヶ谷門跡
 - ⑥ 靖国通り
 - ⑦ 区立東郷元師記念公園
- 文 学校
- 水辺に近づける箇所

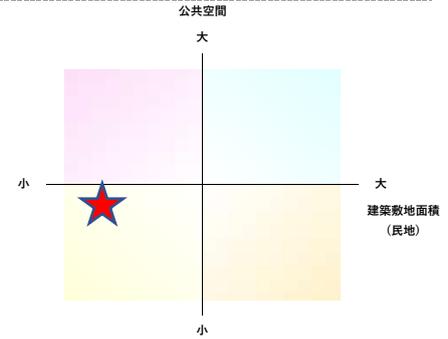
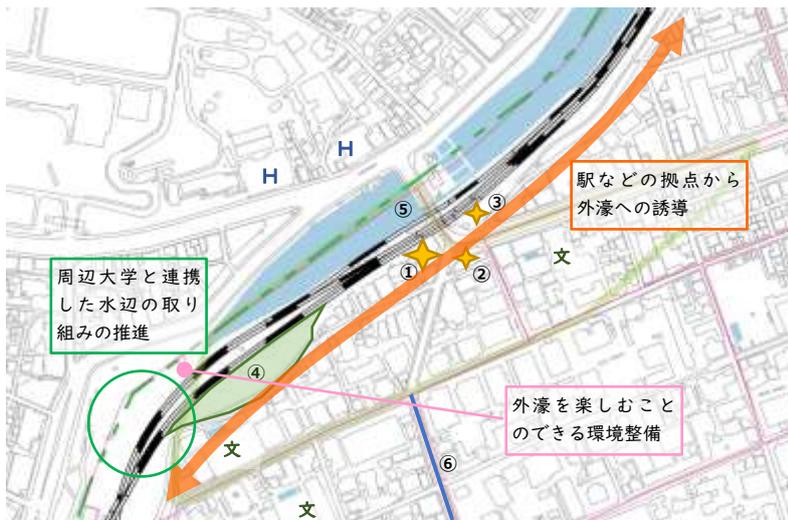
分析

川から 30m	川から 200m		
川沿い状況 <input type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づける場所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	資源 <input type="checkbox"/> 神社・寺院 <input checked="" type="checkbox"/> 文化財 (江戸城外堀跡) (市ヶ谷門跡) <input type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (JR市ヶ谷駅) (地下鉄市ヶ谷駅) ()	共通課題 30 ページ 地域別課題 31 ページ 全体方針 36 ページ 地域別方針 59 ページ

特徴

- ・ 史跡である江戸城外堀跡や市ヶ谷門跡の石垣が存在しています。
- ・ 川沿いは、区立外濠公園と JR 中央線・総武線の線路があり、区立外濠公園から電車と川が見える環境となっています。
- ・ 市ヶ谷駅から九段下駅は、靖国通りでつながっています。途中には、靖国神社、千鳥ヶ淵緑道、日本武道館（北の丸公園）と人が訪れる場が多く存在します。

外濠Bゾーン



- ① JR市ヶ谷駅
- ② 地下鉄市ヶ谷駅
- ③ 市ヶ谷門跡
- ④ 区立五番町児童遊園
- ⑤ 江戸城外堀跡
- ⑥ 日テレ通り
- 文 学校

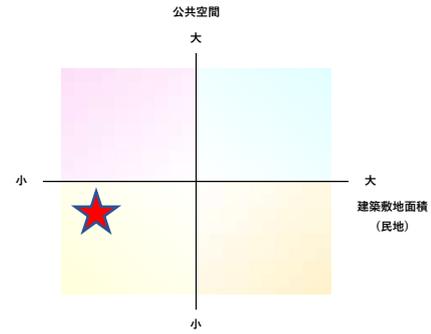
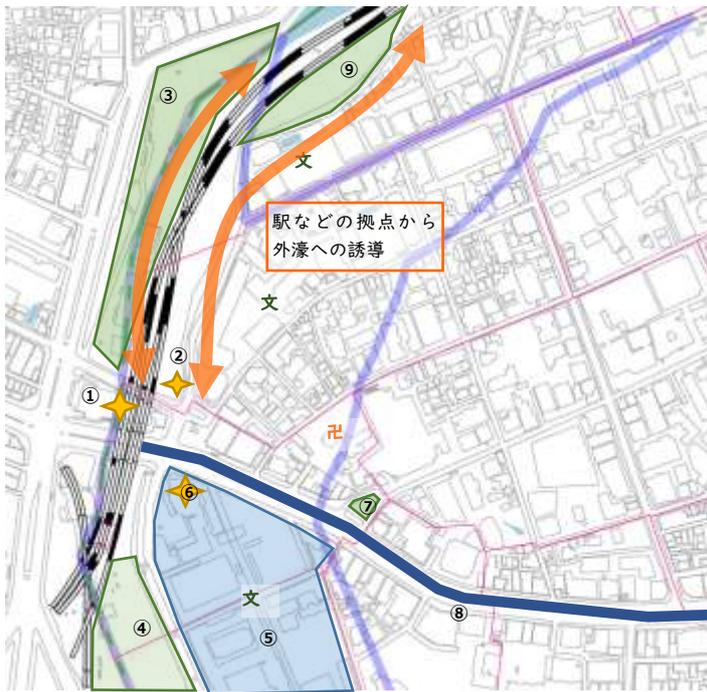
分析

川から 30m	川から 200m		
川沿い状況 <input type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づける場所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	資源 <input type="checkbox"/> 神社・寺院 <input checked="" type="checkbox"/> 文化財 (江戸城外堀跡) (市ヶ谷門跡) <input type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (JR市ヶ谷駅) (区立五番町児童遊園) ()	共通課題 30 ページ 地域別課題 31 ページ 全体方針 36 ページ 地域別方針 59 ページ

特徴

- ・ 史跡である江戸城外堀跡や市ヶ谷門跡の石垣が存在しています。
- ・ 川沿いは、区立五番町児童遊園と民地、その脇をJR中央線・総武線の線路があります。区立五番町児童遊園が唯一の川を見ることができる場所となっています。
- ・ 土地に高低差があり、麴町大通りに向かって高くなっています。

外濠Cゾーン (1/2)



- ① JR 四ツ谷駅
- ② 四ツ谷見附跡
- ③ 区立外濠公園
- ④ 上智大学真田堀グラウンド
- ⑤ 上智大学
- ⑥ 聖イグナチオ教会
- ⑦ 仲良し公園
- ⑧ 新宿通り/麴町大通り
- ⑨ 区立五番町児童遊園
- 文 学校
- 社 寺院

分析

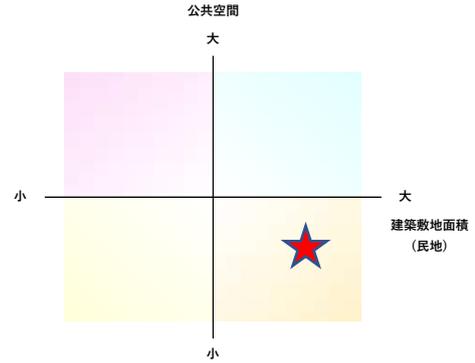
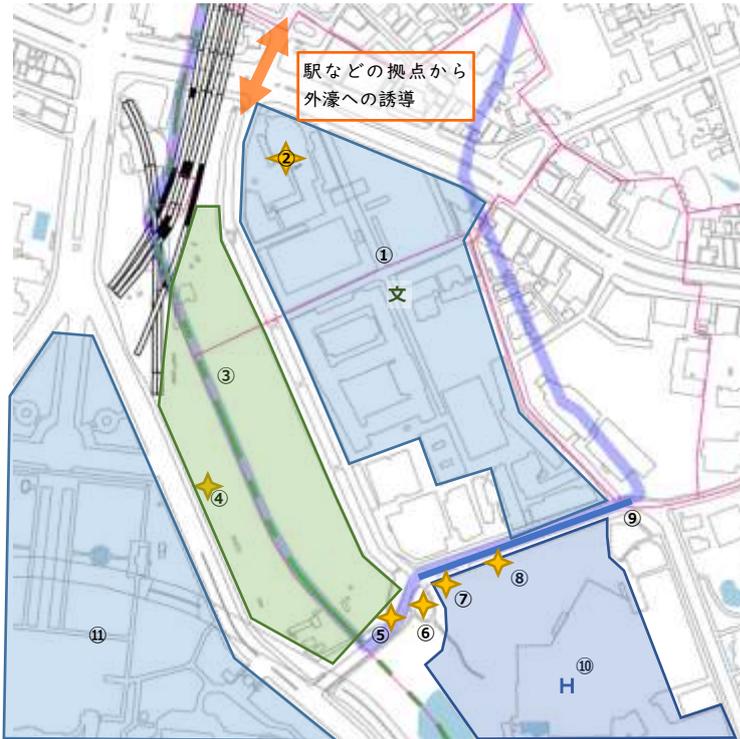
川から 30m	川から 200m	
<p>川沿い状況</p> <p><input type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>川沿いの空地空間の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路</p> <p>水辺に近づく場所</p> <p><input type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無</p>	<p>建築敷地の大きさ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input checked="" type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m²超) <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小</p> <p>川上空に首都高速道路</p> <p><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>	<p>資源</p> <p><input type="checkbox"/> 神社・寺院 <input checked="" type="checkbox"/> 文化財 (江戸城外堀跡) (四ツ谷見附跡) <input type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (JR四ツ谷駅) (上智大学) ()</p>

共通課題	30 ページ
地域別課題	31 ページ
全体方針	36 ページ
地域別方針	59 ページ

特徴

- ・濠は、埋め立てられグラウンド等があり、人の活動の場となっています。濠の水は無くなりましたが、土手が旧地形に基づき構築されており、当時の形や規模を体感できます。
- ・史跡である江戸城外堀の跡や四ツ谷見附跡の石垣が存在しています。
- ・上智大学、雙葉学園などの学校施設があり、麴町大通り沿いには、事務所ビルが立ち並んだ街並みとなっています。学生からビジネスパーソンまで多くの人が行き交うまちです。また、閑静な住宅ゾーンもあり、住居地域の特色も持ち合わせています。

外濠Cゾーン (2/2)



- ① 上智大学
- ② 聖イグナチオ教会
- ③ 上智大学真田堀グラウンド
- ④ 都電真田堀専用軌道跡
- ⑤ 喰違見附跡・喰違木戸跡
- ⑥ 近江彦根藩井伊家屋敷跡
- ⑦ 旧梨本官邸門跡
- ⑧ 開業 25 周年記念ガス燈
- ⑨ 紀尾井坂
- ⑩ ホテルニューオータニ
- ⑪ 迎賓館
- 文 学校

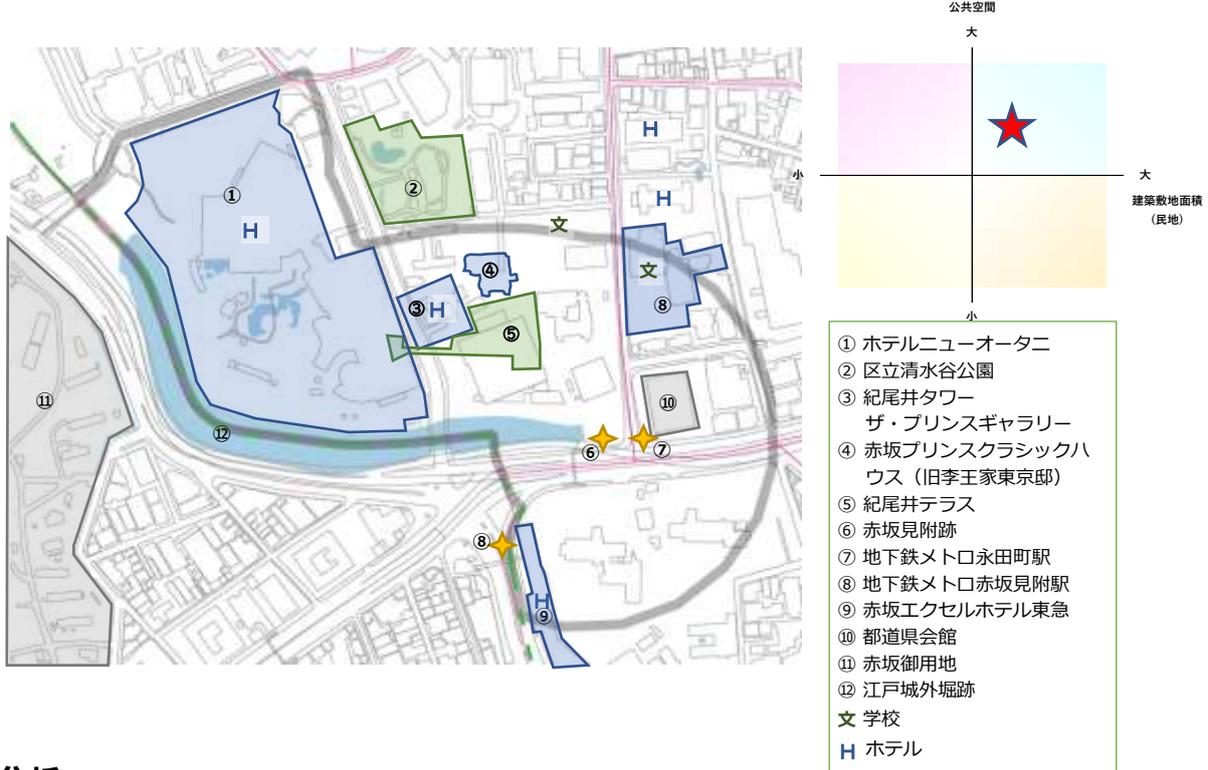
分析

川から 30m	川から 200m		共通 課題 30 ページ	
川沿い状況 <input type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づく場所 <input type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input checked="" type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	資源 <input type="checkbox"/> 神社・寺院 <input checked="" type="checkbox"/> 文化財 (江戸城外堀跡) (喰違見附跡等) <input type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (JR四ツ谷駅) (上智大学) ()		地域別 課題 31 ページ
				全体 方針 36 ページ
				地域別 方針 59 ページ

特徴

- ・濠は、埋め立てられグラウンド等があり、人の活動の場となっています。濠の水は無くなりましたが、土手が旧地形に基づき構築されており、当時の形や規模を体感できます。
- ・紀尾井坂付近には、歴史を感じる史跡が多く存在しています。
- ・また、迎賓館やホテルニューオータニ、上智大学と大規模敷地が隣接した街並みとなっています。

外濠Dゾーン



分析

川から 30m	川から 200m		
川沿い状況 <input type="checkbox"/> 道路 → 車路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 無 川沿いの空地空間の有無 <input type="checkbox"/> 広場 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地内通路 水辺に近づける場所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 連続性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	建築敷地の大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 混在 <input checked="" type="checkbox"/> 大 (敷地 1,000 m ² 超) <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小 川上空に首都高速道路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	資源 <input type="checkbox"/> 神社・寺院 <input checked="" type="checkbox"/> 文化財 (江戸城外堀跡) (赤坂見附跡) <input type="checkbox"/> 大規模店舗 <input checked="" type="checkbox"/> その他スポット (ホテルニューオータニ) (紀尾井タワー) ()	共通課題 30 ページ 地域別課題 31 ページ 全体方針 36 ページ 地域別方針 59 ページ

特徴

- ・濠沿いは、複数の大規模ホテルが集まったゾーンとなっています。
- ・紀尾井タワーの濠沿いには紀尾井テラスがあり、水辺を上から眺めながら歩ける貫通通路が設けられています。さくら等の季節を感じる樹木もあり、憩いの場になっています。
- ・その他、区立清水谷公園やホテルニューオータニの日本庭園など、自然あふれる環境となっています。
- ・地下鉄メトロ永田町駅、赤坂見附駅が隣接しています。

1 開放的な水辺空間の形成

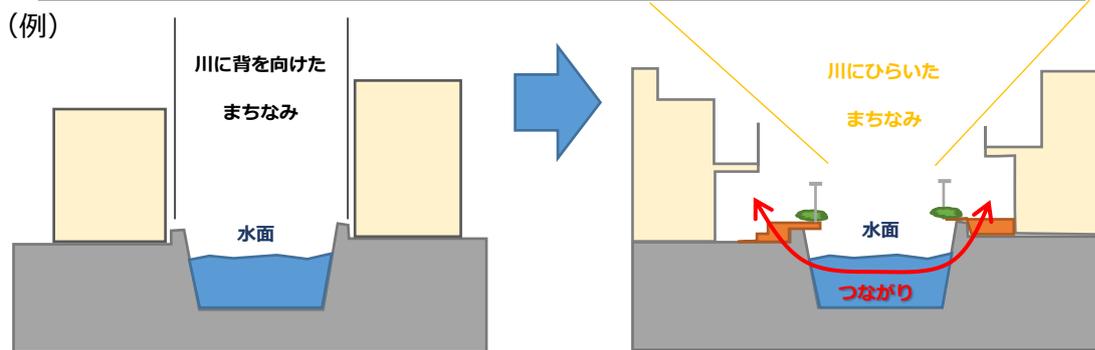
(1) 水面とまちのつながりについて

まちづくりや建築計画を進める際には、川とまちの「つながり」を考えることが重要となります。

- 水面と対岸同士のつながりについて

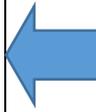
水面を基軸に両岸につながりをもたせ、川に開いた街並みを形成します。

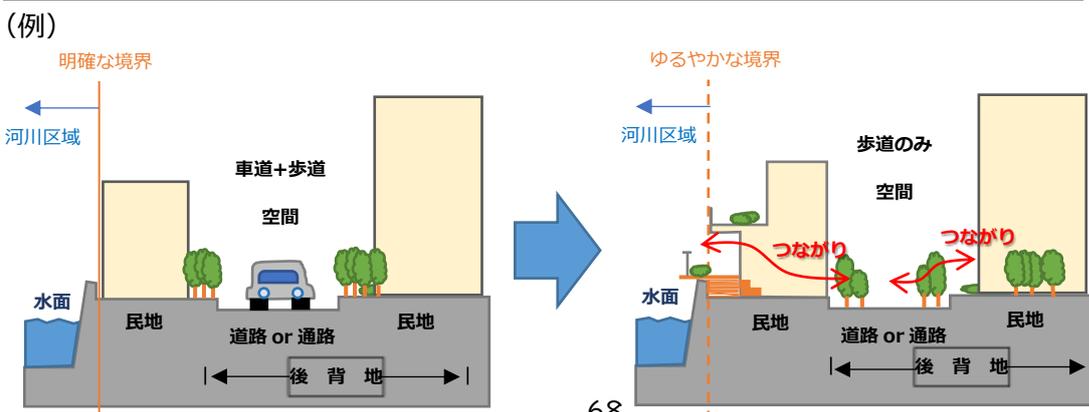
(B) 水辺空間	(A) 水面	(B) 水辺空間
<ul style="list-style-type: none"> ・川が視認しやすい柵のデザイン ・川に顔を向けた建築物 ・歩行空間・賑わい空間の創出 ・建築物の上または中から川を視認できる間取り 	対岸同士の つながり 	<ul style="list-style-type: none"> ・川が視認しやすい柵のデザイン ・川に顔を向けた建築物 ・歩行空間・賑わい空間の創出 ・建築物の上または中から川を視認できる間取り



- 水面から川岸、さらに後背地までのつながりについて

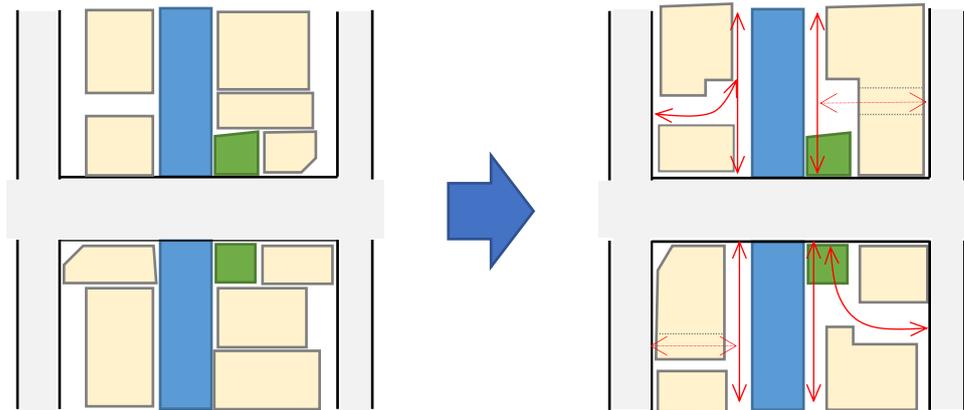
水面から川岸地、その裏の後背地までつながりある空間を形成します。

(A) 水面	支援	(B) 水辺空間	支援	(C) 後背地
川を積極的に使う		水面と水辺空間の関係につながりをもたせることで川を開けた空間とする。		川と水辺空間を支える。市街地と川岸地をつなげる役割を担う。



● 川沿いの空間の連続性

開放的な川沿いの空間をつなげていき連続性もたせます。



(2) 川沿いの建築計画を検討する際の要点

川沿いで建築計画を進める際には、次の3つの要点に配慮し検討をしてください。

要点1 川に顔を向けた建築計画をする。

- ・川沿いに建築設備や屋外階段を配置する場合は、修景する。
- ・建築物内の人の活動が感じられるよう配慮した計画とする。

要点2 開放的な水辺空間を創出する。

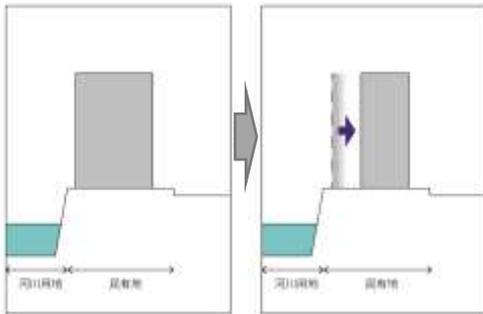
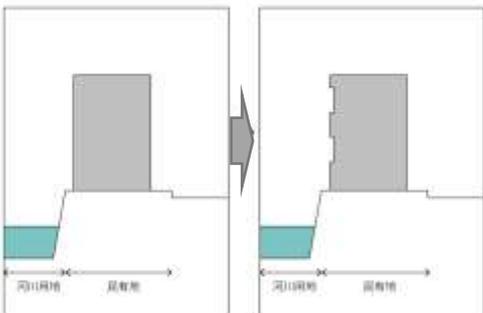
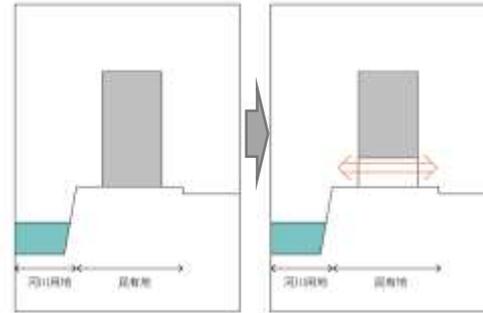
- ・水辺空間に空地を設けた配置とする。
- ・隣接建築物と間隔を設け、建て詰まりを解消する。
- ・後背地である道路等から水辺まで、近づける場所を設ける。

要点3 つながり・連続性を持たせる。

- ・開放的な川沿いの空間につながりをもたせる。
- ・まちの賑わいや後背地とのつながりを大事にする。

(2) 開放的な水辺空間の形成手法について

開放的な水辺空間を形成するための手法を示します。敷地の規模、周辺環境、その他条件にあった形成手法を選択することが大切です。また、形成手法は、建築・建造技術の進歩により増えていくことが想定されます。なお、この形成手法は、あくまで参考事例としての記載であり、計画毎に最善の手法を選択する必要があります。

1. 壁面後退	対象規模 (<input checked="" type="checkbox"/> 大規模 <input checked="" type="checkbox"/> 中規模 <input type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・川と民地の官民境界から壁面を後退させることで、空地を創出する。 ◎川沿いの建築物の建て詰まりを解消できる。 ▲建築基準法の道路斜線制限が厳しくなるため、緩和などの検討が必要となる。 ▲壁面線を後退させることでのメリットが必要となる。
2. 川に顔を向けた建築物	対象規模 (<input checked="" type="checkbox"/> 大規模 <input checked="" type="checkbox"/> 中規模 <input checked="" type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・川沿いに室外機や屋外階段などを設置しない。 ・川側に居室を設けた間取りとする。 ◎建築物内の人々が、川を生活に身近に感じることができる。 ◎建築物内からのあたたかい暮らしの明かりが、川を照らす。 ◎川の閉塞感を解消できる。
3. 通り抜け空間の確保	対象規模 (<input checked="" type="checkbox"/> 大規模 <input checked="" type="checkbox"/> 中規模 <input type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の低層部に、川を眺められる位置まで通じる貫通通路を設ける。 ◎川のイメージ向上に貢献できる。 ◇誰もが利用できる環境が望ましい。

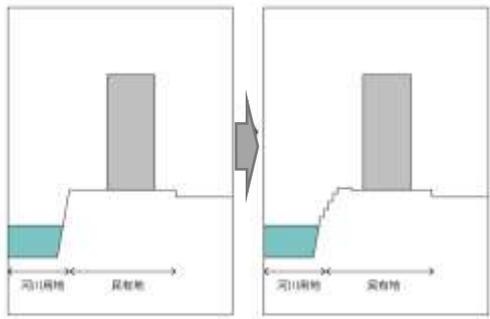
(凡例) ・手法の説明 ◎川沿いに与える効果内容 ◇さらに望ましい内容 ▲要検討内容

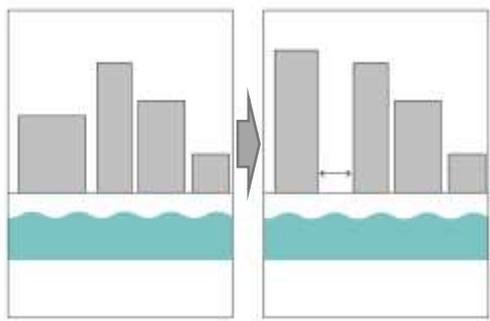
4. 防災船着場の拡充	対象規模	(<input checked="" type="checkbox"/> 大規模 <input type="checkbox"/> 中規模 <input type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・水面へのアクセスポイントを創出する。 ◎非常時は、防災活動の場として活躍する。(防災面の向上) ◎安心・安全を確保した上で、平常時は川を活用した取組みに寄与する。(遊び場への貢献) ◇「3.通り抜け空間の確保」「5.川に面したピロティ」等を設けると望ましい。 	

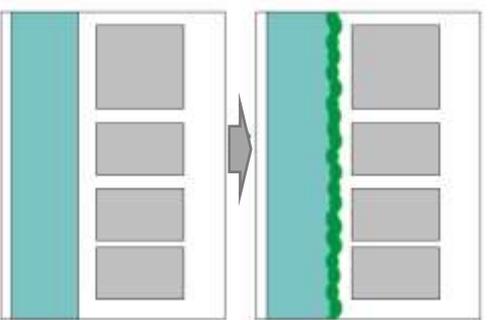
5. 川に面したピロティ	対象規模	(<input type="checkbox"/> 大規模 <input checked="" type="checkbox"/> 中規模 <input checked="" type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた敷地内において、半屋外空間を川沿いに設ける。 ◎川沿いに日常活動の動線が生まれる。(川のイメージ向上に貢献) 	

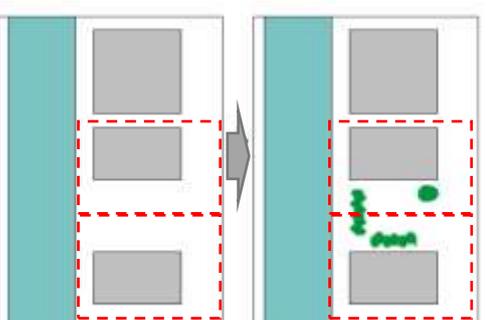
6. 船着場の整備	対象規模	(<input checked="" type="checkbox"/> 大規模 <input type="checkbox"/> 中規模 <input type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模開発時に船着場を設置し、アクティビティの場として活用する。 ◎川での遊び場として活用できる。(賑わい・観光に貢献) ◎川沿い空間の活用の幅を広げる。(川に開いたまちづくりに貢献) ◎川の魅力を発信する拠点となる。(拠点を結ぶネットワークに貢献) ▲水面での活動について、管理者等と協議が必要となる。 	

(凡例) ・手法の説明 ◎川沿いに与える効果内容 ◇さらに望ましい内容 ▲要検討内容

7. 親水テラス	対象規模 (<input checked="" type="checkbox"/> 大規模 <input type="checkbox"/> 中規模 <input type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺に近づけるテラスを設ける。 ◎川をより身近に感じる場として、川のイメージ向上に貢献できる。 ◎人々の憩いの場として活用できる。

8. 隣棟間を空ける	対象規模 (<input checked="" type="checkbox"/> 大規模 <input type="checkbox"/> 中規模 <input type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・隣棟間を空ける。 ◎川沿いの閉塞空間を解消できる。 ◎隣棟間の空地は、建築物の低層部の賑わいの場、憩いの場として活用できる。

9. 護岸の緑化	対象 (<input checked="" type="checkbox"/> 大規模 <input checked="" type="checkbox"/> 中規模 <input checked="" type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地帯を連続で設置する。 ◎生物多様性に貢献できる。 ◎景観の向上に寄与する。 ◇川が見えない植栽とならないことが望ましい。

10. 隣地間の空間を一体的に整備	対象規模 (<input checked="" type="checkbox"/> 大規模 <input checked="" type="checkbox"/> 中規模 <input type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・隣棟間で出来た空き地を一体的に整備する。 ▲隣地間で連携を取った管理体制が必要となる。

(凡例) ・手法の説明 ◎川沿いに与える効果内容 ◇さらに望ましい内容 ▲要検討内容

11. 沿道建築物上の緑化	対象規模 (<input checked="" type="checkbox"/> 大規模 <input checked="" type="checkbox"/> 中規模 <input type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物上に植栽帯を連続で設ける。 ◎立ち並ぶ建築物に統一感が生まれ、景観の向上に寄与する。 ◇水面やビューポイントから見える低層部に設けることが望ましい。

12. 歩道の連続的整備	対象規模 (<input checked="" type="checkbox"/> 大規模 <input checked="" type="checkbox"/> 中規模 <input type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・民地内に連続した歩道上空地を設ける。 ◎水辺空間の連続性に貢献できる。 ◇誰もが通れる環境が望ましい。 ◇「2.川に顔を向けた建築物」、「5.川に面したピロティ」を合わせて計画することが望ましい。 ◇民地間の仕上げ材、落下防止柵は統一したデザインが望ましい。

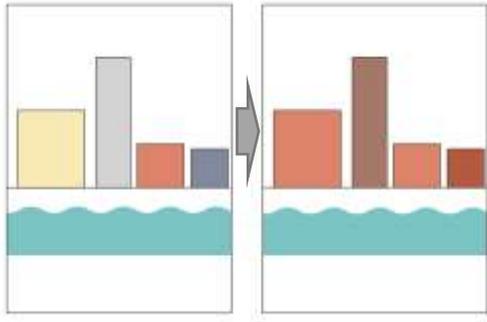
13. 橋詰広場の整備	対象 (<input checked="" type="checkbox"/> 大規模 <input checked="" type="checkbox"/> 中規模 <input checked="" type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間の連続性の始まりの場を整備する。 ◇橋詰広場と民地には境界を設けず、一体的な整備が望ましい。 ◇「7.親水テラス」のような水辺に近づく場を設けると望ましい。 ▲公共の場として限定的な使用のみとなる。 ▲管理者、所有者と協議が必要となる。

14. 川沿いの壁面線の統一化	対象規模 (<input type="checkbox"/> 大規模 <input type="checkbox"/> 中規模 <input checked="" type="checkbox"/> 小規模)
	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた敷地内で、隣接建築物の壁面位置を合わせる。 ◎水辺空間の連続性に貢献できる。 ◇「2.川に顔を向けた建築物」「16.川沿いの外壁デザインをつなげる」と合わせて計画することが望ましい。

(凡例) ・手法の説明 ◎川沿いに与える効果内容 ◇さらに望ましい内容 ▲要検討内容

15. 川沿いの外壁デザインの統一化

対象規模（大規模 中規模 小規模）



・川沿いの外壁デザイン（色彩等）を揃える。

◎敷地の大きさに関係なく、取組みが可能である。

◎水辺空間の連続性に貢献できる。

◇「15.川沿いの壁面線の統一化」と合わせて計画することが望ましい。

（凡例） ・手法の説明 ◎川沿いに与える効果内容 ◇さらに望ましい内容 ▲要検討内容

2 川沿いまちづくりの理想像 モデル検討

開放的な水辺空間の形成手法の理想像を4つの事例を示します。

- パターン① 川沿いの街区で大規模開発をする際の理想像
- パターン② 川沿いの民地内に敷地内通路を設けた理想像
- パターン③ 狭小敷地が連なった環境での理想像
- パターン④ 公共建築物の建て替え時を想定した理想像

パターン① 大規模開発をする際の川沿いの理想像

イラスト図を予定

- ・水面へのアクセスポイントを描く
- ・民地内で川又は水で遊べる場を描き、楽しんでいる人を描く
- ・まちの動線や活動とのつながりを設ける
- ・川沿いに一定の空地・緑地を設け、安らいでいる人を描く
- ・日本橋川沿いの開発を想定。(なお、高速道路はない絵とする。)

説明文を予定

パターン② 川沿いの民地内に敷地内通路を設けたモデル図

イラスト図を予定

川沿いに一定空間の民地内に通路を設けている絵。
風を感じ人が休む、散歩する様子を描く。
橋詰広場とも通路は繋がっている絵とする。
数か所 1 階店舗が川に向いている建築物を描き、川沿いににぎわいを創出させたい。

説明文を予定

パターン③ 狭小敷地が連なった場合の理想像（川沿いに一定空間の通路を設けるのが難しい場合）

イラスト図を予定

- ・川沿いの建築物は、川によってはいるが、壁面の位置を揃えている様子を描く
- ・外壁の色見を統一、または同系色で描く。
- ・建築物の中から、川が眺められる場所があるのが分かるものとする。

例) 1階・2階店舗から見える開口部があったり
3階・4階のテラスまたはバルコニーから眺められる

説明文を予定

パターン④ 公共建築物の建て替え時を想定したイメージ図

イラスト図を予定

低層部は商業施設にして、上層部に公共機能をもってくる。
低層部の商業施設には、川で遊ぶ拠点設ける。
建築物は大規模でなく、中規模程度としたい。

説明文を予定

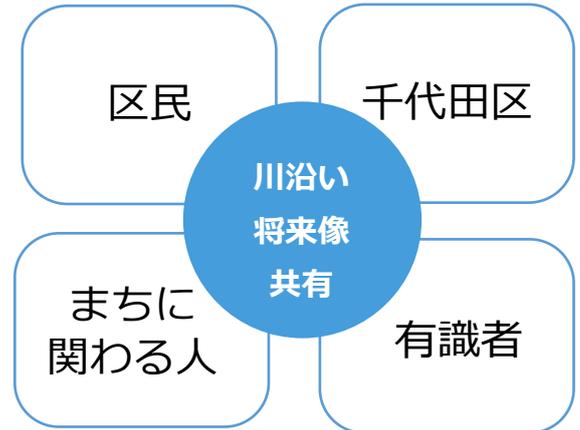
1 川沿いのまちづくりガイドラインの推進に向けて

(1) 川沿いのまちづくりガイドラインの活用について

・ガイドラインの重要なポイント

川や川沿いを魅力ある空間にするために、千代田区民や関わりのある多様な人々と川沿いの全体ビジョン（将来像）を定めた上で、川沿いのまちづくりの方針を定め、川沿いの建築主（事業者・地権者）に気付きを与えるガイドラインです。

少しずつ川に開けた場所をつくり、川を見て感じられる場所をつなげ、最終的には遊び場をつくり、川を楽しめる空間としていきます。



・ガイドラインの活用方法について

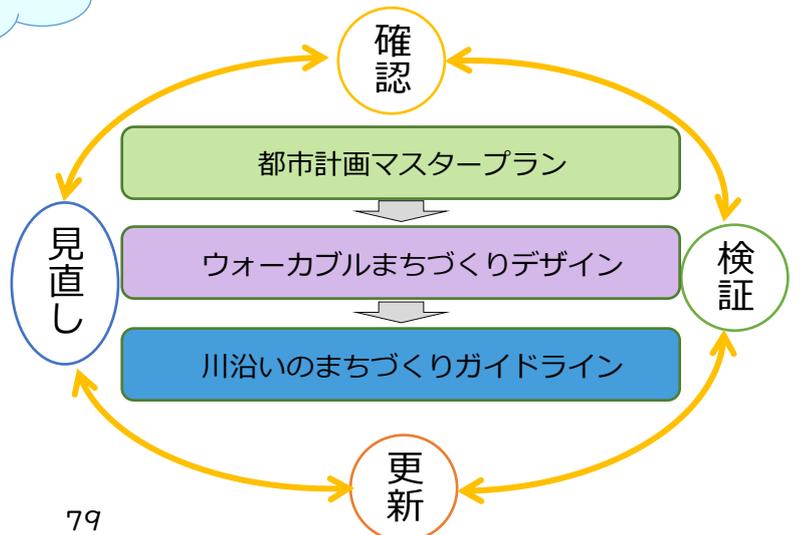
川の周辺で行われる建築行為等に対しては、「景観の事前協議」の際に、ガイドラインを活用し、千代田区と事業者等で建築計画がガイドラインの方針にあっているか、手法が活用できないか協議します。



景観まちづくり計画と各ガイドライン等

・定期的な更新について

上位計画の見直しに合わせて、川沿いのまちづくりガイドラインを更新します。現状のまちづくりについて確認、検証し、将来像に変化がないかを検討します。



(2) 川沿いのまちづくりガイドラインの推進について

川沿いを魅力ある空間にするためには、千代田区だけでなく、様々な主体がそれぞれの役割分担のもと全体ビジョンの実現に向け取り組んでいく必要があります。

・千代田区民、企業等との連携

千代田区民または地域によるエリアマネジメント活動や、民間企業等による川への取組みが実施しやすいように、「エリアマネジメント活動推進ガイドライン」を作成し、環境を整備していきます。

千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインについて

千代田区は、様々な主体の力を集約して、地域自らがその地域の価値を向上させる活動にチャレンジできるようにするため「千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン」を作成しています。(令和4年度作成中)

千代田区のエリアマネジメント活動に対する考え方を示すとともに、地域の一人ひとりが実施主体となり、企業・団体・行政等と連携しながら、まちを使いこなすための各種制度等や事例等を示しています。

・東京都・隣接区との連携

川は、複数の自治体を縫うように通っています。そのため、隣接する自治体間で連携や情報共有をしながら、川沿いのまちづくりを進めていくことは大切なポイントです。より良い川沿いの環境につながるよう、東京都・隣接区と連携を図りながら推進していきます。

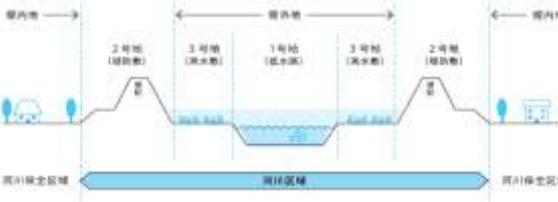
また、東京都の「外濠浄化に向けた基本計画」等による川の水質改善の取組みは、協力して推進していきます。

2 現制度について

川沿いのまちづくりを進めるために関係する法律や制度には以下のものがあります。

河川の使用等の基本的な事項

▼表：河川の使用等の基本的な事項の例

名称	概要
河川の使用	<p>河川の使用については、自由使用と特別使用があり、土地の占用等は特別使用となり河川管理者の許可が必要になります。</p>  <p>河川使用の種類 (資料：ミズベリング事務局)</p>
河川区域	<p>基本的に、堤防に挟まれた区間が河川区域となります。</p>  <p>河川区域の模式図 (資料：ミズベリング事務局)</p>
河川管理者	<p>河川管理者は、川の治水・利水・環境整備の計画や、工事、維持管理を行います。 日本橋川、神田川は東京都及び千代田区が管理していますが、千代田区内の河川占用等の事務手続き等は千代田区が行っています。</p>

法律・条例等

▼表：川沿いのまちづくりに関する法律・条例等の例

名称	概要
河川法	洪水、津波、高潮等による災害の防止、河川の適正利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全のため河川を総合的に管理する法律です。
建築基準法	建築物に関する法律。 建築基準法上では、川は、空地と同様の扱いとなり、斜線制限などが緩和されています。そのため、建築物は川に寄せて計画されることが多く、川沿いの建築物は、川に背面が向いてしまう傾向がみられます。地区計画制度など活用して、建築基準法の緩和ができる地域ルールを用いるなどの工夫が必要となります。

<p>東京都のしゃれた街並みづくり推進条例</p>	<p>小規模な単位でのまちづくりや、一体性のある景観づくり、まちづくり団体の登録を定めた東京都の条例です。</p>	 <p>防災船着場・親水広場のイメージ (資料：東京都)</p>
<p>千代田区水辺を魅力ある都市空間に再生する条例</p>	<p>神田川・日本橋川の水辺空間を潤い、憩い、賑わい、交流のある空間として再生し、都市の魅力を向上させるための条例です。</p>	

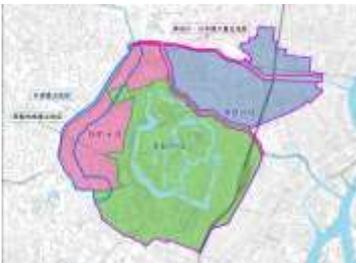
都市計画制度

▼表：川沿いのまちづくりに資する都市計画制度の例

名称	概要
<p>都市開発諸制度</p>	<p>公開空地の確保や域外貢献などを行う建築計画に対して容積率等が緩和される制度です。神田川及び日本橋川を含むエリアでは親水空間整備が域外貢献として評価されます。</p>  <p>容積率緩和のイメージ (資料：東京都)</p>
<p>地区計画</p>	<p>一定の地区内の土地利用や建築のルールを定めるものです。例えば神田川沿いの地区では、川に配慮した景観形成等が目標や方針に組み込まれているものがあります。</p>

計画・指針等

▼表：川沿いのまちづくりに資する計画・指針等の例

名称	概要
<p>千代田区景観まちづくり計画 (令和2年3月)</p>	<p>千代田区の景観形成の指針となる計画です。日本橋川・神田川・外濠を景観重点地区に含み、建築物の景観形成基準を定めています。</p>  <p>景観まちづくり計画の地域区分</p>

<p>千代田区界 限別・重点地区景 観まちづくりガ イドライン（令 和3年3月）</p>	<p>景観まちづくり計画を補完するため、界限と呼ぶ小さな区域毎に、景観特性に合わせた景観形成の指針を示しています。水辺では眺望への配慮や水辺に向けた建築物等の指針が盛り込まれています。</p>  <p>神田川・日本橋川の 景観方針図</p>											
<p>千代田区ウォ カブルまちづく りデザイン (令和4年6月)</p>	<p>質の高い滞留空間や回遊空間を創出するためのウォカブルな要素として、パブリックな河川空間が位置づけられています。</p>  <p>河川空間の活用イメージ</p>											
<p>神田川河畔まち づくりの考え方 (平成22年11月)</p>	<p>東京都が策定した計画です。神田川・日本橋川のまちづくりのあるべき姿と取り組みの方向性を示しています。</p>  <p>整備イメージ (資料：東京都)</p>											
<p>外濠浄化に向け た基本計画 (令和4年5月)</p>	<p>外濠の浄化の事業スキームや施設整備について定めた東京都の計画です。</p> <table border="1" data-bbox="491 1167 1246 1263"> <thead> <tr> <th>外濠浄化に向けた取組</th> <th>2020年代</th> <th>2030年代</th> <th>2040年代</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>STEP1 下水再生水の導水</td> <td>基本計画策定</td> <td>基本設計・詳細設計・工事施工など</td> <td rowspan="2">外濠の水辺再生により、魅力のあるまちづくりを展開</td> </tr> <tr> <td>STEP2 荒川河川水の導水</td> <td>基本計画策定</td> <td>基本設計・詳細設計・工事施工など</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設整備スケジュール（資料：東京都）</p>	外濠浄化に向けた取組	2020年代	2030年代	2040年代	STEP1 下水再生水の導水	基本計画策定	基本設計・詳細設計・工事施工など	外濠の水辺再生により、魅力のあるまちづくりを展開	STEP2 荒川河川水の導水	基本計画策定	基本設計・詳細設計・工事施工など
外濠浄化に向けた取組	2020年代	2030年代	2040年代									
STEP1 下水再生水の導水	基本計画策定	基本設計・詳細設計・工事施工など	外濠の水辺再生により、魅力のあるまちづくりを展開									
STEP2 荒川河川水の導水	基本計画策定	基本設計・詳細設計・工事施工など										
<p>神田川流域河川 整備計画 (平成28年3月)</p>	<p>神田川流域の河川整備の目標や実施事項を東京都が策定しています。防潮堤の高さを水面（A.P.：荒川工事基準面）から5.5mとしています。</p>  <p>防潮堤断面図 (資料：東京都)</p>											

川沿いの空間の利用

▼表：川沿い空間の利用に関する制度の例

名称	概要
<p>河川敷地占用許可準則の特例措置</p>	<p>川沿いの空間のオープン化の特例により、都市・地域再生等利用地区として指定された区域で営業活動ができるようになります。隅田川や日本橋川（中央区）において指定されています。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p style="text-align: center;">オープン化の流れ</p> </div> <div style="flex: 2;"> <ul style="list-style-type: none"> ①広場、イベント施設、遊歩道、船着場 ②前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等 ③日よけ、船上食事施設、突出看板、川床 ④その他都市・地域の再生等のために利用する施設 <p style="text-align: right;">占有が可能な施設 (資料：国土交通省)</p> </div> </div>
<p>道路占用許可</p>	<p>道路に一定の物件や施設などを設置する場合には道路管理者の許可が必要です。地方公共団体やエリアマネジメント団体が行う地域活動等では以下のような物件の設置が許可されています。</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; background-color: #e6f2ff;"> <ul style="list-style-type: none"> ・テント、パラソル ・テーブル、椅子 ・電飾、提灯、ランプ ・フラワーポット ・ステージ、やぐら、観客席 ・音響機材(スピーカーなど) ・フェンス、コーン ・ベンチ </div>
<p>道路使用許可</p>	<p>道路の交通の妨害や危険が生じるような行為は禁止されていますが、次の行為については所轄警察署の許可により道路を使用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路において工事もしくは作業をしようとする行為 ・道路に石碑、広告板、アーチ等の工作物を設けようとする行為 ・場所を移動しないで、道路に露店、屋台等を出そうとする行為 ・道路において祭礼行事、ロケーション等をしようとする行為
<p>公園使用許可</p>	<p>次のような行為で千代田区の都市公園を使用する場合に許可が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真、テレビ等の撮影 ・防災訓練 ・健康診断（レントゲン撮影等） ・その他公園を一時的に使用する行為

支援制度

▼表：川沿い空間の利用に資する支援制度の例

名称	概要
<p>かわまちづくり支援制度</p>	<p>「かわまちづくり計画」を作成し登録した団体（市区町村、民間事業者、協議会等）に対し、河川管理者による調査や情報提供、占用特例措置、河川管理施設の整備等の支援が行われます。</p>  <p>かわまちづくりの流れ (資料：国土交通省)</p>
<p>水辺のにぎわい創出事業費助成金</p>	<p>東京都と(公財)東京観光財団が交付する助成金です。 水辺を活用したまちづくりに取り組む団体等が行う次の事業の経費に対して1団体当たり1,000万円を限度として助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新たな水辺のにぎわいを創出する施設整備業 ②新たな水辺のにぎわいを創出するイベント事業 <p>公布対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光協会等 ・水辺活動団体 ・商工会等 ・民間事業者
<p>ミズベリング</p>	<p>市町村や住民、民間企業による多様な水辺の取組みに対して国土交通省が協働プレイヤー、コーディネーター、ファシリテーターといった支援を行うプロジェクトです。</p>  <p>ミズベリングの各種プロジェクト (資料：ミズベリング事務局)</p>

3

今後の具体的検討すべき事項について

(1) 維持管理

川沿いの整備が進んだとしても、誰もが楽しめ、歩きたくなる空間であり続けるためには、日常的な維持管理が欠かせません。管理者はもとより、様々な主体が協力し、魅力ある空間を維持し続けるための体制づくりが重要です。

(2) 誘導策について

地権者や開発事業者等が川に顔を向けた建築物を計画することでメリットを感じるインセンティブについて検討が必要です。また、川沿いの歩行空間を整備するための誘導策について、検討が必要です。

(3) まちづくり施策との連携

現状の法律等の規制により、川沿いの建築物は、川に寄り、背を向けた建築物になってしまっています。川に開けたまちづくりの実行性を高めていくためには、規制緩和を活用できる仕組みづくりが必要です。例えば、地区計画制度による地域ルールなどを設けることによる建築基準法の斜線緩和などが考えられます。その他、まちづくり施策との連携が必要です。

千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討について

1 千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会の設置

千代田区都市計画マスタープラン（令和 3 年 5 月 31 日改定）が示す将来像「つながる都心」の実現に向け、まちに関わる多様な主体が相互につながりを強めて、地域一体となったまちづくりが展開できるようにするため、多様な意見を交換して地域の共通認識を築くまちづくりの合意形成のあり方及びその実現に向けた仕組みとしてのまちづくりプラットフォームについて検討を行う。

2 第 2 回検討会

(1) 開催日 令和 4 年 12 月 22 日（木）

(2) 議題

・第 1 回検討会での意見対応について

・千代田区まちづくりプラットフォームのあり方骨子（案）について

(3) 主な意見

ア 着地点を見つけることよりも、対話を繰り返すことに重きを置くべきである。納得や許容の前には信頼がある。

イ 言葉の選び方によってイメージが変わる。「納得」や「許容」にはネガティブなイメージがある。

ウ 毎年人口の 1 割が入れ替わる千代田区にとっては、1 人でも多くの区民の参画が重要である。

エ まちづくりプラットフォームは、具体的な被害や損についてではなく「はっきりした答えは出ないが、このまちではこうしよう」という合意形成を目指す形が良いのではないか。

オ 合意形成によって全てが解決できるものではない。合意形成したから、再開発を行ったりそれを阻止したりできるわけではない。合意形成が何をもたらすか、合意形成を行うとどうなるかを明示する必要がある。

カ 「合意したからもう何も言うな」ということではなく、合意形成のプロセスを通じて直接的・間接的な関係者が良い気分になり、千代田区は良いまちであると信頼してもらうことが大事である。

キ まちづくりプラットフォームによってできることの可能性を、内容を整理してはじめに示す必要がある。

ク 合意形成のプロセスがもたらすものの一つとして、千代田区の良さが伝わることが挙げられる。

ケ 「合意形成」や「合意形成のあり方」など、大上段に構えているような印象を受ける。この検討会が開かれた背景や根底にある課題、合意形成というプロセスがもたらすことなどを整理して記載するべきである。

コ エリアプラットフォームとは何かを示し、それを支援するものとしてまちづくりプラットフォームを示す構成が良い。

サ 極端な意見に振り回されず、判断を可視化して提示することが合意形成の本質だと考える。都市計画審議会等の決定において、判断してもらうための材料作りがまちづくりプラットフォームの成果ではないか。

シ 区民を「お客さん」ではなく「パートナー・仲間」と捉え、区と区民と一緒に考えていく姿勢を見せられると良い。

3 今後のスケジュール

令和 4 年度

令和 5 年 3 月 15 日：第 3 回検討会

令和 5 年度

令和 5 年 6 月頃：第 4 回検討会

10 月頃：まちづくりプラットフォームの実証実験

12 月頃：第 5 回検討会

令和 6 年 1 月頃：パブリックコメント

3 月頃：第 6 回検討会

3 月末：千代田区まちづくりプラットフォームのあり方策定

副区長の定数について

政策経営部総務課

副区長の定数について、これまでの 1 名体制から 2 名体制にするにあたり、関係する規程を改正する必要がある。

1 改正が必要な理由

社会全体でデジタル化の遅れによる様々な課題が明らかとなる中で、誰一人取り残さず、すべての区民に対しデジタル化の恩恵を受けた質の高い区民サービスを提供するためには、積極的な業務の改善に加え、デジタル化を推進し、業務の効率化を図らなければならない。

そのためには、これまで以上に高度な政策判断や組織横断的な調整をスピーディーに行わなければならないことから、事務の総指揮を執る副区長を、これまでの 1 名体制から 2 名体制にするにあたり、関係する規定を改正する必要がある。

2 改正予定の条例

千代田区副区長定数条例

3 施行予定の期日

令和 5 年 4 月 1 日

千代田区第 4 次基本構想（素案）等について

1 パブリックコメント

(1) 実施概要

① 募集期間

令和 4 年 12 月 5 日（月）から令和 5 年 1 月 6 日（金）まで

② 募集方法

ホームページ、郵送、ファクス、Eメール

③ 周知方法

広報千代田 12 月 5 日号、区ホームページ、各種 SNS(LINE、Facebook、Twitter)、
区役所 2 階区政情報コーナー、各出張所、区役所 6 階企画課等

④ 意見者数及び件数

区内在住者	在勤者	利害関係者	計
6 人	1 人	2 人	9 人

件 数 ： 11 件（その他、本件に関連しない意見 2 件）

(2) パブリックコメントの意見

資料 2-2 参照

2 住民説明会

(1) 実施概要

① 目 的

パブリックコメントを実施している千代田区第 4 次基本構想（素案）等について、資料を用いて、その内容や検討経緯を区民等に対面にて説明する。

② 周知方法

パブリックコメント同様の周知方法

※ オープンハウス型説明会については、上記に加え、案内チラシの配布

③ 参加人数

住民説明会 9 名 オープンハウス型説明会 49 名 計 58 名

④ 実施日時

(住民説明会)

会 場	開催日	時 間
万世橋出張所	令和4年12月9日(金)	午後4時30分～5時30分
		午後6時30分～7時30分
千代田区役所	令和4年12月10日(土)	午前11時～12時
		午後1時30分～2時30分
	令和4年12月11日(日)	午前11時～12時
		午後1時30分～2時30分
神田公園出張所	令和4年12月12日(月)	午後1時30分～2時30分
		午後3時30分～4時30分
和泉橋出張所	令和4年12月13日(火)	午前10時30分～11時30分
		午後1時30分～2時30分
富士見出張所	令和4年12月15日(木)	午前10時30分～11時30分
		午後1時30分～2時30分
麴町出張所	令和4年12月22日(木)	午後3時30分～4時30分
		午後6時～7時
神保町出張所	令和4年12月23日(金)	午後3時30分～4時30分
		午後6時～7時

(オープンハウス型説明会)

会 場	開催日	時 間
千代田区役所	令和4年12月10日(土)	午前10時～午後4時
	令和4年12月11日(日)	午前10時～午後3時

2 千代田区第4次基本構想の策定及び関係条例の取扱いについて

(1) 千代田区第4次基本構想の策定

第3次基本構想の策定から約20年が経過しており、新型コロナウイルス感染症等によって、区を取り巻く状況は大きな転換期を迎えている。

こうした状況を踏まえ、新たな基本構想の策定に向け、各種アンケートや団体関係者へのヒアリング、区民への意見募集を行うとともに、区民や学識経験者で構成する千代田区基本構想懇談会を設置し、多くの方々から意見を伺った。

今般、懇談会からの提言書など多くの意見を踏まえ、千代田区の将来像を示した第4次基本構想を策定する。また、第4次基本構想の策定とともに、第3次基本構想を廃止する。

※ 「千代田区第4次基本構想（案）」のとおり（資料2-3 参照）

(2) 関係条例の取扱いについて

① 概 要

第4次基本構想の策定に伴い、第3次基本構想を実現するための「千代田区行財政改革に関する基本条例（平成14年3月20日条例第1号）」を廃止する必要がある。

※ 第4次基本構想に掲げるめざすべき将来像に向けた取組みを展開していくにあたり、別途、今後の行財政運営の考え方を提示する。（資料2-4 参照）

② 施行予定日

公布の日から

■ 千代田区第4次基本構想（素案）及び今後の行財政運営の考え方（素案）に関する意見公募の結果

【千代田区第4次基本構想（素案）、千代田区第3次基本構想の廃止、今後の行財政運営の考え方、千代田区行財政改革に関する基本条例の廃止】

No.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 「はじめに」 「3 分野別将来像」 	区内在住者	<p>次期基本構想および今後の行政運営のあり方について、すでに一部記載はあるが、「防災」をさらに前面に出し、今後の行政運営においても現在の防災対策状況を積極的に発信されると同時に、千代田区の防災計画についてもその実効性を担保するために、行政だけでなく企業や学校等、通勤・通学者・一時来訪者・買い物客等の観点も含めた防災計画の策定と浸透、被災訓練の策定と実施、その結果の発信と改善点の組み込み等のPDCAサイクルでの運営をお願いしたい。</p> <p>本件は千代田区だけで対応できることではないので、都政、国政にも千代田区から積極的に働きかけ、まさに国政や経済の中核に所在する地区として防災対策を一層堅確化され、その実効性を向上されることをお願いしたい。</p>	<p>都の首都直下地震の被害想定が10年ぶりに見直され、本区の帰宅困難者数が増加するなど新たな課題であると認識しております。今後、都の地域防災計画の修正を踏まえ、本区でも千代田区地域防災計画を見直す予定であり、区内の団体や企業など様々な主体との協定や取組みについても点検してまいります。また今後も、防災対策の積極的な発信に努めていくとともに、国や東京都との包括的な支援体制を継続してまいります。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 「はじめに」 「3 分野別将来像」 	在勤者	<p>「千代田区第4次基本構想（素案）」の「はじめに」に以下の記載がある。</p> <p>「首都直下地震、地球温暖化など、区民の命や暮らしに直結する様々なリスクが高まりを見せています」</p> <p>特に秋葉原駅近郊、東京駅近郊（八重洲）が当てはまるが、古い建物を取り壊し、巨大なオフィスビルがいくつも建造されている。</p> <p>企業が購入した土地なのでそこに何を建てるのも企業の勝手だが、この行いを首都直下地震や、気候変動の問題とセットで考えた際、あまり良い行為とは思えない。</p> <p>人が局所的に集中してしまい、何よりエネルギーの利用量が多く、多くのCO2も排出されるのではないか。</p> <p>「分野別の将来像」に記載のある「普遍的な幸せ」を実現するためには、巨大なオフィスビルよりも公園やスポーツ施設といったものを建設した方が良いと思う。</p> <p>それには区が土地を購入しなければならない等の制約もあるかと思うが、ご検討いただきたい。</p>	<p>基本構想（素案）では、分野別の将来像のひとつに「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」を掲げ、良好な環境の継承や人にやさしいまちづくり、強靱な都市基盤の構築を目指すこととしています。</p> <p>今後、脱炭素社会の実現に向けた基盤の構築、区民の暮らしや事業者の活動の継続性を確保するための空間・機能・施設等の充実に取り組んでまいります。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> 「はじめに」 「今後の行財政運営の考え方」 	区内在住者	<p>今回の第4次基本構想及び今後の行財政運営の考えに対して以前の基本構想の振り返りでは、人口の増加、5万人を達成した点だけが強調されているが、定住人口の増加が行われてきたのか、年間の人口移動推計では年に5000人の入れ替わりが起きていると思う。</p> <p>5年で25,000人が入れ替わる事実をどこに表現しているのかが明確ではない。</p>	<p>今回の意見公募に関する資料には、いわゆる人口の入れ替わりに関する情報はお示ししていません。</p> <p>ご指摘のとおり本区では、居住年数が10年未満の短期居住者が51.7%を占めており、10年以上の中長期居住者の割合を上回っております。基本構想（素案）の検討過程で実施したヒアリングや懇談会では、このことに関連するご意見もいただき、「めざすべき将来像」において、「人やまちとのつながりを大切にし、住み続けられるまち」をめざすこととしています。</p>

No.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
4	「区と基本構想の役割」	区内在住者	千代田区は行政区域と行政、そして住民である区民の三位が必要で区民の参画を求めなくては「基礎的自治体」とは言えない。 区政の上位の基本構想に区民の存在を明記して、参画についての表記を織り込み、議決すべき事を求める。 以上の点から、単なる理念を表明するのではなく、実効性が有り下位の施策との整合性が広く区民に対して解り検証が出来るような制度が必要である。 開かれた区民のための区政を目標にするのであれば、区政内部での検証だけでは無い検証制度の構築を求める。	ご指摘の通り、区民に最も身近な地方公共団体の運営には、区民の参画が不可欠であると認識しております。 このため、基本構想（素案）第4項（3）参画・協働の推進において、区と区民が一丸となって将来像を実現していくために、区民の主体的な参画を推進していくことや区民や事業者、他自治体との連携、協働を推進していくことを記載しております。 基本構想と施策の整合性については、分野別計画等でお示しするとともに、より実効性を高めていけるよう、継続的に検証してまいります。
5	「3 分野別将来像」	区内在住者	なにより子育てに力を入れていただきたい。 今までも千代田区はがんばっていると感じているが、日本トップの子育て支援を目指していただきたい。 たとえば、次世代育成手当の金額を増やしたり、ふたりめの保育料を半額ではなく無料にしたり、産後ケアの補助をもう少し手厚くしたり、港区や明石市などをの上をいってほしい。	基本構想（素案）では、分野別の将来像のひとつに「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」を掲げ、多様なライフスタイルやライフステージに応じ、安心して子育てができるまちを目指すこととしています。 個々の事案についての具体的な取組みに関するご意見については、今後の検討の際の参考にさせていただきます。
6	「3 分野別将来像」	区内在住者	障害者のサポートをもっと強化していただきたい。 障害者としては、自立支援や就労移行支援などの所得によって変わる料金がつらい。私は収入がないのに、家族の収入で料金が変わるので、就労移行支援で毎月約4万円は言いづらい。世帯ではなく個人に収入が少ない場合、その分千代田区が補助していただけないか。 また、相談しやすい方が少ない。保健師の方々も若い方が多く、病気に理解があまりないように感じてしまう。 ベテランをもう少し増やしたり、子どもだけではなく障害者のことに詳しい方を入れてほしい。 就労支援の方も頼りない。検討願いたい。	基本構想（素案）では、分野別の将来像のひとつに「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」を掲げ、誰ひとり取り残されることがなく、自分らしく自立した生活を送ることのできるまちを目指すこととしています。 個々の事案についての具体的な取組みや、区の相談体制に関するご意見については、今後の検討の際の参考にさせていただきます。
7	・第3次基本構想の廃止 ・「4 基本構想の実現に向けて」	区内在住者	第3次基本構想で、基本構想の実現に向けての項目について 成果を適切に把握・評価するの中で、10年程度を計画期間とする基本計画を策定するとあるが、今回の第四次基本構想では”行政評価制度と連携の部分が無い点が、正確な評価が出来ない恐れを感じる。 機動的な区政運営も重要だが、最上位に位置づけされた条例と同等の議決が必要とされる「基本構想」であり、効果の検証が重要だと思う。 第三次基本構想で書かれている様に「行政評価制度」との連携を明確にした表記が必要である。	新たな基本構想のもとでは、基本計画に代えて、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、中期的な取り組みを示した「将来像に向けた方針」を毎年度作成することで、社会情勢の変化に機動的かつ的確に施策を展開してまいります。本方針の見直しにあたっては、行政評価制度との連携が図れるよう今後検討する予定です。

No.	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
8	「基本構想の実現に向けて」の (2)「多様性を尊重し認めあう社会づくり」	利害関係者	「基本構想の実現に向けて」の(2)「多様性を尊重し認めあう社会づくり」について 千代田区はこれまで繰り返し、練成公園を出発点とする在特会のヘイトデモに、公園占有許可を下ろしてきた。 そのおかげで、千代田区内のみならず、隣接する文京区、台東区にもデモ隊は練り歩き、近隣住民を不安にさせてきた。とりわけ練成公園のすぐ北側には、台東区立黒門小学校があり、休日にも多くの児童が行き来している。 千代田区は、「多様性を尊重し認めあう社会づくり」を謳うのであれば、基本構想に、ヘイトスピーチ撲滅についての文言も入れていただきたい。 また今後は、ヘイトスピーチ撲滅について真剣に考え、たとえばヘイトを繰り返した前科のある団体には、公園専有許可を下ろさないなどの対策を取って頂ますようお願いしたい。	持続可能な社会を実現するためには、多様な価値観や考え方を尊重し、お互いを認め合う社会を実現していくことが重要です。 個々の事案についての具体的な取組みに関するご意見については、今後の検討の際の参考にさせていただきます。
9	・「基本構想の実現に向けて」の 「(2)多様性を尊重し認めあう社会づくり」、 「(3)参画・協働の推進」	区内在住者	第4次基本構想に書かれている、基本構想の実現に向けてでは、 (2)多様性を尊重し認めあう社会づくりで互いに認め合うことが重要と表現されているが、それを推進する方法制度の表記がされていない点が不十分だと思う。 そのためには、情報発信や情報公開ではなく、情報共有までの情報の公開性を高めて、「多数の区民から意見を取り入れる制度、適時適正に行う」の文言の追加を行う事を求める。	ご指摘については、基本構想(素案)第4項(3)参画・協働の推進の部分で「区民の様々な意見を尊重する」と表現しております。区民や事業者をはじめ、様々な主体の方々のからの理解を得ながら、基本構想に掲げるめざすべき将来像の実現に努めてまいります。
10	その他	区内在住者	ふるさと納税への取り組みをお願いしたい。事業へのコストもあると思うので、返礼品が多岐に渡らずとも、区内で使える商品券や食事券などだけでもよい。 ふるさと納税への寄付分を、在住の区の財政に活かしたいが、現状では寄付ができない。 そのため、他の自治体への寄付を検討してしまう。財源が他の自治体に流れていってしまうのはもったいないと思う。	ふるさと納税制度は、地方交付税の財源を圧迫するとともに、特別区など、地方交付税の不交付団体には減収の補填が及ばないなどの理由から、特別区長会では、制度の見直しを求めています。 一方、現行制度の枠内でも、返礼品に依存しないふるさと納税の仕組みをはじめとした様々な寄付制度について、議論を深めてまいります。
11	その他	区内在住者	行政の垣根を超えた素早い対応課の新設を熱望致します。(quick response) 2022年秋、御茶ノ水駅付近で、歩道に敷き詰めてあった煉瓦が1個欠落していました。いっこうに修復されず、年末にどなたかがモルタルで補修して戴きました。これでは遅すぎます。遅いのは誰でもできます。 ネットほどの情報手段がここまで発達した現在、スマホを利用して不具合箇所を伝達し、行政は、①管轄や補修時期を明示していただきたい。②行政の明確化が必要です。	ご提案については、関係機関などとの連携も含め、具体的な取組みを検討していく上での参考にさせていただきます。
	その他、本意見公募と関連しない意見2件			

千代田区第 4 次基本構想（案）

目次

はじめに

- 1 区と基本構想の役割
- 2 めざすべき将来像
- 3 分野別の将来像

自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

- 4 基本構想の実現に向けて

はじめに

千代田区は、江戸城を中心に発展した地域であり、江戸時代から、政治・経済・文化の中心として歴史を刻んできました。

しかし、昭和 30 年代の高度成長期から平成初頭のバブル経済の崩壊にかけて業務地化が進み定住人口が減少した結果、自治体の存続そのものが危ぶまれる状況に至りました。

こうした社会的背景のもと、昭和 53 年 6 月に区として初めて基本構想を策定して以降一貫して人口回復に向けた政策を展開し、現在では、平成 13 年に策定した第 3 次基本構想に掲げた 5 万人の目標人口を超え、当分の間、人口増加傾向が続くことが見込まれています。

本区の人口が増加傾向にある一方、わが国の人口はすでに減少傾向にあり、経済の活力低下などが懸念されています。また、少子・高齢化の進行による社会への影響、首都直下地震、地球温暖化など、区民の命や暮らしに直結する様々なリスクが高まりを見せています。加えて、新型コロナウイルス感染症、国際化の進展、ジェンダー平等や多様性の尊重など、人々の意識も変化しています。こうした状況の中、今後、社会経済情勢の変化のスピードが一層加速することが想定されています。

このため、今後おおむね 20 年先の社会を見据え、これから先の変化が激しく不確実な世の中にあっても、リスクや環境変化に的確に対応し、持続可能な地域社会を築いていきます。そして、基礎的な地方公共団体として、区民の命や健康を守ることを第一に、

「教育と文化のまち千代田区宣言」や「国際平和都市千代田区宣言」などを踏まえ、区に関わるすべての人が輝けるまちを実現し、暮らしに明るさと豊かさを実感できる千代田の新時代を築いていきます。

1 区と基本構想の役割

(1) 住民に最も身近な基礎的な地方公共団体としての役割

地方公共団体は、憲法で定める地方自治の本旨に基づき、住民福祉の増進を図るために、地域における行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割を広く担う存在です。また、住民に最も身近な行政主体である千代田区は、東京都など、広域行政を担う地方公共団体と異なり、住民の暮らしに直接関わる仕事を優先的に行っています。

これまで千代田区は、基礎的な地方公共団体として、自主的かつ自律的な自治体運営を進めてきました。今後も引き続き、安定的な財源の確保に取り組むとともに、自らの意思と責任で主体的に取り組める住民自治を確立し、住民にとって頼れる存在をめざします。

(2) 基本構想の役割

基本構想は、千代田区の将来像や分野別のあるべき姿を描き、その実現に向けて進むべき方向性を示すものです。

また、区の行政計画の最上位に位置付けられる理念であるとともに、行政運営の基本となる指針です。

さらに、区民や団体、企業など、千代田区に関わるすべての人々と共有し、一体となって実現するための指針としての役割を持つものです。

2 めざすべき将来像

「伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」

千代田区は、皇居を中心に、官庁街・オフィス街・商店街・住宅街など個性豊かなまちを有しています。そして、そこで活動する人々が、お祭りやまち並みなどに象徴される文化、伝統を受け継いできました。

私たちが受け継いできた伝統は、長い歴史の中で、それぞれの時代における人々が新たな文化や価値観を取り入れ、発展してきたものであり、千代田区の魅力を高めてきました。

社会の変化が激しい時代にあっても、私たちは、先人が築いてきた伝統を大切にしな

がら、新たな時代における文化や価値観とも調和をはかり、未来に向け力強く躍進し続けます。そして、人やまちとのつながりを大切にし、住み続けられるまちをめざすとともに、千代田に住み、働き、学び、集うすべての人々が輝き、彩りにあふれ、将来にわたって希望に満ちた魅力あふれるまちをめざします。

3 分野別の将来像

コロナ禍を経験した私たちは、これまで当たり前だった日常のなかに、“普遍的な幸せ”があることを肌で感じました。

このような実体験から、私たちは、時代や社会情勢が激しく移り変わるなかにあっても、変わることはない魅力あふれる未来の姿を描き、人やまちを豊かにすることの重要性をあらためて認識しました。

私たちは、今ここに「めざすべき将来像」を実現したまちと人々の暮らしの姿を掲げ、時代の変化に的確に対応しながら、その実現に向けて、果敢に挑戦していきます。

○ 自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

「いつまでも元気で充実していること。

それはすべての人にとって普遍的な願いです。

その願いを叶えるため、すべての人が共に支えあい、

自分らしく心身ともに健康に、安心して生活を送れるまちをめざします。

また、生涯を通じて心豊かに学び、成長しあえるまちをめざします。」

- ・ 多様なライフスタイルやライフステージに応じ、安心して子育てができています。
- ・ すべての子どもたちの個性や意思が尊重され大切に育まれながら、すくすくと成長しています。
- ・ お互いに支えあい、誰ひとり取り残されることがなく、自分らしく、自立した生活を送ることができています。
- ・ 衛生的な環境のもと、いきいきと健康に暮らしています。
- ・ 生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。
- ・ 伝統や歴史、文化芸術に触れ、受け継ぎ、学んでいくことで、心が豊かになっています。

○ 集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

「まちには人がいて、はじめて活気とにぎわいが生まれます。

活気とにぎわいで魅力あふれるまちには、人が集まります。

人が集まることでつながるきっかけが生まれ、互いに支えあうことができるまちをめざします。

また、区内には様々な企業や商店、大学等があります。そうした千代田区の地域特性を活かし、地域経済を活性化させ、誰もが豊かさを享受できるまちをめざします。」

- ・ 活発な事業活動により、地域がうるおい、豊かな暮らしを享受できています。
- ・ 人とのつながりが感じられ、支えあうできています。

○ やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

「良好な環境は、人にやすらぎを与え、暮らしを豊かにし、

安全なまちは、人の安心につながります。

また、暮らし続けたいと思える住環境は、人々の誇りとなります。

身近に触れあうことができる自然と近代的なまち並みの中で、

誰もが安心して快適にすごせるまちをめざします。」

- ・ 良好な環境が次世代に継承され、このまちに愛着や誇りを感じています。
- ・ 人にやさしいまちづくりにより、便利で快適な都心生活を送っています。
- ・ 地域特性を踏まえた強靱な都市基盤や災害に備えた体制のもとで、安心して暮らすことができます。

4 基本構想の実現に向けて

(1) 変化の激しい時代への柔軟な対応

私たちは、変化が激しく将来の予測が難しい時代を迎えています。このような中で将来像を実現していくためには、機動的な区政運営が不可欠です。このため、効果的・効率的な行財政運営に努めるとともに、新たな技術や民間活力も積極的に活用しながら、様々な課題に柔軟に対応していきます。

(2) 多様性を尊重し認めあう社会づくり

将来像を実現し、豊かな地域社会を持続可能なものとするためには、多様な価値観や考え方を尊重し、互いに認めあうことが重要です。このため、多様性を包摂する社会づくりを推進します。

また、国際都市東京の中心である千代田区として、国や文化などの多様性を尊重し、人権や平和を守る取組みを進めていきます。

(3) 参画・協働の推進

区と区民が一丸となって将来像を実現していくため、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への区民の主体的な参画を推進していきます。また、区民の様々な意見を尊重し、区民からの理解を得られるよう努めます。

さらに、区民、事業者、他自治体など、様々な主体との連携、協働を推進し、地域課題の解決や新たな活力の創出に繋げていきます。

今後の行財政運営の考え方（案）

I 趣 旨

本区はこれまで、自主的で自律的な行財政運営を確立し、将来にわたって質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくことをめざしてきました。今後も、基礎的な地方公共団体として、区民や事業者のニーズを的確にとらえ、それらに寄り添った施策を柔軟かつ迅速に展開していくためには、適切な行財政運営が不可欠です。

今般、千代田区第4次基本構想に掲げるめざすべき将来像に向けた取組みを展開していくにあたり、今後の行財政運営の考え方を示します。

II 今後の行財政運営の考え方

本区の人口は当分の間増加傾向にあり、行政需要は今後も複雑化、多様化していくことが想定されます。一方、我が国の総人口は、平成20（2008）年をピークに減少に転じており、経済の活力低下や将来の公共サービスの担い手不足などが危惧されています。加えて、今後の社会経済情勢はこれまで以上に急速に変化していくことが想定されています。

こうした状況のもと、千代田区第4次基本構想に掲げるめざすべき将来像を実現するため、以下の考え方に基づき行財政運営を推進していきます。

1 変化に柔軟に対応できる行財政運営の推進

今後の変化の激しい社会経済情勢においても、質の高いサービスを継続的、安定的に提供するとともに、新たな課題にも迅速かつ柔軟に対応していくことが必要です。このため、毎年度の予算編成の際、時々の課題や各種の分野別計画を踏まえて中期的な取組みの方針を定め、速やかに実行に移していきます。また、人材育成による職員の能力向上を図るとともに、簡素で効率的な組織体制を構築し、機動的な行政運営を推進します。

複雑、多様化する行政需要や増加する業務量に対しては、人材の有効活用を図るとともに、事務事業の見直しや業務改善、デジタル技術の活用や民間開放などを推進し、これにより生み出した人的資源を新たな政策分野やサービスの質の向上に振り向け、組織や人員の肥大化を招かないよう努めます。

2 持続可能な財政基盤の確立

限られた経営資源のもと、徹底した事務事業の見直しを不断に行い、持続可能な財政基盤を確立します。また、自主的、自律的な財政運営を行うため、自主財源の確保に努めます。

さらに、サービスを利用する人と利用しない人の間に不公平が生じないように、受益者負担の適正化を図るとともに、毎年度の予算執行に当たっては、各種補助金等の歳入確保と創意工夫による経費の節減を図ります。

これらに加え、様々な行政需要に対応していくため、各特定目的基金や財政調整基金を有効に活用する、中期的な見通しを持った計画的な財政運営を推進するとともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律 94 号）（以下「財政健全化法」という。）に基づき、健全な財政運営を維持していきます。

3 将来世代に負担を先送りしない財政運営の推進

大規模な施設建設などのため、当該年度で一時的に多額の資金を要し財源不足が生じる場合や、減税その他の税収不足を補填する場合などに、一定の要件のもと、区債を発行する場合があります。

区債を発行すると、区が将来にわたり元利償還金を支払う義務が生じるため、財政の硬直化を招く要因となり、柔軟かつ迅速な施策の展開が困難になるおそれが生じます。

そのため、現在と将来の世代間負担の公平性を図る区債の意義を踏まえつつ、財政健全化法に基づく適切な将来負担比率の維持に努め、できる限り将来世代に負担を先送りしない財政運営を行います。

4 透明性のある行財政運営の推進

開かれた行財政運営を推進していくため、区の職員の給与や定数管理、財政運営の状況等を年に 1 回以上公表し、透明性を確保していきます。

千代田区手数料に関する規定整備について

1 経緯

(1) 食品衛生法関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）が改正され、営業許可業種の再編が行われること等を受け、令和 3 年第 1 回定例会において千代田区の食品衛生に関する営業許可手数料を改正した。

当該改正により、従前の額を上回ることとなる手数料については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、従前の額に据え置くための経過措置を併せて設けているが、新型コロナウイルス感染拡大の長期化を受け、当該措置を延長する。

(2) 多機能端末機による証明書交付関係

全国のコンビニエンスストアの端末（多機能端末機）でマイナンバーカードを使用して発行できる全ての証明書交付手数料について、現在は窓口での発行と同じ金額である。多機能端末機の利用を更に促進し、利用者に利便性を実感してもらうとともに、窓口業務のより効果的・効率的な改善を図るため、多機能端末機による証明書交付手数料を新設する。

(3) 千代田区マンション管理適正化推進計画関係

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 62 号）に基づき、令和 4 年 12 月 16 日に千代田区マンション管理適正化推進計画を策定した。

この計画を定めた地方公共団体は、一定の基準を満たすマンションの管理計画を認定することが可能となったことから、マンションの管理に関する計画の認定申請の審査にかかる手数料を新設する。

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

令和 4 年 10 月 1 日、国が再生可能エネルギーの利用拡大の観点から、低炭素建築物の認定基準及び建築物エネルギー消費性能誘導基準として、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入を要件化した。

この要件化に伴い、共同住宅において、低炭素建築物及び性能向上計画を認定するに当たっては、住戸単位での太陽光発電設備等の性能評価が難しくなるなどのことから、住戸単位での認定が廃止され、住棟単位での評価に統一された。

これに伴い、共同住宅の住戸単位での認定に係る手数料を廃止する。

2 主な規定整備内容

- (1) 適用期間の終期を令和5年3月31日から令和6年3月31日に改める。
- (2) 多機能端末機による証明書交付手数料を新設するとともに、多機能端末機の定義を定める。
- (3) マンション管理計画の認定申請に対する審査手数料を新設する。
- (4) 住戸ごとの申請の場合に係る手数料に関する規定を削除する。

3 施行予定日

- (1) 公布の日
- (2) 令和5年4月1日
- (3) 令和5年4月1日
- (4) 公布の日

千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規定整備について

政策経営部 IT 推進課

1 規定整備の趣旨

心身障害者医療費助成制度（※）が、個人番号独自利用事務として情報連携が可能になったことに伴い、「千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成 27 年条例第 30 号）の規定整備を行う。

※心身障害者医療助成制度

心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉の増進を図るもの。

「心身障害者の医療費助成に関する条例」（昭和 49 年東京都条例第 20 号）に基づき、東京都が主体となって実施する制度であるが、申請書の受理・受給者証の交付・医療費の支払い等の事務は、地方自治法に基づく「条例による事務処理の特例制度」（平成 11 年東京都条例第 106 号）により、区が実施している。

2 規定整備の内容

個人番号の利用範囲を定める上記区条例に、区長が処理する事務として、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務を、利用する特定個人情報として、地方税関係情報又は生活保護関係情報を、それぞれ追加する。

これにより、転入者が助成制度の申請を行う際に、前住地において課税証明等を取得し、提出することなく手続きができるようにする。

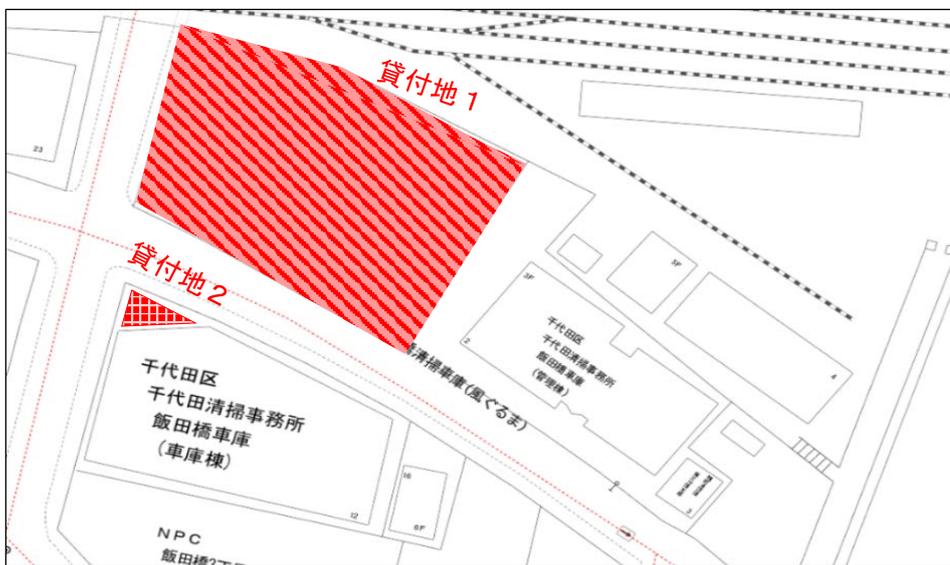
3 施行予定

令和 5 年 4 月 1 日

下水道局「千代田幹線整備事業」工事用地の貸付期間の更新について

1 貸付地の概要

	貸付地 1 (飯田橋公共用地)	貸付地 2 (清掃車庫用地の一部)
(1) 所在地	飯田橋三丁目 18 番 2 外 1 筆	飯田橋三丁目 18 番 4 外 2 筆
(2) 貸付面積	960.86 m ²	783.56 m ² のうち 29.71 m ²
(3) 財産区分	普通財産	行政財産
(4) 所管部	政策経営部	環境まちづくり部



2 貸付状況

(1) 貸付の目的

老朽化した既設幹線の再構築及び外濠の水質改善に向けて新たに整備される千代田幹線の工事用地とするため。

(2) 貸付の相手先

東京都下水道局

(3) 当初の貸付期間

平成 26 (2014) 年 4 月 1 日から 令和 5 (2023) 年 3 月 31 日

(4) 「千代田幹線整備事業」の概要

本件貸付地における発進立坑から港区の芝浦水再生センターまでの間 (総延長約 8.7 km) の地下約 50m の位置において、シールド機 (トンネル掘削機) を使用して内径 4.9m の下水道管を新設するもの。

3 下水道局からの更新申出の内容

(1) 貸付期間の延長

平成 26 (2014) 年 4 月 1 日から 令和 8 (2026) 年 9 月 30 日 【3 年半の延長】

(2) 延長の主な理由

工事中に判明した地中埋設物（ガス管や水道管等）の移設協議や、土質変化に伴うシールド掘削スピードの低下により、当初の予定よりも日数を要しているため。

4 更新後の貸付料

① 貸付地 1（飯田橋公共用地）

月額 2,834,884 円（年額 34,018,608 円）

② 貸付地 2（清掃車庫用地の一部）

月額 87,888 円（年額 1,054,666 円）

5 主な経緯と予定

令和 4 年 6 月～10 月	各町会、まちづくり協議会等への説明等（下水道局）
9 月 30 日	下水道局長からの「土地賃貸借期間の更新」の申し出
12 月 16 日	用地問題検討会
令和 5 年 1 月 10 日	首脳会議
1 月 26 日	企画総務委員会（本日）
2 月中	更新の申し出に対する返答（予定）

I 現在の人材育成基本方針

職員が区政に関わるあらゆる人々と信頼関係を築きながら、能力を高め、よりよい行政サービスが提供できるよう、4つの目指すべき職員像を示し、人材育成の基本的な考え方、方向性、方策を明らかにしたもの（平成22年12月改定版）

（目指すべき職員像）

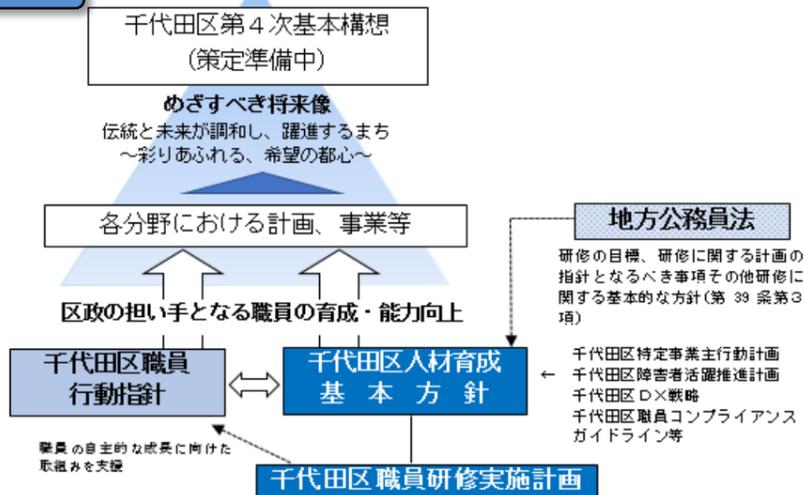
- ① 区民の目線で考え、行動する職員
- ② プロの目と耳と心を研鑽する職員
- ③ 時代の変化に対応し、チャレンジ精神旺盛な職員
- ④ 高い倫理観を備え、確固たる信念で使命・責任を全うする職員

II 改定の必要性

前回の改定以後の社会情勢の変化等に対応するもの

平成27年12月	改正労働安全衛生法施行（ストレスチェックの義務化等）
平成28年4月	改正地方公務員法施行（能力及び実績に基づく人事管理実施等）
平成30年4月	行政系人事制度の改正（職務の級の再編等）
平成元年4月	働き方改革関連法施行（労働時間法制の見直し等）
令和2年～	新型コロナウイルス感染拡大による「新しい生活様式」の浸透
令和2年4月	改正地方公務員法及び地方自治法施行 （会計年度任用職員制度の導入、再雇用制度の廃止）
令和3年3月	千代田区障害者活躍推進計画策定
令和3年4月	千代田区特定事業主行動計画（第2期）策定
令和5年4月～	改正地方公務員法施行（定年引上げ、役職定年制の実施等）

III 位置づけ



IV 人材育成上の課題

- 1 新規採用職員等の育成**
職務経験年数10年未満の職員が約半数を占める。早期育成が必要。
- 2 ベテラン職員の活躍及び知識・経験の継承**
定年引上げも踏まえ、ベテラン職員の活躍と知識・経験等のノウハウ継承が必要。
- 3 管理監督職となる職員の育成**
管理職の職員の育成が急務。キャリアアップに向けた意識啓発、仕事と家庭を両立できる環境整備等が必要。
- 4 専門的な人材の確保、育成**
ICT人材等、専門的知識・技能を有する職員の確保・育成が必要。
- 5 職員の自発性を支援する仕組みの充実**
職員一人ひとりの「自らをさらに高めたい」という意思・意欲の支援が必要。
- 6 人を育てる良好な職場づくり**
風通しのよい風土づくり、職員の多様な働き方を支援する制度の充実が必要。

V 改定内容

1 目指すべき職員像

従前の目指すべき職員像を基本としつつ、今後は全ての職員が「知識・技術の継承」を意識し行動することが求められるため、新たに後進の育成の視点を加えた次の5項目とする。

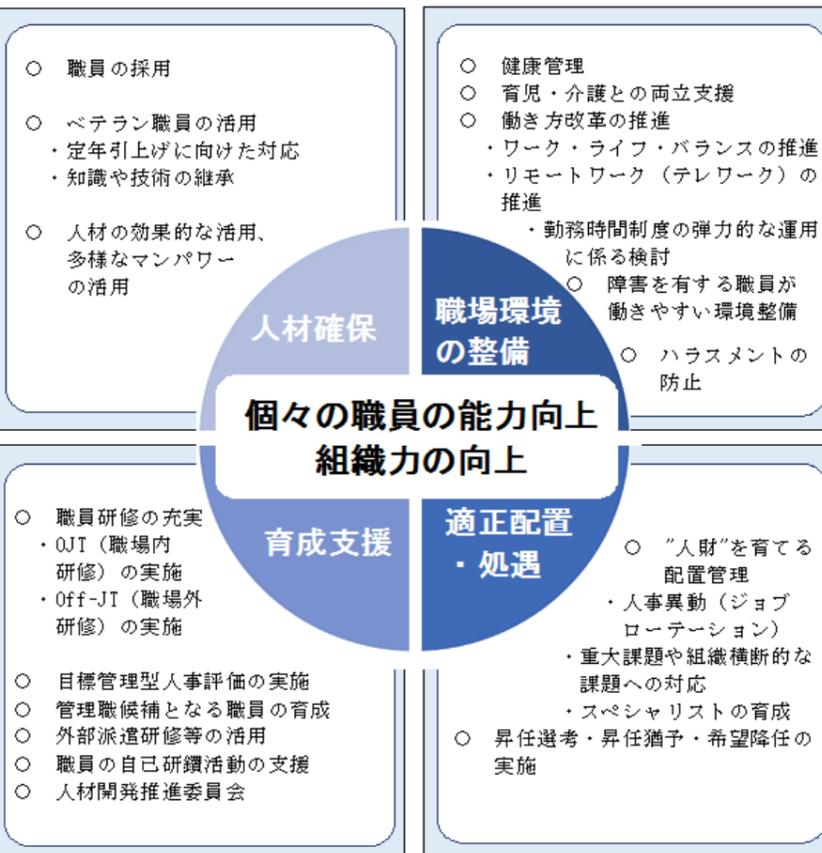
- ① 区民目線で考え、行動する職員
- ② 研鑽し、成長し続けるプロフェッショナルな職員
- ③ 多様なニーズや時代の変化に対応し、挑戦する職員
- NEW④ チームワークを大切にし、後進の育成に取り組む職員**
- ⑤ 高い倫理観を備え、確固たる信念で使命・責任を全うする職員

2 目指すべき職場像

NEW 職員が互いの個性、価値観、働き方等を尊重し、ともに学び合い、高め合い、援(たす)け合って、チームワークで課題に立ち向かえる職場

3 施策の方向性

変化が著しい社会情勢に対応し、必要とされる人材を育成するために、「人材確保」「職場環境の整備」「適正配置・処遇」「育成支援」の4つの要素を有機的に連携させた施策を実施する。



4 推進体制 NEW

(1) 職員

- すべての職員が人材育成のための重要な役割を担う。
- ともに学び高め合う姿勢・心構えを持ち、職層・年齢・雇用形態等にかかわらず、誰もが教え、教わる関係を持ち、そ

(2) 管理監督者

- 部長にあっては、組織理念の実現や組織目標の達成、組織課題の解決に向けて、職員に対し、あらゆる機会をとらえて組織理念、組織目標、求める職員像等の組織が目指す方向性を明確に伝え、職員の成長が組織の成長につながり、ひいては区民の福祉の増進に結びつくことを強くメッセージとして伝える。
- 課長にあっては、職場でのリーダーシップをより一層発揮し、係長と十分な連携を図り、職員（会計年度任用職員等を含む。）の意欲と能力を引き出し、伸ばし、生かすための取組み（OJT（職場内研修）による育成、適正な評価、成長に向けた職場風土づくり等）を行う。
- 係長にあっては、OJT（職場内研修）の担い手の中心として、部下職員等への積極的な関与を行う。
- それぞれが全庁的な人材育成施策が効果を上げるよう、積極的・主体的に取り組む。一人ひとりがそれぞれの立場で人材育成を行うとともに自己研鑽に努め、職場における人材育成を推進する。

(3) 人事課

- 優れた人材の確保に努めるとともに、職員一人ひとりの適性や能力、知識・経験、職務に対する意欲・態度などを的確に把握し、人事配置や処遇に反映させる。
- 組織として職員の成長と能力発揮を支えるため、その基盤となる人事制度の整備に取り組む。
- 各課で行う人材育成の基本となるOJT（職場内研修）を支援するとともに、より効果的なOff-JT（職場外研修）の提供と職員の自己啓発支援に取り組む。
- 本方針に沿って、各部・各課等と連携・協力し、全庁的な人材育成施策を企画・実施する。本方針を適宜見直す。
- 各部・各課等における取組みを支援する。

千代田区人材育成基本方針

【改定版】（案）

～ とともに高め合い、成長するチームを目指して ～

令和 5 年●月
千代田区

はじめに

千代田区の人口は、39,297人という最少値を記録した2000年（平成12年）以降、67,000人規模となった現在に至るまで増加を続けています。

この区内人口の増加を受け、千代田区では、高齢者施設、子育て支援施設等の整備を含め、ライフステージに応じた切れ目のない支援、路上喫煙禁止等の生活環境の改善等の様々な施策を進めてきました。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては、住民の生命、健康を守るという基礎的自治体としての使命を再確認する機会となりましたが、一方で行政分野におけるデジタル化、オンライン化の遅れやデジタル専門人材の不足等の新たな課題が浮き彫りになりました。

そのような中、デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」といいます。）による区民利便性の向上、情報資産の活用等が急務となっています。

一方で、2050年ゼロカーボンシティの実現等、社会環境の変化にもスピード感を持って対応していくことも求められています。

こうした状況で、千代田区では、「千代田区第4次基本構想」の策定準備を進めています。

千代田区に関わるすべての方々と、この基本構想に描く「まちの将来像」を実現していくのは、私たちすべての職員です。

この「千代田区人材育成基本方針」は、区民に質の高いサービスを提供し続けることができるよう、今後の人材育成に向けた基本的な考え方、方向性、方策等を明らかにしたものです。

目 次

第1章	千代田区人材育成基本方針	1
1	千代田区人材育成基本方針とは	1
2	人材育成基本方針の位置づけ	3
第2章	千代田区の現況と人材育成上の課題	4
1	千代田区の現況	4
2	人材育成上の課題	10
第3章	目指すべき職員像等	12
1	目指すべき職員像	12
2	目指すべき職場像	16
第4章	人材育成のための施策の方向性	19
1	人材育成の要素	19
2	要素別の具体的施策	20
3	人材育成上の課題（10ページ）との対応	33
第5章	人材育成の推進に向けて	35
参考資料		36
1	改定前人材育成基本方針の成果について	37
2	各職位に求められる標準職務遂行能力	39
3	区職員が担当すべき業務と多様な人材を活用できる業務	47

第1章 千代田区人材育成基本方針

1 千代田区人材育成基本方針とは

「千代田区人材育成基本方針」は、千代田区の人材、すなわち私たち職員の育成に関する組織的・戦略的な取組みの方向性を示す、中長期的な方針です。

平成16年度に人材育成基本方針を策定して以来、千代田区は「住民が自治体を選ぶ時代の到来」の意識のもと、目指すべき千代田区の職員像を掲げ、その実現のため、職員研修及び人事管理双方のアプローチで各種施策を実施し、職員の育成を図ってきました。

平成22年度の改定では、地方分権の進展、区民サービスに対する区民の意識の高まり、団塊世代の職員の大量退職、区の業務への民間活力の導入等の変化を踏まえた改定を行いました。（平成22年に改定した「人材育成基本方針」で定めた、人材育成の具体的な方策の取組み状況は37ページのとおりです。）

今回の改定は、平成22年度改定後の社会情勢の変化等に対応したものとしています。

平成25年4月	区の定住人口5万人に回復
平成26年4月	再任用制度の見直し (フルタイム勤務を基本とする任用方式へ転換)
平成27年3月	「ちよだみらいプロジェクト(千代田区第3次基本計画2015)」 策定(平成27年度～令和6年度)
平成27年12月	改正労働安全衛生法施行 (ストレスチェックの実施義務化、検査結果に基づく医師による 面接指導の実施等)
平成28年4月	改正地方公務員法施行 (能力及び実績に基づく人事管理の実施等) 「千代田区職員の標準職務遂行能力に関する規程」施行 (職層ごとの「標準職務遂行能力」を整備) 「千代田区特定事業主行動計画」策定(平成28年度～令和2年 度)
平成30年4月	行政系人事制度の改正(職務の級の再編等)
令和元年4月	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律施行 (労働時間法制の見直し(残業時間上限規制等)、雇用形態に関 わらない公正な待遇の確保等)
令和2年～	新型コロナウイルス感染拡大による「新しい生活様式」の浸透 (BCPによる業務継続、テレワーク推進等)

令和2年4月	改正地方公務員法及び地方自治法施行 (会計年度任用職員制度の導入、再雇用制度の廃止)
令和3年3月	「千代田区障害者活躍推進計画」策定(令和2～6年度)
令和3年4月	「千代田区特定事業主行動計画(第2期)」策定(令和3～7年度)
令和4年4月	「千代田区DX戦略」策定
令和5年4月 ～(予定)	改正地方公務員法施行 (定年引上げ、管理監督者勤務上限年齢制の実施等)

なお、本方針の改定に当たっては、「千代田区職員の”ありたい姿”と組織風土に関するアンケート調査」(令和3年10月。以下「令和3年度職員アンケート」といいます。)、区職員による検討を経て策定した「千代田区職員行動指針」(令和4年5月。12ページ)、及び千代田区人材開発推進委員会¹における議論等を踏まえ、職員の意識の現状や人材育成に関する意見を反映することを目指しました。

本方針では、主に次の4点を明らかにします。

(1) 千代田区の現況と人材育成上の課題【第2章】

千代田区の職員の現況をもとに、人材育成上の課題を示します。

(2) 目指すべき職員像等【第3章】

これからの千代田区に求められる理想の「職員像」を示します。

また、その「職員像」の実現に向けて、必要とされる「能力」、さらにその求められる職員像を育成していく土壌となる、目指すべき「職場像」を示します。

(3) 人材育成のための施策の方向性【第4章】

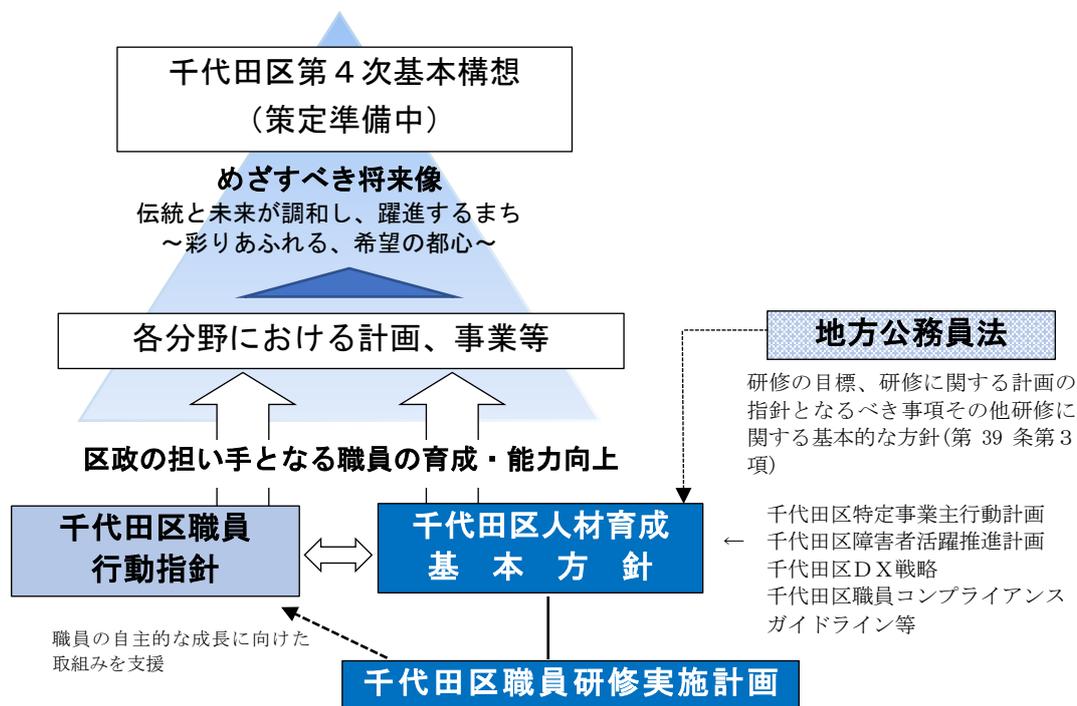
理想の「職員像」と目指すべき「職場像」を実現するために、今後展開していくべき人材育成に関する施策の方向性を示します。

(4) 人材育成の推進に向けて【第5章】

本方針を推進していくための体制を示します。

¹ 職場研修と集合研修の連携を図り、職員研修を総合的かつ効果的に推進するために設置する会議体です。学識経験者と職員で構成されています。

2 人材育成基本方針の位置づけ



千代田区人材育成基本方針は、次の2点を兼ね備える方針です。

- 千代田区の最上位の理念である「千代田区第4次基本構想（策定準備中）」に掲げる「めざすべき将来像」の実現に向けて、変化の激しい時代へ柔軟に対応できる機動的な区政運営を実現するための効果的、効率的な行財政運営に資する方針
- 地方公務員法第39条第3項の規定に基づく「研修に関する基本的な方針」を包含する方針

<地方公務員法第39条第3項>

地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。

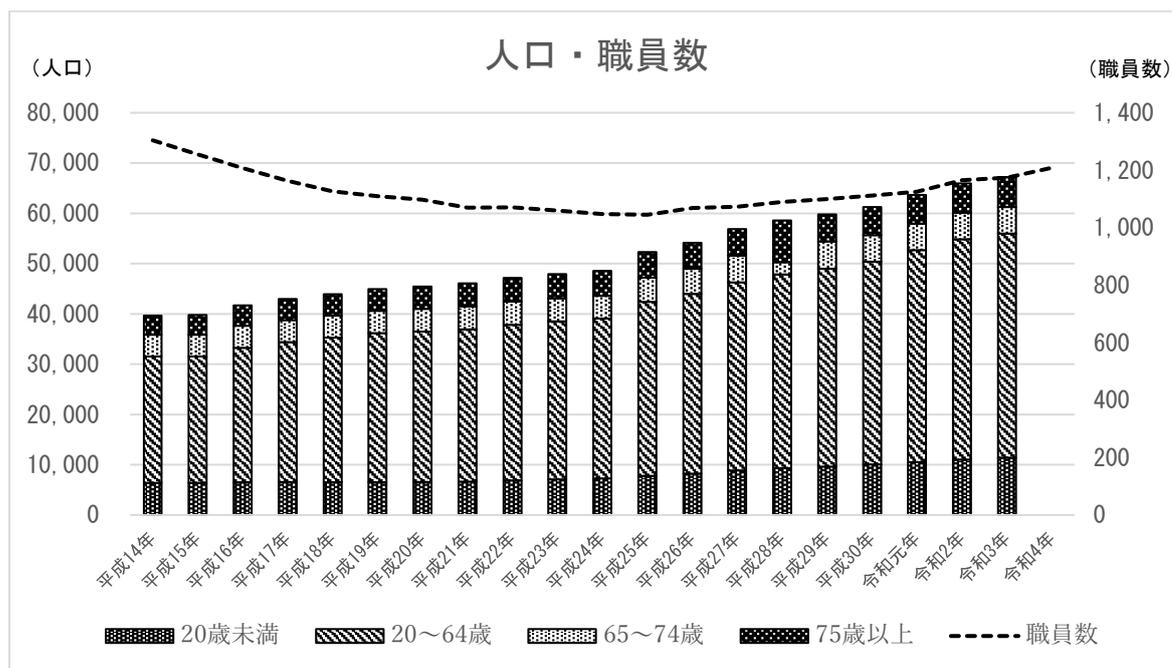
本方針を踏まえ、年度ごとに「千代田区職員研修実施計画」を作成し、職員研修を行います。

また、本方針は、関連する他の計画（「千代田区特定事業主行動計画（第2期）」、「千代田区障害者活躍推進計画」等）や取組み等との整合性を取りながら適宜、必要な改定を行います。

第2章 千代田区の現況と人材育成上の課題

1 千代田区の現況

(1) 千代田区の人口と職員数の推移



※ 人口は1月1日現在（平成25年より数値に外国人住民を含む）。職員数は4月1日現在。

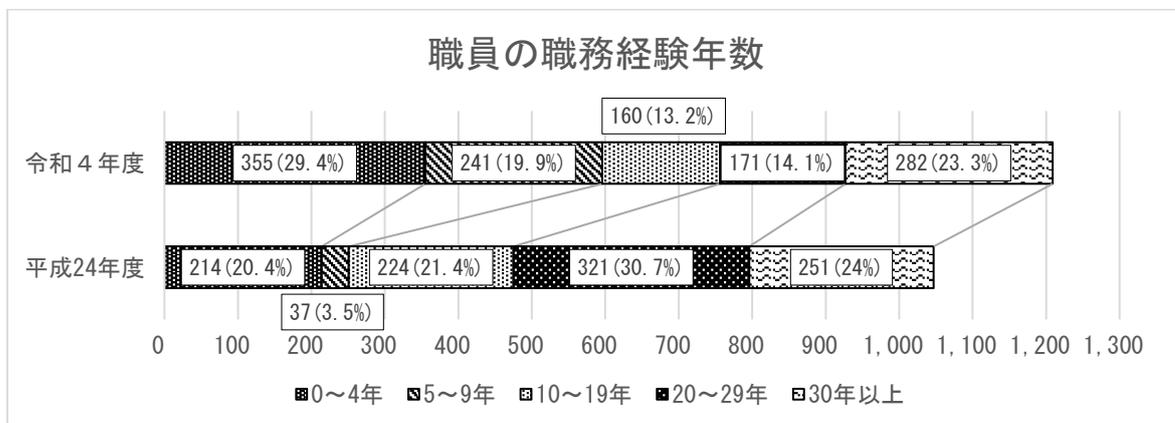
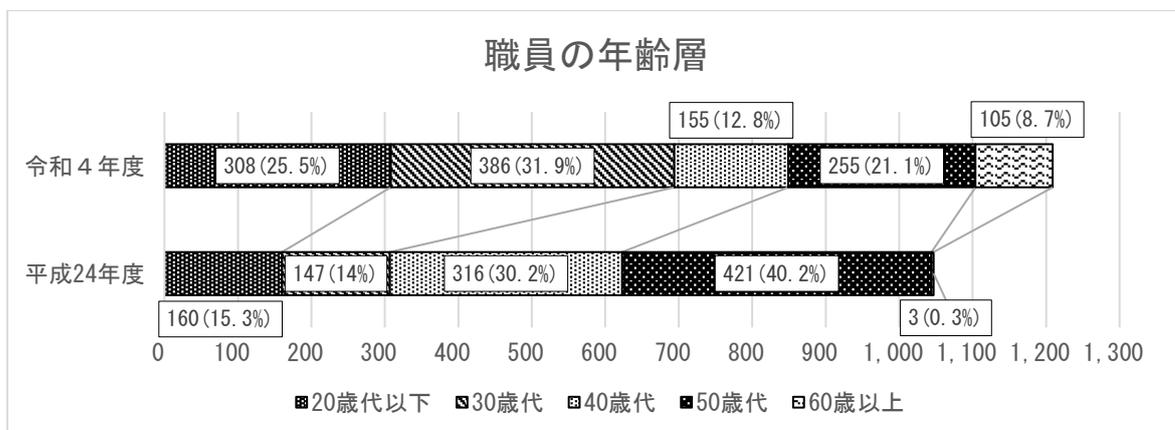
令和4年の千代田区の人口はおよそ20年前（平成14年）と比較すると、1.6倍に増加しています。

一方、職員数は、平成25年度まで減少傾向にありましたが、平成26年度より増加に転じています。

職員数が減少していた主な要因は、技能・業務系職種（自動車運転、電話交換、給食調理、用務等）の委託化等に伴うものです。

職員数の増加の主な要因は、人口増に伴う福祉系（福祉、保育士、児童指導等8.6%増）や教育系（幼稚園、中等教育学校教員53.7%増）の職員の増、感染症対策に伴う保健師の増（34.8%）等によるものです。

(2) 職員の年齢層の推移



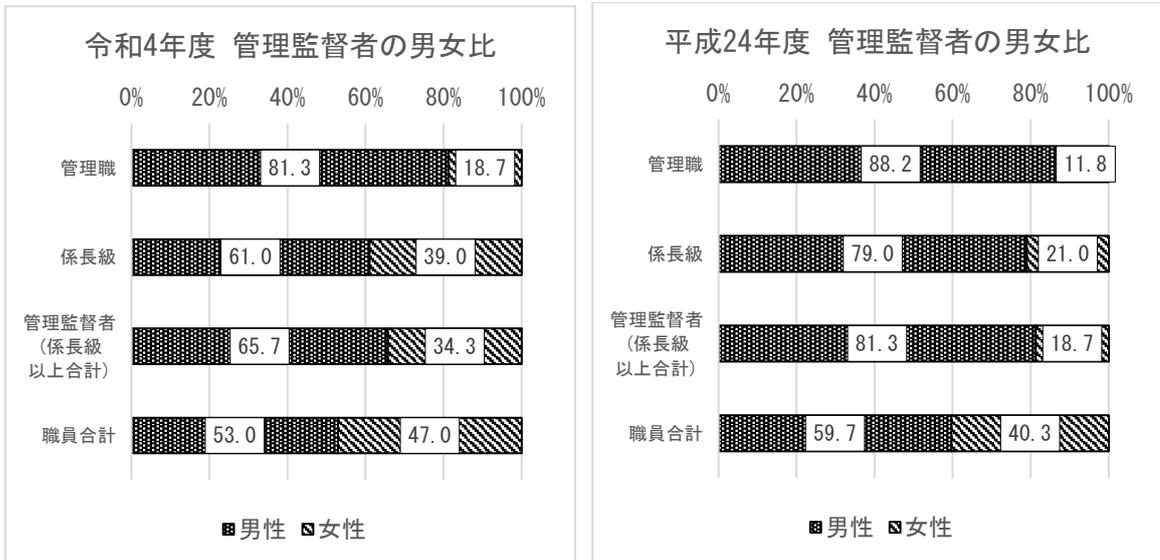
※短時間勤務（再任用短時間・再雇用）の職員は含まない。

10年前（平成24年度）の常勤職員の年齢構成と現在の職員の年齢構成を比較すると、30歳代以下の職員の人数が大幅に増加しており、令和4年4月1日時点で職員の57.4%を占めています。反対に、40歳代・50歳代の職員数は大きく減少しています。その一方で、60歳以上の常勤職員（再任用職員等）は8.4%増加しています。

10年前と比べて40歳代及び50歳代の職員数が大幅に減少している理由としては、平成7年度から平成20年度までの間、新規職員の採用を大幅に抑制してきたことがあげられます。

職務経験年数別に見ると、職員の約半数が採用10年未満となっています。

(3) 管理監督職に関する分析



令和4年度の全職員に係る男女構成比は、ほぼ同程度となっています。

管理監督者（部長、課長及び係長をいいます。以下同じ。）のうち女性の管理監督者については10年前（平成24年度、18.7%）と比較すると令和4年度は34.3%と高くなっていますが、全職員に係る男女構成比には届いていません。特に女性の管理職の割合は、18.7%とさらに低い水準となっています。

令和2年度に実施した「ワーク・ライフ・バランス及び昇任に関する職員アンケート調査における「管理職への昇任意欲」に関する設問で、「管理職になりたい」とした職員が12%、一方で「管理職になりたくない」とした職員が45%でした。男女別で見ると、男性職員は「になりたい」が17%、「なりたくない」が31%、女性職員は「になりたい」が8%、「なりたくない」が56%でした。

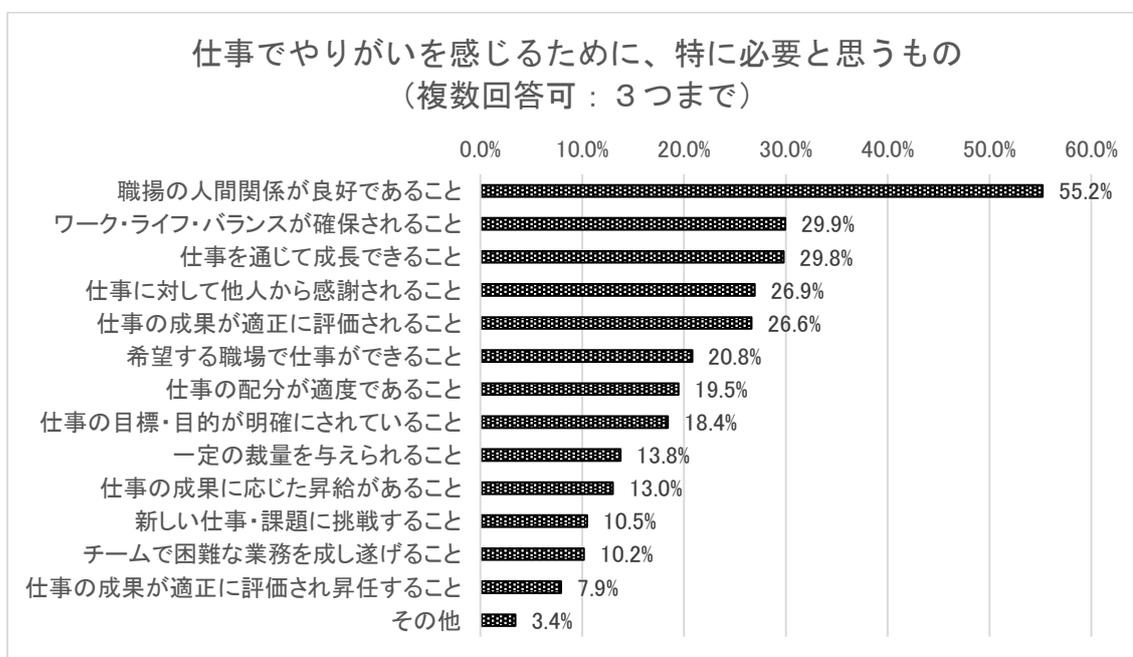
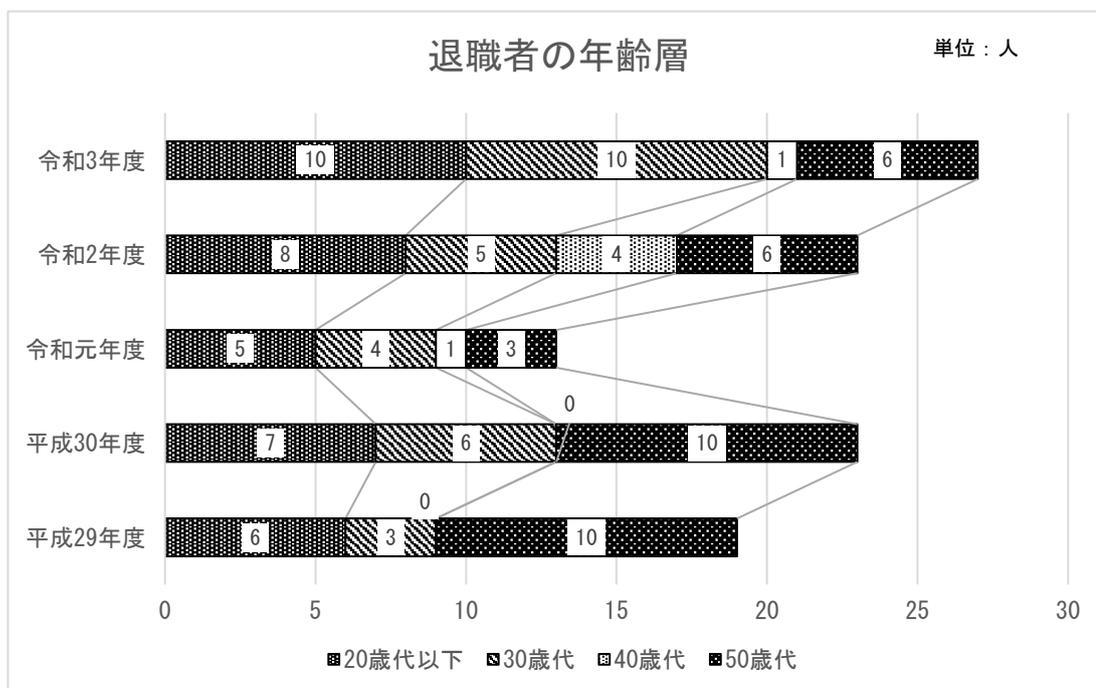
「管理職になりたくない」とした理由において、男性職員は「休暇を取得しづらくなる」「議会対応に不安がある」という回答が、女性職員は「責任や負担が多くなる」「長時間の勤務が困難」という回答が多くありました。また、「今の仕事やライフスタイルに満足している」と回答した職員が男性職員、女性職員ともに30%超ありました。

女性職員に多く見られる「長時間の勤務が困難」との回答の背景には、育児や介護等、仕事と家庭生活の両立に不安を抱えていることが要因として考えられます。

「千代田区特定事業主行動計画（第2期）」（24 ページ）の目標に掲げる「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「安心して育児・介護と両立できる職場環境の整備」、「女性の活躍に向けた支援の充実」を目標どおり達成することができるように、仕事と家庭生活との両立や女性のキャリア形成の意識付け等の支援を進めることが必要です。

一人ひとりの職員の多様な働き方を尊重しながらも、組織力を低下させることのないように管理監督者を育成していかなければなりません。

(4) 途中退職者の状況



令和3年10月「職員の“ありたい姿”と組織風土に関するアンケート調査」

近年、30歳代までの若い職員の退職が増加しています。

令和3年度の退職者のうち、20歳代以下と30歳代をあわせた人数は20人ですが、平成29年度と比べると2倍強となっています。若い職員が増加していること

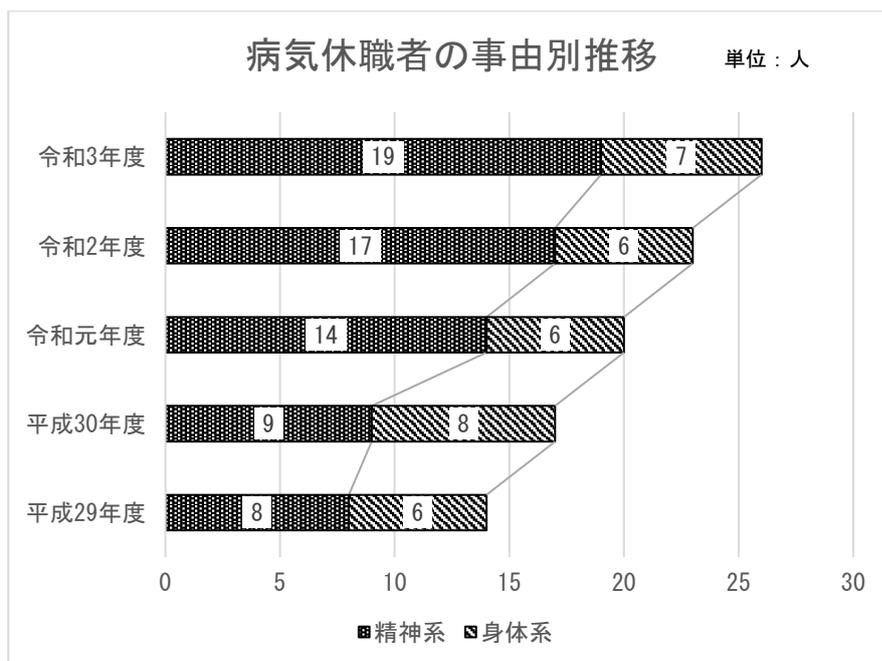
もありますが、一定の知識や経験を備えた人材の退職は、各職場だけでなく区全体にも大きな影響を与えています。

令和3年度職員アンケートにおいて「仕事へのやりがい」に影響を与える要素として挙げられたのは「職場の人間関係」(55%)が最も多く、次いで「ワーク・ライフ・バランスの確保」(30%)、「仕事を通じた成長」(30%)等となっています。

一方、令和3年度に普通退職した職員の退職理由は「転職」(39%)、「病気」(17%)、その他(結婚や引っ越し、家族の介護による退職。44%)でした。

普通退職者の増は本区に限ったことではありませんが、大切な職員の離職防止のために、職員がいきいきと活躍できる職場環境づくりを行い、ワーク・エンゲージメント¹を高めていくことが必要です。

(5) 休職者の状況



令和元年度から精神（メンタル）的な疾患を理由とした病気休職が急増しています。

この要因としては、新規事業が毎年積みあがることによる業務量の増加、年齢構成比の要因等で若い職員が中核的な役割を担わなければならない状況があること等が挙げられます。

結婚・出産・子育て世代の職員と親の介護が必要な世代の職員が多く、長期休

1 仕事に関連するポジティブで充実した心理状態として、「仕事から活力を得ていきいきとしている」(活力)、「仕事に誇りとやりがいを感じている」(熱意)、「仕事に熱心に取り組んでいる」(没頭)の3つが揃った状態のこと。

業者が増加したことにより一人当たりの業務負担が重くなっていることなども考えられます。

病気に至る前の早い段階で、信頼の置ける仲間や上司等に相談ができたり、相互にフォローしあえる風通しのよい職場風土づくりや職員の健康管理をフォローする相談体制が必要です。

2 人材育成上の課題

これらの現況を踏まえ、千代田区の人材育成上の課題を次のように整理します。

課題 1 新規採用職員等の育成

平成7年度から平成20年度までの間に職員の新規採用を抑制していたことや、近年になって新規採用を大幅に増加していること等により、職員の年齢構成が大きく変化しています。現在の職員構成（令和4年4月1日基準）は、35歳未満の職員が45%と半数近くを占め、35歳以上45歳未満の職員数が17%と偏りのある年齢層構成となっています。

職務経験年数別に見ると、10年未満の職員が全体の約半数を占めており（49.3%）、特に5年未満の職員は全体の約3割（29.4%）となっています。

今や職員の中心層となった採用から概ね10年未満の職員の育成が急務となっています。

課題 2 ベテラン職員の活躍及び知識・経験の継承

令和5年度から段階的に定年年齢の引上げが実施されます。

リスキリング（Re-Skilling）¹の機会を提供・支援することなどを通じ、ベテラン職員が常に最前線で活躍できる体制を整えるとともに、その知識・経験等のノウハウを次の世代の職員に円滑に引継いでいくことが必要です。

課題 3 管理監督職となる職員の育成

職員の年齢構成の偏在は、近年の管理職試験の受験者減にも影響を与えています。役職定年制²の導入も踏まえ、区政運営に必要な管理職数を確保していかなければなりません。管理職の不足は、区政の停滞に直結しかねないことから、管理職となる職員の育成が急務です。

特に、管理職に占める女性職員の割合は増加傾向にあるものの、まだまだ職員の男女比には届きません。仕事と家庭生活の両立ができるような環境を整え、キャリアアップに向けた意識を啓発していくことが必要です。

また、昇任制度改正により管理職及び係長の昇任年齢は若齢化の傾向にあり、昇任後の職員をフォローする体制づくりも求められます。

1 技術革新やビジネスモデルの変化に対応するために新しい知識やスキルを学ぶこと。

2 60歳を迎えた管理職は次の4月1日までに原則として管理職を降任しなければならないとする制度で、令和5年度から実施されるもの。

課題4 専門的な人材の確保、育成

ICT人材等をはじめ、専門的知識・技能を有する職員を短期に育成することは困難です。専門的知識・技能を有する職員の確保は、予め目標を定め、計画的に採用する、または中長期的な計画の中で職員を育成する必要があります。

専門的知識・技能を有する外部人材を任期付職員や会計年度任用職員として採用し、これらの職員をけん引役として周囲の職員の育成につなげる等の対応が必要です。

また、従前は職員が直接行っていた業務が外部委託されていることもあります。

これら受託等をする民間事業者が撤退した場合等や任期付職員・会計年度任用職員が退職した場合においても行政サービスを継続できるよう、職員に十分な業務知識が培われた状態とする必要があります。

課題5 職員の自発性を支援する仕組みの充実

職場全体でOJT（職場内研修）に注力し、優れた内容の研修を行ったとしても、その対象となる職員が自らの成長に意欲を持たなければ、人材育成の効果は自ずと限られたものになります。

効果の高い人材育成を実現するためには、職員一人ひとりが「自らをさらに高めたい」という自己研鑽の意思・意欲を持つことが重要です。

職員の自己啓発を支援する取組み、職務への取組みを適切に評価する仕組み等を強化することが必要です。

課題6 人を育てる良好な職場づくり

近年、20歳代、30歳代の若い職員の退職が増加しています。

その理由は、転職、結婚、介護等のライフスタイルの変化を機としたものなど様々ですが、職務の負担や職場の人間関係等により体調不良となって退職に至るケースもあることから、正規職員だけでなく、会計年度任用職員、人材派遣のスタッフ等がともに働く中で、誰もが仕事の進め方や悩みを相談できる風通しのよい職場風土づくりやワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりを推進していく必要があります。

第3章 目指すべき職員像等

1 目指すべき職員像

(1) 千代田区職員行動指針

令和4年5月に「千代田区職員行動指針」を策定しました。

この職員行動指針は、職員がワークショップ形式で議論を重ねる等して、「千代田区職員としてありたい姿」をまとめたもので、職員自らがこれからの変革の時代を乗り切り、区民に充実したサービスを提供するための職員像を共通化した、千代田区職員のクレド¹です。

千代田区職員行動指針

この行動指針は、職員自らが「千代田区職員としてありたい姿」を考え、まとめたものです。私たち職員は、この行動指針を念頭に置き、自己研鑽に励み、千代田区の職員としての誇りと使命感をもって、区民目線に立った質の高いサービスを提供していきます。

① 私たちは、行政サービスのプロフェッショナルです。プライドをもって千代田クオリティ*を提供します。

<解説>

- ・プロの行政職員として、困難なときも公務員の使命を全うします。 **プロ意識** **継続性**
- ・千代田区の職員として誇りをもち、常にベストは何かを考え、全力で質の高いサービスを提供します。 **プライド** **全力** **区民目線**

*「千代田クオリティ」：職員一人ひとりが、担当する業務について常にベストは何かを考え、全力でその実現をめざして取り組んでいく考え方です。

② 私たちは、常に成長し、将来を見据えて果敢に挑戦し続けます。

<解説>

- ・常に新しい知識やスキルの習得など研鑽を重ねます。また、知識や経験を共有し、互いに高め合って成長します。 **成長**
- ・失敗を恐れず積極的に挑戦し、変革に取り組みます。 **挑戦** **変革**
- ・広い視野で、多様な区民ニーズや時代の要請に柔軟に対応します。 **柔軟性**

③ 私たちは、垣根を越えてオール千代田*で力を発揮します。

<解説>

- ・職員が互いに協力しチームとなって取り組み、部署や職層などの垣根を越えて、不安を感じることなく仕事を進められる働きやすい職場をつくります。そして、効果的・効率的に業務を遂行し、行政サービスを向上します。 **ワンチーム**

*「オール千代田」：職員一丸となり、組織横断的に業務に取り組むチームワークの考え方です。

④ 私たちは、確かな成果を出し、多様な価値観と働き方を尊重します。

<解説>

- ・常に業務を見直し、効果と効率性を高め、仕事に取り組みます。 **成果** **生産性向上**
- ・共に働く仲間の多様な価値観と働き方を認め、尊重します。 **多様な働き方**
- ・心身の健康を保持し、ワーク・ライフ・バランスを充実します。 **健康**

1 ラテン語で、「志」「約束」「信条」を意味する言葉で、組織全体の従業員が心がける信条や行動指針のことです。

(2) 目指すべき職員像

千代田区職員行動指針における職員像も踏まえたうえで、千代田区政の担い手となる職員に求める職員像は次の5つとします。

① 区民目線で考え、行動する職員

職員の使命は、区民に奉仕することです。

このため、常に区民目線に立って、「区民によりよいサービスを提供するためには」と考え、区民サービス向上につなげていくことが必要です。

日頃から窓口等で区民の声に耳を傾ける、地域に足を運ぶ等、様々な機会を通じて区民のニーズの把握ができる人材、区民に寄り添って求められていることに丁寧かつスピード感を持って対応できる人材が求められています。

② 研鑽し、成長し続けるプロフェッショナルな職員

職員は、区政を担うプロフェッショナルとして、専門性を持って全力で職務に取り組む必要があります。職員相互に研鑽し、職務に関する知識だけでなく幅広い視野や経営的な感覚等を学習し合い、身につける人材が求められています。

また、区民、団体、企業等とも良好なコミュニケーションをとり、協力関係を築くことのできる人材も求められています。

③ 多様なニーズや時代の変化に対応し、挑戦する職員

目まぐるしく変化する社会情勢の中にあって、前例踏襲・横並びの思考のままでは多様化・複雑化する行政需要に対応していくことはできません。

従来手法にとらわれるのではなく、常に問題意識を持ってBPR¹や業務改善を進め、失敗を恐れず、勇気と信念を持って挑戦する人材が求められています。

④ チームワークを大切にし、後進の育成に取り組む職員

知識や経験は、日々の職務遂行等の積み重ねの中で醸成されるものです。そして、組織で仕事をしている以上、組織のために知識やその経験が引き継がれていくことまで考えられなければなりません。

組織における自分の役割や職責を意識し、後輩職員や異動で職場に新たに配属された職員をフォローし、育成することは、組織力を維持していくため

1 BPRとは、「Business Process Reengineering」の略称で、組織が行っている業務内容、業務フロー等を見直し、再設計するアプローチのことで、「業務改革」とも呼ばれます。

に必要なことです。受け継いだ職員は、感謝の気持ちを持ってさらに後輩職員等につなげていきます。

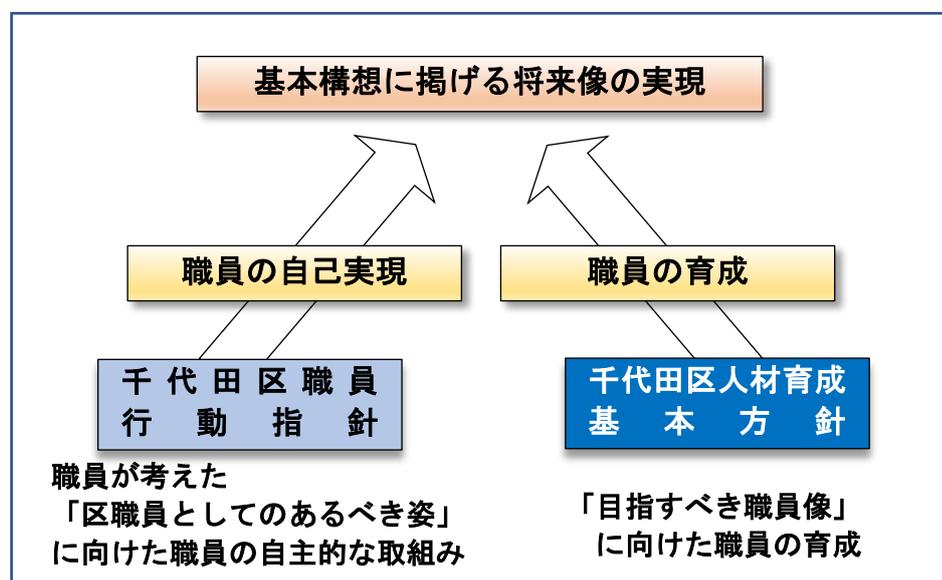
情報共有を進め、後輩職員等を指導することができる、常に組織としての職務遂行を意識した、チームワークを大切にできる人材が求められています。

⑤ 高い倫理観を備え、確固たる信念で使命・責任を全うする職員

職員は、公務の従事に当たってはもちろん、私生活においても区の職員であるということを常に意識する必要があります。日頃から高い倫理観と千代田区の職員であるという自覚を持って行動できる人材が求められます。

また、職務に当たっては課題を的確に把握し、困難な場面に遭遇しても丁寧に説明を重ねながら最後までやりとげる責任感と信念を備えた人材が求められます。

基本構想に掲げる将来像の実現のため、職員は、理想を高く掲げ、その実現のための目標を定め、着実に前進し続けることが重要です。



(3) 職員に求められる能力

目指すべき職員像を実現し、自らの役割を果たすためには、様々な「能力」を習得し、それを職務で発揮していくことが求められます。

地方公務員法上、各地方公共団体の任命権者は、職制上の段階の標準的な職ごとに、それらの職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力を定めることとされています（この能力のことを「標準職務遂行能力」といいます。）。本区においても、特別区全体の統一的な取扱いに基づいて、標準職務遂行能力を次のとおり定めています。（詳細は、参考資料（40 ページ）を参照ください。）

この標準職務遂行能力は、職員の昇任等の際に、昇任予定の職への適性ととも、任用の基準となるものです。

また、標準職務遂行能力は、人事評価のうちの能力評価においても基準となります。職員が、日々の職務遂行の中で標準職務遂行能力に規定される能力を発揮した場合、上司は人事評価においてこのことを適正に評価します。

【標準職務遂行能力（行政系）】

標準的な職	標準職務遂行能力					
部長	倫理	構想	判断	説明・調整	業務運営	組織統率
課長		課題対応	判断・企画			説明
課長補佐				業務遂行	協調性	
係長					コミュニケーション	
主任						
係員						

【標準職務遂行能力（技能系・業務系）】

標準的な職	標準職務遂行能力			
統括技能長	倫理	知識・技能	コミュニケーション	業務遂行
技能長				
技能主任				
係員				

2 目指すべき職場像

職員を育成するためには、育成に適した土壌・環境が必要です。

各職場の風土・環境は、その職場の職員一人ひとりの意識、姿勢、考え方等が積み重なって形作られます。

令和3年度職員アンケート「仕事でやりがいを感じるために、特に必要と思うもの」（8ページ）においても、「職場の人間関係が良好であること」（55.2%）、「ワーク・ライフ・バランスが確保されること」（29.9%）等と、職場環境が職員のワーク・エンゲージメントに強く影響することが確認できます。

近年「心理的安全性」という概念が注目されています。心理的安全性の高いチームのメンバーは、コミュニケーションが活発になり、チームで成果をあげること等により、ワーク・エンゲージメントが高まることが確認されています。

これらのことを踏まえ、理想の職場像を次のとおりとします。

職員が互いの個性、価値観、働き方等を尊重し、ともに学び合い、高め合い、^{たす}援け合って、チームワークで課題に立ち向かえる職場

「心理的安全性」とは？

「心理的安全性」とは、組織の中で自分の考えや気持ちを誰に対してでも、安心して発言できる状態のことです。

「意見を言ったら否定されるのではないか」

「質問しすぎだと思われるのではないか」

「ミスを報告したら、責められるのではないか」

このような不安を抱えることなく、率直に質問ができたり、自分の意見を言えたり、誤りを認めあえたりすることができる組織は、心理的安全性が確保された組織（チーム）と言えます。

この心理的安全性が高い組織と低い組織は大きな違いが生じるとされています。

高い組織	低い組織
<ul style="list-style-type: none">・ミスや悪い知らせも含め、情報がすぐに入る・組織（チーム）内で支援し合う・組織（チーム）への貢献意欲が高い	<ul style="list-style-type: none">・状況の変化やミス等の報告が遅れる・困っていることを言い出せない、協力を得られない・改善や挑戦が起こらず、業務効率が上がらない

心理的安全性が高い組織（チーム）を作ることは、メンバーの働きやすさが高まるだけでなく、「組織としての成果を挙げること」にもつながるといわれています。

心理的安全性を高めるために、次のようなことを心がけましょう。

- ・対話の機会を増やす。
- ・自分の気持ちや考えを伝えるときには、相手を尊重することを忘れない。
- ・相談しやすい雰囲気をつくる。

私たちの組織風土 ～令和3年度職員アンケート結果から～

令和3年度職員アンケートでは、職場に関する質問を設定しました。その回答から、次のような千代田区の組織風土が見えてきました。

- ・職場内の信頼関係は良好
- ・職場内の協力・支援関係は良好
- ・業務を見直す姿勢は弱い
- ・他の職員の意見や提案・アイデアを取り入れる姿勢は弱い
- ・目標達成や組織課題の解決に向けて一丸となる姿勢は弱い

職場の傾向を「業務マネジメント型（仕事の進め方を重視）」と「職場マネジメント型（職場の人間関係等を重視）」の2種類に分類した場合、千代田区は「職場マネジメント型（職場の人間関係等を重視）」の風土であると考えられます。

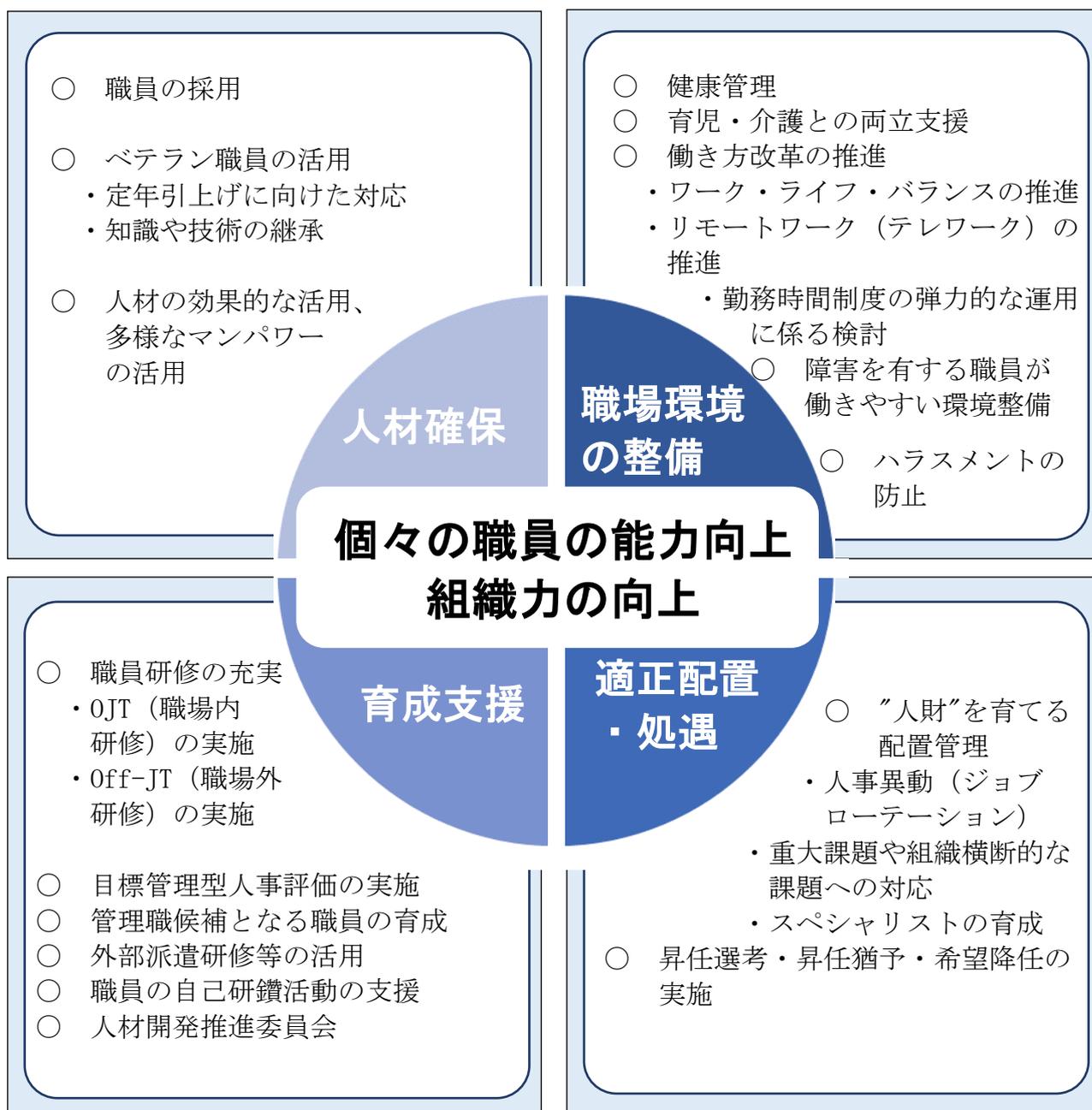
職員アンケートからは、日常業務で発生するトラブル等に協力して解決にあたり、心地よく仕事を進めていると推察されますが、今後は、事務事業の見直しや組織目標の達成に向け、さらなる積極性や主体性が職員一人ひとりに求められます。

千代田区職員行動指針（12ページ）の策定に当たっては、令和3年度職員アンケート結果も参考にしています。職員一人ひとりが行動指針にある行動を実現し、目標に向かって、組織（チーム）が一体となって進んでいくことが期待されます。

第4章 人材育成のための施策の方向性

1 人材育成の要素

区は、区民に必要とされる人材を育成し、変化が著しい社会情勢に対応するため、「人材確保」「職場環境の整備」「適正配置・処遇」「育成支援」の4つの要素を有機的に連携させた施策を行います。



2 要素別の具体的施策

(1) 「人材確保」の視点からの施策

ア 職員の採用

採用は、将来の組織力を左右する重要な行為です。また、人材を確保することは、人材育成の出発点でもあります。

時代や区民ニーズに即した行政サービスの安定的な提供を実現するため、「目指すべき職員像」と方向性を同じくする主体性、積極性、千代田区への愛着、強い志望動機等を持った職員を採用していきます。

多様化する区民ニーズに対応し、質の高い行政サービスを持続するためには、専門知識や豊富な経験、個の強みを持つ多様な人材が必要です。

常勤の専門職種職員や会計年度任用職員を採用するとともに、専門性を要する人材で、区の内部で直ちに配置が困難な人材、育成に相当の期間を要する人材については、任期付職員の採用により確保し、専門知識や経験を持った人材を確保していきます。

職員の採用に当たっては、中長期的視点に立ち、また、人件費の状況等も考慮しつつ、適正な執行体制を確保します。

イ ベテラン職員の活用

① 定年引上げに向けた対応

職員の定年年齢は、令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられます。これに伴い、組織の新陳代謝の停滞を回避するため、管理職に「役職定年制」が導入されます。これにより令和5年4月以後に60歳を迎える管理職にある職員は、原則として60歳を迎えた以後の最初の4月1日から課長補佐の職に降任することになります。

また、定年以後の働き方として短時間勤務再任用を希望した係長（課長補佐を含みます。）は、本人の希望に関わらず主任に降任していましたが、令和5年4月から短時間勤務再任用を希望する場合は、原則として定年前と同様に係長のままで短時間勤務ができるようになります。

これらの職員が、自身の知識、経験等の能力を活用しながら活躍できる仕組みを整備していきます。

② 知識や技術の継承

本区には、再任用職員をはじめ、経験豊富なベテラン職員が在籍しています。ベテラン職員が持てる能力を引き続き発揮するとともに、これまで培った知識や技術を後輩職員に伝え、管理監督者に対しても経験を踏まえて補佐する役割が求められます。概ね55歳以上の職員（主任又は係員）が自らの経験を活かせる部署への配置を希望する場合、こうした意向が人

事異動等において尊重される仕組みを検討します。

ウ 人材の効果的な活用、多様なマンパワーの活用

複雑、多様化する行政需要や増加する業務量に対しては、人材の有効活用を図る必要があります。このためには、事務事業の見直しや業務改善、デジタル技術の活用や民間開放などを推進し、これらにより生み出した人的資源を新たな政策分野やサービスの質の向上に振り向けていく必要があります。

業務改革（BPR）を進め、職員がすべき業務、職員以外のマンパワー（外部委託、労働者派遣契約による人材派遣スタッフ等）を活用できる業務を整理し、職員の適正配置及び業務の効率化を図ります（区職員が担当すべき仕事と多様なマンパワーを活用できる業務の仕訳の考え方については 47 ページを参照ください。）。

また、こうした職員以外のマンパワーは、職員が出産・育児・介護に伴い長期休暇を取得する場合、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時のような時限的な業務量増が見込まれる場合等にも活用し、必要な区民サービスが継続して供給できる体制を維持します。

(2) 「職場環境の整備」の視点からの施策

ア 健康管理

職員が心身ともに健康であることは、意欲を持って働き、持てる能力を十分に発揮するために重要なことです。次の取組みを通じて、職員の適切な健康管理に取り組みます。

① からだの健康管理

職員の身体面の健康管理のため、健康診断や産業医による面談を実施します。

- ・各種健康診断の実施
労働安全衛生法に基づき、職員向けの各種健康診断を実施します。
- ・内科産業医による健康相談事業
身体症状に関する相談や健康診断結果に基づく相談等、内科産業医が職員の身体面の健康管理の支援を行います。
- ・過重労働者面談
超過勤務時間数が基準を超過した職員を対象に産業医面談を実施します。

② こころの健康管理

近年、病気休職者は増加傾向にあり、特にメンタルヘルス不調対策の重要性が増していることから、職員のこころの健康確保のため、次の「4つのケア」を推進します。

4つのケア	実施概要
セルフケア	職員がストレスやメンタルヘルスに関して正しく理解し、自分のストレスに気づき予防対処すること ・ストレスチェックの実施 ・メンタルヘルスやセルフケアに関する情報提供、教育研修の実施 等
ラインケア	管理監督者・同僚等、職場の上下横のラインによるケア（職場環境の把握と改善、相談対応、職場復帰支援等） ・昇任者向けの体験カウンセリング ・産業医による支援（管理監督者・同僚への助言等） 等
事業場内産業保健スタッフによるケア	産業保健スタッフ（産業医・産業保健師）によるケア ・メンタルヘルスケアの実施に関する計画策定 ・産業医・産業保健師による健康相談事業 ・職場復帰のための支援 ・健康だよりの発行 等
事業場外資源によるケア	こころの健康サポート（EAP）によるケア ・臨床心理士、精神保健福祉士によるカウンセリング事業 ・職場復帰のための支援 等

イ 育児・介護との両立支援

職員が家庭で安心して育児や介護を行いながらも、意欲を持って職務に従事することができるよう、両立支援研修、両立支援冊子の配布等の取組みを実施していきます。

また、職層ごとの育児休業・介護休暇取得への人的支援及びスムーズな職場復帰に向けた支援や、男性職員も含めた育児休業や育児・介護に関する休暇等の取得、早出遅出勤務等の勤務時間制度の活用を促進するとともに、仕事と育児・介護の両立を尊重する職場風土の形成に取り組みます。

ウ 働き方改革の推進

働き方改革関連法施行に伴い、働き方に係る様々な制度の見直しが行われました。

今後も継続して、職員の働きやすい環境を整備し、効率的な区政運営や職務に対するモチベーションの維持・向上を図り、職員のワーク・エンゲージメント¹の向上、離職防止等につなげていきます。

1 職員が仕事に対して、ポジティブな感情を持ち、充実した状態のこと。このワーク・エンゲージメントは労働

① ワーク・ライフ・バランスの推進

すべての職員が「仕事」と「仕事以外の生活」（育児、介護、学習や趣味、休養、地域活動など）と調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方の実現のために、業務の見直しをはじめとする事務の簡素化、効率化に努め、勤務時間内に仕事を終える意識と計画性を持つ必要があります。

また、超過勤務の上限規制（原則：月 45 時間、年間 360 時間）を定めるとともに、年次有給休暇を計画的に取得して心身のリフレッシュを図れるよう、取得日数が 5 日未満の職員を対象に所属長による取得勧奨を継続実施します。

② リモートワーク（テレワーク）の推進

区は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止策として、令和 2 年度末からリモートワーク（テレワーク）の実証実験を行っています。

非常時における業務継続性の確保や、職員の生産性及び行政サービスの向上を図るため、サテライトオフィス勤務や在宅勤務、出張先でのモバイルワーク等の実施方法を模索しながら、今後もリモートワークを推進していきます。

③ 勤務時間制度の弾力的な運用に係る検討

高齢期の諸事情への対応、地域ボランティア活動への参加など、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして、高齢者部分休業制度¹の導入について検討するとともに、各種勤務時間制度の弾力的な運用に係る検討を行います。

者の仕事のパフォーマンスの向上に大きく関わってくるとされ、近年、企業等で大きく注目されています。

1 高齢期の職員が加齢による身体的な事情への対応等、部分的に勤務しないことがやむを得ない場合などにおいて、週 38 時間 45 分の勤務を定年まで継続することを希望しない場合に、任命権者において、公務の運営に支障がない場合に限り、勤務時間を減じつつ定年まで勤務することを承認することができる制度のこと。

(参考)

千代田区特定事業主行動計画（第2期）

「千代田区特定事業主行動計画」（第2期）とは、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定が義務付けられた計画で、特定事業主として任命権者（区長、区議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会）が連名で策定したものです。

この計画に沿って、すべての職員が家庭生活と仕事を両立しながら活躍し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つため、職員が働きやすく、持てる能力を発揮できる職場を目指した取組みを進めます。

基本理念

「ワーク・ライフ・バランスを実現し、だれもが生き活きと能力を発揮できる職場づくりを」

目標・指標・取組み

目標・指標	目標値 (令和7年度)	最新値	取組み
目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進			
職員一人・1か月当たりの平均超過勤務時間	7時間40分 (20%減)	9時間35分 (令和元年度)	・ワーク・ライフ・バランス研修の実施 ・超過勤務縮減に向けた取組み強化 ・年次有給休暇取得促進に向けた取組み ・柔軟な働き方に資する制度の構築等
職員一人当たりの年次有給休暇取得日数	18日	16.7日 (令和元年度)	
年次有給休暇の取得日数が5日未満の職員の割合	0%	5.0% (令和元年度)	
ワーク・ライフ・バランスに満足している職員の割合	75%	51% (令和2年度)	
目標2 安心して育児・介護と両立できる職場環境の整備			
出産支援休暇取得率	100%	75.0% (令和元年度)	・男性職員の育児参加の促進 ・両立支援冊子の改訂 ・両立支援研修の実施 ・育児休業・介護休暇取得者への情報提供の強化 ・職層ごとの育児休業・介護休暇取得への人的支援
育児参加休暇取得率	100%	66.7% (令和元年度)	
男性職員の育児休業取得率	50%	29.2% (令和元年度)	
目標3 女性の活躍に向けた支援の充実			
管理・監督者※に占める女性職員の割合	40%	33.5% (令和元年度)	・キャリア形成の意識付け ・職務経験の向上を目指したジョブローテーションの実施 ・管理職の働き方改革 ・管理職の魅力のPR

※管理・監督者とは、部長級・課長級・係長級の職員のことです。

※最新値は計画策定時のものです。

エ 障害を有する職員が働きやすい環境整備

令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、率先して障害を有する職員を雇用すること、障害者活躍推進計画を作成・公表すること、障害者雇用推進者及び職業生活相談員を選任すること等、国及び地方公共団体の責務が明示されました。区は、これらを踏まえ「千代田区障害者活躍推進計画」（計画期間：令和2～6年度）を策定し、職員の障害に応じた合理的配慮の実施等を通じて、障害を有する職員が働きやすい環境を整備していきます。

（参考）千代田区障害者活躍推進計画における取組み（抜粋）

① 職場環境の整備

- ・ 就労支援機器導入など施設等整備
- ・ 庁内の相談体制の整備
- ・ 庁外相談（EAP など）の利用促進
- ・ 障害者雇用理解促進のための研修実施

② 障害に配慮した職務選定

- ・ 定期的な面談の場で必要な合理的配慮や担当業務が障害特性に反したものでないか確認

オ ハラスメントの防止

職場の心理的安全性（17 ページ）を高めていくためには、職場においてハラスメント行為¹を発生させないことが必要不可欠です。

一人ひとりがハラスメントについて理解し、誰もが加害者になりうることを十分認識した上で、他者の人格を尊重し、決してハラスメントを行わないよう日頃から心がけることが必要です。

ハラスメント被害にあった場合に相談できる窓口を設置していますので、その周知を行います。

また、研修の実施やハラスメント防止連絡会議²を活用し、職員への制度周知やハラスメント防止に向けた取組み強化を図っていきます。

1 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント（妊娠や出産に当たって職場で受けるハラスメント）等のこと。

2 ハラスメント防止対策の推進を目的とした、部の庶務担当課長及び組合の代表者で構成される会議のこと。

(3) 「適正配置・処遇」の視点からの施策

ア “人財”を育てる配置管理

① 人事異動（ジョブローテーション）

職員の適性や能力、知識・経験、様々な職務に対する意欲などを的確に把握し、配置に反映させることで、職員一人ひとりの育成（成長）に対する機会の確保とキャリア形成を支援するとともに、意欲・能力を発揮できる適材適所の配置管理を推進します。

一般事務の職員には、多様な業務を経験し、幅広い視野の獲得や、職員としての基礎的能力や様々な仕事の進め方等を習得することを目的として人事異動（ジョブローテーション）を実施しています。

また、専門職・技術職の職員については、早期育成を実現するために職種ごとのジョブローテーションを行うほか、定年年齢の引上げをはじめとした地方公務員制度の改正により影響を受ける管理職とその候補者育成のためのジョブローテーションを検討します。

② 重大課題や組織横断的な課題への対応

令和2年度の新型コロナウイルス予防接種調整担当や令和3年度のデジタル戦略担当のように、今後も庁内において重大な課題や組織横断的な課題に対応するため、新たな組織やプロジェクトチームを組織することが想定されます。

自身の担当職務の枠を超え、全庁に渡る課題解決に挑戦することは、これまで得られなかった職務経験や広い視野の獲得に繋がるとともに、その業務を成し得たときの達成感、自信等により、職員の大きな成長につながります。

このような機会を通じ、人材育成を進めます。

③ スペシャリストの育成

専門職（技術職・免許資格職等）はもちろんのこと、税務、戸籍、文書・法規等、一般事務職においても、深い専門知識と実務経験が求められる業務分野があります。

こうした専門分野の業務が円滑に遂行されるよう、ゼネラリストの育成とともに、本人の意向や適性を踏まえ、OJT、Off-JTのほか外部への研修派遣等も活用しながら、スペシャリストの育成を進めます。

イ 昇任選考・昇任猶予・希望降任の実施

主任や技能主任、技能長といった職への任用に当たっては、昇任選考を実施し、各職の職責を担うことができる資質や能力を有しているか判定を

行います。

課長補佐職・係長職への昇任のための能力実証では、各職において求められる能力や資質を有する職員を着実に任用し、組織力の強化を図ります。

昇任予定者数の設定に当たっては、急な退職、病気・けがによる長期休暇等の事態によって管理職や係長級などポスト管理が行われる職に欠員が生じた場合等も考慮したものとします。

また、係長職能力実証の合格者を対象に、療養、育児・介護等の状況にあることを理由とした昇任猶予を行っています。この昇任猶予制度について、課長職や課長補佐職への昇任の際にも使用できるように制度を拡充し、職員個々の状況に配慮した任用を推進します。

昇任は、職員の職務に対する意欲の向上につながる一方、職責や周囲の期待をつらく感じる場合もあります。職員一人ひとりが「自分らしく」働くためにも、主任・技能主任以上の職にある職員本人の希望による降任も認めていきます。

(4) 「育成支援」の視点からの施策

育成支援は、研修受講を通じて行うという狭い意味で理解されがちですが、本方針が定める育成支援は、OJT（職場内研修）を基本とし、Off-JT（職場外研修）の実施、自己研鑽活動支援、また、人事評価、ジョブローテーション等と連動させて推進していきます。

ア 職員研修の充実

① OJT（職場内研修）の実施

職員の成長のためには、OJT（職場内研修）や Off-JT（職場外研修）、自己啓発といった様々な機会・手法があります。中でも、職員の能力向上にもっとも重要な役割を果たすのは、日々の業務を通じた OJT（職場内研修）です。

職員は、配属された職場において、上司、先輩、同僚、後輩職員等、様々な人間関係の中でサポートと指導を受けながら、知識や技術を身につけ、成長していきます。こうした OJT（職場内研修）では、職員一人ひとりに応じたきめ細かな個別指導が可能です。また、指導する職員においても、学びや気づきが多くあり、成長につながります。

職員一人ひとりが「職場で人を育てる意識・育てられる意識」を持ち、互いに職務に関する知識や技術の習得に努めていくことが重要です。

特に管理監督者は、育成支援を重要な職務の一つと認識し、職務に関する知識や技術をはじめ、仕事の進め方や望ましい態度、公務員としての倫理観等を、職員一人ひとりが体験的に学ぶことができる職場づくりを進めることが求められます。

人事課は、仕事の進め方等に関する Off-JT（職場外研修）を通じて、組織的な OJT（職場内研修）を支援します。

【重点事項】

○ OJT 推進研修の継続実施

新規採用職員を受け入れるに当たり、同じ職場の先輩職員をチューター（指導員）として任命し、当該職場全体で計画的・継続的に職員を育成し、即戦力化を図るための体制づくりを支援します。

○ OJT 実施のための資料作成・活用

OJTを実施するためのポイント等をマニュアル化し、各職場のOJTを支援します。

○ 外部人材採用によるOJT

専門的な知識経験を有する外部人材を採用することは、ともに職務を行う職員に専門的知識等を習得させる絶好の機会となります。OJTだけではなく、当該人材が職員向けの研修（Off-JT）を実施する等の方法により、職員に専門的知識等を蓄積します。

② Off-JT（職場外研修）の実施

Off-JT（職場外研修）は、職場を離れ、最新の知識や技術を体系的・集中的に学んだり、日常業務では接する機会の少ない他部署や異なる職種の職員と交流・情報交換をしたりすることで、視野を広げ、新たな気づきを得る貴重な機会です。また、受講した研修の成果を職場に還元することで研修の成果を職場全体で共有することができます。

Off-JT（職場外研修）には、区研修のほか、特別区職員研修所が実施する共同研修や、千代田区・中央区・港区・新宿区で実施する合同研修などがあり、専門分野に特化した研修や、スケールメリットを活かした多様な研修を実施しています。これらに参加することで、他区職員との人脈が形成され、研修後においても業務上の情報交換等ができ、職務に生かすことができます。

近年では、日常業務がある中で研修に参加する負担が大きいとの意見も目立つようになってきています。研修のねらいや効果を見極め、受講しやすいカリキュラムとなるよう常に見直します。

【重点事項】

○ 職層研修

各職層において段階的にコミュニケーション力・リーダーシップ力・マネジメント力をレベルアップし、組織力を向上することを目指し、職層研修を実施します。実施後は、受講者の意見等を踏まえ、実施方法や内容を評価し、見直していきます。

○ オンライン学習の活用

研修のねらいや効果を見極め、移動の手間や時間、場所を気にするこ

となく受講できるオンライン学習による研修を実施します。

○ **リスキリング (30 ページ) の機会提供**

DX推進の流れの中で大きく業務の進め方等が変化します。こうした変化や今後新たに発生する業務に対応するスキルや知識の習得が必要となるため、ニーズに対応した研修を実施します。

○ **各部等での研修**

各部に予算を計上し、各部の行政課題に対応し、もしくは職員の専門性を高めるための研修、外部公開講座等の受講、あるいは他の自治体の行政視察等に活用します。

千代田区のOJT推進研修

区では、新規採用職員（経験者採用職員を含め、ここでは「新人職員」といいます。）の育成に成長を促す取組みとして、OJT推進研修を実施しています。

この研修の目的は、職場全体で計画的・継続的に新人職員を育成することにあります。

新人職員や指導員（チューター）を対象とした研修（Off-JT）にとどまらず、新人職員を持つ管理監督者に向けて、新人の特性やそれに応じた具体的指導法のアドバイス等、職場全体で育成に臨む体制構築の一助としてもらうための講義を行っています。

また、新人とチューターが一堂に会して交流を図るプログラムや、チューター同士・新人同士で状況や悩みを共有する場、チューター・新人の一人ひとりが、経験豊富な講師との個別面談で直接相談したりアドバイスを受けたりする機会も設けています。

今後も新人職員のOJTを通して職場全体のOJTを活性化し、人を育てる組織風土の醸成を図ります。

リスキリングと業務での実践 ～自ら学び、成長し続ける力が求められる時代に～

DXの推進を背景に、リスキリング（リスキル）が注目されています。リスキリングとは、「繰り返す」を意味する英語の「Re」と、「技術」を意味する「Skill」を掛け合わせた言葉で、技術革新や社会環境等で新たに求められる業務において必要となる知識やスキルを学ぶことです。

千代田区DX戦略に基づき推進している「区民サービス向上や効果的・効率的な行政運営に資するデジタル技術の活用や基盤・環境づくり」への対応もリスキリングが必要とされる場面です。

今後の変化に合わせ、必要な知識やスキルを学び続け、習得した知識等を業務やプロジェクトなどで活かすことで、自身を成長させ、千代田区職員として誇りを持って区民福祉を増進する使命を全うしましょう。

イ 目標管理型人事評価の実施

人事評価の目的は、能力と実績に基づく人事管理のため、評価結果を昇任・昇給等に反映し、成果を挙げた職員を適切に処遇することで職員のモチベーションを高め、区民福祉の向上につなげるとともに、そのプロセスを通じて職員一人ひとりの強みや改善点を的確に把握し、継続的な育成支援を行うことにあります。人事評価は、職員の育成のための重要な機会と言えます。

人事評価の過程で、評価者は、職員一人ひとりの強みや改善点を的確に把握し適切なフィードバックを行うことで職員の育成を促します。職員は、自己申告の目標設定や評価結果の面談等を通じて、自らの職務を振り返り、主体的な課題設定と能力向上に取り組み、上司との面談におけるフィードバックを通じて職務能力の向上につなげます。

人事評価制度の公平・公正な運用のため、また人事評価が育成の重要なツールとして機能するよう、制度に対する正しい理解と部下育成のスキルの理解・実践が不可欠です。昇任する課長・係長に対しては、人事評価と育成について研修を実施します。

ウ 管理職候補となる職員の育成

管理職候補となる職員の確保に向けては、上司となる管理監督職あるいは上司であった者等が、管理職を志す職員あるいは管理職候補となりうる意欲や能力の高い職員に対し、日頃から、あるいは面談を通じた機会等においてキャリアプランに対する助言、継続的な指導、受験指導等を行う等し、育成を行っていきます。

職員や上司の意向も踏まえながら、管理職への成長に寄与する派遣等を含めたジョブローテーションの検討・実施を進めます。

また、職層研修としてのキャリアデザイン研修や、管理職職員が講師となって、これまでの経験、やりがい、管理職となることの魅力等について、一般職員に語る研修を継続します。

女性職員が管理職昇任において不安を感じていると思われる「仕事と家庭生活との両立への不安」を緩和できるよう「育児・介護の両立支援」に向けた取り組みや働き方改革に向けた取り組み（22 ページ）等も進めます。

エ 外部派遣研修等の活用

東京都への派遣研修、外部団体への派遣の実施により、千代田区以外の環境で得た知識や経験、人脈等を区政運営に活用していきます。

他の地方自治体等への派遣研修は、広い視野や専門性を獲得し、客観的に区政を見直すことができる制度です。派遣先の職員の気概、課題解決の取り組みなどは、職員にこれまでと異なる視点で区の特長や課題を見つめ直す機会を与え、新たな発想やアプローチ、ネットワークやノウハウを蓄積させます。

また、他団体職員の派遣受け入れにより、職場の活性化を図り、千代田

区にはない新たな発想や専門的な知識を取り入れていきます。

オ 職員の自己研鑽活動の支援

「能力開発の基本は自学」といわれるように、育成（成長）は、本人の意欲・主体性があるはじめて可能になります。職務に関する知識や技術等について、自ら学ぶ自己啓発は育成（成長）の基本です。

勤務時間外に、職務に結び付く、または職務に関連性のある資格取得を目指すなど、学ぶ意欲をもち、自ら能力向上に積極的に取り組む職員を支援するため、通信講座等の受講料等の一部を助成します。

各職場で必要とされる資格・能力を示し、職員の自己啓発の目安、目標としたり、これらへの取組み成果（資格取得等）を人事評価や以後の人事異動に活用し、適材適所の人事配置や職員のモチベーションの向上につなげていきます。

カ 人材開発推進委員会

人材育成施策に関する全庁的な取組みや部内調整をより迅速かつ効果的に行う体制を整備するため、人材開発推進委員会を設置しています。

能力開発、人材育成に関する新たな仕組みや取組みを検討し、協議や調整の場として活用していきます。

3 人材育成上の課題（10 ページ）との対応

	課題 1 育成 新規採用職員等の	課題 2 ベテラン職員 の活躍及 び知識・経験の継承	課題 3 管理監督職となる 職員の育成	課題 4 保、育成 専門的な人材の確	課題 5 職員の自発性を支援す る仕組みの充実	課題 6 職場づくり 人を育てる良好な
(1) 「人材確保」の視点からの施策						
ア 職員の採用	○	—	—	○	—	—
イ ベテラン職員の活用	○	○	○	—	—	○
ウ 人材の効果的な活用、多様なマンパワーの活用	—	—	—	○	—	○
(2) 「職場環境の整備」の視点からの施策						
ア 健康管理	○	—	○	—	—	○
イ 育児・介護との両立支援	○	—	○	—	○	○
ウ 働き方改革の推進	○	—	○	—	○	○
エ 障害を有する職員が働きやすい環境整備	—	—	—	—	—	○
オ ハラスメントの防止	○	—	○	—	—	○
(3) 「適正配置・処遇」の視点からの施策						
ア “人財”を育てる配置管理	○	○	○	○	○	○
イ 昇任選考・昇任猶予・希望降任の実施	○	—	○	—	○	—
(4) 「育成支援」の視点からの施策						
ア 職員研修の充実	○	—	○	○	○	—
イ 目標管理型人事評価の実施	○	○	○	—	○	—
ウ 管理職候補となる職員の育成	—	—	○	—	—	—
エ 外部派遣研修等の活用	○	—	○	—	○	—
オ 職員の自己研鑽活動の支援	○	—	○	—	○	—
カ 人材開発推進委員会	○	○	○	○	○	○

(参考)

千代田区DX人材の確保及び育成

千代田区では、令和4年4月に「千代田区DX戦略」を定め、DXを積極的に推進しています。DX推進に向けた人材の確保、育成に取り組みます。

(1) DXの全庁的推進 (OJTの実施 (27 ページ))

DX担当部門、DX推進に向け設置しているプロジェクトチーム、各課等におけるDXへの取組みの機会を人材育成の場としていきます。

(2) 研修の充実 (Off-JTの実施 (28 ページ))

- ・ ICTの基礎的な知識の習得・利活用、適切な活用に向けた意識定着を目的とした研修を実施します。
- ・ 専門性の高いスキルについては、担当課企画研修、内部講師による研修、各部計上予算による外部公開講座への参加等の機会を活用していきます。
- ・ DX推進には、ICTの専門知識だけでなく、課題対応、判断・企画、コミュニケーション等の職務能力も求められます。OJTで実践的なスキルを高められるよう、研修計画を見直していきます。
- ・ 職員の自己啓発を支援する助成制度を広く周知し、ICT関連資格の取得等、職員の自発的な能力開発を支援します。

(3) 人材の確保・活用 (職員の採用 (20 ページ))

区の内部で直ちに配置が困難なICT人材、育成に相当の時間を要する人材については、任期付職員やICT専門職種の正規採用を検討します。

これらの人材には、周囲の職員の教育や職員研修の内部講師等の役割も担ってもらい、庁内の人材育成を進めます。

(4) 外部機関への職員の派遣 (外部派遣研修等の活用 (31 ページ))

職員がICT等の専門性等を身に付けることができるよう、外部機関への研修派遣を検討します。

第5章 人材育成の推進に向けて

本方針が副題とする「ともに高め合い、成長するチームを目指して」に向かって、部・課等の各組織と、人事課、職員一人ひとりが連携・協力してそれぞれの役割を果たし、人材育成を推進します。

【職員の役割】

- すべての職員が人材育成のための重要な役割を担っています。ともに学び高め合う姿勢・心構えを持ち、職層・年齢・雇用形態等にかかわらず、誰もが教え、教わる関係を持ち、それぞれの立場でOJT（職場内研修）を実践します。

【管理監督者の役割】

- 部長にあっては、組織理念の実現や組織目標の達成、組織課題の解決に向けて、職員に対し、あらゆる機会をとらえて組織理念、組織目標、求める職員像等の組織が目指す方向性を明確に伝え、職員の成長が組織の成長につながり、ひいては区民の福祉の増進に結びつくことを強くメッセージとして伝えます。
- 課長にあっては、職場でのリーダーシップをより一層発揮し、係長と十分な連携を図り、職員（会計年度任用職員等を含みます。）の意欲と能力を引き出し、伸ばし、生かすための取組み（OJT（職場内研修）による育成、適正な評価、成長に向けた職場風土づくり等）を行います。
- 係長にあっては、OJT（職場内研修）の担い手の中心として、また、良好な職場環境の作り手として、部下職員や会計年度任用職員等への積極的な関与を行います。
- 全庁的な人材育成施策が効果を上げるよう、それぞれが積極的・主体的に取り組めます。一人ひとりがそれぞれの立場で人材育成を行うとともに自己研鑽に努め、職場における人材育成を推進します。

【人事課の役割】

- 優れた人材の確保に努めるとともに、職員一人ひとりの適性や能力、知識・経験、職務に対する意欲・態度などを把握し、その結果を人事配置や処遇に反映させます。
- 組織として職員の成長と能力発揮を支えるため、その基盤となる人事制度の整備に取り組みます。
- 各課で行う人材育成の基本となるOJT（職場内研修）を支援するとともに、より効果的なOff-JT（職場外研修）の提供と職員の自己啓発支援に取り組みます。
- 本方針に沿って、各部・各課等と連携・協力し、全庁的な人材育成施策を企画・実施します。本方針を適宜見直します。
- 各部・各課等における人材育成の取組みを支援します。

參考資料

1 改定前人材育成基本方針の成果について

内 容	状況	主な実施内容
職員研修からのアプローチ		
(1) 参加型、実践型研修の実施	実施	研修ごとに研修効果を検討し、事前課題の活用、グループワーク、発表等を内容に含めて実施
(2) OJT支援策の充実	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員の管理者等を対象とするプログラム実施（平成26年度～） ・新規採用職員とチューターを対象とするグループ面談実施（平成28年度～） ・管理職研修「OJT活性化」実施（令和元～4年度）
(3) 能力開発チェックリストの活用	実施	自己申告における、標準職務遂行能力を踏まえた能力評価（平成28年度～）
(4) コミュニケーションツールとしてのコーチング活用	実施	管理職昇任時研修（平成22年度～）等
(5) 自己啓発助成の強化	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士対策講座等受講費助成の充実（平成28年度） ・資格取得助成の拡大（平成29年度）
(6) フレッシュサービス推進活動	実施	継続実施
人事管理からのアプローチ		
(1) 目標管理自己申告の育成的運用	実施	継続実施
(2) 適切な業績評価	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価（定期評価）の本人開示（平成28年度～） ・研修対象者を係長級職員に拡大（平成29年度）
(3) 人事異動	実施	継続実施
(4) 新規採用職員の早期育成	実施	継続実施
(5) 自己啓発のための休業制度	未実施	

内 容	状況	主な実施内容
(6) 公務員倫理の意識 のかん養	実施	5年ごとの研修受講（平成30年度～）
職場環境からのアプローチ		
(1) メンタルヘルスへの取り組み	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康サポート（EAP）（継続） ・精神科産業医による相談開始（平成28年度～） ・5年ごとの研修受講（平成30年度～）
(2) ハラスメント防止に向けた啓発	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ハラスメント防止マニュアルの整備・周知等（継続） ・5年ごとの研修受講（平成30年度～）
(3) 男女共同参画社会の実現	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と育児の両立支援ノート等作成（平成27年度） ・研修実施（継続）
(4) 「人権感覚の育成」を目指す取り組み	実施	5年ごとの研修受講（平成30年度～）
区民の求める地域づくりに向けて		
地域活動への参加促進等	実施	まち歩き、福祉体験等の研修実施

2 各職位に求められる標準職務遂行能力

部長

標準職務遂行能力	
倫理	全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
構想	区政全般を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、区民の視点に立って、行政課題について基本的な方針を示すことができる。
判断	部の責任者として、その課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。
説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。
業務運営	区民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
組織統率	指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げることができる。

課長

標準職務遂行能力	
倫理	全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、区民の視点に立って、行政課題に対応するための方針を示すことができる。
判断	課の責任者として、適切な判断を行うことができる。
説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。

課長補佐

標準職務遂行能力		着眼点	
倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	責任感	全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組む。
		公正性	服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。
課題対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、特に困難な課題に対応することができる。	知識・情報収集	担当業務における専門的知識・技術の習得・情報収集を行う。
		問題の把握	新しい課題に対して問題点を的確に把握し、対応策を考える。

標準職務遂行能力		着眼点	
		課題への対応	課の課題や問題点を取りまとめ、その内容に対応策とともに上司に示し、実行に移すことができる。
判断・企画	現実に適した結論や将来の事柄を推測し、最適な手段・方法を考えることができる。	判断力	担当業務の目的・意義を把握して、迅速かつ適切に行う。
		企画力	課題の解決能力・分析力を備え独創性・実現性・先見性のある解決策を示すことができる。
		積極性	新しい仕事・課題への取り組み姿勢や自己研鑽に取り組む姿勢がある。
協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	協調性	上司・部下や他所属等の担当者と協力的な関係を構築する。
		指示・指導の理解	上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。
		規律性	公務員として定められた規律や社会人として当然のルールを遵守している。
説明・調整	担当する特に困難な事案について、豊富な経験、知識等に基づき分かりやすい説明を行うとともに、係間等の調整を行うことができる。	説明力	困難な事案に対してもポイントを整理し、筋道を立てて分かりやすく住民や関係者に説明する。
		相手の話の理解	困難な事案に対しても住民や関係者の意見・要望等を正しく理解して説明を行う。
		関係者間の調整	住民、関係機関、関係部署等との折衝や連絡等を行い、各関係者間の調整を行うことができる。
		接遇態度	住民、関係機関、関係部署等に対し、誠実・適切な言葉遣いや態度で対応を行っている。
		課内の情報共有	課の課題を部下に説明し情報共有するとともに、部下に対して業務の位置付けや課内業務の全体像をイメージさせる。
業務遂行	課長を補佐し、部下や同僚・後輩を指導・助言・育成するとともに、計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。	計画性・実行性	期限を意識し、進捗状況を部下や同僚と共有しながら計画的に業務を進め、困難な状況においても粘り強く仕事を進める。
		正確性	ミスや抜け落ちを生じさせないよう担当業務全体のチェックを行う。
		業務改善	作業の優先順位や事務の見直しなど、業務の改善に取り組む。
		部下の指導	部下の能力を把握し、部下の育成のための的確な指示やアドバイスを与え、問題がある時には適切に指導する。

係長

標準職務遂行能力		着眼点	
倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	責任感	全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組む。
		公正性	服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。
課題対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。	知識・情報収集	担当業務における専門的知識・技術の習得・情報収集を行う。
		問題の把握	新しい課題に対して問題点を的確に把握し、対応策を考える。
		課題への対応	課の課題や問題点を取りまとめ、その内容に対応策とともに上司に示し、実行に移すことができる。
判断・企画	現実に適した結論や将来の事柄を推測し、最適な手段・方法を考えることができる。	判断力	担当業務の目的・意義を把握して、迅速かつ適切に行う。
		企画力	課題の解決能力・分析力を備え独創性・実現性・先見性のある解決策を示すことができる。
		積極性	新しい仕事・課題への取り組み姿勢や自己研鑽に取り組む姿勢がある。
協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	協調性	上司・部下や他所属等の担当者と協力的な関係を構築する。
		指示・指導の理解	上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。
		規律性	公務員として定められた規律や社会人として当然のルールを遵守している。
説明	担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。	説明力	ポイントを整理し、筋道を立てて分かりやすく住民や関係者に説明する。
		相手の話の理解	住民や関係者の意見・要望等を正しく理解して説明を行う。
		接遇態度	住民、関係機関、関係部署等に対し、誠実・適切な言葉遣いや態度で対応を行っている。
		課内の情報共有	課の課題を部下に説明し情報共有するとともに、部下に対して業務の位置付けや課内業務の全体像をイメージさせる。
業務遂行	部下や同僚・後輩を指導・助言・育成するとともに、計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。	計画性・実行性	期限を意識し、進捗状況を部下や同僚と共有しながら計画的に業務を進め、困難な状況においても粘り強く仕事を進める。
		正確性	ミスや抜け落ちを生じさせないよう担当業務全体のチェックを行う。
		業務改	作業の優先順位や事務の見直しなど、業務の

標準職務遂行能力		着眼点	
		善	改善に取り組む。
		部下の指導	部下の能力を把握し、部下の育成のための的確な指示やアドバイスを与え、問題がある時には適切に指導する。

主任

標準職務遂行能力		着眼点	
倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	責任感	全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組む。
		公正性	服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。
知識・技術	業務に必要な特に高度の知識・技術を習得し、活用することができる。	情報整理	担当業務における情報を収集し、情報や資料を分類・整理し業務に活用できる。
		知識習得	業務に必要な特に高度な知識や技術を身につけ活用できる。
判断・企画	現実に適した結論や将来の事柄を推測し、最適な手段・方法を考えることができる。	判断力	担当業務の目的・意義を把握して、迅速かつ適切に行う。
		企画力	課題の解決能力・分析力を備え独創性・実現性・先見性のある解決策を示すことができる。
		積極性	新しい仕事・課題への取り組み姿勢や自己研鑽に取り組む姿勢がある。
コミュニケーション	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	指示・指導の理解	上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。
		報告・連絡	情報や状況を正確にわかりやすく伝達・説明し、常に上司への報告や連絡を怠らない。
		接遇態度	住民、関係機関、関係部署等に対し、誠実・適切な言葉遣いや態度で対応を行っている。
		規律性	公務員として定められた規律や社会人として当然のルールを遵守している。
業務遂行	係長職を補佐し、同僚・後輩を指導・助言・育成するとともに、意欲的に業務に取り組むことができる。	計画性・実行性	期限を意識し、計画的に業務を進め、積極的かつ粘り強く仕事を進める。
		正確性	ミスや抜け落ちを生じさせないよう作業のチェックを行う。
		業務改善	上司からの指導や助言を活かし、業務の全体像を意識しながら、作業の優先順位や事務の見直しなど、業務の改善に取り組む。
		部下の指導	同僚や後輩にアドバイスを与え、課内・係内の業務について協力して業務を行うことができる。

係員

標準職務遂行能力		着眼点	
倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	責任感	全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組む。
		公正性	服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。
知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。	情報整理	担当業務における情報を収集し、情報や資料を分類・整理し業務に活用できる。
		知識習得	業務に必要な知識や技術を身につけ活用できる。
判断・企画	現実に適した結論や将来の事柄を推測し、最適な手段・方法を考えることができる。	判断力	担当業務の目的・意義を把握して、迅速かつ適切に行う。
		企画力	課題の解決能力・分析力を備え独創性・実現性・先見性のある解決策を示すことができる。
		積極性	新しい仕事・課題への取り組み姿勢や自己研鑽に取り組む姿勢がある。
コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	指示・指導の理解	上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。
		報告・連絡	情報を正確に伝達し、常に上司への報告や連絡を怠らない。
		接遇態度	住民、関係機関、関係部署等に対し、誠実・適切な言葉遣いや態度で対応を行っている。
		規律性	公務員として定められた規律や社会人として当然のルールを遵守している。
業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。	計画性・実行性	期限を意識し、計画的に業務を進め、積極的かつ粘り強く仕事を進める。
		正確性	ミスや抜け落ちを生じさせないよう作業のチェックを行う。
		業務改善	上司からの指導や助言を活かし、自己の業務の意義を意識しながら、作業の優先順位や事務の見直しなど、業務の改善に取り組む。

統括技能長

標準職務遂行能力		着眼点	
倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、サービス規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	責任感	全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組む。
		公正性	サービス規律を遵守し、公正に職務を遂行する。
知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得することができる。	情報整理	課題や問題を把握するとともに、担当業務における情報を収集し、情報や資料を分類・整理し業務に活用できる。
		知識習得	業務に必要な専門的知識や技能を向上させ活用できる。
コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	指示・指導の理解	上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。
		報告・連絡	情報や状況を正確にわかりやすく伝達・説明し、常に上司への報告や連絡を怠らない。
		接遇態度	住民、関係機関、関係部署等に対し、誠実・適切な言葉遣いや態度で対応を行っている。
		規律性	公務員として定められた規律や社会人として当然のルールを遵守している。
業務遂行	複数の技能長を統括し、常に適切な指導及び業務の監督等を行うとともに、最適な手段・方法を考え、意欲的に業務に取り組み、業務の安全及び能率的運営を維持するよう努めることができる。	計画性・実行性	期限を意識し、進捗状況を技能長や同僚等と共有しながら計画的に業務を進め、困難な状況においても粘り強く仕事を進める。
		正確性	ミスや抜け落ちを生じさせないよう担当業務全体のチェックを行う。
		業務改善	作業の優先順位や事務の見直しなど、業務の安全及び能率的運営を維持するよう業務の改善に取り組む。
		指導・監督	技能長や同僚等の能力を把握し、育成のために的確な指示やアドバイスを与え、問題がある時には適切に指導や業務の監督等をする。

技能長

標準職務遂行能力		着眼点	
倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、サービス規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	責任感	全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組む。
		公正性	サービス規律を遵守し、公正に職務を遂行する。
知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得することができる。	情報整理	課題や問題を把握するとともに、担当業務における情報を収集し、情報や資料を分類・整理し業務に活用できる。
		知識習得	業務に必要な専門的知識や技能を向上させ活用できる。

標準職務遂行能力		着眼点	
コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	指示・指導の理解	上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。
		報告・連絡	情報や状況を正確にわかりやすく伝達・説明し、常に上司への報告や連絡を怠らない。
		接遇態度	住民、関係機関、関係部署等に対し、誠実・適切な言葉遣いや態度で対応を行っている。
		規律性	公務員として定められた規律や社会人として当然のルールを遵守している。
業務遂行	常に適切な指導及び業務の監督等を行うとともに、最適な手段・方法を考え、意欲的に業務に取り組み、業務の安全及び能率的運営を維持するよう努めることができる。	計画性・実行性	期限を意識し、進捗状況を同僚等と共有しながら計画的に業務を進め、困難な状況においても粘り強く仕事を進める。
		正確性	ミスや抜け落ちを生じさせないように担当業務全体のチェックを行う。
		業務改善	作業の優先順位や事務の見直しなど、業務の安全及び能率的運営を維持するよう業務の改善に取り組む。
		指導・監督	同僚等の能力を把握し、育成のための的確な指示やアドバイスを与え、問題がある時には適切に指導や業務の監督等をする。

技能主任

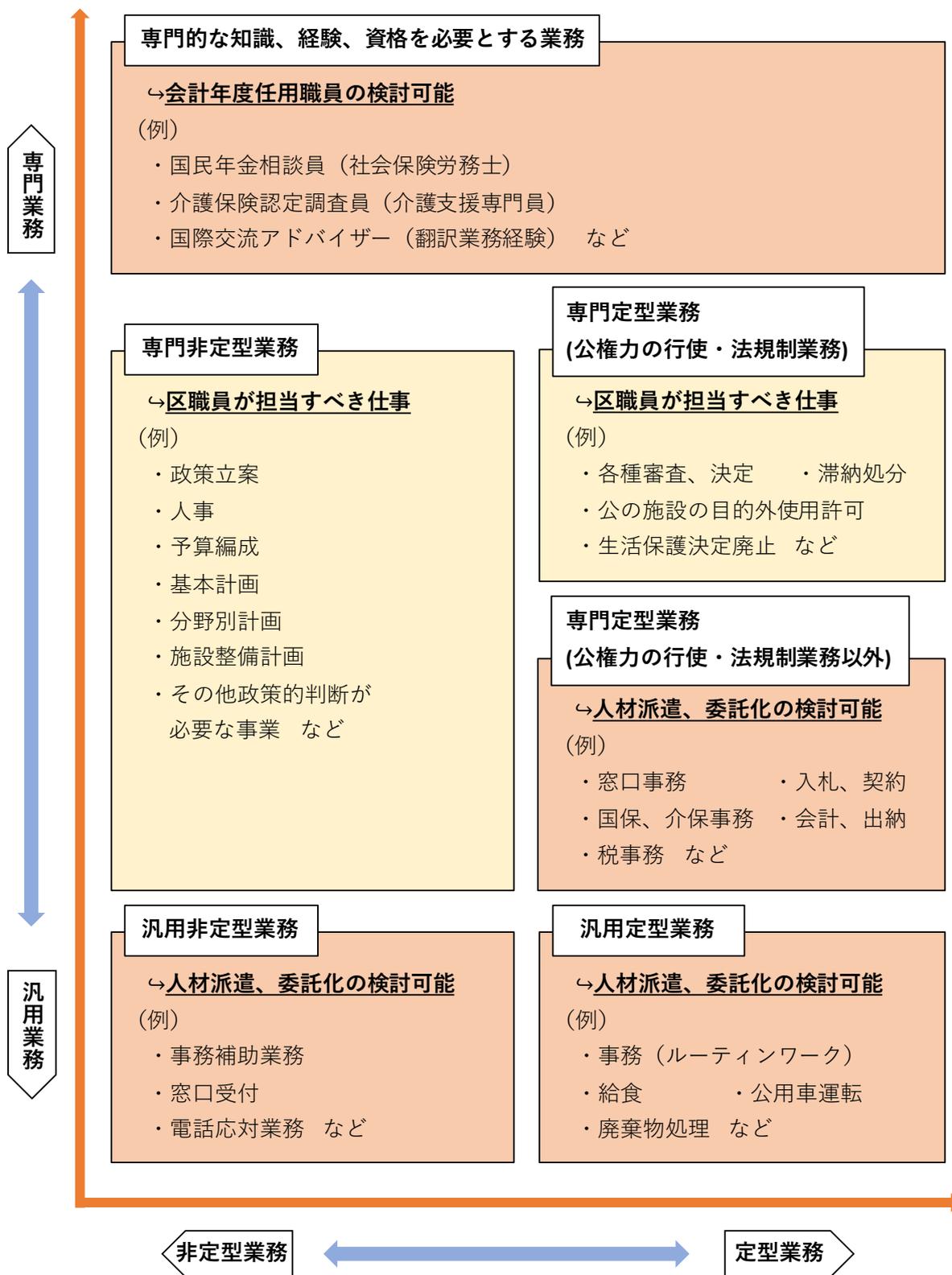
標準職務遂行能力		着眼点	
倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	責任感	全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組む。
		公正性	服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。
知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得することができる。	情報整理	担当業務における情報を収集し、情報や資料を分類・整理し業務に活用できる。
		知識習得	業務に必要な特に高度な知識や技能を向上させ活用できる。
コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	指示・指導の理解	上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。
		報告・連絡	情報や状況を正確にわかりやすく伝達・説明し、常に上司への報告や連絡を怠らない。
		接遇態度	住民、関係機関、関係部署等に対し、誠実・適切な言葉遣いや態度で対応を行っている。
		規律性	公務員として定められた規律や社会人として当然のルールを遵守している。

標準職務遂行能力		着眼点	
業務遂行	業務の円滑化を図るため、現場作業におけるリーダー、あるいは、職務上の指導・育成等を行うとともに、最適な手段・方法を考え、意欲的に業務に取り組むことができる。	計画性・実行性	期限を意識し、計画的に業務を進め、積極的かつ粘り強く仕事を進める。
		正確性	ミスや抜け落ちを生じさせないよう担当業務全体のチェックを行う。
		業務改善	作業の優先順位や事務の見直しなど、業務の改善に取り組む。
		指導・監督	同僚や後輩にアドバイスを与え、業務の円滑化を図り、周囲と協力して業務を行うことができる。

係員（技能系）

標準職務遂行能力		着眼点	
倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	責任感	全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組む。
		公正性	服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。
知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得することができる。	情報整理	担当業務における情報を収集し、情報や資料を分類・整理し業務に活用できる。
		知識習得	業務に必要な知識や技能を向上させ活用できる。
コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	指示・指導の理解	上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。
		報告・連絡	情報や状況を正確にわかりやすく伝達・説明し、常に上司への報告や連絡を怠らない。
		接遇態度	住民、関係機関、関係部署等に対し、誠実・適切な言葉遣いや態度で対応を行っている。
		規律性	公務員として定められた規律や社会人として当然のルールを遵守している。
業務遂行	最適な手段・方法を考え、意欲的に業務に取り組むことができる。	計画性・実行性	期限を意識し、計画的に業務を進め、積極的かつ粘り強く仕事を進める。
		正確性	ミスや抜け落ちを生じさせないよう作業のチェックを行う。
		業務改善	作業の優先順位や事務の見直しなど、業務の改善に取り組む。

3 区職員が担当すべき業務と多様な人材を活用できる業務



千代田区人材育成基本方針
(令和4年度改定版)
令和5年●月
千代田区